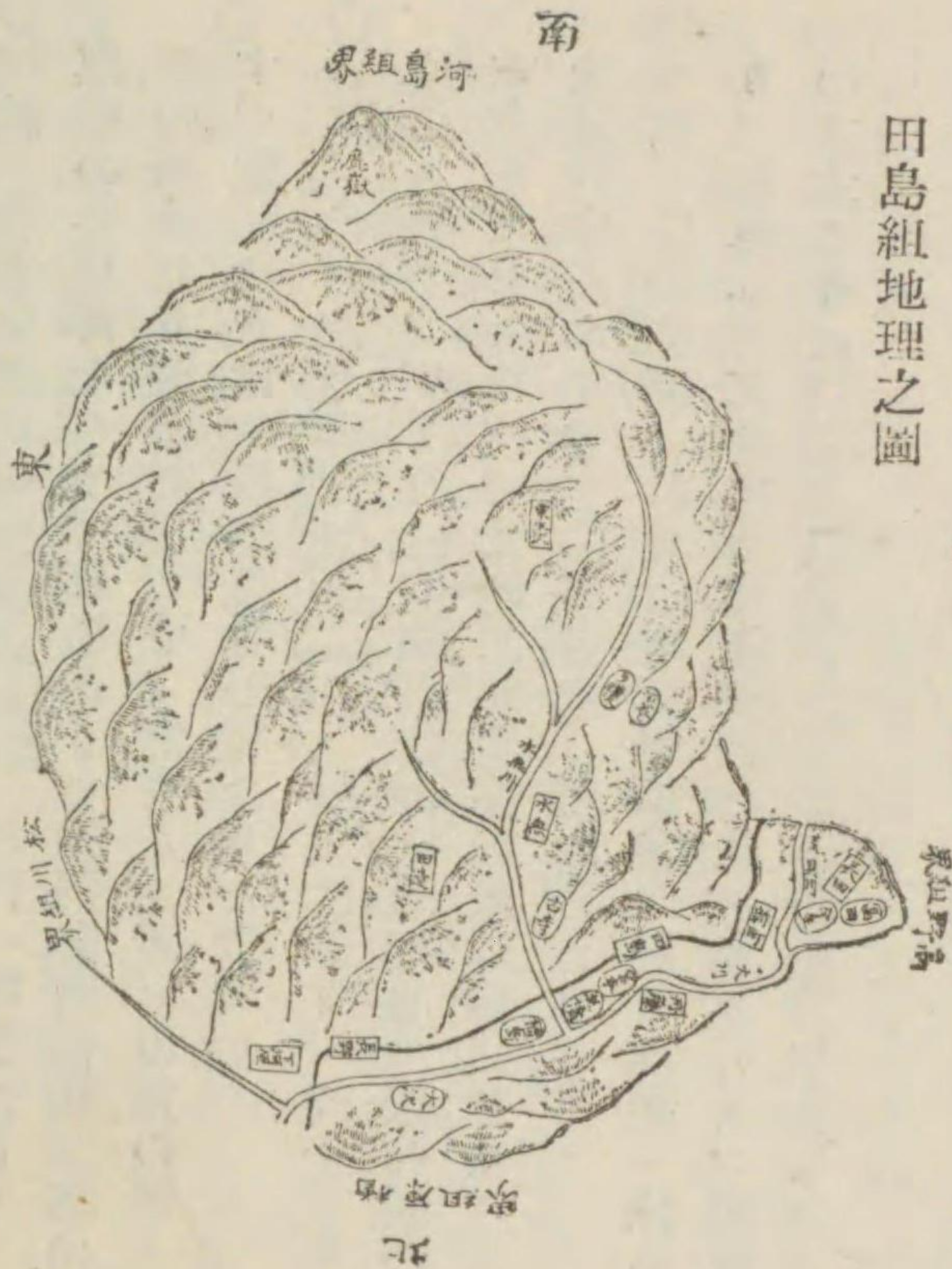


柴を採て穴の奥に籍き、漸く穴淺くなり己が身の露るるを覺へず、獵人其機を計り鐵炮を放ち或は月輪と聲をかけ鎗にて突殺す、熊の胸に月輪とて白き所あり、急所にて是をつけば立ところに死すと云、總て山ふかき村に

田島組地理之圖



て熊をとる皆これに同じ、此組の諸村關本郡に屬するもの一箇村あり永田村餘は皆田島郷に隸す、此組總て八箇村あり、
田島組八箇村

田島村 端村 宮本 折橋 古寺 櫃島 新町村
丹藤村 長野村 小名 下河原 端村 大澤 田邊
村 栗生澤村 水無村 小名 須卷 端村 多摸澤
渡實今廢 隔澤今廢 永田村 小名 富田 端村
今生

●田島村端村 宮本 折橋 府城の南に當り行程十里十二町餘、家數二百廿二軒、長二十町餘幅八間、兩頬に住し南は山に倚り北は大川に近し、下野街道驛所にて村中に官より令ぜらるる掟條目の制札あり、楢原組楢原村驛より一里三十四町、松川組鹽生村驛よりも二里廿五町にて此に繼ぎ、此より一里十六町本郡河島組河島村驛に繼ぐ村東に一里塚あり、東二十九町三十間長野村の界に至る其村まで一里四町、西は村際にて丹藤村に界ふ、南は新町村及河島組中荒井村の山に連り界域分ちがたし、新町村は未申に當り十三町二十間北六町三十間、丹藤村の界に至る、其村まで九町三十間、又辰巳の方二十四町水無村の界に至る、其村まで一里、此村山中に住すれども地面開けて水田多し、毎月六度の市日あり、近村より來り諸品を交易す、
○端村 宮本 本村の北三町にあり、家數九軒、東西十六間、南北三十間四方田圃なり ○折橋 宮本の東

四町餘にあり、家數二十軒、東西二町、南北八間北は大川に傍ひ三方田圃なり ○古寺 本村より辰巳の方八町にあり、家數四軒、東西一町南北二十間、南は山に倚り北に田圃あり ○櫃島 本村より丑寅の方十二町にあり、家居一軒、

○山川 ○嶋山 村南四町にあり、登ると三町餘九折最峻く満山木立深く西南は巉岩高く峙てり、穢ある者此山に入るときは必山鬼の祟ありて、或は登る人を擲ち或は風雨俄に起ると云 ○大川 村より子丑の方九町にあり、丹藤村の境内より來り東に流ると三十町長野村の界に入る、廣四十間計 ○水無川 村東十町にあり、水無村の境内より來り、北に流ると二十町大川に入る ○清水 嶋山の半腹にあり、一間四方最清冽なり、旱歲にもかれずと云、

○水利 ○田島堰 新町村の方より來り、田地の養水とし下流大川に注ぐ、

○郡署 ○陣屋 村中にあり、役人を置て本組及小出組彌五島組・松川組・楢原組・高野組・河島組・熨斗戸組・古町組・和泉田組・黒谷組・大鹽組・大沼郡瀧谷組・黒尻組・大谷組・大石組・永井野組・胃組・東尾岐組・大鹽組・下野國鹽屋郡河島組を統制せしむ、

○倉廩 ○米倉二屋 共に村南にあり、本組の米を納む、
○神社 ○西宮神社 境内東西五間南 村西にあり、鎮座の年代詳ならず、蛭兒神を祭る、鳥居拜殿あり ○神職 塚本左近 先祖を八郎一光と云、何の頃にか當社の神職となる、慶長の頃文十郎保光と云者あり、今の左近光安は保光が十世の孫なりとぞ ○田出宇賀神社 境内一町南北三 端村宮本にあり、いつの頃にか田畝の中より出現し給ひし故名けしとぞ、祭神は倉稻魂命なりと云今村北二町に田島柳とて一株の柳あり、此神現せし所なりとぞ、石鳥居あり、祭禮六月十五日 【末社一座】
○伊勢宮 本社の西にあり、【相殿一座】 △天王神 本村より移せり、
【寶物】△御正體 一面 奉懸御聖躰花聖一面、康永三年甲申四月十一日、和泉國近木莊住人禪尼妙覺と書付あり △御正體 一面 奉懸御正躰、長元二己巳年九月吉日、尾張國住人佐瀬宮内少輔平正勝敬白と書付あり、其時代の物とは見えす ○神職室井出雲 何の頃にか權大夫某と云者當社の神職となる、それより九世の孫を祝守國長とて寛文中神職たり、今の出雲國貞が七世の祖なり 昔室井と稱せるもの長沼氏に仕へ田島四天の一人なりと云久く此村に住し室井氏を稱すれば其子孫なる

もしるべ 古文書一通を藏む、其文如左、

彼祝守陰陽之儀仕間敷候、其外八郷之大夫衆は陰陽可仕候、祝守八郷之可爲頭候、

以上

御師 三日市大夫次郎 秀隆判
慶長六辛丑年七月吉日

○熊野宮 田出宇賀神社と同所にこれを祭る、鎮座の初詳ならず ○末社一座 ○稻荷神社 本社西にあり、

【寶物】△御正體 三面、一は奉上本地御正體三尊、康和二九月九日源貞明と書付、一は熊野大權現奉懸御正體一面、右者爲信心大施主病悉地心中有故皆令満足殘有重大平故也、貞和元年十二月二日願主源有里敬白と書付、一は奉納正體一面宮本熊野本宮産社文安三九月九日星彈正と書付あり此外にも御正體數多あり、銘なければ載せず ○神職渡邊但馬 昔何の頃にか千一と云巫女神職を司り、相續て九世萬一に至るまで巫女にて職を勤む 萬一は寛文中の者なり 萬一が子を彈正宗忠と云、今の但馬宗興は宗忠が五世の孫なりとぞ ○八幡宮 境内東西七免除 村南嶋山の麓にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居拜殿あり、藥師寺是を司る 【相殿一座】 △摩利支天

にか覺阿彌と云僧中興すと云、本尊彌陀長二尺二寸惠心作と云、客殿に安す ○藥師寺 境内東西一町三尺南教林寺の東にあり、金光山と號す、山城國醍醐山松橋無量壽院の末寺眞言なり、何頃の開基と云こと詳ならず、長沼氏代代の祈願所なりしとぞ、延徳二年日海と云僧住してより相續て今に至る △本堂 三間半四面南向藥師を安す秘佛なり △觀音堂 本堂の前にあり、【寶物】 △古文書 一通 豊臣家の文書なりと云、今陣屋の地に法花寺と云寺ありしと云傳れども果して其寺の事にや否を知らず、其文如左、

朱印

太政大臣

法花寺

當寺成處種々馳走之段無比類事誠神妙也、必上落(洛か)時恩賞則雲林寺千石千貫大原寺家千餘貫合兩寺無別儀可下付也、爲其 御書如件

天正十二年

甲申 二月吉日

○慈恩寺 境内六百七十七步 村中にあり、養命山と號す、藥師寺の末山眞言宗なり、慶長の頃の草創にて其後良叶と云僧中興すと云、本尊千手觀音客殿に安す ○大

神 本村より移せり ○愛宕神社 境内東西九間南の頂にあり、草創の年代を知らず、ここに登れば眼界廣く數多の村落一望の中にあり、鰐口一口を懸く、徑一尺三寸餘、奉寄進愛宕山鰐口田島城主蒲生主計助敬白慶長十八年五月吉日大工若松住長谷川清六と彫附あり、村民の持なり ○稻荷神社 境内東西十四間南折橋の戌亥の方にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○徳昌寺 境内東西四十間南北 村南四町山麓にあり、曹洞宗興國山と號す、本郡南青木組天寧村天寧寺の末山なり、縁起に昔長沼五郎 悪五郎家政が事に古蹟下野國長沼より來りし時此寺を建立して菩提所とし、養室と云僧を開山とす、本尊釋迦客殿に安す、鐘樓門あり、鐘徑一尺五寸寛文五乙巳年七月吉辰と彫附あり ○稻荷神社 境内にあり ○長沼盛秀墓 客殿の西にあり、五輪高二尺餘、臺石に右志者々爲花翁正雪禪定門□□塔波者也、于時天政十八年三月二日施主敬白と彫附あり、又此墓の左右に五輪二墓あり、彫附あれども剥落す、是も長沼氏一族の墓なりと云 ○教林寺 境内東西一町南 村中にあり、時宗養貴山と號す、相摸國藤澤清淨光寺の末山なり、開基詳ならず、何の頃

日堂 客殿の前にあり、

○墳墓 ○古塚 村東十町餘田邊原 田邊村と入逢の地なりの中に數堆相列れり、松川組松川村に天正十九年豊臣家檢地ありし時、官使細野小右衛門と云もの彼村に宿せり、當時この邊にて事あれば貝を吹き人を聚るとなりしが、何人にか他の仔細ありて貝を吹しに近村の農民相圖の如く馳聚り、誤て官使の宿所に押寄せんとのことなりと意得、頓て細野が下人等と争鬪し互に死人許多に及べり、其後蒲生家より彼凶徒を捕へ此原にて死罪に行ひしと云傳ふ、此塚或くば其尸を埋し所にや、○古蹟 ○嶋山城趾 村南山麓にあり、本丸東西四十六間南北十三間、外郭東西一町十間南北二町五十間土居空隍の形存せり、又土門大門と云二門のありし跡なりとて石垣今に残れり、東北の方は地形漸漸に低く民家に續き西南は岩山によりて要害とす、鎌倉右大將家の時長沼悪五郎家政と云者下野國結城長沼より此に來り始めて住し、其子孫代代此所に居りしと云、長祿の頃長沼政明と云者あり、河島組絲澤村龍福寺 塔寺村八幡宮長帳に長祿二年此城にて合戦の事を記せるは政明が時にや、又明應大永の頃長沼盛秀と云者あり、殿斗戸組井桁湯入村日光神社 永正十八年黒川を攻んとて檜玉峠 橋爪組の板札に載す

折橋某が居館なりと云、湯田折橋星室井とて田島四天と稱せしとぞ

福永 まで兵を出せしが、残らず討れたる由長帳に見えたり、此盛秀が時にや一説に此事を豊後守又龍福寺所藏永祿元年の文書に長沼盛勝の名あり、平五郎と稱し此時彌七郎盛秀は別人なり、は天正の頃の人なり、葦名没落の後伊達氏に降参し其後此地に終りしと見え、徳昌寺に墓あれども子孫いかなりしにか詳ならず、其盛なりし頃は田島關本針生の三郷より立岩郷までも其所領なりしと云、今猶家人の宅址處處に残れり、蒲生氏の時北川平左衛門某を此に置き、上杉氏の時小國但馬某住し、蒲生氏再封の後蒲生主計某と云者居れり ○館跡村東四町にあり、土人折橋館と云、東西二十六間南北二十四間、相傳て長沼氏の臣折橋某が居館なりと云、湯田折橋星室井とて田島四天と稱せしとぞ

りければ明和二年褒賞米を與へき ○孝行者はつ 農民善五郎妻なり、寛政元年米を與て賞せり、
●新町村 府城の南に當り行程十一里十七町餘、家數十軒、東西十間北一町餘、東は山に倚り西は川に傍ふ、東三町計田島村の山界に至る、其村は丑寅に當り五町西四町永田村の界に至る、其村まで十四町餘、南五町餘本郡河島組中荒井村の界に至る、其村まで十八町北一町丹藤村の界に至る、其村は丑に當り十二町、
○山川 ○荒貝川 村西にあり、中荒井村の境内より來り北に流るると二町餘丹藤村の界に入る、廣三十間計、
○水利 ○田島堰 村南五町にて荒貝川を引き田島村の方に注ぐ、
●丹藤村 府城の南に當り行程十一里四町餘、家數十軒、東西二町南北一町餘、東は大川に界ひ北は山に倚り東西に田圃あり、又未の方十二町鎌倉崎と云所に家二軒あり、東西三十間南北二十五間東は田島村に連り西は川に傍ふ、東五町南四町共に田島村の界に至る、其村は南に當り九町三十間西六町高野組高野村の界に至る、其村まで十二町計、北二十町計、楢原組戸石赤土兩村の山に傍ふ、又未申の方十三町計、永田村の界に至る、其村まで二十七町、

○山川 ○大川 村南二町計にあり、上流を荒貝川と云、永田村の境内より來り、北に流れ楢澤川西より來り注ぎ、是より大川と云東に轉じて田島村の界に入る、境内を經ると三十町餘、
○關梁 ○橋二 一は村南二町田島村の通路大川に架す長十二間、一は村より未申の方十三町永田村の通路荒貝川に架す、長五間共に土橋なり、
○神社 ○田出宇賀神社 境内東西二十三間 村より戌亥の方一町にあり、鎮座の年代を知らず、石鳥居幣殿拜殿あり、田島村室井出雲が司なり、
●長野村 小名 下河原 府城の南に當り行程九里二十七町家數八十八軒、東西五町南北四十五間、四方田圃にて南は山に近し、村中に下野街道あり、東十町松川組落合村の界に至る、其村は寅に當り十八町西十町三十間田島村の界に至る、其村まで一里四町南十二町三十間田邊村の界に至る、其村まで十九町北十町三十間楢原組岩本倉小山上添四箇村に界ひ大川を限とす、岩本村は丑に當り二十三町二十間、
○小名 ○下河原 本村より寅の方一町にあり、家數十軒、東西一町南北二十間、四方田圃にて北は大川に傍ふ
○端村 ○大澤 本村より戌亥の方二十町にあり、家數

四軒、東西二町南北三十間、幽谷の中に散居す、
○山川 ○大岩山 村北十町大川の北崖にあり、頂まで八町計、半腹に巨岩あり、故に名く ○さいとう山 村より巳の方一里計にあり、頂まで十八町計、南は田邊村に屬す、此山の東南に時つを「すりかさ山」と云松川組音金村と嶺を界ふ、共に雜木繁蔭す ○大川 村北八町にあり、田島村の境内より來り丑寅の方に流るると十八町計落合村の界に入る、冬は橋を架す、
○原野 ○赤萱原 村東二町計にあり、三町四方此に生ずる萱の色赤き故名けりと云、
○神社 ○明神社 境内東西一町二十四間 村より戌亥の方一町にあり、祭神及鎮座の年代詳ならず、土人春日明神と云、石鳥居拜殿あり、村の持なり、
●田邊村 府城の南に當り行程十里十町、三區に分る、南を上田邊と云、家數十五軒、東西五十間南北二町、此より二町四十間北を中田邊と云、家數二軒、東西二十五間南北三十間、此より二町北を下田邊と云、家數十二軒、東西一町三十間南北一町、共に東は山を負ひ三方田圃なり、東十町計長野村の山に界ふ、西十一町田島村の界に至る、其村は戌に當り二十四町南十町水無村の界に至る、其村は申に當り十三町北七町餘長野村の界に至る、其村まで

十九町、

○原野 ○田邊原 村西にあり、東西四町南北二十町餘

田島村と入逢の秣場なり、

○神社 ○熊野宮 境内東西八間南

北二十間免除地 村東山麓にあり、鎮座

の年代を知らず、鳥居あり、田島村渡邊但馬が司なり

【相殿一座】 △山神 長野村より移せり、

○褒善 ○孝行者みむ 此村の農民半兵衛娘なり、寛政

十年賞して米を與へり、

○栗生澤村 此村深山の奥にありて水田なく、又野猪多

く出て菜圃を害する故に材木を伐出し生計とす、府城の

南に當り行程十一里二十五町、家數二十九軒、東西一町

十八間南北一町四十間、東南に山を負ひ西北に原野を擁

す、東一里五町下野國那須郡百村の山に界ふ、西三十町

本郡河島組中荒井村の山界に至る、其村は戌に當り一里

十八町、南三里餘下野國鹽屋郡河島組横川村の山に界ふ、

北十四町水無川の界に至る、其村まで一里二町、

○山川 ○宇鹿嶽 俗に男鹿 村南三里にあり、頂まで一里

計、南は横川村に屬し東は百村に屬し峯を界とす、雜

樹繁鬱として衆峯に秀つ ○釜入山 村より未の方二

里計にあり、頂まで二十五町、南は横川村に屬し西は

本郡河島組絲澤村の山に連る、雜木多し ○栗生澤川

村西六町計にあり、源を宇鹿嶽より發し諸溪これに注

ぎ、戌亥の方に流ると三里餘、水無川の界に入、水

無川となる、廣三十計、

○原野 ○よろ窪原 村西十町計にあり、東西一町南北

二町餘秣場なり、

○神社 ○山神社 境内東西二十間南

北二十七間免除地 村より二十間寅の方

山麓にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、田島村

渡邊但馬が司なり 【相殿一座】 △伊勢宮 本村より

移せり、

○水無川 須卷 村東に水無川あり、故に名けりと

云、府城の南に當り行程十里二十三町、家數十二軒、東西

三十六間南北二町十一間、東は川に臨み西は山に倚る、

東三町田邊村の界に至る、其村は丑に當り十三町西八町

計田島村の山に界ふ、南二十一町二十五間栗生澤村の

界に至る、其村まで一里二町北十一町五十四間田島村の

界に至る、其村は戌亥に當り一里舊辰巳の方二十町計山

中に渡實隔澤とて二區の端村あり、今はなし、此村山間

に住して五穀乏しければ、材木を伐出し白朮を採て生計

の資とす、

○小名 ○須卷 本村より未の方十二町にあり、家數三

軒、東西二十間南北四十八間山間に住す、

○端村 ○今生 本村より丑の方九町計にあり、家數二十

九軒、東西二町南北三十間四方田圃にて東は川に傍ふ

○山川 ○荒貝川 村東一町にあり、中荒井村の境内よ

り來り、北に流ると十七町餘丹藤村の界に入る、冬

に至れば所所に橋を架して隣村の通路とす ○檜澤川

端村今生の戌亥の方二町計にあり、下鹽澤村の境内よ

り來り東に流ると十一町餘、荒貝川に入る、廣十四

間計、

○神社 ○熊野宮 境内東西七間半南

端村今生の西山麓に

あり、鎮座の初詳ならず、石鳥居あり、田島村室井出

雲が司なり ○鴛神社 境内東西二十間

南北九間免除地 村西山腰にあり、

鎮座の年代詳ならず、鳥居幣殿拜殿あり、田島村藥師

寺これを司る、

○褒善 ○孝行者林之助 寛政五年賞して米を與へり

○端村 ○多摸澤 須卷の東二町計にあり、家數九軒、

東西一町三十軒南北二十間山麓に住す、

○山川 ○水無川 村東にあり、栗生澤村の境内より北

に流ると一里計田島村の界に入る、此村より下流夏

秋の際は土中を伏流して大川に入るまでの間水なし、

故に名けり、

○原野 ○小出原 村南二十町餘にあり、東西五町南北

二十町計、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十一間南

村南山腰にあり、

鎮座の初を知らず、鳥居あり、田島村渡邊但馬が司なり

○永田村 小名 富田 舊長田村に作る、後今の字に改めり、

府城の南に當り行程十一里十八町餘、家數四十一軒、東

西一町南北三町西は山に倚り東は田圃なり、東十二町計

新町村の界に至る、其村まで南八町西一里計本郡河島組

藤生村の山に界ふ、南八町三十間本郡河島組中荒井村の

界に至る、其村は辰巳に當り十八町北九町二十六間高野

組下鹽澤村の界に至る、其村は戌亥に當り十四町、又丑

寅の方十二町計丹藤村の界に至る、其村まで二十七町此

村多く煙草を裁て生計の資とす、

○小名 ○富田 本村の北二町にあり、家數二十軒、東西

一町餘南北一町餘、西は山に倚り三方田圃なり、

新編會津風土記卷之三十九終

新編會津風土記卷之四十

陸奥國會津郡之十三

河島組

此地府城の南に當り本郡の南にあり、下野國鹽屋郡に跨り、東北は共に田島組に隣り西は鬩斗戸組に界ひ、南は下野國都賀郡に交はる、東西九里二十二町、東は田島組山界より西は鬩斗戸組、南は都賀郡西川村、岩下村の山界に至る、南北十里二十町、の界より北は田島組新町村の、本郡に屬する村六箇村あり、共に關本郷と稱す、皆山間に住し荒貝川に傍ふ、多く下野街道にて駄馬を追て生計をなす、山林多く田地少なし、蕎麥大小豆及び煙草を種ゆ、又勝栗を製し材木を伐て府下に鬻ぎ出す此組凡十二箇村あり、六箇村は外

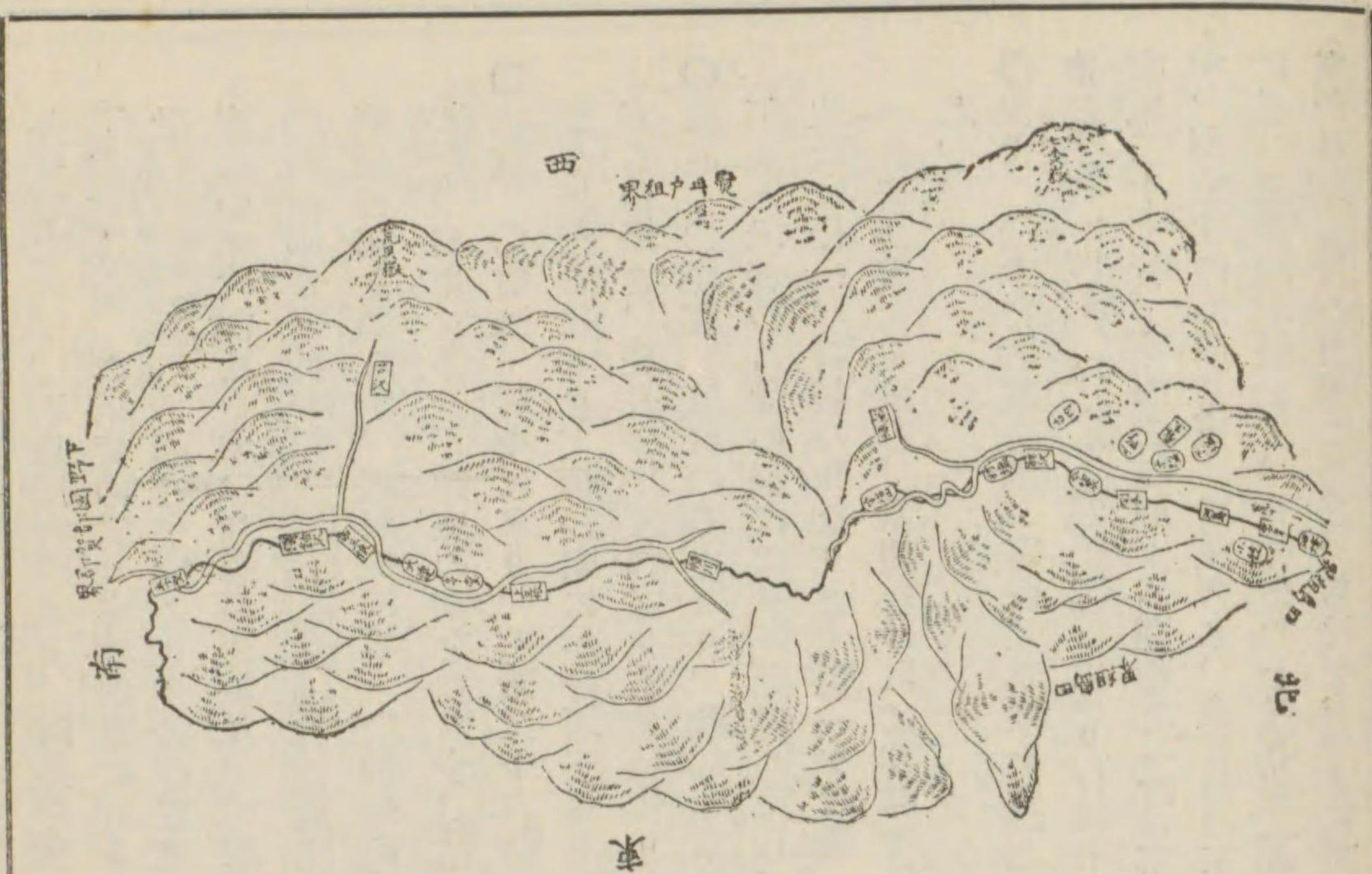
- 河島村 中荒井村 端村 油燈 小桂 藤生村 端
- 村 上野 上小鹽 下小鹽 關本村 絲澤村 端村
- 今和泉 古内 羽鹽 宇治山 馬場原今廢 瀧原村
- 河島村 府城の南に當り行程十一里二十八町餘、家數

五十八軒、東西四町南北四町二十間、南は山に倚り三方田圃なり、下野街道驛所にて村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、田島組田島村驛より一里十六町此に繼ぎ此より一里絲澤村驛に繼ぐ、村の東北に一里塚あり、東三町十間中荒井村の山に界ふ、西九町三十間藤室村に界ひ荒貝川を限とす、其村まで十七町南二町七間關本村の界に至る、其村は未に當り五町三十間北九町四十八間中荒井村の界に至る、其の丑に當り十三町四十間餘、

○山川 ○荒貝川 村より戌亥の方五町にあり、關本村の境内より來り、東北に流るゝと二十町中荒井村の界に入る、廣六間餘、

○倉廩 ○米倉 村西にあり、本組の米を納む、

○神社 ○八幡宮 境内東西十六間 村南一町餘にあり、鎮座の年代詳ならず、石鳥居あり、田島村室井出雲が司なり ○山神社 境内東西二十六間 村東一町三十間山麓にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、室井出雲是を司る ○鶯神社 境内東西十六間 村南二町にあり、鎮座の初を詳にせず、石鳥居拜殿あり、本社の中に長七寸幅三寸餘の銅版に、西國三十三度順禮結願所出羽國大寶寺住前一房享祿二年正月十八日と彫付しを藏む、何の謂れを傳へず、室井出雲が司なり【相殿五座】



河島組地理之圖

- △山神二座 共に本村より移せり △伊勢宮 同上
- △稻荷神 同上 △熊野宮 同上、
- 寺院 ○觀音堂 村北六町山の中腹岩窟の中に觀音を安ず、草創の年月詳ならず、修驗南照寺司なり、
- 中荒井村端村 油燈 小桂 府城の南に當り行程十一里九町餘、家數六十二軒、東西一町二十間南北七町二間餘下野街道にあり、四方田圃なり、村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、東十二町五十二間田島組新町村の界に至る、其村は丑寅に當り十九町二十間西三町餘、本村及び藤生村河島村三箇村入逢の地に界ふ、南三町五十七間餘河島村の界に至る、其村は未に當り十三町四十間北二町田島組永田村の界に至る、其村まで十八町、
- 端村 ○油燈 本村より丑の方三町にあり、家數十五軒、東西一町南北一町四十八間下野街道にあり、四方田圃なり ○小桂 本村より辰巳の方十五町にあり、家數四軒、東西四十間南北五十間山間に住す、
- 山川 ○荒貝川 村西四町餘にあり、河島村の境内より來り北に流るゝと五町永田村の界に至る、
- 神社 ○熊野宮 境内東西十六間 村中にあり、鎮座の始詳ならず、石鳥居あり、田島村室井出雲が司なり
- 鶯神社 境内東西十三間 村東四町餘にあり、鎮座の

年代詳ならず、石鳥居拜殿あり、河島村南照寺司る

【末社一座】△稻荷神社 本社の南にあり ○羽黒神社 境内東西八間南 端村小桂より丑寅の方山麓にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居拜殿あり、南照寺是を司る

○田出宇賀神社 境内東西三十六間 端村油燈の東にあり、鎮座の初を知らず、南照寺司る ○稻荷神社 境内東西六間免 村中にあり、鎮座の初を知らず、村民の持なり、除地

○古蹟 ○館趾 村中にあり、東西二十六間南北二十二間今民屋となりき、何の頃にか長沼三郎左衛門常則と云もの築き、慶長年中渡部左京助某住せりと云傳ふ、

○舊家 ○源吉 此村の名主なり、渡部左京助が弟源五郎某と云者の八世の孫にて世々此村に住し、左京助蒲生氏に仕へ、拜領の物なりとて鍵一本飯櫃一箇を持傳へ外に馬鞍をも藏む、系圖なければ其詳なるとは知難し、

○褒善 ○孝行者源之丞 寛政元年米を與て賞せり、

●藤生村 端村 上野 府城の南に當り行程十二里九町、家數二十七軒、東西二町四十八間南北一町二十四間散居す、西南北に山連り東に田畝あり、東五町三十間關本村に界ひ荒貝川を限とす、其村まで十五町西一里十八町計高野組針生村の山界に至る、其村まで二里二町南九町三

七町計 ○富貴川 村中にあり、源は村西の山中より出て東に流るゝと一里二十町餘荒貝川に注ぐ、廣四間計、

○神社 ○八幡宮 境内東西二十四間南 村の西南山麓にあり、鎮座の初を知らず、鳥居拜殿あり、河島村南照寺司る ○熊野宮 境内東西二十八間南 端村上小鹽の西南一町餘山麓にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居拜殿あり南照寺これを司る、

○寺院 ○藤生寺 境内東西二十間南 端村上野の西山腰にあり、何の草創なるやを知らず、舊は太子守宗なり、寛文中京師東本願寺に隸して淨土眞宗となる、本尊彌陀客殿に安ず、外に聖德太子の像あり、長四尺二分正澄作と云、

○褒善 ○太郎右衛門 早く妻を喪ひ子五人あれども病に臥し、或は幼弱にて生計のたすけとなる者なく、家稍貧くなれども聊心にかけて老年の父に事て孝心深し父は人に逢ふとを厭ひ常に土藏に籠居て戸を鎖し窓を塞ぎ臥てのみ居りけるに、朝夕側を離れず介抱至らざる所なし、招かれて人の許に飲食すれば其肴を懐にして持返り、田畝の初穂は先づ親にすゝめ出入必ず其事を告げ、耕作に出るにも又其事を語り父の意を承ざる

十二間絲澤村の界に至る、其村まで一里、北一里計高野組大豆渡村の山界に至る、其村まで二里一町又丑寅の方六町河島村に界ひ荒貝川を限とす、其村まで十七町又村西一里山奥に本地小屋あり、家數四軒、東西五十八間南北十五間、

○端村 ○上野 本村の辰巳の方五町三十間にあり、家數十六軒、東西一町十四間南北一町五十間、東は荒貝川に臨み西は山に倚る ○上小鹽 本村より丑寅の方七町十間餘にあり、家數三軒、東西二十間南北十五間

西は山に倚り三方田圃なり ○下小鹽 上小鹽より丑寅の方三町二十間餘にあり、家數十軒、東西三十間南北一町七間、西は山に傍ひ三方田圃なり、

○山川 ○嶽腰山 村西一里二十町にあり、頂まで二十町計、西は針生村に界ひ南は絲澤村に界ふ、雜樹多し、

○追立山 嶽腰山の北に並び稍卑し、西は針生村の山に連る ○尾無山 追立山の戌亥の方にあり、二峯東西に並ぶ、西峯は針生村に屬し東峯は此村に屬す、又東北の半腹に小檜峠とて大豆渡針生兩村に行道あり、登ると二十町餘 ○荒貝川 村東六町三十間にあり、

絲澤村の境内より來り、北に流れて河島村の地を過ぎ又北に流れて中荒井村の界に入る、境内を經ると二十

となし、父田地の作毛を見んといへば晝は人に逢ふとを厭ふ故、夜に入り父を負ひ月を踏て見せありきしとぞ人々後妻を迎へよと云けるに親に事るさま心もとなしとて其言に従はず、只孝養を盡すを以て心とせりとぞ貞享中褒賞して米を與へき、年月を失ふ

●關本村 府城の南に當り行程十一里三十四町餘、家數三十四軒、東西四十四間南北五町、東は山に倚り三方に田圃あり、東一町計河島村の山に界ふ、西二町藤生村の界に至る、其村まで十五町南三町二十間絲澤村の界に至る、其村まで三十一町三十間北四十間河島村の界に至る、其村まで五町、村西に下野街道あり、

○山川 ○太郎嶽 俗に家老嶽 村より巳の方一里二十四町にあり、頂まで二十五町、南は絲澤村に界ひ東は河島村の山に連る ○荒貝川 村南三町三十間にあり、絲澤村の境内より來り、北に流るゝと六町河島村の界に入る、

○神社 ○伊勢宮 境内東西六間南 村より辰の方四十間にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、田島村室井出雲が司なり 【相殿七座】 △伊勢宮二座 共に本村より移せり △伊豆神 同上 △三島神 同上 △日光神 同上 △箱根神 同上 △山神 藤生村より移せり

○八龍神社 境内東西二十間、南北十間免除地。村より申の方一里計にあり、鎮座の初を知らず、室井出雲是を司る。○伊勢宮 境内東西八間南北六間免除地。村西にあり、鎮座の初を知らず、河島村南照寺司る。○山神社 境内東西二十間、南北十間免除地。村より巳の方五町二十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり。

●絲澤村 端村 今和泉 古内 府城の南に當り行程十二里二十八町餘、家數五十三軒、東西一町南北四町五十間、兩山の間に住し西は荒貝川に臨む、下野街道驛所にて村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、河島村驛より一里此に繼ぎ此より二里廿二町下野國鹽屋郡本組横川村驛に繼ぐ、村北に一里塚あり、東は下野國那須郡に隣り宇賀嶽の頂を限とす、西は高野組針生村に界ひ七森嶽の峯を限とす、南二里八町横川村に界ひ山王峠の頂を限とす、其村まで二里廿二町北二十七町十三間關本村の界に至る、其村まで三十一町三十間、又亥の方二十六町二十八間藤生村の界に至る、其村まで一里未申の方二十六町瀧原村の界に至る、其村まで一里舊端村今和泉の北に馬場原と云端村あり、今はなし。

○端村 今和泉 本村の北十七町にあり、家數十四軒、東西三十間南北五十間、西は荒貝川に傍ひ三方田圃な

り ○古内 今和泉の西一町餘にあり、家數二十一軒、東西五十間南北二町、東は田圃にて西は山に倚る、○羽鹽 本村の南十三町二十間餘にあり、家數二十八軒、東西十二間南北三町二十間、西は荒貝川に臨み三方に田圃あり ○宇治山 羽鹽の南二十三町餘にあり、家數四軒、東西十間南北四十間、兩山の間に住し東は山王澤に傍ふ。

○山川 宇賀嶽俗に男鹿 村東數峯を隔て四里計にあり、衆山に秀で雜樹陰鬱たり、東は那須郡に屬し峯を界とす、南は横川村に界ひ北は田島組栗生澤村に屬す ○太郎嶽 村東二十五町にあり、頂まで二十町計、東は河島村に屬し北は關本村に屬す ○七森嶽 一名荒倉嶽、村より戌の方二里計にあり、七峯相連る故に名く西は針生村に屬し峯を界とす、針生村の條 ○貝鳴山 村南一里五町にあり、頂まで二十町計、山形孤立せるが如し、相傳ふ慶長五年上杉景勝東照宮を拒ぎ奉らなれば相圖の貝を吹て絲澤の陣に報すべしと結構せしとて其後貝吹峯とも稱せりとぞ ○山王峠 村西二里餘下野街道にあり、頂に山王神社あり、故に名くと云、陸奥下野の界なり、登ると八町餘道盤曲して左右千尋の

谷に臨み、或は巖を鑿り或は棧を架して通路とす、北麓に一里塚あり ○荒貝川 村西にあり、瀧原村の境内より來り山王澤に會し東に流れ北に轉じ關本村の界に入る、境内を經ると一里十八町餘 ○山王澤 源を山王峠より發し北に流るゝと二里餘荒貝川に會す、所々に土橋を架して往來す ○羽鹽瀧 端村羽鹽の北二町餘荒貝川にあり、高繩に七八尺廣三十間計緩流して下る、水面平坦にして流るゝとを覺えざるが如し、頗る奇觀とす。

○原野 萩野原 村南三十間餘にあり、東西一町南北三十町餘、下野街道にて原中に一里塚あり、

○神社 三島神社 境内東西十三間、南北二十四間免除地。端村羽鹽の西二町計にあり、鎮座の初を知らず、鳥居拜殿あり、田島村室井出雲が司なり ○熊野宮 境内東西十七間、南北二町山麓にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、喬木繁陰して神さびたり、龍福寺是を司る 【相殿二座】

△稻荷神 本村より移せり △三島神 同上 ○示現太郎神社 境内東西十一間、南北十五間免除地。村南二町山腰にあり、鎮座の年代を知らず、祭神は大己貴命なり、鳥居あり、龍福寺これを司る 【末社一座】 △稻荷神社 本社の南にあり、【相殿一座】 △山神 本村より移せり ○三

島神社 境内東西十八間、南北三十四間免除地。羽鹽の東北二町計にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居拜殿あり、修驗正覺院是を司る ○山王神社 山王峠の頂上にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、鹽屋郡本組中三依村阿久津攝津が司なり ○山神社 境内東西六間、南北九間免除地。羽鹽の西南一町計にあり、鎮座の年代を知らず、村民の持なり ○三島神社 境内東西十六間、南北五間免除地。端村古内の西山腰にあり、鎮座の始を知らず、修驗和光院司る ○日光神社 境内東西十六間、南北四町餘にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、和光院これを司る。

○寺院 龍福寺 境内東西十四間、南北四十八間。真言宗熊野山と號す、山城國醍醐山光臺院の末山なり、縁起に永祿の頃長沼盛勝と云者此寺を造立して祈願所とし、祈請と云僧を開山とせしと云、然ども宣誘院殿鐵性風山大信士長祿三己卯年六月初二日と記し、裏に田島城主長沼大和守平政明六十四歳卒龍福寺地内に葬ると記せし位牌あれば、長祿の頃より此寺ありしにや詳ならず、本尊彌陀客殿に安ず、又鐘一口あり、徑二尺延享元年甲子五月と彫付あり △觀音堂 境内にあり、

【寶物】 ○古文書 二通其文如左 龍伏寺宮領かいこめんになし置申候、此内に御家風

又誰人成共被指置候共別條不可有候、仍爲後日如件

永祿元年戊午十二月吉日 長沼盛勝判

龍福寺之領建有免訴進置候、御かへ之地内に人被指置候共不可有別條者也、爲永代判形如件、

天正十八年庚寅三月十二日 景國 花押

龍福寺 參

○曼荼羅 一幅 開山所持のものなりと云、

○墳墓 ○五輪 村北二町餘山麓にあり、長沼盛勝が墓と云傳ふ、此所もと龍福寺の境内なりしとて多く古墳あり、上に石塔を建つ、皆文字を彫り、

○古蹟 ○陣場 村南一里餘下野街道の東山腰に出戸陣場入陣場とて丘の如き所あり、如何なる故と云と詳ならず、塔寺八幡宮長帳に明應四年十一月十九日、松本備前伊藤殿不思議の事ありて宇都宮殿を頼み落行くところ、南山殿絲澤にて追かけ打死にて人數三十三人とあり、此所となるも知べからず ○館跡 端村古内の北にあり、天正の頃長沼小次郎某と云者の住せし所と云、今菜圃となりき、

○褒善 ○伊勢吉妻かね 家貧く夫は屋根葺を業とし、かねは日傭をもて舅姑を養ふ、舅は既に世をさりて姑のみなりしが能く事て力を盡し、聊も其心に逆はず、

餘龍澤と云、溪流これに注ぐ、此所にて旱歲に雨を祈れば應ありとぞ、

○關梁 ○橋 村西一町餘山路にあり、長十八間、荒貝川に架す土橋なり、

○神社 ○山神社 境内東西十四間南 村南一町餘にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、田島村室井出雲が司なり ○鷲神社 境内東西十九間南 山神社の東北にあり、鎮座の初を知らず、鳥居拜殿あり、絲澤村修驗正覺院是を司る ○熊野宮 境内東西十八間 村東にあり、何頃の草創にか詳ならず、徑四寸計の鰐口に籠原權現鉤口御寶前氏神、文正二年五月十三日と彫付あり、其謂れを傳へず、正覺院是を司る 【相殿二座】 △山神 本村より移せり △十二所神 同上、

新編會津風土記卷之四十終

寒き頃は己が着たるさしこと云徹衣をも姑にきせ其足の方に臥、肌を以てあたゝめ起き出る時はふるき衣をかけ加へ、すきまの風をふせぎ、凡て其事の様まめやかにして貧き中にも姑の心安からんことを願ふ、姑は若きより多病なりけれども老後は煩しきともなかりし故、人みなかねが孝養の驗と云けるとぞ、元文五年米を與て褒賞せり、

●瀧原村 村西に瀑布あり、故に名けり、府城の南に當り行程十四里、家數五十五軒、東西一町廿間南北五町三十間、兩山の間に住し西は荒貝川に傍ふ、東二十間計北十四町計、共に絲澤村の山界に至る、其村は丑寅に當り一里西一里二十二町、鬘斗戸組八總村に界ひ中山峠を限とす、其村まで三里餘南一里計、下野國鹽屋郡本組横川村の山界に至る、其村は巳午に當り三里、又村西一里五町山中に木地小屋あり、家數四軒、東西四十間、南北二十間、

○山川 ○荒貝嶽 下野國にては 村の西南三里計にあり、郡の條下に 詳なり ○荒貝川 村西五十間にあり、源は荒貝嶽より出て屈曲して東北に流るゝと四里餘、絲澤村の界に入る ○瀧二 一は村西一町餘荒貝川にあり、高一丈餘大瀧と云、一は村の西南三十町計にあり、高二丈

新編會津風土記卷之四十一

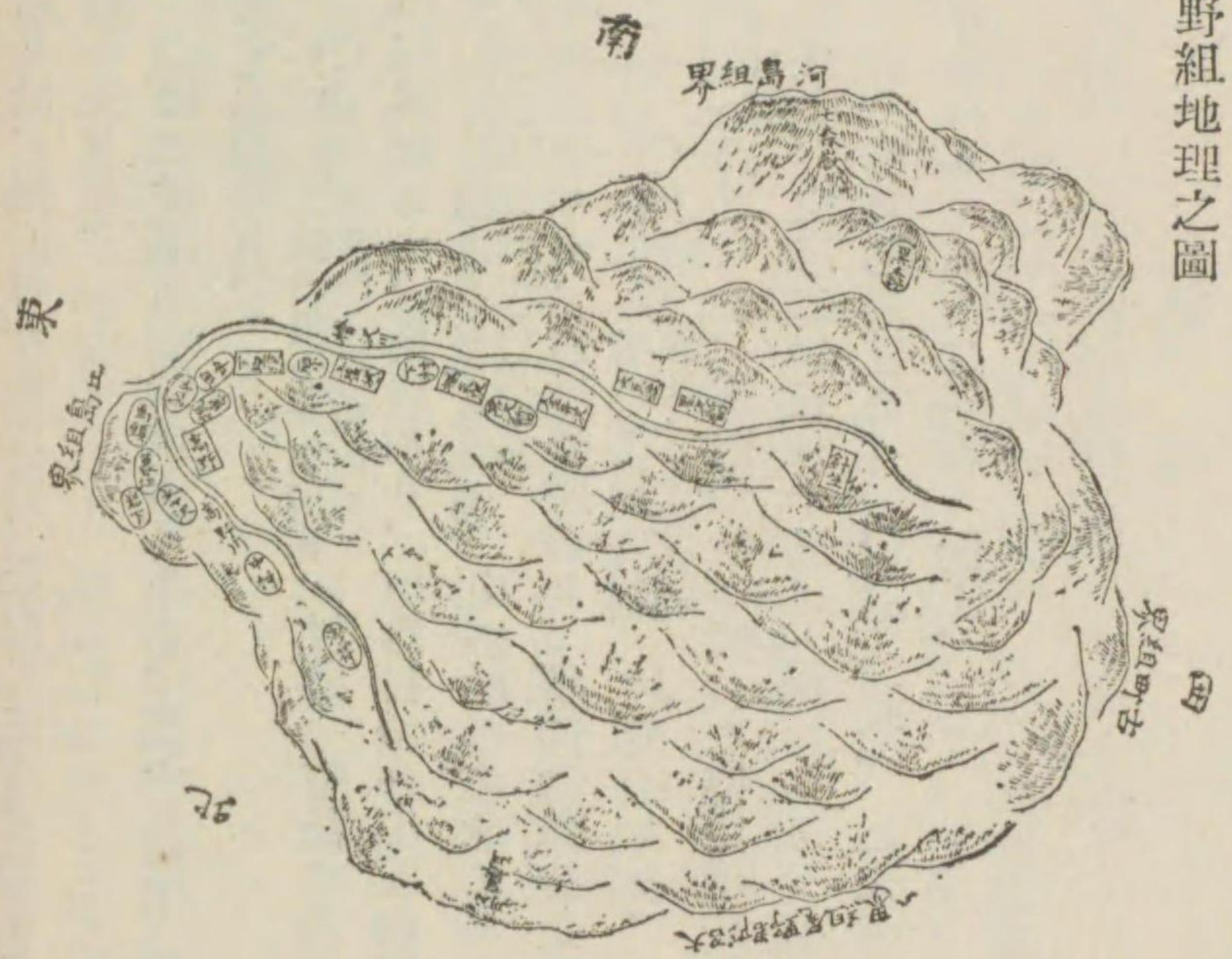
陸奥國會津郡之十四

高野組

此地府城の南に當り本郡の中程にあり、東は田島組に界ひ、西は古町組に隣り駒戸峠の頂を限りとし、南は河島組に接し、北は大沼郡野尻組に連る、東西三里十町計、東は田島組永田村の界より西は古町組小室村の界駒戸峠に至る、南北二里二十町餘、南は河島組大野村の山界に至る、村落多くは檜澤村に傍ひ南北に山を擁し平衍の地多く田圃少からず、又養水の便よし、故に里民專耕耘を事とし餘業を假らずして糧食に足る、ただ高野針生兩村のみ高山の麓にあり、寒暑稍遅速あれども伊南伊北の諸組に比すれば霜雪遅く降て早く消ゆ、山中に蘿蔔を生ず味美なり、此組の諸村針生郷に屬し長江莊と稱す、凡て八箇村あり、

- 高野組八箇村
- 高野村 小名 馬頭 暮坪 岩下 立屋澤 中村
- 端村 淺符 下鹽澤村 小名 田中 根岸 宮下

上鹽澤村 小名 原 福米澤村 小名 下村 金井
 澤村 端村 帶澤新田 大豆渡村 黒澤新田村 針
 生村 木地小屋 黒森
 高野村 小名 馬頭 暮坪 岩下
 立屋澤 中村 端村 淺符 府城の南に當り行程
 高野組地理之圖



十里三十町餘、家數五軒、東西二十間南北三十間、東は高野川に傍ひ西南に山連り北に田圃あり、村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、東七町田島組丹藤村の界に至る、其村まで十町西二里四町計大沼郡野尻組大芦村の山に界ひ船鼻山の峯を限とす、其村は戌亥に當り四里十町餘、南二町三十間下鹽澤村の界に至る、其村まで十四町三十間北二十八町榎原組赤土村の山界に至る、其村まで一里又巳午の方五町田島組永田村の界に至る、其村まで十五町四十間、

○小名 ○馬頭 本村より辰巳の方三町にあり、家數八軒、東西三十間南北一町、東は山に倚り西は高野川に臨み南は榎澤川に傍ひ北に田圃あり ○暮坪 馬頭の北一町にあり、家數八軒、東西十五間南北四十間、東は山に傍ひ西は田圃なり ○岩下 暮坪より亥の方一町にあり、家數七軒、東西十五間南北四十間、東は山に倚り西は田圃なり ○立屋澤 本村より丑寅の方三町にあり、家數二十二軒、東西五十間南北一町三十間山麓にあり、南は高野川に傍ひ東西に田圃あり ○中村 本村より戌亥の方九町にあり、家數十四軒、東西一町十間南北四十間、高野川の兩岸に散居す、東西に山連り南北は田圃なり、

○端村 ○淺符 本村より戌亥の方十八町にあり、家數二十軒、東西一町二十間南北四十間、高野川の兩岸に散居す、東北に田圃を闢き西南は山に傍ひ、

○山川 ○船鼻山 村西一里四町計にあり、會津大沼二郡に跨り峯を界とす、此山の北を踰て大芦村に往く路あり船鼻峠と云、登ると一里計、本郡の條下 ○白桑山村北二十町にあり、頂まで十五町丑寅の方榎原組赤土村と峯を界ふ、半腹を越て赤土村に通る路あり ○さる倉山 村より寅の方十五町にあり、頂まで十五町計北は赤土村に屬す ○榎澤川 村南五町にあり、下鹽澤村の境内より東に流るると八町計、丹藤村の界に入る、廣十四町計 ○高野川 村東にあり、源は船鼻山より出て辰巳の方に流るると一里二十五町計、榎澤川に注ぐ、廣六間、

○關梁 ○橋 村南五町餘にあり、榎澤村に架す、長十三間隣村の通路土橋なり、

○神社 ○稻荷神社 境内十間四方免除地 小名岩下の東山麓にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居拜殿あり、下鹽澤村大竹攝津が司なり 【相殿二座】 △幸神 本村より移せり △熊野宮 同上、

○古蹟 ○館迹 村西山麓にあり、東西二十間南北四十

五間、築地の高一丈門の礎なほ存す、大竹肥前某と云もの住せし所なり、肥前は田島の城主長沼氏譜代の臣にて天正の頃盛秀に従て屢戦功ありしと云、

○舊家 ○大竹正藏 此組の郷頭なり、其先を肥前諱を失ふと云、世々長沼氏に仕ふ、肥前が子右京亮秀定より八世にして今の正藏に至りしと云、即肥前が館迹に住し家に武器數品を藏む、又古文書四通あり、其文如左、
 撰吉日良辰
 元服

藤原朝臣盛秀 花押

源秀定

仍元服理髮狀如件

大永六年ひのへいぬ正月十一日

まつゝに三十疇くとれ仕候、廿かり同ろてつのはたけ一枚大竹右京亮久恩にいたし候也、仍而爲後日如件、

天文二年癸巳拾月四日

判同上

右屋はきたるはき所領之内まとはの并はたけ五十錢も所大竹さるくら末代かいと候也、仍而爲後日如件、

天正四年ひのへね六月吉日

花押

右ならはら橋吉左衛門所帶大竹右京助に御めんじと并林共に別條有間敷候、仍而爲後日如件、

天正七年つちのと卯極月吉日 判同上

●下鹽澤村 小名 田中 根岸 宮下 府城の南に當り行程十一里餘、家數十四軒、東西一町三十間南北五十間、四方田圃なり、東四町二十六間南八町、共に田島組永田村の界に至る、其村は辰巳に當り七町二十間餘、西一町上鹽澤村の界に至る、其村は戌亥に當り二町三十間北十三町高野村の界に至る、其村まで十四町三十間、

○小名 ○田中 本村より寅の方三町にあり、家數七軒、東西一町南北三十間、四方田圃なり ○根岸 田中より丑の方三町にあり、家數八軒、東西一町南北三十間、北は山に倚り南は田圃なり ○宮下 根岸より寅の方五町にあり、家數五軒、東西四十間南北四十間、西北は山に倚り東南は田圃なり、

○山川 ○檜澤川 村南三町にあり、福米澤村の境内より上鹽澤村の地を過ぎ來り丑寅の方に流るると十七町計高野村の界に入る、

○關梁 ○橋 村より未の方四町二十間餘にあり、隣村の通路檜澤川に架す、土橋なり長十五間、

○倉廩 ○米倉二屋 村東にあり、共に本組の米を納む、

○寺院 ○乘林寺 境内東西三十二間南北十七間半年貢地 村北にあり、田島組田島村藥師寺の末山眞言宗なり、山號を壇議山と云、開基の時代詳ならず、本尊大日客殿に安す、

●福米澤村小名 下村 昔は大鹿原と云しが居民貧窮を苦み寛永八年今の名に改めしと云、此村農民の家に、奥州南山大鹿原村田中權現敬白明應三甲子大旦那頼家と彫附し小き鰐口あり、府城の南に當り行程十一里十四町家數二十五軒、東西一町三十間南北一町、北は山に倚り三方田圃なり、東三町上鹽澤村の界に至る、其村まで四町西六町三十間金井澤村に隣り其村際を界とす、南四町計、田島組永田村の山に界ふ、北二里計、大沼郡野尻組大芦村の山に界ふ、

○小名 ○下村 本村の東一町にあり、家數十九軒、東西一町三十間南北四十間、北は山に倚り三方田圃なり、

○山川 ○帶澤山 村北二十町にあり、登ると十三町計本村及び金井澤上下鹽澤四箇村入逢の山にて北の方大芦村の山に續く ○檜澤川 村南一町にあり、金井澤村の境内より來り東に流るると十八町計、上鹽澤村の界に入る、

○神社 ○雷神社 境内十五間四方免除地 村北二町にあり、鎮座の年月詳ならず、祭神は八色雷神なり、鳥居拜殿あり、常

○神社 ○鶯神社 境内東西三十間南北二十五間免除地 小名宮下の北山麓にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居拜殿あり、鶯大明神

鰐口奥州長江庄田島郷二崎、永亮二年壬子 永享四年壬子なるべし 十一月廿一日 敬白 大旦那猪俣憲頼と彫附し鰐口一口あり ○神職大竹攝津 何の頃にか帶刀氏信と云もの神職となりき、今の攝津氏廣は氏信が八世の孫なりと云、

●上鹽澤村小名 原 府城の南に當り行程十一里四町、家數二十二軒、東西一町南北一町、北は山に傍り三方田圃なり、東二町南四町共に下鹽澤村の界に至る、其村は辰巳に當り二町三十間西一町福米澤村の界に至る、其村まで四町北十町計、高野村の山に界ふ、

○小名 ○原 本村の東一町にあり、家數五軒、東西三十間南北二十間、北は山に近く三方に田圃あり、

○山川 ○宇治窪山 村北一町にあり、頂まで三町餘北の方高野村の山に續く、

○神社 ○十二所神社 境内五十間四方免除地 村北五十間にあり、鎮座の年月詳ならず、祭神は天神地神十二代の神なり、鳥居あり、下鹽澤村大竹攝津が司なり ○山神社 境内東西二間南北三間免除地 十二所神社の東にあり、鎮座の年月詳ならず、大竹攝津が司なり 【相殿一座】 △保宇幾神 本村より移せり、

樂院司なり、

○寺院 ○常樂院 境内東西三十二間南北二十四間年貢地 村北二町にあり、山號を鹿澤山と云、河島組絲澤村龍福寺の末寺眞言宗なり、永正十六年海順と云僧開基すと云、客殿に不動を安じ本尊とす、昔村西一町計に阿彌陀堂あり、天正中廢して本尊を此寺に納む、鰐口一口あり、銘に永(不詳)年二月十七日願主敬白とあり △鐘樓 境内にあり、鐘の徑二尺五寸明和五年五月大吉日と彫附あり △地藏堂 境内にあり ○觀音堂 境内東西十五間南村西六町三十間にあり、草建の年代詳ならず、田島村藥師寺司なり、

●金井澤村端村 帶澤新田 府城の南に當り行程十一里三十町餘、家數五十軒、東西十町南北二町山麓に散居す、南に田圃あり、東は村際にて福米澤村に界ふ、其村まで六町三十間、西は村際にて大豆渡村に界ふ、其村まで九町南二十町計、河島組藤生村の山に界ふ、北二里十八町計大沼郡野尻組大芦村に界ひ船鼻山の峰を限とす、

○端村 ○帶澤新田 本村より丑寅の方三町にあり、家數十三軒、東西一町南北五町山間に散居す、西は帶澤川に臨み南北に田圃あり、

○山川 ○船鼻山 村北二里五町計にあり、頂まで十三

町計、北は大芦村と峯を界ひ東は高野村に屬す。○駒のかみ山 村南十町計にあり、頂まで三町計南の方藤生村の山に續く。○檜澤川 村南三町にあり、大豆渡村の界より來り、東に流ると十町餘福米澤村の境内に入る。○帶澤川 源は船鼻山より出て南に流ると二里餘、村東を過て檜澤川に注ぐ廣六間、

○關梁 村東にあり、福米澤の通路帶澤川に架す長六間土橋なり、

○褒善 善行者忠右衛門 此村の名主なり、寛政三年米を與て褒賞せり。○善行者甚助 寛政十年米を與て褒賞せり、

○大豆渡村 府城の南に當り行程十二里六町餘、家數六十四軒、東西三町南北二町三十間、北は檜澤川に臨み三方田圃なり、又丑寅の方十一町に家居一軒あり、東九町金井澤村に鄰り其村際を界とす、西二町黒澤新田村に鄰り其村際を界とす、南一里一町河島組藤生村に界ひ小檜峠の峯を限とす、其村まで二里一町北二十五町東大沼郡野尻組大芦村に界ひ轉石峠を限とす、其村まで三里十三町、

○山川 黒澤山 村より戌亥の方一里餘にあり、頂まで十八町計、西南は共に針生村の山に續き戌亥の方は大芦村に屬し共に峯を界とす、此山の西を轉石峠と云、

○寺院 南泉寺 境内東西二十間、村北十一町山麓にあり、松見山と號す、淨土眞宗高田派伊勢國一身田專修寺の末山なり、開基の年代詳ならず、本尊彌陀客殿に安ず鐘樓門あり、鐘徑二尺五寸奥州會津郡南之山大豆渡村南泉寺什寶寛政六寅年四月と彫付あり、銘あれども略す、

●黒澤新田村 此村承應の頃大豆渡村より分れて別村となりし、府城の南に當り行程十二里九町、家數二十八軒東西一町三十間南北四十間、北は檜澤川に臨み三方田圃なり、東西共に村際にて大豆渡村に界ふ、其村は東に當り二町西十三町三十間針生村の界に至る、其村まで二十六町北九町大豆渡村の山に界ふ、

大芦村へ通る路なり。○小鹽澤山 黒澤山の東に並ぶ頂まで十八町計北は大葦村の山に連り東は金井澤村に屬す。○大岩山 村西五町餘にあり、頂まで五町計巖崎ち檜澤川其麓を流る、天正中田島の城主長沼盛秀伊南の河原田盛次と戦ひし時、盛次が支族河原田大膳某と云もの此に據て敵を防ぎ遂に戦死せしとぞ、因て此山を岩館とも云、今黒澤新田村の境内に大膳及び從卒の墓なりとて古墳二あり。○高べろ山 村北十八町にあり、登ると六町計雜樹多し。○小檜峠 村南一里一町にあり、藤生村にゆく路なり、登ると五町餘頂を界とす。○檜澤川 村北一町餘にあり、黒澤新田村の界より來り東に流ると十五町餘、金井澤村の境内に入る、

○原野 秣場 村の戌亥の方十五町にあり 東西二十町南二十三町北黒澤原と云、

○關梁 橋 村より丑寅の方隣村の通路檜澤川に架す長十二間土橋なり、

○水利 堰 村西にて檜澤川を引き田地に灌ぎ金井澤村の方に注ぐ、

○倉廩 米倉 村西にあり、本組の米を納む、

○神社 龍口神社 境内東西十五間南、村北四町餘にあり、

○關梁 橋 一は村より戌亥の方一町三十間大葦村にゆく路にあり、長十二間、一は村西二町にあり隣村の通路なり、長十二間、共に檜澤川に架す、土橋なり、

○墳墓 古墳 村西一町餘にあり、高四尺計相傳て河原田大膳が墓なりと云、傍に大膳と共に討死せしもの墓なりとて小墳一あり、

○褒善 善行者善次郎 天明七年米を與て賞せり。○忠義者某 善十郎母なり、同上、

●針生村木地小屋 黒森 府城の南に當り行程十三里一町餘、家數八十二軒、東西四町南北二町深山の中に住す、村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、東十四町三十間黒澤新田村の界に至る、其村まで二十六町西一里三町古町組入小屋村に界ひ駒戸峠を限とす、其村まで三里四町南一里十八町計河島組絲澤村の山に界ふ、北二十八町計大沼郡野尻組大葦村の山に界ふ、

○木地小屋 黒森 本村の南一里にあり、家數四軒、東西二町南北一町深山の間に住す、

○山川 七森嶽 一名荒倉山 村より巳の方一里十八町餘にあり、七森相並び東西に連る、故にこの名あり、西の第一峯最高く一番嶽と稱す、頂まで二十町餘この山

にまき大石を轉じ大木を踏すがごとき奇異の音をきき
或はあやしきさまにて馬に乗り麓を過るものを見るこ
とありと云、山鬼の所爲なりとて土人怖れあへり南の
方糸澤村と峯を界ふ ○丸目山 七森嶽の西にあり、
二峯相並ぶ土人大丸目小丸目と稱す、雜木多し ○大平
山 村の未申の方一里餘にあり、丸目山の西に續く、
高十三町計 ○黒森山 村南一里餘にあり、頂まで三
町計雜樹多し、此山に鶴の巢を架する所あり ○駒戸
峠 村西二十八町にあり、古町組入小屋村にゆく路な
り、登ると十數町峯を界ふ ○檜澤川 村より辰巳の
方四町にあり、源は丸目山の麓檜木立と云所より出て
東に流ると二里餘黒澤新田村の境内に入る、廣六間
餘 ○赤穂原川 村より寅の方八町にあり、源は駒戸
峠より出て辰の方に流ること一里十八町檜澤川に注
ぐ、廣二間餘、

○神社 ○熊野宮 境内東西二十三間 村西一町計にあり、
鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、福米澤村常樂院司な
り ○山神社 境内東西二十八間 村西にあり、鎮座年
月詳ならず、鳥居あり、金井澤村君島大和が司なり、
【相殿一座】 △明神 本村より移せり、
○褒善 ○喜右衛門 七年以前凶作に逢ひ村民すきはひ

乏しく、しばしば救をたれけれども月にそひ年を追て
窮約し、喜右衛門が組合五人のうち三人はちりうせぬ
喜右衛門貧しけれども三人の持高をひきうけ年年の貢
かくことなく、いかにもして彼等が再び百姓に立かへ
らんとをねがふ、又三人のうち親屬なきものの父祖の
位牌をば我家にうつし、時時の祭もいささかの供をま
うけ菩提を弔ひけり、父母世にありしほどは孝養をつ
くせしとぞ、寛政元年米を與て賞せり、

新編會津風土記卷之四十一 終

新編會津風土記卷之四十二

陸奥國會津郡之十五

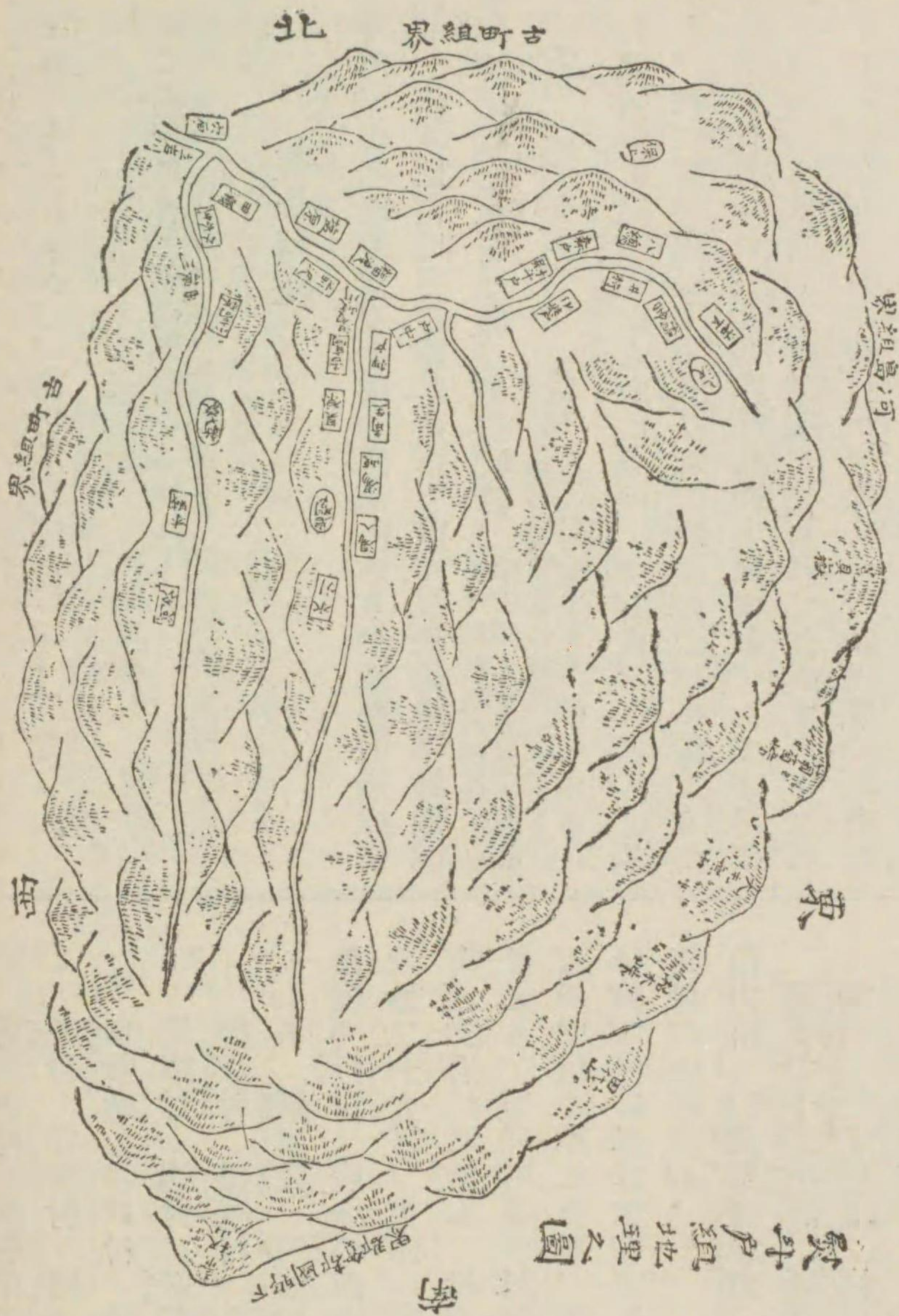
熨斗戸組

此地府城の西南に當り本郡の西南にあり、東は河島組に
接し、西北は共に古町組に界ひ、南は日光神領下野國都
賀郡に連る、東西三里二十七町計、東は河島組瀧原村の界
大桃村の山 南北六里二十町計、南は都賀郡の界枯木峠より北
界に至る 南は古町組多石村の山界に
至る 村里皆川に沿て疊山左右に聳ゆ、地面廣けれども田畝
少し、殊に立岩川の上流及び水引西根の二川に傍ふもの
は帝釋田代荒貝の三山各其南に峙ち地幽寂にして冬月雪
深く盛夏にも蚊なし、諸草寒に傷られて生長するを得
ず、されば其民自ら古樸の風を失はず、稍漁獵の利あれ
ども他に販き生計を資くるに足らず、蠶を養ひ又布を織
て産業とす、また精舎岩下戸中の村々は「とりもち」を製
して府下及び越後國に鬻き出す、此組の諸村立岩郷に屬
し長江莊と稱す、凡二十四箇村あり、
熨斗戸組二十四箇村

- 熨斗戸村 伊與戸村 森戸村 木地小屋 保上 八
- 總村 井桁村 精舎村 岩下村 木地小屋 上澤
- 戸中村 押戸村 角生村 湯岐村 湯入村 水引村
- 貝原村 端村 岩間戸 吉高村 福渡村 前澤村
- 鹽原村 田瀬村 介木生村 小高林村 木賊村 小
- 名 新屋敷 河衣村 穴原村

●熨斗戸村 府城の西南に當り行程十七里二十二町餘、
家數二十九軒、東西一町四十間南北四十間山間にあり、
南は立岩川に傍ふ、村中に官より令せらるゝ掟條目の制
札あり、東三町森戸村の界に至る、其村まで八町西十五
町戸中村の界に至る、其村は申に當り二十九町南二十間
伊與戸村に界ひ立岩川を限とす、其村まで二町北一里鹽
原村の山に界ふ、
○山川 ○眞那板倉山 村より戌亥の方二十町にあり、
頂まで十五町計、福渡村及び鹽原村と峯を界ふ、雜木
多し ○立岩川 村南二十間にあり、森戸村の境内よ
り來り西に流るゝと十九町計戸中村の界に入る、廣十
五間計「いはな」鰯を産す、
○關梁 ○橋二 共に立岩川に架す、隣村の通路丸木橋
なり、一を柵木橋と云村西十五町にあり、長十二間、
一を前橋と云村南二十間にあり、長十三間、

○倉廩 ○米倉 村南にあり、本組の米を納む、
○神社 ○鹿島神社 境内東西七間南 村北三十間にあり、
寛文中までは梅宮と云しとぞ、鎮座の始詳ならず、鰐
口一口あり、徑三寸五分明應七年三月二十四日梅宮鰐



口大旦那七郎兵衛と彫附あり、石鳥居を建てり、井桁
村阿久津和泉が司なり 【相殿一座】 △鬼渡神 本村
より移せり、
○寺院 ○阿彌陀堂 境内東西四間南 村東にあり、草創の
年月詳ならず、井桁村自源
寺司なり、
伊與戸村 府城の西南に當
り行程十七里二十五町、東西
二區に分れ其間五十間餘を隔
つ、東の一區家數九軒東西三
十間南北二十五間、西の一區
家數七軒、東西二十三間南北
三十間共に山間にあり北に立
岩川あり東二町森戸村の界に
至る、其村は寅に當り十町西
十六町熨斗戸村の山に界ふ、
南一里餘戸中村の山界に至る
其村は西に當り二十九町北一
町三十間熨斗戸村に界ひ立岩
川を限とす、其村まで二町、
○山川 ○立岩川 村北一町

三十間にあり、森戸村の境内より西に流るゝと十八町
熨斗戸村の界に入る ○深澤 村より辰巳の方二十一
町にあり、源は境内の山中より出て北に流るゝと一里
餘立岩川に入る廣四間計、

○神社 ○熊野宮 境内東西十八間南 西の一區より巳午の
方一町計にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、井
桁村阿久津和泉が司なり 【相殿一座】 △八王子神
本村より移せり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西三間南 東の一區にあり、造立
の年月を知らず、井桁村自源寺司なり ○地藏堂 境内
三間南北三 西の一區にあり、草創の年月詳ならず、自
源寺司なり、

○森戸村木地小屋 保上 府城の西南に當り行程十七里十
四町、家數三十一軒、東西三町二十間南北三十間山間に
あり、南に立岩川あり、東五十間八總村の界に至る、其
村まで八町西四町熨斗戸村の界に至る、其村まで八町南
五十五間井桁村に界ひ立岩川を限とす、其村は辰に當り
八町北一里十五町古町組多多石村の山に界ふ、又丑寅の
方一里二十四町高野組針生町の山界に至る、其村まで三
里、

○木地小屋 ○保上 本村の丑寅の方一里にあり、家數

九軒、東西三十間南北五十間山中にあり、

○山川 ○立岩 村西一町にあり、高十五丈周十八丈計
屏風をたてたるが如し、村老の口碑に此岩むかし一夜
に涌出す、郷名の由て起る所なりと云、多く岩茸を産
す、これを取ば必雨ふるとぞ ○立岩川 村南五十間
餘にあり、上流を岩下川と云八總村の境内より來り輕
井澤合して西に流るゝと七町熨斗戸村の界に入る、
○輕井澤 村東五十間にあり境内の山中より源を發し
瀧岐澤大内澤八木澤これに會し、西に流るゝと十五町
計、立岩町に注ぐ、廣八間、

○關梁 ○橋 村東五十間輕井澤に架す、長八間隣村の
通路丸木橋なり、

○神社 ○八幡宮 境内東西十二間南 村北一町にあり、鎮
座の初詳ならず、鳥居あり、井桁村阿久津和泉が司な
り 【相殿一座】 △若宮八幡 本村より移せり ○山
神社 境内東西十七間南 村北四町にあり、鎮座の始詳な
らず、鳥居拜殿あり、阿久津和泉が司なり 【相殿二
座】 △伊勢宮 本村より移せり △稻荷神 同上、

○寺院 ○藥師堂 境内四間南 村東にあり、草創の始詳な
らず、修驗金正院司なり、
○古蹟 ○古碑 村北一町二十間にあり、高一尺六寸餘

幅七寸餘に厚一寸五分の黒色の石なり、四方に縁を廻し上に梵字蓮華座を刻み下に花瓶一を彫り、右に貞和五年左に三月日とあり、村民これを虚空藏なりとて屋を設けて崇敬す、又鰐口一口あり、徑九寸銘に奥州南山立岩圓福寺虚空藏堂之鰐口也、于時應永十一年甲申五月十三日大旦那唯善房并に諸旦那施主各人敬白とあり、
 ●八總村 府城の西南に當り行程十七里五町、家數十八軒、東西一町四十間南北三十間山間にあり、南は岩下川に臨む、東一里十七町本郡河島組瀧原村に界ひ中山峠を限とす、其村まで三里西四町三十間森戸村の界に至る、其村まで八町南四間井桁村に界ひ岩下川を限とす、其村まで二町北十八町森戸村の山に界ふ、

○山川 ○中山峠 村東より登ると一里十七町にして頂に至る、古木陰森として幽邃なり、此を越て河島組の諸村に往く、瀧原村と峯を界ふ ○岩下川 村南にあり、井桁村の境内より來り西に流る、と四町餘森戸村の界に入り立岩川となる、廣十間、

○關梁 ○前橋 村南岩下川に架す、長十間隣村の通路丸木橋なり、

○神社 ○伊勢宮 境内東西二十六間南 村東四町計にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、井桁村阿久津和泉が

司なり ○稻荷神社 伊勢宮と同處に祠る、鎮座の年月詳ならず、村民の持なり ○三島神社 境内東西十八間南北十六間免除地 村北一町にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、阿津久和泉が司なり ○日光神社 境内東西二十二間南北十八間免除地 鎮座の始を知らず、二荒山の神を祭れり、同鳥居あり、阿久津和泉が司なり ○稻荷神社 境内にあり、相殿一座あり、△稻荷神 井桁村より移せり ○山神社 境内東西十五間南 村東一町餘にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり ○山神社 境内一町四 村東一里五町山中にあり、草創の年代詳ならず、村民の持なり、

○古蹟 ○竹杖原 村東十町餘中山峠に登る道にあり、東西二十町餘南北九町餘、昔高倉宮此處を過ぎ路次、梗澁に苦み疲れたまひしかば、村翁あはれみまゐらせて道の傍なる小柴栗とて枝間に實をはさめる樹をきり竹杖に代てすゝめしが、宮怪て其名を尋給ふに小柴栗と云よし答ければ、陸奥の南の山の小柴栗大宮入は知らで過ゆく」と詠したまひしとぞ、夫より中山峠を越え石に踞して憩ひたまひしとて土人腰掛石と稱せしが其處を詳にせずと云、今里俗の小柴栗と稱するもの往々此邊の山中にあり、子細に榛實に似て小刺あり、

尋常の「しばぐり」とは別種なり、姑く土人の傳るまゝに記す、

●井桁村 もと井下田に作る、寛文中今の字に改めき、府城の西南に當り行程十七里七町、家數五軒、東西三十間南北五十間山間にあり、北に岩下川あり東四町精舎村の界に至る、其村は辰巳に當り八町西五町十間森戸村の界に至る、其村は戌に當り八町南一町餘精舎村の山に界ふ、北一町三十間、八總村に界ひ岩下川を限とす、其村まで二町、

○山川 ○岩下川 村北一町三十間にあり、精舎村の境内より來り北に流る、と九町餘森戸村の界に入る、

○神社 ○鹿島神社 境内東西十八間南 村西一町にあり、鎮座の年代を傳へざれども、寛文中まで奉造立本願長沼盛秀敬白明應三甲寅年九月吉日と云棟札ありしと云へば其頃の鎮座なるにや、田島組田島村の條 又天文六年慶長五年の棟札もありしが、今は并に亡ぶ古き木像の神體を安ず、長一尺一寸鳥居あり ○神職阿久津和泉 其先詳ならず、寛文中權太夫庸光と云者あり、今

の和泉庸永が五世の祖なり ○八王子神社 境内四間四方免除地 村より申の方一町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○自源寺 境内東西二十九間南 村中にあり、淨土眞宗高田派自録山と號す、伊勢國一身田專修寺の末山なり、開基の年代詳ならず、天正十六年清雲と云僧再興す、本尊彌陀客殿に安ず、

○寶物 ○彌陀畫像 一幅筆者を知らず、寛文中までは裏に明應三甲寅歲附屬源立庵と書附ありしと云、今は見えす、△地藏堂 境内にあり、

○古蹟 ○館跡 村西五町計にあり、東西二十間南北十八間、何の頃にか星五郎某と云者居りしと云、

●精舎村 府城の西南に當り行程十七里十四町、家數十一軒、東西二十五間南北一町山間にあり、東に岩下川あり、東三町岩下村の界に至る、其村まで十一町西五町井桁村の界に至る、其村は戌亥に當り八町南六町餘伊與戸村の山に界ふ、北八町八總村の山に界ふ、

○山川 ○岩下川 村東一町にあり、岩下村の境内より來り北に流る、と五町井桁村の界に入る、

○關梁 ○前橋 村東一町にあり、長九間の丸木橋にて岩下川に架し隣村の通路とす、

○神社 ○稻荷神社 境内東西三十間南 村南一町計にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、井桁村阿久津和泉が司なり 【相殿一座】 △守護神 本村より移せり、

に至る ○温泉 南の一區にあり、巖間より逆り出三箇所に石槽を設く、滄冷にして白湯の如し、腫物中風脚氣瘡毒切疵打身上氣等を治す、山中僻遠の地なれども遠近より來り浴する者多し、傍に屋を構て浴客を待つ所とす、

○關梁 ○橋 南の一區の西湯岐川に架す、湯前橋と云長十二間丸木橋にて隣村の通路なり、

○神社 ○湯神社境内二間四 温泉の上にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○光照寺境内東西四十間南 北の一區にあり、淨土眞宗京師東本願寺の末山なり、開基の年代詳ならず、舊覺心と云僧の草創にて太子守宗なりしが正保元年今の宗に改めしと云、本尊彌陀客殿に安ず、

【寶物】 △彌陀畫像 三幅筆者を知らず、古物なり ○太子堂 境内にあり

●湯入村 府城の西南に當り行程十九里二十七町、家數五軒、東西二十間南北五十間山間にあり、西に水引川あり、東十八町戸中村の山に界ふ、西十町貝原村の山界に至る、其村は亥に當り二十四町南八町三間水引川の界に至る、其村まで十四町北九町五十間湯岐村の界に至る、其村まで十三町、

○山川 ○水引川 村西にあり、水引川の境内より來り渡澤を経て北に流るゝこと十八町計湯岐村の界に入り湯岐川となる、

○關梁 ○橋 村南二町計にあり、宮下橋と云、水引川に架す、長十二間丸木橋隣村の通路なり、

○神社 ○日光神社境内東西一町十二間 村南九町計にあり、草建の初を傳へず、鳥居あり、木賊村星安藝是を司る ○日光神社境内東西十六間南 村南二町計にあり、何の頃の勸請にか詳ならず、鳥居あり、吉高村修驗大法院司る、社内に長沼氏より與へし寄進狀の板札を納む如左、

敬白

つう村貳百八かり御けんにしん令申候、爲後日如件、

太永六年ひのへいぬ五月廿四日 盛秀

【相殿一座】 △山神 本村より移せり、

●水引村 府城の西南に當り行程二十里五町、家數十五軒、東西三十二間南北一町二十間山中にあり、東に水引川あり、東九町計北六町十間共に湯入村の山界に至る、其村は北に當り十四町西三十町計木賊村の山に界ふ、南二里十八町餘日光神領下野國都賀郡高手原村に界ひ枯木

峠を限とす、

○山川 ○田代山 村より未申の方二里二十町計にあり本郡の條下に詳なり ○大毛無山 村より辰巳の方一里二十町にあり、頂上まで一里三十町計高手原村と峯を界ふ、

姫松黒檜桂多し ○枯木峠 村南一里餘にあり、登ると一里十八町計此を越て高手原村に往く、道殊に峻しく牛馬を通ぜず、高手原村と峯を界ふ ○水引川 村東一町餘にあり、水源三あり、一は田代山より出て東に流るゝこと一里廿町計、伯母又澤と云、一は大毛無

山の中島田と云處より出て北に流るゝこと一里計、新道澤と云、此二水と田代瀬澤と云處より出る溪水と日詰瀧高ニと云處にて共に合し水引川となり、北に流るゝこと一里餘湯入村の界に入る、

○神社 ○山神社境内十一間 村の戌亥の方にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

●貝原村端村 岩間戸 府城の西南に當り行程十九里十八町、家數十四軒、東西一町南北二町山間にあり、東は湯岐川に臨む、東は村際にて角生村に界ひ湯岐川を限とす、其村は辰に當り三町二十間西十二町計、介木生村の山に界ふ、南二十一町湯入村の山に界ふ、北一町吉高村の界に至る、其村まで三町、又辰巳の方十町湯岐村に界

ひ湯岐川を限とす、其村まで十二町未申の方一里木賊村の山界に至る、其村まで一里二十五町、

○端村 ○岩間戸 本村の東十五町にあり、家數六軒、東西十間南北一町山間にあり、東は湯岐川に臨む、又西一町三十間山麓に家數二軒あり、東西十間南北十二間、

○山川 ○湯岐川 村東にあり、湯入村の境内より來り北に流るゝこと二十町餘吉高村の界に入る、

○關梁 ○橋 村の辰巳の方一町湯岐川に架す、長八間前橋と云丸木橋にて隣村の通路なり、

○神社 ○富士神社境内東西二十六間 村西二十間にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居拜殿あり、井桁村阿久津和泉是を司る、

●吉高村 府城の西南に當る、行程十九里十五町、家數八軒、東西三十間南北一町二十間山間にあり、東に湯岐川あり、東三十間押戸村に界ひ湯岐川を限とす、其村まで一町西十三町北八町共に前澤村の山界に至る、其村は北に當り十八町南二町貝原村の界に至る、其村まで三町、

○山川 ○立岩川 村北七町にあり、押戸村の境内より來り西に流るゝこと一町福渡村の界に入る ○湯岐川 村東三十間にあり、貝原村の境内より來り北に流るゝ

こと六町立岩川に注ぐ、

○神社 ○日月神社 境内七十二間 村北二町にあり、鎮座

の年代詳ならず、鳥居あり、修驗大法院司なり、

●福渡村 府城の西南に當り行程十八里三十町、家數十

四軒、東西二十間南北一町十五間山間にあり、西に立岩

川あり、東十五町鹽原村の山に界ふ、西一町前澤村に界

ひ立岩川を限とす、其村まで十町南六町押戸村に界ひ立

岩川を限とす、其村まで十五町北十町鹽原村の界に至る

其村まで十七町、

○山川 ○眞那板倉山 村東にあり、頂まで十八町熨斗

戸村鹽原村と峯を界ふ、雜木多し ○立岩川 村西一

町にあり、戸中村の境内より來り町岐川を得て西に流

れ北に折れ鹽原村の界に入る、境内を經ること十六町

計 ○土釜かね崩 村北三町にあり、右に巉巖の峯峙

ち左は立岩川の碧潭に臨て斷崖數丈棧を架して往來を

通ず、實に天險の切處なり、往時長沼原田の兩氏矛盾

に及しとき此處にて相支へしと云、

○關梁 ○橋 村南六町隣村の通路立岩川に架す、長二

十間丸木橋なり、

○神社 ○諏訪神社 境内東西二十四間 村東二十間にあり、

鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、井桁村阿久津和泉が

司なり、

●前澤村 府城の西南に當り行程十九里、家數十三軒、

東西四十一間南北三十間山間にあり、東北は立岩川に近

し、東五町福渡村に界ひ立岩川を限とす、其村まで十町

西十二町介木生村の山に界ふ、南十町吉高村の山界に至

る、其村まで十八町北七町二十間鹽原村の山界に至る、

其村は丑寅に當り十二町、

○山川 ○立岩川 村東二町にあり、福渡村の境内より

來り北に流ること八町鹽原村の界に入る、

○關梁 ○橋 村より寅の方二町立岩川に架す、長五間

隣村の通路丸木橋なり、

○神社 ○鹿島神社 境内東西十一間南 村西にあり、鎮座

の年代詳ならず、鳥居あり、井桁村阿久津和泉が司な

り、

○寺院 ○前澤寺 境内東西八間南 村より亥の方二十間に

あり、淨土眞宗高田派立岩山と號す、鹽原村泉光寺の末

山なり、元和二年泉光寺の住光永と云僧草創す、本尊

彌陀客殿に安す △藥師堂 境内にあり、草建の年月

詳ならず、もと村東二十間にあり、享保中こゝに移せ

り、

●鹽原村 府城の西南に當り行程十九里十七町、家數三

持なり、

○寺院 ○泉光寺 境内東西二十二間 村中にあり、淨土眞

宗高田派千樂山と號す、一身田專修寺の末山なり、開

基の年月詳ならず、弘治元年源龍と云僧中興すと云、

△客殿 七間半に六間申西に向ふ、本尊彌陀を安す、

【寶物】 △彌陀畫像 一幅筆者を知らず、古物なり

△銅鉢 一口徑八寸康永二癸未年五月泉光寺と彫附あ

り、△觀音堂 客殿の東にあり △地藏堂 客殿の南

にあり、草創の年代詳ならず、舊村東にあり、延寶中

こゝに移せり、村民の持なり、

●田瀬村 府城の西南に當り行程十九里廿町餘、家數六

軒、東西二十五間南北二十間山間にあり、北に立岩川あ

り、東十町鹽原村の山に界ふ、西十二町介木生村の山界

に至る、其村は未甲に當り二十四町三十間南三町鹽原村

の界に至る、其村は辰巳に當り十一町北七町四十間、穴

原村の界に至る、其村は戌亥に當り十町四十間、

○山川 ○立岩川 村北にあり、鹽原村の境内より來り

西に流れ北に轉じ穴原村の界に入る、境内を經て十四

町計、

○神社 ○熊野宮 境内二十四間 村西一町にあり、勸請の

年代詳ならず、鳥居あり、井桁村阿久津和泉を司る

十九軒、東西一町三十間南北二町十間山間にあり、西に

立岩川あり、東一里古町組多石村の山に界ふ、西十三町

介木生村の山に界ふ、南七町福渡村の界に至る、其村ま

で十七町北十八町穴原村の山に界ふ、又未申の方十一町

前澤村に界ひ立岩川を限とす、其村まで十二町戌亥の方

八町田瀬村の界に至る、其村まで十一町、

○山川 ○眞那板倉山 村東二町にあり、頂まで三十町

熨斗戸福渡兩村と峯を界ふ ○立岩川 村西にあり、

福渡村の境内より來り宮澤を經て北に流ること十八

町田瀬村の界に入る、

○關梁 ○大卷橋 村西立岩川に架す、長十五間丸木橋

隣村の通路なり、

○倉廩 ○米倉 村東一町にあり、本組の米を納む、

○神社 ○鹿島神社 境内東西二十一間南 村西にあり、鎮

座の年代詳ならず、鳥居拜殿あり、井桁村阿久津和泉是

を司る 【相殿一座】 △八王子神 本村より移せり

○熊野宮 境内東西二十間南 村西二町にあり、何の頃の勸

請なるを知らず、鳥居あり、阿久津和泉が司なり ○三

島神社 境内東西二十六間南 村北にあり、勸請の年代詳

ならず、鳥居あり、村民の持なり ○伊勢宮 境内東西二

間南北三間 免除 村南四町餘にあり、鎮座の始詳ならず、村民の

【相殿一座】 △稻荷神 本村より移せり、

●介木生村 スケキツ もと助牛に作る、寛文中今の字に改めき、府城の西南に當り行程二十里十三町、家數十四軒、東西四十間南北一町、山間に住し西根川あり、東十三町田瀬村の山界に至る、其村は丑寅に當り二十四町三十間西十三町古町組大原村の山に界ふ、南五町三十五間小高林村の界に至る、其村まで十一町五十間北四十間穴原村の界に至る、其村まで二十四町四十間、

○山川 ○西根川 村西二十間にあり、小高林村の境内より來り北に流るゝと十三町穴原村の界に入る、廣八間「いはな」録を産す、

○關梁 ○橋 村西二十間西根川に架す、長八間隣村の通路丸木橋なり、

○神社 ○山神社 境内東西四十一間 南北四間免除地 村東一町にあり、鎮座の年代を傳へず、鳥居あり、木賊村星安藝是を司る、

○寺院 ○藥師堂 境内東西四間 南北三間半實地 村西にあり、創造の年月詳ならず、鹽原村泉光寺司なり、

●小高林村 府城の西南に當り行程二十里二十四町、家數二十間、東西五十間南北一町三十間山間にあり、西北に西根川あり、東七町北五町三十間共に介木生の界に至る、其村は北に當り十一町五十間西十一町古町組大桃村

○小名 ○新屋敷 本村の北七町にあり、家數三軒東西一町南北二町山間に散居し西に西根川あり、

○山川 ○帝釋山 本郡の條下 村南三里河衣村の境内を隔て數山の奥にあり 本郡の條下 ○田代山 村より辰巳の方二里十八町にあり、本郡の條下 ○小綱木峠 コツナギ 村より未申の方一里十町にあり、登ると十六町此を越て檜枝岐村に注ぐ、其村と峯を界ふ、黒檜雜木多し ○西根川

村東一町餘にあり、源を帝釋山より發し小屋川黒石川來り注ぎ河衣村の境内を過ぎ北に流れ赤澤を受け小高林村の界に入る、境内を經と三里餘 ○溫泉 村南三町西根川西岸にあり、巖を穿て湯槽とす、溫泉其間より湧出づ、よく癬瘡に功ありとて來り浴する者多し、傍に屋を構て浴客を待つ、

○關梁 ○橋二 一を黒石川橋と云、村南十町餘黒石川に架す、長五間幅一間、一を下橋と云、村北二町西根川に架す長八間の丸木橋なり、共に隣村の通路とす、

○神社 ○熊野宮 境内東西一町二十五間 南北一町十六間免除地 小名新屋敷の戌亥の方三町餘山の中腹にあり、鎮座の年代詳ならず、緣起に明應六年九月二十九日日本村七郎兵衛秀勝と云者御影三體を納む、其御影今はなし 其後享祿四年三月十五日大檀那左衛門四郎政高田瀬衛門次郎大夫と云者再興せし

の山に界ふ、南二町十間木賊村の界に至る、其村まで十八町四十間、

○山川 ○西根川 村西一町にあり、木賊村の境内より來り北に流れ東に折れ又北に轉じ介木生村の界に入る境内を經ると四町四十間計、

○關梁 ○橋 村北一町隣村の通路西根川に架す、崩橋クツレと云長八間丸木橋なり、傍に數丈の巖あり、中に一の怪石特立し朝夕の陰晴に神の形を見るときありとて土人崩岩權現と稱し、崇敬するとおほかたならず、

○神社 ○諏訪神社 境内東西四間 南北六間免除地 村東一町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、木賊村星安藝が司なり、

●木賊村小名 新屋敷 此村に木賊ある故村名これに因りしと云、府城の西南に當り行程二十里二十一町、家數二十軒、東西一町南北三町、此より南三町に家數二軒あり、東西二十間南北二十間湯上と云、共に山間にあり、東に西根山あり、東二十五町貝原村の山界に至る、其村は丑寅に當り一里二十五町西二里計古町組大桃村の山に界ふ南十六町河衣村の界に至る、其村まで二十町二十間餘北十六町三十間小高林村の界に至る、其村まで十八町四十間又未申の方一里二十六町古町組檜枝岐村の山界に至る、其村まで三里十六町、

と云、寛文中まで長江莊と彫 附し鰐口ありしとぞ 祭禮七月十五日神輿渡御の式あり △石鳥居 兩柱の間九尺 △隨神門 二間餘

に一間 △本社 二間四面東向、南山第一木賊室山と云額あり、卜部良連卿の筆なり、神體は二の靈石にて年々に長すとぞ、里人の崇敬異にして神官と雖まのあたり拜するを得ず △拜殿 三間半に二間半 【寶物】

八葉鏡 一面徑八寸【末社一座】 △荒神社 本社の左にあり、祭神詳ならず、村民の持なり ○神職星安藝寛文中莊太輔義勝と云者あり、今の安藝義致が七世の祖なりと云 ○熊野宮 境内東西十間 南北六間免除地 新屋敷の北三町

にあり、鎮座の年代詳ならず、寛文中まで奉懸信心國森敬白文安四丁卯年三月吉日と彫附し鰐口ありしと云石を神體とす、神威を畏るゝと上に同じ、鳥居あり、星安藝が司なり ○溫泉神社 境内二間四 方免除地 溫泉の上にあ

り、鎮座の年代詳ならず、村民の持なり ○山神社 境内東西二十五間 南北三十間免除地 村より戌亥の方一町にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

●河衣村 此村は深山の奥にて三方に高山峙ち北一方木賊村に通じ天氣晴朗なれば二十里餘を隔て飯豊山 奥羽越 三州に 跨煙靄の外に見ゆ、地形の高きを想ふべし、府城の西南

に當り、行程二十一里六町家數十八軒、東西一町南北二町山中にあり東に西根川あり東一里計水引村の山に界ふ、西一里計南一里計北四町四十間共に木賊村の界に至る、其村は北に當り二十町二十間餘、

○山川 ○西根川 村東一町にあり、木賊村の境内より來り、糸澤・あらいと澤・あら澤等來り注ぎ北に流るゝと一里、又木賊村の界に入る、

○土産 ○小羽板 境内の山中にある黒檜を割て府下に鬻ぐ、昔は古町組檜枝岐村に限れり、今は此村よりも出す、

○關梁 ○橋 村南に二町西根川に架す、長七間、丸木橋にて農事の便とす、

○神社 ○諏訪神社 境内東西二十六間 村北三町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、木賊村星安藝が司なり、
●穴原村 府城の西南に當り行程二十里、家數十五軒、東西四十間南北一町山間にあり、西南に立岩川あり、東十三町鹽原村の山に界ふ、西十町古町組大原村の山に界ふ、南三町田瀬村の界に至る、其村は辰巳に當り十町四十間、北五町古町組耻風村の界に至る、其村は亥子に當り十一町四十間餘、

○山川 ○立岩川 村西一町三十間にあり、田瀬村の境

内より來り西に流れ北に轉じ凡五町流れ耻風村の界に入る ○西根川 村南三町にあり、介木生村の境内より來り丑の方に流るゝと十三町立岩川に注ぐ、

○關梁 ○橋二 一は村より未の方六町西根川に架す、長六間、一は村より辰巳の方三町立岩川に架す、長十五間共に丸木橋にて隣村の通路なり、

○神社 ○鹿島神社 境内東西九間南 村北三十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、井桁村阿久津和泉が司なり、

○寺院 ○阿彌陀堂 境内東西五間半南 村南一町にあり、造立の年月詳ならず、鹽原村泉光寺司なり、

新編會津風土記卷之四十二終

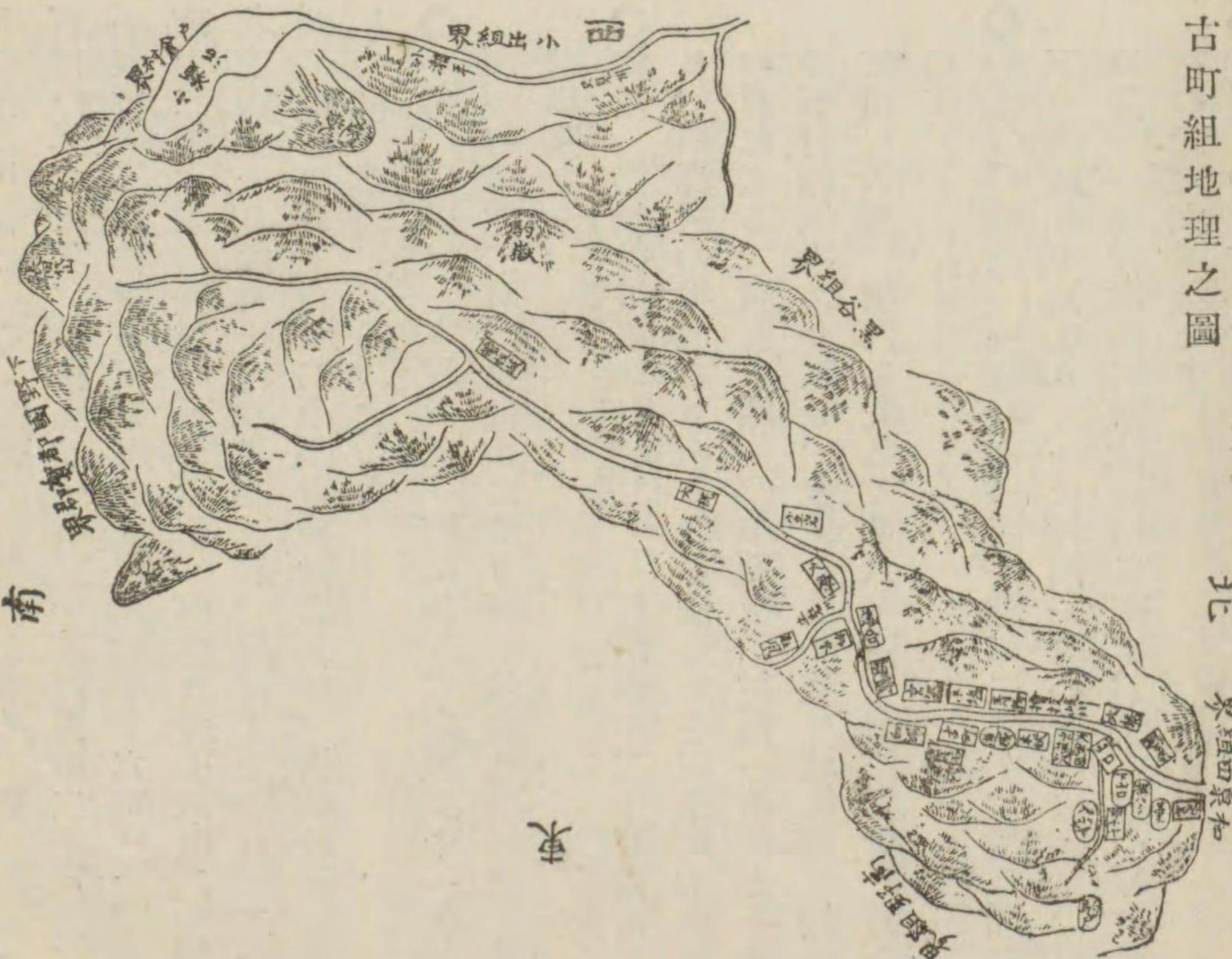
新編會津風土記卷之四十三

陸奥國會津郡之十六

古町組

此地府城の西南に當り本郡の西南隅にあり、東は高野組熨斗戸組に隣り、西は黒谷組及び本郡小出島組 小出島組は越後國魚沼郡に隸すれども其地面本郡に跨る 及び日光神領下野國都賀郡に接し、北は和泉田組に交はる、東西十三里餘 東は高野組針生村の界駒戸見川に 南北十二里八町 南は戸倉村の界小瀬沼より北 本郡西南の組此に至り越後上野下野の三國に隣り、四方皆數山を経て他組に通ず、寒暑府下に比するに大に異なり盛夏にも霜隕て五稼熟せざるとあり、冬月雪最深し、年により一丈餘に至る、民々樞を著て往來す、又「なで」春に至て宿雪山上より潰「あひ」山雪凍りたる上に降重なり時ゆるを云雪類の方言なり「あひ」ありて崩れ落つ音なくして勢強し土俗あひと稱して最これを恐るの患ありて行人往々に苦めり、此組の村落多是檜枝岐川の兩岸に連り衆山四面に重疊し嶺峻く谷

古町組地理之圖



深し、漁獵採薪の便よく用水又乏からざれども山間の衆
溪檜枝岐川に合し春雪消融するあひだ洪水の害あり、民
居蕎麥芋麻を植え蠶を養て生業を資く、濱野村より南の
方大桃村までの數村を俗に内川郷と稱へ最山深く水田少
なし、檜枝岐村は猶其奥三里餘駒嶽の麓にあり、又西南
に燧嶽聳え人煙此に盡き地勢深邃にして別境に入が如
し、寒氣特に強く土地瘠薄なり、故に専ら小羽板を割き
曲物を製し仲附馬にて府下に運送し五穀に交易す、此組
の諸村伊南郷と稱す、總て二十三箇村あり、

古町組上十箇村

古町村 小名 道成 多々石村 白澤村 木伏村
水根澤村 大新田村 山口村 小名 下山口 端村
板橋 臺 中小屋村 入小屋村 木地小屋 駒戸
宮床村

●古町村小名 道成 天正の頃河原田盛次芦名家に從て
伊南の地を領し、館を此所に築て居所とせし故伊南町と
稱す、後青柳村に城郭を構て伊達家を拒みしが敵退て再
び還住す、因て今の名に改めしとぞ、昔は毎月六度の市
日あり、今は十二月二十二日廿七日兩日のみなり、府城
の西南に當り行程十九里、家數五十軒、東西一町南北四
町東は山に倚り、西は檜枝岐川に近く北田圃なり、村

中に官より令せらる、掟條目の制札を懸く、東一町多々
石村の界に至る、其村まで一町三十間西四町二十八間、
小鹽村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで六町三十間餘
南十二町六間白澤村の界に至る、其村まで十八町二十間
北十四町十八間木伏村の界に至る、其村まで十八町二十
間又戌亥の方十四町二十間青柳村に界ひ、檜枝岐川を限
とす、其村まで十六町二十間、

○小名 道成 本村の北一町にあり、家數三十一軒東
西一町南北二町、東は山に倚り西は檜枝岐川に近く南
北田圃なり、

○山川 檜枝岐川と云下同 村西四町二十間餘にあ
り、白澤村の境内より來り北に流るゝと三十町木伏村
の界に入る、廣三十間 ○小瀧川 村西一町にあり多
多石村の境内より來り、戌亥の方に流れ北に轉じ檜枝
岐川に入る、境内を流るゝと六町廣七間「いはな」鰯を
産す、

○關梁 橋三 一は村南一町小瀧川に架す、長八間府
下の通路丸木橋なり、一は村西一町小瀧川に架す、長
八間、一は村西四町檜枝岐川に架す、長十二間、共に隣
村の通路丸木橋なり、
○倉廩 米倉 村西三十間にあり、本組の米を納む、

○神社

○鹿島神社 境内東西十八間南 村南二町三十間に
あり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、和泉田組界村渡
部信濃が司なり 【相殿五座】 △伊勢宮 本村より移
せり △稻荷神 同上 △鹿島神 同上 △祇園神
同上 △權現 同上 ○愛宕神社 境内十五間
十間にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、渡部信
濃これを司る 【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移せ
り △稻荷神 同上 △住吉神 同上 ○羽黒神社
境内東西一町十間南 村より丑寅の方三町餘にあり、勸
請の初を傳へず、鳥居あり、修驗法導院司る ○富士
神社 境内東西一町四十間 村の辰巳の方五町餘にあり、
鎮座の初詳ならず、鳥居あり、法導院これを司る ○山
神社 境内八間四 村より辰巳の方四町三十間にあり、創
建の初を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 照國寺 境内東西二十四間南 小名道成にあり金
光山と號す、近江國蓮華寺の末山時宗なり、何の頃に
か河原田氏の祖草創し蓮華寺の徒一阿と云僧を請て住
せしめ、寺産許多を寄附し塔頭十餘宇ありてさばかり
の梵宇なりと云、其後も河原田氏の臣芳賀安房某と云
もの及び其支族年檀越の因ありて什物も多かりしが、

天正十八年の兵燹に罹り佛像及び寺寶數箇を遺し餘は
悉く亡せしとぞ、寛文の頃までは猶塔頭四字ありしと
云 △客殿 九間に七間、南向本尊彌陀長三尺脇立觀
音勢至共に長一尺運慶作と云、本尊の背後に嘉祿三年
三月 舊事雜考には此下に三日云云 と書附あり △鐘樓門
客殿の南にあり、三間四面金光山と云額あり、風早前
大納言諱を傳の筆なり、鐘徑二尺五寸、寛政七乙卯六
月當山二十一世眞阿俊長再興と彫附あり △庵 鐘樓
門の南にあり、五間に二間半 △藥師堂 客殿の南に
あり、藥師像長三尺古佛なり △熊野宮 藥師堂の南
にあり △天神社 客殿の丑寅の方にあり △石塔三
基 共に客殿の戌亥の方にあり、一は高九尺餘淨光院
賢阿普清盛蓮大禪定門天正九辛巳三月二十八日と彫附
あり河原田盛政と云者の墓なりと云、一は高四尺餘阿
清圓信士覺阿妙圓信女天正十八年四月十五日と彫附あ
り、何人なるを知らず、一は高四尺餘面阿見道信士慶
長五子八月十二日と彫附あり、渡部丹波守某と云者の
墓なりと云、共に後人の建しものと見ゆ、

【寶物】 △鉦鼓 一箇 徑五寸六分筑紫小入道と彫附
あり △六字名號 一枚 親鸞筆 △三尊彌陀掛物
一幅 惠心筆 △末廣 一本 河原田氏の寄附と云、

○善導寺 境内二十間 村東一町にあり、淨土宗成實山と號す、府下五之町高巖寺の末山なり、慶長八年廓譽と云僧開基す本尊彌陀客殿に安す △虚空藏堂 境内にあり △觀音堂 虚空藏堂の辰巳の方にあり ○法導院 本山派の修驗なり、開基の年代詳ならず、昔は龍水山萬福寺と號せしとぞ、天文の頃來宥と云者中興す現住宥玄は十世の孫なり、

○墳墓 ○石塔 村北にあり、高二尺餘樂阿彌陀佛悅全文祿元壬辰天五月八日と彫附あり、小沼外記某と云者の墓なりと云、後人の建しものと見ゆ、

○古蹟 ○館迹三 一は三十間四方西館と云、一は三十六間四方東館と云、共に村西二町計にあり、土居堀の形存す、河原田盛次住せり、今傍の田圃に横町石原町北小路殿小路等の字あり、一は村東一町にあり、東西四十五間南北三十八間小沼柵と云、永祿中芳賀大炊某と云者住せりといへども詳ならず、

○人物 ○河原田治部少輔盛次 藤氏にて結城七郎朝光二世の孫長廣と云者、下野國河原田郷に居住せしより初て河原田と稱し十一世にして盛次に至りしと云、世世葦名氏に従ひ伊南の地を領せり、天正十七年伊達氏會津を襲ひし時、盛次は檜原口の警固として大鹽村に

ありしが、六月五日伊達勢既に磨上原の方に寄來ると聞き引返して彼地向ひ僅の手勢をもて合戦し、味方惣敗軍となり力なく引退き黒川の西なる中荒井村に留り其動靜を窺ひしに、義廣遂に佐竹氏に走り政宗黒川の城に入り、田島の城主長沼盛秀を始め芦名累代の家臣多くは伊達氏に屬せしかば、盛次慷慨に堪へず、一先領地に引籠り、再び芦名恢復の功をはからんとて高田村の邊まで引取しに思ふ仔細やありけん、伊南源助政信と云郎等を使として一戦を挑しに政宗河原田が義氣を感じ、且窮寇を追て士卒を損ぜんを慮り慰諭して源助を飯しければ盛次遂に久川城青柳村に楯籠る、此時盛秀使をもて伊達家に降らんとを勸む、河原田大に怒り盛秀が不義をせめ使を飯す、盛秀も怒り政宗にかくと告げ加勢を請兩度まで攻寄けれども河原田よく防守せり、折しも積雪路を埋み師を出しがたければ盛秀しばし攻來ることを得ざれども、政宗が大軍固より敵すべきにはあらざれば郎等主膳入道玄佐と云者を私かに伏見に上せ、石田三成に因て仔細を披露せしに豊臣家やがて小田原の北條を征伐し、其後政宗が罪を糺さるべしと玄佐歸て具さに語りければ盛次力を得て愈其志を堅せり、黒川よりは間者を入てさまんに誘へ

しかば盛次が家の子郎等多くは内々政宗に與せしに伊南源助が智略を以て隱謀の人々より質を出させ盛次が嫡子龜坊とて十三歳なるを添へ上杉景勝の方に遣し援兵をこひ辛うじて城を守れり、然れども梁取を始め和泉田小林等殘らず攻落されしかば危急旦夕に迫れり、翌年太閤小田原に至り政宗の罪を正し會津仙道を收公せらる、盛次此に至て初て眉を開しとぞ、時に大閤會津に移るべきよし聞えければ盛次先だちて所領を打起ち下野國宇都宮まで出向ひけるが、故ありて謁見を遂げず空く飯郷し日を経て病で卒すと云、古文書二通あり前の一通は法導院所藏し後の一通は落合村長次右衛門が家に傳ふ因に載す、

先立使札之旨具披見本望之至候、如承(虫喰)從京都も義廣に本意は越國へ被及御催促に付而既先衆數千餘伊北口へは立越之由簡用之至候、此節猶景勝直馬之儀爲可申理今度企使僧候、先書に如申届北布弓矢於當方聊無手延候、委細清音寺可有演說候而不能言說候、恐々謹言

九月廿三日

義宣 花押

河原田治部太輔殿治部少輔を誤れるにや

猶々自越國鐵炮被及御助力候哉、近日可及使者候間委細如此世上相調候上、無本意不可有(不明)候

條其内其地堅固之儀可理入進候、

如來章之年頭之吉慶珍重多幸如承意之、其以往遠境故音絶其表每事無心元候處委細承候、祝着之至不淺候、一、當方へも正月下旬小田原惡逆連續之間可有御誅伐之由自殿下様被成下御朱印候、因之義宣事も速可及御手合之由被及御請候、其外此表諸家中へ右之段被成御朱印候間御動座之節此表一統可及御手合其支度一三昧に可御心歩候、一、會津御本意候儀自川崎口南山へ調略可然候段承候、尤以得其意候御動座候、上何篇に石治少へ及御相談可及其列候、一、其地抱之儀近日以使者越國へ可馮入候間是亦可御心歩候、一、舊冬政宗爲計策原田似拙西海枝小次郎被差越候哉雖然堅固被申拂候、段々對義廣候意無之太忠更々難盡筆頭候、一、正月五日針生民部太輔富田左近將監上洛候間其表之儀專に候、御相談申理候間可御心歩候如此に太達相調殿下様御動座火急之上會本意可爲春度之旨候條其地無油斷此程相極候、一、二月中旬義宣向白川御邊被及調儀三十三間へ押詰蜂火敵數輩討捕其上得境堅固此程被申付候て納事候、諸餘以使者可申述候間令期來信之時候、恐々謹言、

二月廿七日

義廣 花押

河原田治部少輔殿

●多々石村 此村もと只石に作る、寛文中今の字に改めき、府城の西南に當り行程十九里一町餘、家數十軒、東西一町三十間南北三十間、山間に住し小瀧川あり、東二里入小屋村の山に界ふ、西三十間古町村の界に至る、其村まで一町三十間南十一町古町村の山に界ふ、北十六町木伏村の山に界ふ、

○山川 ○小瀧川 村南一町にあり、源は境内の山中より出て西に流るゝと二里餘古町村の界に入る、

○神社 ○日光新宮 境内十五間 四方免除地 村東十六町にあり、祭神三標津姫命鎮座の初詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり ○日光瀧尾神社 境内東西三十間 日光新宮の東七町三十間にあり、祭神味耜高彥根命鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、渡部信濃が司なり 【相殿一座】

△齋宮 本村より移せり ○日光本宮 境内東西二十五間 南北十六間免除地 日光瀧尾神社の東六町三十間にあり、祭神大己貴命草創の初を知らず、鳥居あり、渡部信濃これを司る ○於佐乃波幾神社 境内東西七間南 村西三十間にあり、祭神は鹿葦津姫命なりと云、鎮座の初詳ならず、鳥居あり古町村法導院司る 【相殿一座】 △山神 本村より移せり

○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西四十間南北一町、天正の頃伊南源助政信住せり、今民家となれり、源助は河原田治部少輔盛次が隨一の郎等にて屢軍功あり、中にも天正十七年七月七日盛次和泉組梁取の館を救ひしとき伊達政宗に與せし木伏無庵同右馬丞など云者を討取りぬ、其後政宗盛次を討んとて伊南の地に聞者を遣しひそかに盛次が家人等を語らひしに、源助聞者を欺きやがて味方の二心ある者を糺し人質をとり、河原田を勸て上杉氏を頼み伊南の地を保ち政宗を拒きしとぞ、子孫當家に仕て今にあり、

●白澤村 府城の西南に當り行程十九里十八町、家數十軒、東西三十五間南北四町三十二間、東南北に山廻り西は檜枝岐川に近し、東三里計古町村の山に界ふ、西二町宮澤村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで六町南一里六町鬨斗戸組穴原村の山に界ふ、北六町十四間古町村の界に至る、其村まで十八町二十間又申の方五町三十二間濱野村の界に至る、其村まで七町三十間餘亥の方十町小鹽村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで十八町、

○山川 ○柳林 村西五十間檜枝岐川の岸にあり、長四町餘水害の防に植と云、更に他木なく柳の古木のみにて春色もつとも愛すべし ○檜枝岐川 村西二町にあ

り、濱野村の境内より来り北に流るゝと十四町餘古町村の界に入る ○粟種澤 村南五町十間にあり、源は境内の山中より出づ北に流るゝと二里計檜枝岐川に入る、廣三間、

○神社 ○伊勢宮 境内東西九間南 村東四十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、鬨斗戸組木賦村星安藝が司なり ○熊野宮 境内東西十八間南 村東二十間にあり、建立の初を知らず、鳥居あり、星安藝これを司る 【相殿四座】 △伊勢宮 本村より移せり △稻荷神 同上

△山神 同上 △天神 同上 ○稻荷神社 境内東西三間南 村南三十間にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、古町村法導院是を司る、

○寺院 ○毘沙門堂 境内東西四間南 村東三十間にあり、草創の年代知らず、村民の持なり、

○褒善 ○善行者平左衛門 享保元年褒賞して米を與へり、

●木伏村 府城の西南に當り行程十八里二十三町餘、家數十軒、東西二町南北四町六間、東は山に倚り西は檜枝岐川に近く南北田圃なり、東一里三町入小屋村の山に界ふ、西五町大橋村に界ひ檜枝岐川を限とす、南四町二間古町村の山界に至る、其村まで十八町二十間北二町

四十間水根澤村の界に至る、其村まで二町四十間、又未申の方五町青柳村の界に至る、其村まで九町、

○山川 ○唐倉山 村の辰巳の方三十一町餘にあり、登ると十三町計、さまでの高山ならざれども勢最峻しく



唐倉山圖

峯を傳ひてわづかに一路を通ず、其間許多の奇岩あり佳觀とす、麓より登ると八町餘に鑑岩と云あり、其左に峙つを裸岩と云、鑑岩の上一町三十間餘に石柱と稱する岩あり、方四尺計にて長四間より五六間計の石三十餘枚あり、屋材を架するに似たり、故に名けり、昔は數も多かりしが何の頃にか地震のため其半を崩せりと云、此より上に烏帽子屏風手掛衣掛等の怪岩往々に列峙す、衣掛岩より一町餘にして頂上に至る、明神岩あり、昔唐倉明神鎮座ありし所ゆえ此名遺れり、冬日満山雪みつれども此

巔のみ風烈しく積ることなし、土人は社跡の靈なりとて崇敬す、また明神岩より左右の下りに數十の怪石一町計の間に布置し累々として相仍れり、南を日光岩と云北を月光岩と稱す、此處より北に望めば飯豊磐梯等の高山遠空に浮び、南に願れば燧嶽駒嶽近く衆峯に秀で眺望廣し、此山東北の方入小屋村に屬す ○檜枝岐川 村西五町にあり、古町村の境内より來り北に流るると十五町四十間餘大新田村の界に入る ○八窪澤 村より巳午の方六町にあり、源は境内の山中より出て西に流ると一里十八町檜枝岐川に入る、廣二間、

○原野 ○秣場 村西二町にあり、東西一町三十間餘、南北二町十間餘、

○關梁 ○橋 村南六町府下の通路八窪澤に架す、長八間丸木橋なり、

○神社 ○八龍神社 境内東西八間南 村中にあり、鎮座の初詳ならず、石鳥居あり、界村渡部信濃が司なり 【相殿一座】 △八龍神 本村より移せり ○天神社 境内四方免除 村の巳午の方二十間にあり、鎮座の初詳ならず、石鳥居あり、修驗蓮華院司なり ○愛宕神社 境内二間四方免除 村より卯辰の方十九町にあり、鎮座の初詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○長專寺 境内二十間 四方年貢地 村西にあり、淨土宗大寶山と號す、五之町高巖寺の末山なり、開基詳ならず、舊太子守宗なり、寛永十七年善札と云僧改て古町村善導寺の末山淨土宗となり、後また高巖寺に隸す、本尊彌陀客殿に安す ○藥師堂 境内六間四 四方年貢地 村中にあり、草創の年代詳ならず、村民の持なり、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西二十三間南北三十三間土居堀の形存す、天正中菊地紀伊守某と云者住せしと云、

○水根澤村 府城の西南に當り行程十八里十九町、家數十二軒、東西五十間南北一町十間、東は山に倚り西は檜枝岐川に近く南北田圃なり、東二十町木伏村の山に界ふ西二間南二町四十間共に木伏村の界に至る、其村は南に當り二町四十間北三町二間大新田村の界に至る、其村まで五町二十間餘、

○神社 ○山王神社 境内東西十八間南 村東二町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり 【相殿三座】 △稻荷神 本村より移せり △山神 同上、

○褒善 ○久七 農民市右衛門が譜代なり、市右衛門七歳にして父に後れ母は再嫁せしかば祖父にたよりにて日

を送りしに、これもまた老病に染て四五年がほどは起臥もかなはざりしを久七晝夜傍を去らず懇に介抱せり、祖父のうせし後市右衛門其遺言に従ひ久七に暇とらすべしと云ども、市右衛門夫婦年若く祖父の不幸よりいやましに困窮して今は世渡る便だに乏しければ、主の命なりとてこのありさまをよそにみて身ひとつを營むべきにあらず、貢物の未進または宿債をも償はんとして同村の勘兵衛と云者の方に身をうり、己が身代金をも故主に送り兎角して其家を守立けり、正徳三年米を與て褒賞せり、

○大新田村 府城の西南に當り行程十八里十三町、家數二十五軒、東西五十間南北一町十間、東は山に倚り西は檜枝岐川に近く南北は田圃なり、東三十五町中小屋村の山に界ふ、西二十間大橋村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村は戌亥に當り九町南二町廿三間水根澤村の界に至る、其村まで五町二十間餘北七町山口村の界に至る、其村まで十二町三十間、

○山川 ○天狗岩 村北六町四十間にあり、高六丈計横三十丈餘の巖まへにさし覆て形奇なり、下に天狗堂あり故に稱す、此巖に小石はみ漸々に長じて往々巖をわりて落るものあり、土人天狗の礫石と云 ○檜枝岐川

村西二十間にあり、木伏村の境内より來り北に流る、と十五町二十間山口村の界に入る、

○神社 ○天神社 境内東西十三間 南北十間免除地 村東二町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり 【相殿一座】 △日光神 本村より移せり ○愛宕神社 境内三間南北四 免除地 村東三町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり ○幸神社 境内東西六間南 免除地 村北六町にあり、鎮座の初詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○天狗堂 村北六町四十間天狗岩の下にあり、草創の年代詳ならず、村民の持なり、

○墳墓 ○石塔 村より辰巳の方四十間にあり、高八尺源酒井周防守義長天正四年子三月十七日と彫附あり、後人の建しものと見ゆ、

○山口村 小名 下山口 板橋 臺 府城の西南に當り行程十八里、家數十六軒、東西三十間南北一町三十九間、東は山に倚り西は檜枝岐川に近く南北は田圃なり、村中に官より令せらる、掟條目の制札を懸く、東一町中小屋村の界に至る、其村まで九町西三町大橋村に界ひ檜枝岐川を限とす南六町四十六間大新田村の界に至る、其村まで十二町三十間北三町鴉巢村に界ひ檜枝岐川を限とす、又丑の方二十四町宮床村の界に至る、其村まで二十六町、もと村北

二十町餘に北原と雲端村あり、何の頃にか端村臺に移せり、

○小名 ○下山口 本村より丑の方二十間餘にあり、家數十一軒、東西二十五間南北一町五十間山麓に住す、

○端村 ○板橋 下山口の丑の方三町三十間餘にあり、家數十三軒、東西三十間南北一町四十二間山麓に住す

○臺 板橋より丑の方二町二十間餘にあり、二區に分る、其間三十間を隔つ、南の一區家數五軒東西四十間南北一町、北の一區家數十四軒、東西二十間南北三町共に山麓に住す、

○山川 ○檜枝岐川 村西三町にあり、大新田村の境内より來り北に流れ丑寅の方に折れ地藏澤北澤を得て三十町五十間流れ宮床村の界に入る ○戸山川 中小屋村の境内より來り町屋澤濁澤を受け村中を過て北に流るゝと十町檜枝岐川に入る、廣九間「いはな」を産す、
○大石澤 村より丑の方九町五十間にあり、源は境内の山中より出て戌亥の方に流るゝと一里十八町戸山川に入る、廣三間、

○關梁 ○橋 村中戸山川に架す、長十間幅一間、
○倉原 ○米倉 村東三十間にあり、本組の米を納む、
○神社 ○熊野宮 境内東西十二間南 村西一町餘にあり、

に瀑布あり、高二間白糸を亂すが如し、波瀾と云、
○關梁 ○橋二 一は村の辰巳の方五町二十間にあり、長七間半幅五尺、一は村の戌亥の方六町三十間にあり、長八間半幅五尺、共に府下の通路戸山川に架す、

○神社 ○八幡宮 境内十五間 村東一町四十間にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり、
○古蹟 ○椿 崩 村南八町にあり、昔椿の古木あり、高倉宮此處を過ぎ給ふとき詠じ給ひしとて
みちのくのみなみのやまのたまつばきとふひとあらばいなとこたへよ

と土人の口碑に傳ふ、其椿今はなし、
○入小屋村木地小屋 駒戸 府城の西南に當り行程十七里八町、家數二十七軒、東西二町南北二十間、戸山川に傍て山間にあり、東一里三十五町高野組針生村に界ひ駒戸峠を限とす、其村まで三里九町西八町三十二間中小屋村の界に至る、其村まで十九町南二里多々石村の山に界ふ

○木地小屋 ○駒戸 本村の東一里八町にあり、家數六軒、東西一町南北十五間駒戸峠の麓に住す、
○山川 ○唐倉山 村南七町にあり、頂まで十町雜木多し、西南の方木伏村に屬す ○駒戸峠 村東一里にあ

鎮座の初詳ならず、鳥居あり、古町村法導院司なり、
【相殿一座】 △日光神 本村より移せり ○若宮八幡宮 境内二十間 端村板橋の丑寅の方三町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり 【相殿二座】 △伊勢宮 本村より移せり △鹿島神 端村北原より移せり ○山神社 境内東西四間南 板橋の丑寅の方四町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○古蹟 ○館迹 村の丑の方二町十間餘にあり、東西四十間南北二十九間、天正の頃山口右京某と云者住すと云ども詳ならず、○古戰場 村南六町に答崎と云處あり、又其北五町に光明院塚と云塚あり、天正十七年長沼秀盛河原盛次が勢と戦て敗走せし地なり、

○中小屋村 此村昔は山口村の端村なり、寛永中別村となりし、府城の西南に當り行程十七里二十七町、家數十四軒、東西二十間南北二町山間にあり、南に戸山川あり東十町二十八間入小屋村の界に至る、其村まで十九町西八町山口村の界に至る、其村まで九町南十町大新田村の山に界ふ、北三里計大沼郡野尻組大芦村の山に界ふ、
○山川 ○戸山川 村南にあり、入小屋村の境内より來り戌亥の方に流るゝと十八町山口村の界に入る、此川

り、登ると三十五町針生村の峯を界ふ、府下に通る路なり ○戸山川 村北にあり、水源は姥懐と云處より出て戌亥の方に流るゝと二里七町中小屋村の界に入る、

○關梁 ○橋 村東四町四十間府下の通路戸山川に架す、長八間幅五尺、
○神社 ○柄倉神社 境内東西二十二間 村西三町十間餘にあり、祭神及び鎮座の始詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり ○山神社 境内東西十二間 村東十町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○褒善 ○善行者莊右衛門 此村の木地挽なり、寛政五年米を與て賞せり、
○宮床村 府城の西南に當り行程十八里二十六町、家數二十四軒、東西一町南北一町五十間、東は山に連り西は檜枝岐川に傍ひ南北田圃なり、東三町南二町共に山口村の界に至る、其村は未に當り二十六町西二町鴉巢村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村は未申に當り四町十北町和泉田組界村の界に至る、其村は戌に當り九町、

○山川 ○檜枝岐川 村西二町にあり、山口村の境内より來り北に流るゝと十四町餘界村の界に入る、
○神社 ○稻荷神社 境内東西二十二間 村より丑の方三町

にあり、勸請の初詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり【相殿二座】△山神 本村より移せり△八龍神 同上 ○愛宕神社境内四間、村より巳の方三町巖山の頂にあり、鎮座の年月を傳へず、此地眺望や、廣く西北の麓に和泉田組の諸村葦布し檜枝岐川の長流あり、最勝愛すべし、木伏村蓮華院司なり、

○寺院 ○安照寺 境内東西九間南北二間、村北八町にあり、來迎山と號す、伊勢國高田山專修寺の末寺淨土眞宗なり、草創の年代詳ならず、天文二年宗玄と云僧中興せり △客殿 七間に六間半西向、本尊彌陀、

【寶物】△六字名號 一幅親鸞筆 △聖德太子畫像 一幅同上 △彌陀畫像 一幅筆者を知らず古畫なり、

○墳墓 ○古墓 村南五十間にあり、石塔高五尺幅一尺八寸、覺宗院清嚴淨相芳山大居士弘治元乙卯七月十六日馬場越中守藤原綱茂と彫附あり、後人の建しものと見ゆ、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、東西三十間南北二十五間 永正の頃馬場綱茂住せしと云、

新編會津風土記卷之四十三終

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西十八間南北十二間、免除地、村南一町餘にあり、建立の初詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり

【相殿一座】△八龍神 本村より移せり ○若宮八幡宮 境内東西二十間南北三十間、免除地、村南二町十間にあり、鎮座の年月を知らず、鳥居あり、渡部信濃これを司る 【相殿一座】△天神 本村より移せり ○伊勢宮 境内東西八間南北六十間、免除地、村南五十間餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、修驗光明院司る、

○寺院 ○地藏堂 境内東西七間南北八間、免除地、村西にあり、草創の年代を傳へず、村民の持たり、

○大橋村 府城の西南に當り行程十八里十三町、家數四十二軒、東西五十間南北四町四十間、東は檜枝岐川に近く西は山に倚り南北田圃なり、東三町十間山口村に界ひ檜枝岐川を限とす、西一町餘和泉田組和泉村の山に界ふ、南十九町青柳村の界に至る、其村まで二十四町八町四十間鴉巢村の界に至る、其村は丑に當り二十八町又辰巳の方一町二十間大新田村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで九町、

○山川 ○檜枝岐川 村東三町十間にあり、青柳村の境内より來り北に流ること三十町、鴉巢村の界に入る、

新編會津風土記卷之四十四

陸奥國會津郡之十六

古町組下十三箇村

鴉巢村 大橋村 青柳村 小鹽村 宮澤村 濱野村 落合村 木村 耻風村 大原村 小立岩村 大桃村 檜枝岐村 端村 瀧澤

●鴉巢村 府城の西南に當り行程十九里、家數五十七軒東西二十間南北三町三間、東は檜枝岐川に近く西は山に倚り南北田圃なり、東二町山口村に界ひ檜枝岐川を限とす、西一町十二間和泉田組和泉村の界に界ふ、南十五町二十間大橋村の界に至る、其村は未に當り二十八町北十七町和泉田組小野島村の界に至る、其村まで二十五町又丑寅の方二町宮床村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで四町、

○山川 檜枝岐川 村東二町にあり、大橋村の境内より來り北に流ること三十五町小野島村の界に入る、

○關梁 ○橋 村東二町隣村の通路檜枝岐川に架す、長二十間丸木橋なり、

○名目澤 村より未申の方一町餘にあり、源は境内の山中より出て東に流ること一町餘、檜枝岐川に入る、廣三間、

○關梁 ○橋 村より卯辰の方一町隣村の通路檜枝岐川に架す、長二十間、丸木橋なり、

○神社 ○日光神社 境内十二間、村西一町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり 【相殿一座】△天神 本村より移せり ○藏王神社 境内東西八間南北八十間、免除地、村の戌の方三十間にあり、勸請の年月を知らず、鳥居あり、修驗泉明院司る、

○寺院 ○釋迦堂 境内東西五間南北四間、免除地、村西五十間にあり、草創の初を傳へず、村民の持たり、

○青柳村 府城の西南に當り行程十八里三十二町、家數二十九軒、東西一町南北三町、東は檜枝岐川に近く西は山に倚り南北田圃なり、東二町古町村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村は辰巳に當り十六町二十間西二里餘、和泉田組和泉村の山に界ふ、南五町小鹽村の界に至る、其村まで十一町北五町大橋村の界に至る、其村まで二十四町又寅の方五町木伏村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで九町、

○山川 ○臺はた山 村西一町餘にあり、頂まで三十町

雜木多し ○檜枝岐川 村東二町にあり、小鹽村の境内より來り北に流ること十町大橋村の界に入る、
○久川 村南二町にあり、水源は臺はた山より出瀧倉澤を受け東に流ること一町餘檜枝岐川に入る、廣六間「いはな」鰻を産す、

○關梁 ○橋二 一は村東二町檜枝岐川に架す、長二十町、一は村南二町久川に架す、長六間、共に隣村の通路丸木橋なり、

○神社 ○鹿島神社境内東西卅八間南北二十五間免除地 村の戌の方二町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、木賊村星安藝が司なり 【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移せり △稻荷神 同上 △山神 同上

○墳墓 ○壇 村北一町にあり、高三尺周四間慶長中仙壽院と云、修驗山城國醒醐より來り此所に客死せしを葬りしとて土人仙壽院壇と稱す、壇上の土を包て頸にかくれば時行病を受けずとて今に參詣するものあり、

○古蹟 ○久川城迹 村南四町にあり、東西一町南北四町、東西北三方に乾隍を廻す、北を本丸とし二丸三丸其南につづき間に掘切あり、東を追手とす、檜枝岐川其麓を浸す、北を搦手に構へ久川一條の長流を阻つ、西に山を擁し南は曠野に連る、屈曲して登ること二町

より來り北に流ること十七町青柳村の界に入る、
○關梁 ○橋 村東二町隣村の通路檜枝岐川に架す、長十一間丸木橋なり、

○神社 ○諏訪神社境内十八間四方免除地 村より戌の方二町にあり、鎮座年月詳ならず、鳥居あり、木賊村星安藝これを司る 【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移せり、

△星宮 同上 △權現 同上 ○神社境内東西二間南北五間免除地 村より亥の方五町にあり、鎮座の始を傳へず、石を神體とす、彫附あれども殘缺完からず、ただ元徳三年九月と云六字のみ見ゆ、村民の持なり、

○寺院 ○藥師堂境内東西七間南北八間年貢地 村西一町二十間にあり、草創の年代を知らず、村民の持なり、
○古蹟 ○館跡二 一は村北五町にあり、東西二町南北一町中山城と云、天正中河原田尾張某と云者住せりと云一は村西一町三十間にあり、東西二十八間南北三十五間天正の頃馬場越後某と云者住せりと云、

○宮澤村 村北に一宮神社あり、村名これに因る、府城の西南に當り行程十九里二十五町、家數三十五軒、東西一町南五町四十二間、東南は檜枝岐川に近く西北は山に倚る、東四町白澤村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで西町六八里計和泉田組鹽岐村の山に界ふ、南六町二間濱

餘土人七曲と稱す、古木茂れり、山下の東北にも外隍の形遺れり、東の麓に升形の趾なりとて石垣猶存す、天正中河原田盛次住すと云、盛次は古町村の館にありしに伊達氏の勢攻寄すべきよしを聞き、彼地要害悪しければ新に此處に城築し據て防守りしと云、
古町村の條下と併しと云、

○館跡 村北にあり、東西十九間南北三十間、今は菜圃となれり、天正の頃森大隅某と云者住せりと云、

○小鹽村 府城の西南に當り行程十九里八町、家數三十六軒、東西一町南北三町三十間、東は檜枝岐川に近く西は山に倚り南北田圃なり、東二町七間古町村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで六町二十間餘西三町餘和泉田組鹽岐村の山に界ふ、南四町五十三間宮澤村の界に至る、其村まで十一町十間餘北六町青柳村の界に至る、其村まで十一町、又辰巳の方八町白澤村に界ひ檜枝岐川を限とす其村まで十八町、

○山川 ○小白山 村の未申の方十二町にあり、頂まで一里宮澤村と峯を界ふ、雜木多し ○丸山 村西三町餘にあり、頂まで一里三十町鹽岐村と峯を界ふ、雜木茂れり ○檜枝岐川 村東二町餘にあり、宮澤村境内

野村の界に至る、其村まで九町四十間餘北六町二十間小鹽村の界に至る、其村まで十一町十間餘、

○山川 ○小白山 村西十六町にあり、頂まで一里小鹽村と峯を界ふ、雜木多し ○檜枝岐川 村東四町にあり、濱野村の境内より來り北に流ること十八町餘小鹽村の界に入る ○宮澤入川 村北五町にあり、源は境内の山中より出て丑頁の方に流ること八里檜枝岐川に入る、廣三間、

○神社 ○一宮神社境内東西三十五間南北一町免除地 村北二町にあり、勸請の始を傳へざれども村名の起る處なればきはめて古代の鎮座なるべし、昔河原田氏深く崇敬し社領もありしと云、祭神詳ならず、鳥居あり、古町村法導院司なり 【相殿二座】 △稻荷神 本村より移せり △石神 同上 ○藏王神社境内二十間四方免除地 村西一町にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○光照寺境内八間四方年貢地 村中にあり、林巖山と號す伊勢國高田山專修寺の末寺淨土眞宗なり、慶長元年教觀と云僧開基す、彌陀を本尊とし、客殿に安す、
【寶物】 △彌陀畫像 一幅筆者を知らず、古畫なり、
○墳墓 ○古墳 村北五町にあり、一間四上方上に老杉一株あり、河原田大學政次と云者の塚なりと云 ○石塔

村中にあり、高三尺餘、久譽了壽信士靈位慶長十五庚戌歲五月二十日越後男子羽染彌右衛門正徳六丙申百八年と彫附あり、

○古蹟 ○館跡 村北五町にあり、東西四十五間南北二十八間大永の頃杉岸伯耆某と云者住せりと云 ○壘趾 村西十二町山の半 腹より少し下にあり、登ると四町東西二町南北三町前には城先瀧とて高二丈餘の瀑布あり、後には一騎打とて纒に幅四間餘の隘口あり、満山巖石岨ちて攀躋るべからず、土人河原田要害と云、【舊事雜考】天文十二年の記に、七月二十一日葦名盛氏を率て河原田氏を攻んとて此地に來りしに、河原田氏其兵勢の敵すべからざるを知り避て此壘を構へ城口に支て防ぎしに、杉岸伯耆敵將種橋藤十郎と云者を打取り、又南泉坊と云修驗此口にて防戦し比類なき働ありしと云は此地の事なり、

○濱野村 府城の西南に當り行程二十里、家數二十四軒東西五十二間南北二町四十間、山間にあり、東に檜枝岐川あり、東二町六間白澤村の山界に至る、其村は寅に當り七町三十間餘、西十九町餘宮澤村の山に界ふ、南二十二町餘朴木村の山に界ふ、北三町四十三間宮澤村の界に至る、其村まで九町十四間餘、

金剛藏王右に胎藏權現と彫附あり、享保十九年に建しと云 ○行人塚 村西二十間餘にあり、高一尺五寸餘何の頃にか廻國の行者を埋し所と云、

○古蹟 ○館迹三 一は村中にあり、東西二十三間南北十三間、天正中河原田左衛門佐某住せしと云、一は村の戌の方二十間餘にあり、東西二十八間南北十五間、何の頃にか羽染越後守某と云者住せしと云、一は村の戌亥の方二町餘にあり、東西二十三間南北二十一間、何の頃にか鈴木五郎大信住せりと云、因て鈴木屋敷と稱す、三寶院が住せしも此處なりとぞ、

○落合村 村の辰巳の方にて檜枝岐川と立岩川と合する故村名とす、もと此より東一町今の檜枝岐川の水道にあり、寛保二年水難を避て今の地に移れり、府城の西南に當り行程二十里十七町餘、家數十八軒、東西三十間南北五十間にあり、東に檜枝岐川あり、東一町濱野村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村は寅卯に當り十七町餘西十五町三十六間大原村の山界に至る、其村は未申に當り十八町三十間餘南三町十八間朴木村の山界に至る、其村は巳午に當り七町三十間餘北一里十八町計宮澤村の山に界ふ、

○山川 ○檜枝岐川俗に内 村東一町にあり、大原村の境内より來り村の辰巳の方にて立岩川來り注ぎ、此より下

○山川 ○檜枝岐川 村東一町十間にあり、落合村の境内より來り、丑の方に流るると二十五町宮澤村の界に入る、

○關梁 ○橋 村の卯辰の方一町三十間府下の通路檜枝岐川に架す、長十間丸木橋なり、

○神社 ○駒嶽神社境内東西十五間南 村西一町三十間餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、木賊村屋安藝これを司る 【相殿二座】 △稻荷神 本村より移せり △燄嶽神 同上 ○熊野宮境内東西十間南 村の亥子の方四十間餘にあり、草建の始を知らず、鳥居あり、古町村法導院司る 【相殿一座】 △稻荷神 本村より移せり、

○墳墓 ○墓二 一は村の亥の方一町餘にあり、上に石塔を建つ、高三尺餘蓮光院善阿香眞禪定門と彫附あり、河原田左衛門佐某と云者の墓なりと云、一は村の戌亥の方一町二十間餘にあり、上に五輪を建てり、鈴木五郎大信と云者の墓なりと云 ○壇 村北一町餘にあり、應長の頃三寶院と云大峯の行者山城國醍醐より來り、此村の境内鈴木屋敷と云處に居りしが遷化の後此處に葬りしと云、土人火除の靈ありとて參詣するもの多し上に高三尺餘の石塔あり、歸峯山城國醍醐三寶院左に

流を俗に伊南川と云、丑寅の方に流れ濱野村の界に入る、境内を流るると十九町餘 ○立岩川 朴木村の境内より來り北に流るると一町檜枝岐川に入る、廣二十間 ○深瀬澤 村西十三町五十間餘にあり、源は境内の山中より出て東に流るると一里十八町檜枝岐川に入る、廣五間、

○關梁 ○橋二 一は村の未の方一町五十間檜枝岐川に架す、長二十間立岩郷に通る路なり、一は村西十三町五十間餘、府下の通路深瀬澤に架す、長七間共に丸木橋なり、

○神社 ○天滿宮境内二十間 村西一町十間にあり、鎮座の年月を知らず鳥居あり、修驗金剛院司なり △山神社 境内にあり、鳥居あり ○日光神社境内東西十五間南北十三間 免除 村の戌亥の方一町三十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、木賊村屋安藝これを司る、

○舊家 ○長次右衛門 此村の農民なり、家系を詳にせず、先祖は河原田盛次が祐筆を勤めし菅家上野介某と云者なりとぞ、今猶葦名氏より盛次に與へし書簡古町條下にを持傳ふ、

○朴木村ホホノキ 府城の西南に當り行程二十里二十八町、家數七軒、東西三十一間南北一町十七間山間にあり、西に立

岩川あり、東十八町計白澤村の山に界ふ、西十一町計北四町十間共に落合村の山界に至る、其村は亥子に當り七町三十間餘南二町四十四間耻風村の山界に至る、其村は巳午に當り六町、

○山川 ○立岩川 村西にあり、耻風村の境内より來り北に流るると十町計落合村の界に入る、

○關梁 ○橋 村西隣村の通路立岩川に架す、長十九間丸木橋なり、

○神社 ○鬼渡神社 境内東西四十間南 村東一町餘にあり勸請の年代詳ならず、社前に櫛の古木あり、圍四丈餘土人傳て鏡掛木と稱す、いかなる故と云とを知らず、鳥居あり、木賊村星安藝が司なり、

○耻風村 府城の西南に當り行程二十里三十四町、家數六軒、東西四十間東西四十二間、又北五十間餘に家居一軒あり、共に山間にあり、東に立岩川あり、東十三町白澤村の山に界ふ、西二十三町餘大原村の山に界ふ、南四町四十二間、鬘斗戸組穴原村に界ひ立岩川を限とす、其村は巳午に當り十一町四十間餘北三町十六間村木村の界に至る、其村は亥子に當り六町又戌亥の方三十町餘落合村の山界に至る、其村まで十三町三十間餘、

○山川 ○立岩川村東五十間にあり、穴原村の境内より

來り北に流るると八町村木村の界に入る、

○關梁 ○橋 村南四町四十間餘立岩川に架す、長八間丸木橋にて立岩郷に通る路なり、

○神社 ○鬼渡神社 境内東西二十七間 村西にあり、勸請の始詳ならず、鳥居あり、木賊村星安藝これを司る、

【相殿二座】△稻荷神 本村より移せり△山神 同上
○大原村 府城の西南に當り行程二十一里六町、家數十軒、東西五十三間南北一町十間山間にあり、西に檜枝岐川あり、東十八町計耻風村の山に界ふ、西三十町餘南五町共に小立岩村の山界に至る、其村は申酉に當り七町三十間餘北三町落合村の山界に至る、其村は丑寅に界り十八町三十間餘、

○山川 ○岩穴二 一は村西二十町餘にあり、横に深く金坑の如し、因て横穴と名く、口の徑九尺餘下ると二十六丈にして十疊敷計の平あり、其中に六尺四方程の池あり深測るべからず、傍の岩間より水出て池中に濺ぐ又穴の入口の前に小岩あり、面平にして几案の如く形状甚奇なり、土人膳柵と稱ふ、一は横穴の北七町計岩間にあり、口の徑七尺餘深知るべからず、堅穴と稱す早歲に雨を祈る處なり、昔いつの頃にか雨乞の時徳右衛門と云農民あやまつて此穴に落ければ、徳右衛門が

桃村の山界に至る、其村まで二十一町三十間餘北十九町計大原村の山界に至る、其村は寅卯に當り七町三十間餘、

○山川 ○駒嶽 村西三里にあり、本郡の條下に詳なり ○檜枝岐川 俗に内 村東一町五十間餘にあり、大桃村の境内より來り北に流るると十九町餘大原村の界に入る ○安久石股澤 村北一町にあり、源は境内の山中より出て寅卯の方に流るると三里餘檜枝岐川に入る、廣七間、

○關梁 ○橋 村東一町四十間餘府下の通路檜枝岐川に架す、長九間丸木橋なり、

○神社 ○鹿島神社 境内東西一町南 村西二町十間餘にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、落合村金剛院司る、

○寺院 ○光明寺 境内東西十九間南 村の未申の方二町三十間にあり、立岩山と號す、淨土眞宗伊勢國高田山專修寺の末山なり、開基詳ならず、天文元年中興せりと云、僧の名を彌陀を本尊とし客殿に安ず【寶物】彌陀畫像 一幅竹布如來と云、筆者を知らず古物なり

△藥師堂 境内にあり、

○墳墓 ○石塔 村西一町にあり、野面石にて高三尺餘表に仲前納言大禪定門裏に平野筑後守(不詳)盛と彫附あり、來由を詳にせず、後人の建しものと見ゆ、

○古蹟 ○館跡 村南二町計にあり、今は菜圃となり其形を知らず、何の頃にか大原土佐某と云者住せしと云、
○小立岩村 府城の西南に當り行程二十一里十三町餘、家數十五軒、東西四十間南北一町十間山間にあり、東に檜枝岐川あり、東二十三町鬘斗戸組介木生村の山に界ふ、西一里十八町餘黒谷村の山に界ふ、南十三町三十六間大

●大桃村 府城の西南に當り行程二十二里餘、家數二十五軒、東西三十八間南北一町三十間山間にあり、西に檜枝岐川あり、東二十五町計鬘戸斗組介木生村の山に界ふ、西三里餘南二里計、共に檜枝岐村の山界に至る、其村は南に當り三里八町北八町小立岩村の山界に至る、其村まで二十一町三十間餘、

○山川 ○駒嶽 村西一里十八町にあり ○檜枝岐川 俗に内川と云 村西三十間にあり、檜枝岐村の境内より來り達見澤鳥井澤を受け丑寅の方に流るると一里三十四町、小立岩村の界に入る、此川に瀑布あり、大桃瀧と云、高二丈餘夏秋の際鱒多く此瀧を登り勢竭て跳下せるを葡萄蔓にて網のごとくにつくり瀧の中間に施てこれを受く、里俗瀧の釣網と稱す、又此川のほとり村南一里十町計に温泉あり、路險難にして至り浴するものなし

○駒嶽澤 村西三十五町十間餘にあり、源は駒嶽より出て東に流ること三里十八町計、檜枝岐川に入る、廣九間 ○黒檜澤 村西一里六町餘にあり、源は駒嶽より出て東に流ること一里十八町計檜枝岐川に入る、廣八間、

○關梁 ○橋四 皆府下の通路丸木橋なり、一は村西二十間餘にあり、長十八間、一は村北八町にあり、長二

五軒、東西二町南北三町檜枝岐川の兩岸にあり、村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、東一里二十二町鬘斗組木賊村の山界に至る、其村は丑寅に當り三里十六町西六里餘、本郡小出島組の地、小出島組は越後國魚沼郡に屬す、其村に屬する地面本郡に跨る、南四里餘公領本郡戸倉村の地、戸倉村は上野國利根郡に屬す、に界ひ、小瀧沼を限とす、北一里二十町大桃村の山界に至る、其村まで三里八町又辰巳の方四里餘日光神領下野國都賀郡川俣村に界ひ馬坂山の頂を限とす、もと村より丑の方八町に瀧澤と云端村あり、寛政七年本村に移せり、

○山川 ○駒嶽 村より戌亥の方二十町餘にあり ○帝釋山 村の辰の方四里餘にあり、本郡の條下に詳なり ○赤安山 村より巳の方二里十八町餘にあり、頂まで一里計二峯相並で東西に連る、上野國にては東の峯を北また西の峯は戸倉村と頂を界ひ東の峯は川俣村戸倉村と頂を界ふ、頂上まで一里餘、此山の東の方に黒岩馬坂と云二山あり、共に川俣村と峯を界ふ ○長田代山 村より巳午の方二里計にあり、川俣村と峯を界ふ ○燈嶽 村の未申の方二里餘にあり、頂まで一里餘絶頂には四時雪あり、半腹より上は皆巖石重疊して草木生せず、

二間、共に檜枝岐川に架す、一は村の申の方三十五町十間餘駒嶽澤に架す、長九間、一は村の申の方一里六町十間にあり、黒檜澤に架す、長七間、

○神社 ○駒嶽神社 境内東西二十間南北二十四間免除地 村の辰巳の方五十間餘にあり、鎮座の初詳ならず、祭神は伊弉諾尊なり鳥居あり、木賊村星安藝が司なり ○三島神社 境内東西三十三間免除地 村の丑寅の方一町五十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、落合村金剛院司なり、

○古蹟 ○館迹 村南八町にあり、東西二十六間南北十八間何の頃にか平野筑後守某と云者住せりと云 ○瀧巖寺跡 村北六町餘あり、大桃山と號せしとぞ、宗旨を傳へず相傳て治承四年高倉宮に從來りし小倉少將定信と云人の草創にて弘治中に廢すと云、今に寺屋敷の字遺れり、

●檜枝岐村 此村深山の奥に住し高山四方に峙ち朝夕日光を隠し寒氣烈しく雪早く降り、土地廣けれども瘠薄にして大麥たに熟せず、只蕎麥を植て餘糧の資とす、されども五月猶霜を降すことありて實らざるの年亦少からず、故に専ら小羽板を割て生産とす、此組西南の村落此に窮り四方三里餘の險隘を経ざれば隣村に出ることを得ず、雙なき幽僻の地なり、此邊の山中に黒檜多き故村名とす、府城の西南に當り行程二十四里三十二町、家數七十

利根郡沼田に行く道なり ○銀山 村西六里計只見川の東にあり、正保の頃白銀を産せりと云、今猶舊坑あり、

○小瀧沼 村南四里餘にあり、本郡の條下に詳なり ○只見川 又がの川 村西六里餘にあり、源を小瀧沼より發し北に流ると云、二里計これより上を俗に沼尻川と云、戸倉村の界より猫川來り會し、又北に流ると一里餘これより上を不動瀧に濁

ぎ、又北に流れ木賊澤・長澤・大津岐澤・片貝澤・袖澤・村杉澤等これに注ぎ、七里十八町計を経て黒谷組石伏村の界に入る、水源より此に至るまで十里十八町餘、廣三十間計 ○不動瀧 又三條瀧 村より六里申西の方只見川の上流にあり、懸崖より直ちに濁ぐと二十丈餘殘雪の消融する時水勢尤壯なりと云 ○檜枝岐川 源二、一は黒岩山より出て三川澤と云、硫黃澤・上瀧澤・七七入澤これに注ぐ、一は馬坂山より出て馬坂川と云共に三里十八町計、北に流れ村南にて二水合し檜枝岐川となり村中を過ぎ、又大戸澤を受け北に流ること一里二十三町大桃村の界に入る ○見通澤 村東十八町にあり、源は境内の山中より出て北に流ること二里檜枝岐川に入る、廣五間 ○下瀧澤 村の丑の方七町にあり、源は駒嶽より出て東に流ること一里計、檜枝

岐川に入る、廣三間 ○大江澤 村より未申の方三里三十一町にあり、源は赤安山より出て西に流るること一里計小瀬沼に入る、廣二間 ○釜堀澤 村より未申の方四里餘にあり、源は赤安山より出て西に流るること一里計小瀬沼に入る、廣二間、

○原野 ○小瀬平 村西五里にあり 本郡の條下に詳なり

○土産 ○鶴 ハイツカ 寛文の頃までは境内の諸山より産するものを最佳とす、今は産せず ○小羽板 境内の山中に黒檜多し、割て府下に鬻出す ○長板 姫松を引割て上州の方に鬻出す ○曲物 黒檜をまげて小桶に製し隣郷に鬻出す、大桃村よりも出す、

○關梁 ○檜枝岐口 村中にあり、木戸間を設け里民これを守り往來を察す、此より沼田に通ず、山路險難にして駄馬通せず ○橋七 共に丸木橋なり、一は村中にあり、長二十間、一は村北十二町にあり、長十二間一は村北一里餘にあり、長十三間、共に檜枝岐川に架す、一は村北七町下瀧澤に架す、長七間、一は村東十八町見通澤に架す、長八間、共に府下の通路なり、一は村南十二町にあり、長九間、一は村南十九町にあり、長十間、共に檜枝岐川に架す、沼田に通る路なり、
○神社 ○燧嶽神社 境内東西五間南 村の戌亥の方三十間北八間免除地

餘にあり、勸請の年月詳ならず、祭神は大山祇命なり、鳥居あり、木賊村星安藝これを司る【相殿一座】△稻荷神 本村より移せり △駒嶽神社 燧嶽神社と同處に祠る、鎮座の初詳ならず、村民の持なり △山神社 同上 △山神社 同上、

新編會津風土記卷之四十四終

新編會津風土記卷之四十五

陸奥國會津郡之十七

和泉田組

此地府城の西南に當り本郡の西にあり、東は大沼郡野尻組に界ひ、西は黒谷組に續き、南は古町組に隣り、北は大沼郡大鹽組に接す、東西四里 東は野尻組大芦村の界鳥井峠より西は黒谷組長濱村の界に南北五里 南は古町組小立岩村の山界より北は大鹽組山入村の山界に至る 地面此邊の諸組に比すれば稍狹隘にて檜枝岐川の急流しばしば洪水あり、水道常ならず兩岸の田圃を害す、村居大抵山麓に倚り往々土堤を築き水難を防ぐ、されども平地猶多く村民質朴にして専ら耕作を業とす、故に他に仰がずして米穀常に豊なり、高山四方に連り氣候府下に異なれば種は遅く收る早し、因て多は早稻を植ゆ、農隙に丁壯は山藪諸草をとり、婦女は麻を績み布を織り又蠶養の利少なからず、布澤・口瀧原・布澤等の諸村は布澤川を狭み最山間に住し別に一區の如し、此組の諸村は皆伊北郷と稱す、十四箇村あり、

和泉田組十四箇村

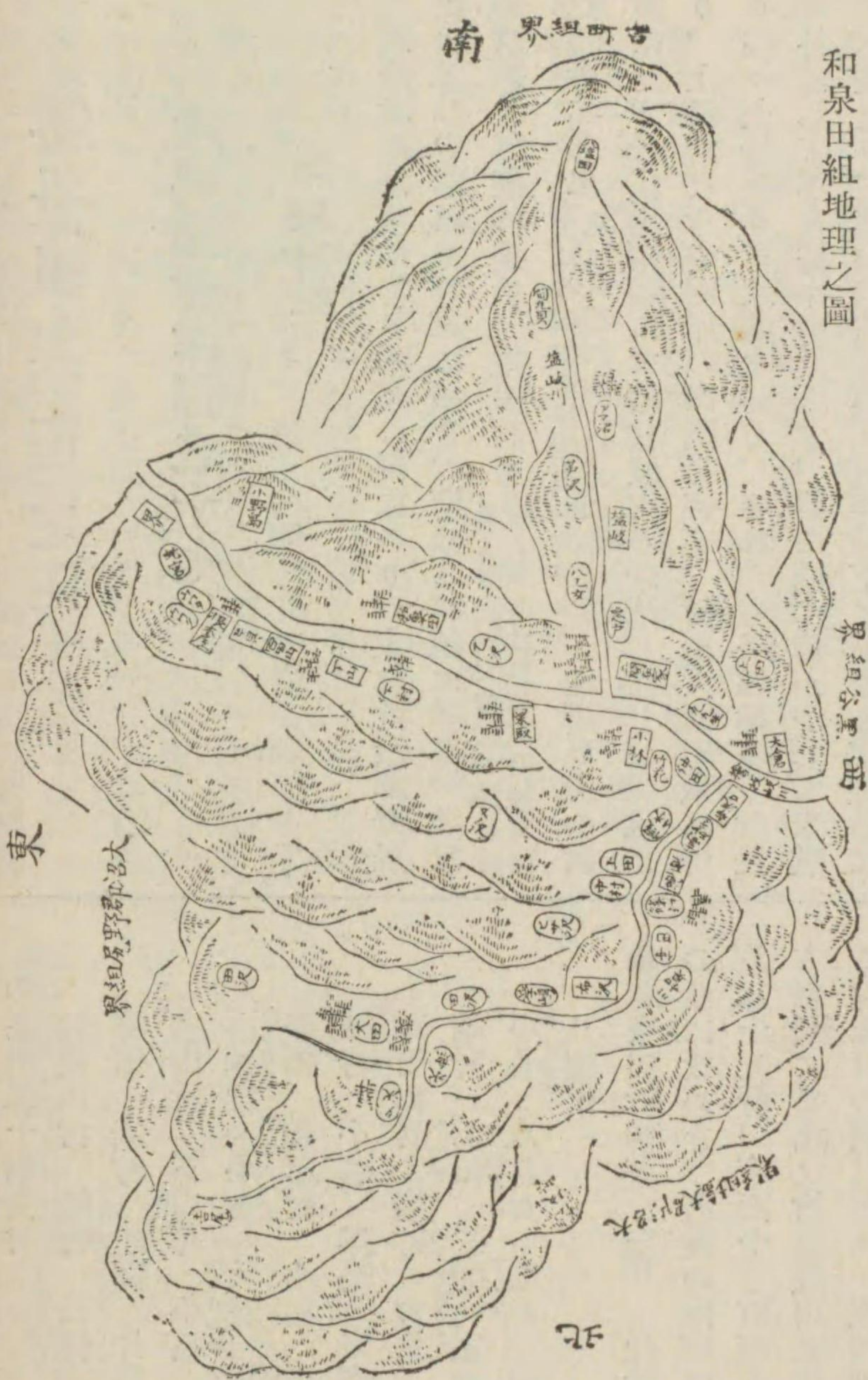
- 和泉田村 端村 チマキ 乙澤 小野島村 界村 サカヒ 小名 宇
- 和泉田 端村 チマキ 蛇宮 片貝町 小名 根本屋 宇和田
- 富山村 下山村 小名 下村 梁取村 端村 布澤
- 小林村 小名 竹花 仲田 布澤口村 小名 高砂子
- 假休 瀧原村 小名 上田 中村 篠和 仲田 布
- 澤村 小名 浮島 田澤 水無 夕澤 大田 毘沙
- 澤川和具 端村 吉尾 木地小屋 田澤 大倉村
- 端村 上田 二間在家村 端村 九九生 鹽岐村
- 小名 八乙女 悪戸 芦澤 天沼 間丸貝 端村
- 八鹽田

●和泉田村端村 乙澤 此村もと泉田に作る、寛文中今の名に改めき、府城の西南に當り行程十九里十三町、家數八十九軒、東西十三町南北二十八間、南は山に倚り三方田圃にて北は檜枝岐川に近し、村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、東四町下山村の界に至る、其村は寅に當り六町西六町鹽岐村の山に界ふ、南八町古町組大橋村の山に界ふ、北八町梁取村の界に至る、其村は亥に當り二十三町、又辰巳の方二十一町十八間小野島村の界に至る、其村まで二十六町十間餘戌亥の方十九町八間二間在間村の界に至る、其村まで二十八町餘、

○端村 ○乙澤 本村の西四町三十間にあり、家數十九軒、東西三町二十四間南北一町十四間南は山に倚り三方田圃にて北は檜枝岐川に近し、

○山川 ○龍目山 村より未の方十町にあり、頂まで二十町雑木多し ○檜枝岐川 俗に伊北川 村の丑寅の方三

和泉田組地理之圖



町にあり、小野島村の境内より來り西に流るゝこと一里八町餘、二間在家村の界に入る、廣五十間 ○富澤 村より辰巳の方十四町にあり、水源二あり、一は村より南の方大畑山と云所より發し一は村より西の方高山と云所より流出づ、二水合し一里十八町北に流れ檜枝岐川に注ぐ、廣七間鰯 杜父魚を産す、

○關梁 ○橋 村東十四

町富澤の溪流に架す、

長五間の丸木橋にして

隣村の通路なり、

○水利 ○稻場堰 小野

島村の方より來り數派

となし田地に灌ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中に

あり、本組の米を納む、

○神社 ○八幡宮 境内東西

南北十二

間免除地 村の辰巳の方

一町にあり、鎮座の年

代詳ならず、鳥居あり、

界村渡部信濃が司なり

【相殿一座】 △若宮八幡 本村より移せり ○熊野宮

境内東西十四間南 北二十二間免除地 村北三町にあり、勸請の始詳ならず

鳥居あり、渡部信濃が司なり 【相殿一座】 △稻荷神

本村より移せり ○天王神社 境内二十間 村の辰巳の方

三町にあり、鎮座の年月詳ならず、祭神は素盞鳴尊、

鳥居あり、渡邊信濃が司なり 【相殿七座】 △石神

本村より移す △鬼渡神 同上 △星宮 同上 △若

宮八幡二座 一座は本村より移し一座は端村乙澤より

移せり △皇宮 乙澤より移しぬ、△御靈神 同上

○石神社 村中にあり、鎮座の年代詳ならず、祭神は

素盞鳴尊なりと云、長八寸五分の石を神體とす、石鳥

居あり、村民の持なり、

○寺院 ○大泉寺 境内東西十二間 村中にあり、曹洞宗龍

谷山と號す、黒谷組下荒井村興嚴寺の末山なり、開基

の年代詳ならず、昔は天台宗にて大勝寺と號す、明曆

中洞家となり今の名に改めしと云、本尊釋迦客殿に安

ず △山神社 客殿の南にあり、

○古蹟 ○館迹 村の未申の方四町にあり河原崎館と云

る、時に盛次は郎等の富澤藤助宮床兵庫と云ものをそへ僅五十騎計を屬して入れ置しが、手しげき軍して寄手これかために多く討れ大將勘解由兵衛藤兵衛も打死す、されども分内廣して寡勢なり、寄手は多勢氣を勵まし攻立れば應援に機を失ひ御方殘すくなに打なされ、大將富澤も戦死し兵庫と和泉のみ遺りしが、二人相共に謀て敵を敷き辛うじて盛次が久川城に歸りしと云、

○褒善 ○城定 郷頭彦右衛門と云者の子にして初は留守太と稱す、十一の頃界村の庄屋長作が娘によめと云て八歳になりしを妻に定めしに、翌年留守太盲人となりし上十六歳の時彦右衛門罪ありて刑せられしかば、母と弟を具し所縁に便て大沼郡野尻組小野川村に寄住す、されば留守太かくなりし上住所も知れざれば長作夫婦は更に婚をはからんとせしを、よめ彼が家昔は富榮へり今衰へしとて他に嫁すべきにあらずと云ひ、やがて留守太が行末を尋てかくと云送りけるに、我身首して一人の母をだに養得されば妻迎んと心ならずといらへけれども、遂に其志を易へすほどなく留守太が元に行しに、貧ければよめは力を盡し辛うじて日を送りぬ、其後留守太も替者の藝にたけ、やがて官を受けて城定

と稱し世にも用られければ稍餘産ありて孝を盡しけり
さきに父の刑に逢しときも其所の土を取て墓に築き、
朝夕に詣て哀を致し忌日の羞など心を盡せしと人皆感
じあへり、左次兵衛とて一人の男子ありしがこれも劣
らず老行なりければ、寶永五年城定よして左次兵衛三
人に米若干を與て賞せり ○老行者 莊八郎 正徳二
年褒賞して米を與へり ○悌順者 定右衛門寛政二年
褒賞して同上、

●小野島村 府城の西南に當り行程十九里十八町、家數
十二軒、東西四十間南北一町三十二間、西南は山に倚り
東北は檜枝岐川に近し、東二町界村に界ひ檜枝岐川を限
とす、其村まで九町西七町十間和泉田村の界に至る、其
村は戌亥に當り二十六町十間餘南八町古町組鴉巢村の界
に至る、其村まで二十五町北五町片貝村の界に至る、其
村まで十六町、

○山川 ○檜枝岐川 村東二町にあり、鴉巢村の境内よ
り來り北に流れ西に折れ和泉田村の界に入る、境内を
經ると十八町、

○水利 ○稻場堰 村東にて檜枝岐川を引き和泉田川の
方に注ぐ、

○神社 ○鹿島神社 境内東西二十間 村南四十間餘にあり、

○山川 ○鳥井峠 村東より漸々に登ると一里十八町、

此を越て野尻組の諸村に通る ○檜枝岐川 村西七町
三十間にあり、古町組宮床村の境内より來り北に流れ
西に轉じ鹿野水澤を得て片貝村の界に入る境内を經る
と十九町 ○鹿野水澤 村より戌の方二町にあり、水
源二あり、一は村より巳の方十文字と云處より流出づ
一は村より辰の方大谷地と云處より出づ、二水合し西
に流るゝと二里十八町計檜枝岐川に注ぐ、廣二間、
○關梁 ○橋 村より戌の方六町鹿野水澤に架す、長五
間幅一間二尺、府下の通路なり、

○神社 ○鹿島神社 境内東西九間南北 端村蛇宮にあり、
天養元年の草創にて棟札に奉勸請鹿島大明神天養元年
甲子十一月吉祥日、天下大平國家豐饒民安全願主敬白
とあり、何人の勸請せしとを知らず、早歲諸の山川に
て雨を祈るに驗なきときは此社及び二間在家若宮八幡
宮梁取村觀音堂の境内に聚り、祭禮の時獅子躍を法樂
に供ふべしとて祈誓すれば必應ありと云、祭禮七月
二十日なり △石鳥居 兩柱の間一丈 △本社 一間
四面西向 △幣殿 二間に一間半 △拜殿 五間に二
間 【末社一座】 △若宮八幡宮 本社の辰巳の方にあ
り ○神職渡部信濃 延寶中權大夫某と云者當社の神

鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、渡邊信濃是を司る、
【相殿一座】 △保呂志神 本村より移せり ○幸神社
境内東西八間南 村西四町十間にあり、鎮座の年代詳な
らず、鳥居あり、渡部信濃が司なり、

○寺院 ○觀音堂 村西一町三十間山麓にあり、草建の
時代詳ならず、村民の持なり、

●界村 小名 宇和田 此村もと堺に作る、寛文中今の字に
改めき、伊南郷と伊北郷の界なる故名けりと云、府城の西
南に當り行程二十里二十一町家數三十六軒東西一町南北
三町五十間、三方は山に傍ひ西に田圃あり、東一里十八
町大沼郡野尻組大芦村に界ひ鳥井峠を限とす、其村まで
三里西七町三十間小野島村に界ひ檜枝岐川を限とす、其
村まで九町南八町古町組鴉巢村の界に至る、其村は巳に
當り十三町北八町二十間片貝村の山界に至る、其村は戌
亥に當り五十町、

○小名 ○宇和田 本村の北九町五十間にあり、家數三
軒、東西三十二間南北二十五間山麓にあり、戌亥の方
片貝村の小名宇和田に續く、

○端村 ○蛇宮 本村の北五町三十間にあり、家數十七
軒、東西四十五間南北一町、東は山に倚り三方に田島
あり、

職となりき、今の信濃義興は六世の孫なりと云 ○山
神社 境内東西二十間南 村東一町にあり、鎮座の始詳な
らず、鳥居あり、渡部信濃が司なり 【相殿一座】 △三
島神 本村より移せり、

○褒善 ○孝行者はな 此村の農民重吉妻なり、天明四
年褒賞して米を與へり、
●片貝村小名 根本屋 宇和田 府城の西南に當り行程二
十里六町、家數十九軒、東西二町二十間南北五十四間、
西は富山村に續き南は檜枝岐川に傍ひ東北は山に近し、
東二十町計界村の山に界ふ、其村は辰巳に當り十五町南
八町小野島村の界に至る、其村まで十六町北五町富山村
の山に界ふ、

○小名 ○根本屋 本村の東四町四十間にあり、家數八
軒、東西四十二間南北三十五間、東北は山に倚り西南
に田圃あり ○宇和田 根本屋の東三十間餘にあり、
家居一軒、山麓に住す、辰巳の方は界村の小名宇和田
に續く、
○山川 ○檜枝岐川 村の未申の方一町にあり、界村の
境内より來り、西に流るゝこと九町富山村の界に入る、
○片貝水澤 村より辰の方五町三十間餘にあり、山中の
諸溪集り西に流るゝこと十八町檜枝岐川に注ぐ、廣三

間半、

○神社 ○八龍神社 境内東西二十四間南 村東三町四十間

にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、渡部信濃が

司なり 【相殿一座】 △熊野宮 本村より移せり、

○寺院 ○不動寺 境内東西十五間南 村東三町十間餘にあ

り、眞言宗明王山と號す、下山村觀音寺の末山なり開

基詳ならず、慶長中榮秀と云僧住せりと云、本尊大日

客殿に安ず ○稻荷神社 客殿の南にあり ○十王堂

境内東西三間南 小名宇和田にあり、草創の時代を詳に

せず、不動寺司なり、

○富山村 府城の西南に當り行程二十里餘東西二區に分

る、其間一町三十間を隔つ、東を上富山と云、家數四軒

○神社 ○伊夜彦神社 境内東西三十六間南 村北一町餘に

あり、何れの頃の鎮座に知らず、祭神は天香山命、

鳥居あり、界村渡部信濃是を司る 【相殿二座】 △伊

勢宮 本村より移せり △稻荷神 同上 ○若宮八幡宮

境内東西十八間南 村の丑寅の方一町にあり、鎮座の年

月詳ならず、鳥居あり、片貝村不動寺司なり、

○下山村小名 下村 府城の西南に當り行程二十里、家

數二十九軒、東西三町四十間南北五十間、北は檜枝岐川

に傍ひ三方に田圃あり、東十七間南は三町共に富山村の

界に至る、其村は辰巳に當り廿間餘、西八町和泉田村の

界に至る、其村は申に當り六町北二十町布澤村の山に界

○山川 ○檜枝岐川 村より未申の方一町三十間にあり

片貝村の境内より來り戌の方に流るゝと七町下山村の

界に入る、

○山川 ○檜枝岐川 村より未申の方一町三十間にあり

片貝村の境内より來り戌の方に流るゝと七町下山村の

界に入る、

○山川 ○檜枝岐川 村より未申の方一町三十間にあり

片貝村の境内より來り戌の方に流るゝと七町下山村の

界に入る、

○山川 ○檜枝岐川 村より未申の方一町三十間にあり

片貝村の境内より來り戌の方に流るゝと七町下山村の

界に入る、

○山川 ○檜枝岐川 村より未申の方一町三十間にあり

片貝村の境内より來り戌の方に流るゝと七町下山村の

界に入る、

○山川 ○檜枝岐川 村より未申の方一町三十間にあり

片貝村の境内より來り戌の方に流るゝと七町下山村の

界に入る、

○山川 ○檜枝岐川 村より未申の方一町三十間にあり

片貝村の境内より來り戌の方に流るゝと七町下山村の

界に入る、

○山川 ○檜枝岐川 村より未申の方一町三十間にあり

片貝村の境内より來り戌の方に流るゝと七町下山村の

界に入る、

○山川 ○檜枝岐川 村より未申の方一町三十間にあり

片貝村の境内より來り戌の方に流るゝと七町下山村の

界に入る、

○山川 ○檜枝岐川 村より未申の方一町三十間にあり

片貝村の境内より來り戌の方に流るゝと七町下山村の

【寶物】正觀音木像 一軀座像長九寸餘奥州伊保郷下山

村願主 妙巡 皆永正十一甲戌 以下の文字と書附あり △不

動石像 一軀長七寸 △愛染明王石像 一軀長三寸自

新編會津風土記卷之四十五 陸奥國會津郡之十七

然石 △大黒石像 一軀長五寸同上、

○古蹟 ○館迹 村より丑寅の方十六町にあり、東西三

十八間南北二十三間、何人の築しを知らず、天正の頃

目黒小三郎某と云者住せりと云傳ふれども詳ならず、

○経塚 小名下村にあり、高五尺周八間天和二年水災

を患て觀音寺の僧鏡鑊をして一石一字の經文を書寫さ

しめ埋めしと云、

○梁取村端村 布澤 府城の西南に當り行程十九里、家

數五十三軒、東西三町南北一町二十間東北は山に倚り西

南に田圃あり、東二里布澤村の山に界ふ、西十町十二間

小林村の界に至る、其村は戌に當り十八町南七町和泉田

村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村は巳に當り二十三町北

十三町小林村の山に界ふ、又辰巳の方十八町下山村の界

に至る、其村まで三十一町十間餘、申の方五町二十間二

間在家村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで十三町、

○端村 ○布澤 本村の子丑の方十八町にあり、家數二

軒、東西三十五間南北二十間山中に住す、

○山川 ○檜枝岐川 村より申の方五町二十間にあり、

下山村の境内より來り南に流れ西に轉じ凡三十一町餘

流れ小林村の界に入る、

○倉廩 ○米倉 村西一町にあり、本村の米を納む、

○神社 ○鹿島神社 境内東西二十四間、南北十四間免除地。村東二町にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり

【相殿一座】 △伊夜彦神 本村より移せり

○寺院 ○成法寺 境内東西十四間、南北十二間實地。村より戌の方二町二十間山麓にあり、曹洞宗佛地山と號す、本郡南青木組

天寧村天寧寺の末山なり、應長の頃三川權守宗景と云者草創し圓秀と云僧を請て住せしむ本尊釋迦客殿に安す △觀音堂 客殿の南にあり、何頃の草創と云こと詳ならず正觀音の木像を安す、長二尺五寸、奥州伊北郷

梁取村成法寺應長元年辛亥七月廿八日、大壇那藤原三川權守宗景住持通照金剛佛子良信採色小輔公永賢圓秀と書附あり、早歲に雨を祈る處と云、界村鹿島神社の條下に詳なり △藥師堂 觀音堂の未の方にあり、草創の年月詳ならず舊村中にあり、正徳二年此に移せしと云、村民の持の建立にか知らず、成法寺司なり、

○古蹟 ○館迹 村東八町小山の上にあり、東西五十間南北三十七間、應長の頃葦名盛宗の家臣三河權守宗景と云者築く、後何の頃にか山内上總某と云者住し、天

正十七年伊達氏の臣原田左馬助が爲に攻落されしとぞ此時何人守りしや傳へず一説に上總が子築取左馬丞某が時にして即伊達氏に降ると云【舊事雜考】に翌

年政宗小田原に赴き太閤に謁す、家臣屋代勘解由兵衛を警固に置き糧米を轉送せしとて其時の傳馬證文を載す、如左

築取留守中之間依物無相違可相通者也、如件、

天正十八年庚寅三月廿八日 政宗

築取通

按ずるに【四家合考】に、政宗の會津を發せしは此年の六月中旬にして此時初て勘解由兵衛を入置しと見ゆ、されば三月廿八日の文怪むべきに似たり、日月もしくは誤れるにや、

○舊家 ○次兵衛 此村の農民なり、先祖を築取右衛門某と云家系なければ其譜傳を詳にせず、其時伊達氏より與へし文書一通を藏む、如左、

就今度奉公本領中伊北五百分二間在家下置候、永代不可有相違、仍證文如件、

天正十七年己丑年十二月十一日 政宗 印

築取右衛門殿

又葦名伊達兩家より與へし文書【舊事雜考】に見ゆ、左に出す、

元服 吉日良辰

築取彌七郎殿

松本伊豆守

藤原實通

源實輔

右理髮之狀如件

天正十壬午卯月廿三日

就今度令奉公本領

一中伊北貳貫分 信濃

一中伊北五百分 築取

一下伊北一貫分 大藏

右名名下置所永代不可有相違、仍證文如件、

天正十七年己丑年十二月十一日 政宗

築取彌七郎殿

布澤之内久澤之事賣地候上館召上候其他言任爲替之地伊北之内八乙女公義三分之所下置候、永代不可有相違者也、仍證文如件、

天正十八年庚寅三月朔日

築取左馬丞殿

政宗

○褒善 忠義者喜三郎 此村の農民和右衛門が譜代の下男なり、元文三年米を與て賞せり、

○小林村小名 竹花 仲田 府城の西南に當り行程十八里、家數六軒、東西一町二十間南北三十間、東北は山に倚り西南に田島あり、村中に官より令せらるゝ掟條目の

制札あり、東七町四十七間梁取村の界に至る、其村は辰に當り十八町西十町大倉村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで十二町餘南四町三十間二間在家村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで七町十間北十三町布澤口村に界ひ布澤川を限とす、其村まで十七町三十間餘、

○小名 ○竹花 本村の戌亥の方一町にあり家數六軒東

西二町三十間南北十五間東北は山に倚り西南に田圃あり

○仲田 竹花の西二町にあり、家數二十八軒、東

西三町四十間南北一町、北は山に倚り田島なり、

○山川 ○金石鳥屋山 村より戌亥の方一里にあり、頂

上まで二十町黒谷組小川村及び大沼郡大鹽組山入村と

峯を界ふ ○檜枝岐川 村南四町三十間にあり、梁取

村の境内より來り西に流れ北に轉じ布澤口村の地を過

ぎ黒谷澤組島村の界に入る、境内を經ると二十九町

○布澤川 小名仲田より亥の方八町にあり、布澤口村

の境内より來り未申の方に流るゝと三町檜枝岐に注ぐ

廣九間、

○土産 ○鱒楚割 秋に至て檜枝岐川に産するを捕り、

脊を割て骨をさり割て數條とし遠く火上に爆してこれ

を製す、味佳なり、

○倉廩 ○米倉 村東二十間餘にあり、本組の米を納む、

○神社 ○日光神社 境内東西五間南 小名仲田より戌の方二町十間餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり 【相殿一座】 △幸神 本村より移せり ○鹿島神社 境内東西十間南 小名竹花の北二十間餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、渡部信濃是を司る 【相殿一座】 △天満宮 本村より移せり ○八幡宮 境内二十八間 仲田の西一町二十間餘にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、新福寺司なり、

○寺院 ○新福寺 境内東西三十間南 小名仲田の西三十間餘にあり、眞言宗林光山と號す、下山村觀音寺の末山なり、開基詳ならず、慶長中宥眞と云僧住せしと云、舊は村南にあり、正保中火災に罹り今の地に移せり、本尊正觀音客殿に安す、

○古蹟 ○館迹 村より寅の方三町にあり、東西二十間南北十八間、塔寺村八幡宮長帳に、享徳二年八月十二日典厩伊南の河原田をたのみ勞を休め、やがて同二十日に伊北小林の館落るとあり、典厩は何人なることを知らず、天正十八年長沼盛秀と布澤上野助同信濃が爲に攻落さると【四家合考】に見えたり、村老の説には文龜中山内大和守俊光と云ものゝ郎等堀金左京某と云者住し、天正中丸三郎左衛門某と云者住せりと云、

り一は村より辰の方二町十間餘小名假林に通る路にあり、長八間丸木橋なり、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西十六間南 村より未の方三十間にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり、

○瀧原村 小名 上田 中村 府城の西南に當り行程十六里十五町、家數七軒、東西一町十八間南北一町十二間山間にあり、南に布澤川あり東十五町布澤村の山界に至る、其村は丑寅に當り廿一町西十七町、布澤口村の山界に至る、其村は申に當り十六町南十九町小林村の山に界ふ、北一里大沼郡大鹽組山入村の山に界ふ、

○小名 ○上田 本村より辰の方六町十間餘にあり、家居一軒、山間に住す ○中村 上田より寅の方五十間餘にあり、家數九軒、東西五十二間南北一町五十四間山間に住し北に布澤川あり ○篠和 中村より丑の方一町にあり、家數三軒、東西五十四間南北四十間山間にあり、東南に布澤川あり ○仲田 篠和の北八町二十間餘にあり、家數四軒、東西五間南北四十間山間にあり、東に布澤川あり、

○山川 ○布澤川 村南にあり、布澤村の境内より來り上田澤・原澤・糸澤・小倉澤の諸流これに注ぎ、十八町餘

○布澤口村 小名 高砂子 假休 府城の西南に當り行程十六里三十一町、家數九軒、東西一町二十四間南北五十二間山間にあり、南に布澤川あり、東五町四十間瀧原村の山界に至る、其村は寅に當り十六町西七町三十間、小林村に界ひ布澤川を限とす、其村は南に當り十七町三十間餘、南十町小林村の山に界ふ、北二十五町大沼郡大鹽組山入村の山界に至る、其村まで一里二十五町、

○小名 ○高砂子 本村より寅の方一町三十間にあり、家數三軒、東西四十六間南北四十三間山間にあり、南に布澤川あり ○假休 高砂子の辰巳の方一町餘にあり、家數九軒、東西五十三間南北一町二間、山間にあり、北に布澤川あり、

○山川 ○内越峠 村北十町にあり、頂まで二十五町此を越て山入村に往く、其村と峯を界とす ○布澤川 村南一町にあり、瀧原村の境内より來り内越澤駒居澤假休澤等是に注ぎ、未の方に流るゝと十六町二十間餘檜枝岐川に注ぐ、鰍杜父魚を産す ○檜枝岐川 村の未申の方七町三十間にあり、小林村の境内より來り西に流るゝと一町又小林村の界に入る、

○關梁 ○橋二 共に布澤川に架す丸木橋なり、一は村より申の方六町三十間にあり、長十一間府下の通路な

未の方に流れ布澤口村の界に入る ○瀧澤 村より辰の方二町にあり、源を鶴子谷地と云處より發し北に流るゝと十九町布澤川に入る、廣一間、

○關梁 ○橋三 共に布澤川に架す、一は村より丑の方七町三十間餘にあり、長八間幅一間府下の通路なり、一は村北八町十間餘にあり、長九間丸木橋なり、一は村より寅の方四町十間餘にあり、長九間帶五尺、共に村中の通路なり、

○神社 ○御嶽神社 境内東西十四間南 小名上田の南一町にあり、鎮座年代詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃是を司る ○熊野宮 境内東西十八間 小名篠和の北一町にあり、何頃の勸請なるを知らず、鳥居あり、渡部信濃が司なり 【相殿二座】 △山神 本村より移せり、△十二所神 同上、

○古蹟 ○館迹 村より寅の方十一町餘にあり、東西三十間南北廿九間、何の頃にか佐久間備中某と云者住せりと云、

○布澤川 小名 浮島 田澤 水無 夕澤 大田 毘沙澤 府城の西南に當り行程十五里三十町、家數十九軒、東西三町二十五間南北一町山間にあり、村中を布澤川流る、東二里三町大沼郡野尻村の界に至る、其村まで三里三町西十

八町大沼郡大鹽組山入村の山に界ふ、南一里三十町梁取村の山に界ふ、北十六町大沼郡大鹽組大岐村に界ひ松坂峠を限とす、其村まで三十三町又未申の方十町五十九間瀧原村の界に至る、其村まで二十一町、

○小名 浮島 本村の東四町四十間餘にあり、家數五軒、東西一町南北三十間山間にあり、北に布澤川あり

○田澤 浮島の東四町五十間餘にあり、家數三軒、東西一町十二間南北三十間山間にあり、北に布澤川あり

○水無 田澤より丑寅の方一町二十間餘にあり、家數二軒、東西三十間南北十五間山間にあり、南に布澤川あり

○夕澤 水無の東六町五十間餘にあり、家數九軒、東西二町二十一間南北三十間綱木川を夾み山間にあり

○大田 夕澤の南十三町にあり、家數三軒、東西一町四十五間南北十五間山間にあり

○毘沙澤 本村の南二十三町二十間餘にあり、家數五軒、東西一町二十六間南北十六間山間にあり

○川和具 本村の西十六間餘にあり、家居一軒山麓に住す、

○端村 吉尾 本村の東二里山中にあり、家數三軒、東西三十間南北二十間

○木地小屋 田澤 本村の辰巳の方二里十八町にあり、家數八軒、東西一町三十八間南北二町二十間、四方に衆山連り幽邃の村なり、

あり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、渡部信濃是を司る

○相殿二座 山神二座 共に本村より移せり

○若宮八幡宮 境内七間餘 村東二町四十間にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、小林村新福寺司なり

○日光神社 境内八間餘 小名大田の南四十間にあり、何れの頃の鎮座なるや詳ならず、鳥居あり、村民の持なり

○山神社 境内東西十六間餘 端村吉尾の東三町にあり、勸請の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり

○寺院 龍泉寺 境内東西二十一間餘 村の戌亥の方三町四十間餘にあり、曹洞宗迦玉山と號す、天寧村天寧寺の末山なり、開基の年月詳ならず、何れの頃にか寒宗と云、僧筑前國より來り草建せしと云、天正三年壽珍と云僧住して天寧寺九世仁菴を請て中興開山とす、本尊如意輪觀音客殿に安す、

○古蹟 館迹 村南十二町山中にあり、東西二町南北一町天正の頃布澤上野助俊勝と云者住せしと云

○觀音寺 村東三町十間にあり、昔如意輪山觀音寺とて眞言の道場あり、天正中廢せしと云、

○大倉村端村 上田 府城の西南に當り行程十八里、家數二十四軒、東西二町十八間南北一町五十一間、東北は檜枝岐川に傍ひ西南は山に倚る、東二町七間小林村に界ひ

○山川 松坂峠 村北より登ると十六町大岐村に往く路なり、其村と界ふ

○布澤川 水源一あり、一を綱木川と云、村東山中鎌倉と云處より流出で熊澤これに注ぎ西に流るゝと一里十八町、端村吉尾に行くに此川を渡ると凡數十回、故に俗四十八瀬越と云、一を田澤川と云、村より辰巳の方愚見山と云處より出で戌亥の方に流るゝと三里餘、小名水無の前にて綱木川に會してより布澤川となり、村中に至り八窪澤・又代澤・西澤・日影澤・毘沙澤等の諸溪これに注ぎ、西に流るゝこと一里十町、瀧原村の界に入る、

○關梁 橋六 一は小名浮島にあり、長十間、一は小名田澤にあり、長六間、共に布澤川に架す、一は小名水無の南二十間餘にあり、長六間、綱木川に架す、共に丸木橋なり、一は小名夕澤にあり、長六間幅一間、綱木川に架す、一は長十一間幅七尺、一は長十間幅六尺、共に布澤川に架す、總て府下の通路なり、

○倉廩 米倉 村の未申の方二町餘にあり、本組の米を納む、

○神社 白山神社 境内八間餘 小名毘沙澤にあり、何れの頃の鎮座なるを知らず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり

○山神社 境内東西三間餘 小名浮島の北二町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり

○相殿一座 稻荷神 本村より移せり、

○古蹟 館迹 村南三町餘にあり、東西十九間南北二十一間、永正の頃横田某と云者築き天正中新國隼人某と云者住せりと云、

○二間在家村端村 九九生 府城の西南に當り行程十八里二十町、家數二十三軒東西三町四十二間南北一町、西南は山に倚り東北は田圃にて檜枝岐川に近し、東三町梁

檜枝岐川を限とす、其村まで十二町餘西十一町黒谷組長濱村の界に至る、其村まで一里五町南一里五町黒谷組黒谷村の山に界ふ、三町三十間黒谷組泥島村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村は亥に當り十五町、又辰巳の方七町十二間二間在家村の界に至る、其村まで二十三町、

○端村 上田 本村の南一町二十間餘にあり、家數十二軒、東西二町十七間南北一町五十九間、三方は山に倚り北は田圃にて檜枝岐川に近し、

○山川 檜枝岐川 村東二町餘にあり、二間在家村の境内より來り前澤を得て戌亥の方に流れ西に轉じ、凡二十八町流れ長濱村の界に入る、

○倉廩 米倉 村西三十間餘にあり、本村の米を納む、

○神社 八幡宮 境内東西二十四間餘 村南二十間餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり

○相殿一座 稻荷神 本村より移せり、

○古蹟 館迹 村南三町餘にあり、東西十九間南北二十一間、永正の頃横田某と云者築き天正中新國隼人某と云者住せりと云、

○二間在家村端村 九九生 府城の西南に當り行程十八里二十町、家數二十三軒東西三町四十二間南北一町、西南は山に倚り東北は田圃にて檜枝岐川に近し、東三町梁

取村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村は寅に當り十三町西十五町大倉村の山界に至る、其村は戌亥に當り二十三町南四十間鹽岐村の界に至る、其村まで十三町北二十町四間小林村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで七町十間又辰巳の方九町和泉田村の界に至る、其村まで二十八間餘、

○端村 ○九九生 本村の戌亥の方九町三十間にあり、家數九軒、東西一町三十四間南北一町、西南は山に倚り東北は田圃にて檜枝岐川に近し、

○山川 ○檜枝岐川 村北二町四十間にあり、和泉田村の境内より來り、二十五町餘戌亥の方に流れ大倉村の界に入る ○鹽枝川 村の辰巳の方二町四十間にあり鹽岐村の境内より來り、北に流ること三町檜枝岐川に注ぐ、廣六間、

○關梁 ○橋 村の辰巳の方二町四十間隣村の通路鹽岐川に架す、長八間丸木橋なり、

○神社 ○熊野宮境内十二間四方免除地 村より辰の方四町十間餘にあり、鎮座の初詳ならず、又此より西三十間に周一町餘の沼あり、土人當宮の御手洗なりと云、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり 【相殿一座】 熊野宮 本村より移せり ○若宮八幡宮境内東西三十二間南北十七間免除地 端村九九

○間丸貝 天沼の南八町にあり、家數五軒、東西二十間南北三十間山間にあり、西に鹽岐川あり、

○端村 ○八鹽山 間丸貝の南一里にあり、家數三軒、東西八間南北十五間山中にあり、東に鹽岐川あり、間丸貝より此に至るに其間川に傍て一線の路を通ずと云へども、怪岩錯出し衆山前に蔽ひ險隘僅に身を容る、或は岩石を傳へ或は溪水を涉り漸く此に至れば、四方少く闊てあたかも穴中を出るが如し、されども連峯四面に纏ひ分通るべき路なし、人煙四方に絶て別境に入るがごとし、

○山川 ○丸山 村南三里數山の奥にあり、頂まで一里雜木多し ○銅山 村の戌亥の方四町島福澤と云處にあり、享保中多く鉛銅を採り其後衰廢す、寛政二年より小屋二軒を設て舊坑を穿れども多く出でず ○鹽岐川 村東一町にあり、源を横會禰山と云處より發し島福澤瀧澤これに注ぎ北に流ること四里二十町餘二間在家村の界に入る、「いはな」鰍を産す ○辰目澤 村より未の方四町にあり、源は境内の山中より出て寅卯の方に流ること一里鹽岐川に入る、廣一間、

○關梁 ○橋五 一は村北一町四十間にあり、長八間一は小名八乙女にあり、長八間一は小名芦澤にあり、長

生の西一町餘にあり、何頃の鎮座にか詳ならず、鳥居あり、社に往く路の傍に磯沼雄沼とて二つの沼あり、一は周三十間餘、一は周四十間餘、穀に小き穴ある田畠あり、瘡を患る者此を取て枕上に置き病愈は其數を倍し返さんとて當社に祈誓すれば驗ありと云、若故なくして是を取れば夜中怪き聲ありて其田畠を求るとぞ、早歲に雨を祈る所と云、界村鹿島神社の條 渡部信濃が司なり、

●鹽岐村小名 八乙女 惡戸 芦澤 天沼 間丸貝 端村 八鹽田 此村もと鹽野保に作る、寛文中今の字に改めき、府城の西南に當り行程十九里家數九軒、東西二十間南北二町二十六間山間にあり東

二十二町和泉田村の山に界ふ西一里十五町黒谷組黒谷村の山に界ふ、南四里四町古町組小立岩村の山に界ふ、北十二町二十間二間在家村の界に至る、其村まで十三町、
○小名 ○八乙女 本村の北六町にあり、家數十一軒、東西十二間南北三町四十間、山間に往し西に鹽岐川あり ○惡戸 八乙女の戌の方一町にあり、家居一軒山間に住す ○芦澤 本村の南五町四十間にあり、家數三軒、東西二十間南北一町二十間山間にあり、西に鹽岐川あり ○天沼 芦澤の南四町二十間にあり、家數二軒、東西七間南北十五間山間にあり、東に鹽岐川あり、

八間、一は小名間丸貝の南五町にあり、長八間、共に鹽岐川に架す、丸木橋なり、一は芦澤北一町十間にあり、辰目澤に架す、長六間、丸木橋にて共に村中の通路なり、

○神社 ○日光神社境内東西二十二間南北十九間免除地 小名八乙女にあり鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、界村渡部信濃が司なり 【相殿一座】 △八幡宮 本村より移せり △日光

神 同上 ○富士神社境内東西十間南北十二間免除地 村の未甲の方一町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり ○若宮八幡宮境内東西七間南北四間免除地 小名芦澤の東二町にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり ○山神社境内東西十二間南北六間免除地 小名間丸貝にあり、何れの頃の鎮座なるを知らず、鳥居あり、村民の持なり、
○山神社境内五間四方免除地 端村八鹽田の北一町にあり、勸請の年代詳ならず鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○妙雲寺境内東西十五間南北二十五間年貢地 小名八乙女の東四十間にあり、浮土眞宗高田派幽遠山と號す、古町組宮床村安照寺の與力なり、開基詳ならず、天文中玄眞と云僧再興せりと云、本尊彌陀客殿に安す、

【寶物】 △彌陀畫像 二幅、一は砂荒佛と云琢磨筆、一

は光明本と云裏書あり、如左、

(〇は虫喰)

天正〇〇〇〇〇乙未いぬ六月廿五日枚取〇〇國〇

〇越念枝〇〇待村光得〇〇〇

大他本願寺

證如上人

花押

〇地藏堂 境内三間半 八乙女にあり、草創の年代詳ならず寛文中まで村南にあり、後今の地に移せりと云、村民の持なり、

新編會津風土記卷之四十六

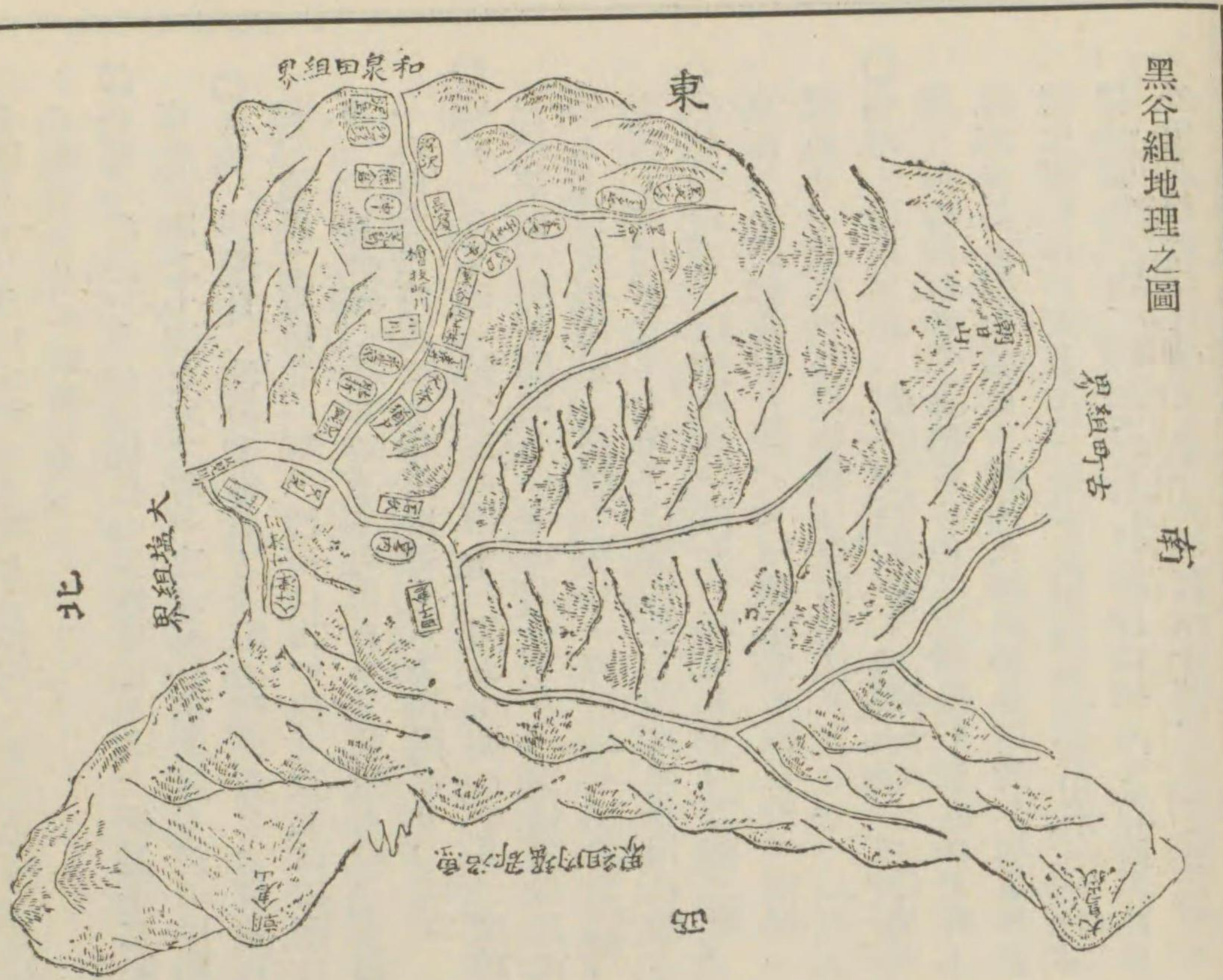
陸奥國會津郡之十八

黒谷組

此地府城の西南に當り本郡の西端にあり、東は和泉田組に交はり、西は越後國魚沼郡堀内組に界ひ、南は古町組に接し、北は本郡大鹽組に連る、東西六里計、東は和泉田界より西は堀内組大目川新田村の界朝草峠の頂に至る南北十二里餘、南は古町組榎枝岐村組蒲生村の重嶺四方に繞り村居皆山間に散布し、南の方に朝日大鳥の二山峙ち四時多は雪絶へず、中にも叶津・只見・田子倉・石伏の四箇村は朝草山の東麓に在り、冬日積雲屋を埋み晝夜を辨せざることあり、居民雪を鑿ち僅に出入を通ず、氣候大抵古町組に同じ、寒早く暑遅く農務の候平地より後れ常に二十日計の差あり、然れども此邊の諸組に比すれば土地稍潤肥にして五穀乏からず、薪樵の業ゆたかなり、又布を製し筵を織り蠶を飼て餘産を貯はす、習俗鄙朴にして華飾を務めず、故に居民恒の産ありて生計に困せず、只檜枝岐川只見川の洪水田圃を害する

新編會津風土記卷之四十五 終

黒谷組地理之圖



患あり、又三月より五月までは山間の諸溪漲り注ぎ、水かさ増りて兩岸の残雪是が爲に崩れ荒島小川只見石伏の村々は船通せず、矢文を射て諸用を辨ず、所々に土堤を築て水災を防ぐ、此組の諸村皆伊北郷と稱す、凡十四箇村あり、

黒谷組十四箇村

- 黒谷村 小名 沖 澤口 彌宜屋 端村 峯澤 阿彌陀堂 黒谷新田 釜脇今廢 長濱村 小名 深澤 泥島村 熊倉村 小名 沖 熊倉新田 荒島村 上荒井村 下荒井村 端村 大舉 小川村 端村 荒井原 脇折 榎戸村 黒澤村 叶津村 端村 入叶津 只見村 端村 只見新田今廢 石伏村 端村 宮淵 田子倉村

●黒谷村 小名 沖 澤口 彌宜屋 府城の西南に當り行程十八里十町、家數二十三軒、東西一町三十間南北四町、西南は山に倚り東北は田圃なり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東七町長濱村の界に至る其村まで十二町西七町上下荒井兩村の界に至る、上荒井村まで八町、下荒井村まで十八町、南九里餘古町組檜枝岐村の山に界ふ、北八町小川村の界に至る、其村は戌亥に當り十八町十間、又丑寅の方三町荒島村に界ひ檜枝岐

川を限とす、其村まで十八町もと村南一里二十町に釜脇と云端村あり、今は廢せり、

○小名 ○沖 本村の辰巳の方四町にあり、家數十二軒
東西一町二十間南北二町、東は黒谷川に近く三方田圃なり
○澤口 沖の未申の方一町十間にあり、家數八軒、東西二町南北一町、西南は山に倚り東北は田圃なり
○彌宜屋 澤口の東二町にあり、家數七軒、東西一町南北二町東は黒谷川に近く三方田圃なり、

○端村 ○峯澤 禱宜屋の南十一町五十間にあり、家數三軒東西一町十間南北一町山間にあり、東は黒谷川に傍ふ
○阿彌陀堂 峯澤の南廿一町にあり、家數四軒、東西十二間南北四十間、山間に住し西は黒谷川に傍ふ
○黒谷新田 阿彌陀堂の南十七町にあり、家數二軒、東西二十間南北十五間、又阿彌陀堂の西三町に家居一軒あり、共に黒谷川に傍ひ山間に住す、

○山川 ○朝日山 村南四里にあり、本郡の條下に詳なり 〇梵天嶽 村の辰巳の方九里計にあり、檜枝岐村と峯を界ふ雜木多し
○水晶山 村南三里にあり、昔此山より水精を産せしと云、今は石英を出す〇檜枝岐川俗に伊南川と云下同
村の丑寅の方三町にあり、長濱村の境内より來り黒谷川を受け西に流るゝこと四町四十間、上下荒井兩村

云者此社の神職のなる、今の式部吉廣は五世の孫なり

○鹿島神社 境内東西十五間南北二十間免除地 村中にあり、鎮座の初詳ならず、木津式部が司なり 【相殿四座】 △若宮八幡二座 一座は本村より移し一座は端村峯澤より移せり
△三崎神 本村より移しぬ △愛宕神 峯澤より移しぬ
○若宮八幡宮 境内東西五間南北七間免除地 峯澤の南三町にあり鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり 【相殿一座】 △愛宕神 本村より移しぬ、

○寺院 ○龍泉寺 境内東西十間南北二町年貢地 村中にあり、眞言宗巖風山と號す、高野山遍照光院の末寺なり、何頃にか山内兵庫某と云者此村に住せし時、祈願のため建立せしと云、永正十二年智慶と云僧住してより相繼て今に至る、本尊大日客殿に安ず、鐘一口あり、徑二尺五分寛永三戌年五月第十六世法印快榮代造立と彫附あり、
○十王堂 境内三間四方年貢地 小名沖にあり、草創の初詳ならず村民の持なり、

○古蹟 ○館跡 南より子丑の方一町にあり、東西二十五間、南北四十間、何の頃にか山内兵庫某住せしと云、
○褒善 ○孝行者與助 明和四年褒賞して米を與へり
○孝行者某 與助が妻なり、同上、
○長濱村 小名 深澤 府城の西南に當り行程八十里五町

の界に入る、廣六十間 ○黒谷川 小名沖の東一町にあり、源は梵天嶽より出て山中の諸溪を経て北に流るゝこと九里計檜枝岐川に入る、廣四十間鱒いはなを産す、此川特に急流にて又屢洪水の患ありて橋を架すべからず、故に川中に柴をくみて籠とし中に石を盛り上に丸木をわたして往來を通す、

○土産 ○鱒楚割 秋に至て黒谷川に産するを捕り割てこれを製す、味佳なり、
○關梁 ○黒谷橋 小名沖の東一町府下の通路黒谷川に架す、長十四間丸木橋なり、

○水利 ○黒谷堰 村南にて黒谷川を引き田地を潤し上下荒井兩村の方に注ぐ、
○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○八所神社 境内東西八間南北二十間免除地 村中にあり、鎮座の初詳ならず、縁起に昔觀音堂と七社ありて八所明神と稱し、勝峯山萬願寺今其地を詳にせずと云寺の司なりしが數年を経て顛轉せしを寛文中一の社頭を再興し、なほ舊名によりて八所神と稱す、祭神詳ならず、此頃までは奉掛奥州南山伊北郷八所宮于時應永八辛巳年十月八日大且那江長六郎敬白と銘せし鰐口一口ありしとぞ、鳥居幣殿拜殿あり ○神職木津式部 寛文中新大夫吉通と

東西二區に分れ其間三町を隔つ、東の一區家數十二間、東西二町南北一町、西の一區家數二十軒、東西三町南北五十間、共に北は檜枝岐川に近く三方は山廻れり、東二十八町和泉田組大倉村の界に至る、其村まで一里五町西八町黒谷村の界に至る、其村まで十二町南七町黒谷村の山に界ふ、北六町荒島村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで八町、

○小名 ○深澤 本村の東二十六町にあり、家數八軒、東西二町南北三十間、北は檜枝岐川に近く三方に山廻れり、延寶の頃までは波安新田村とて格別なり今此村に屬す旨趣詳ならず
○山川 檜枝岐川 村北六町にあり、大倉村の境内より來り、米澤・上澤・下澤・杉澤・長濱澤・足澤・宮澤等の流を受西に流るゝこと三十町黒谷村の界に入る、

○倉廩 米倉 村中にあり、本組の米を納む、
○神社 ○鬼渡神社 境内東西十一間南北十二間免除地 村南一町三十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居拜殿あり、黒谷村木津式部が司なり 【相殿一座】 權現本村より移せり、
○古蹟 ○古戰場 村西六町にあり、唱崎と云、相傳ふ高倉宮渡部長七唱等を從へて此處に落たまひしに、河沼郡柳津村に住せし石河冠者有光と云者襲來りしが、唱は此村の清水淡路某と云者をたのみ宮をば楯戸村に

落し奉り、そのまゝ淡路と共に黒谷川を後に當て防戦ひしかば石川遂に此處にて討れ、残る軍兵も多く討死せしとぞ、因て屍を一處に埋めし處なりとて長十間幅一間高三尺計の塚あり、今猶往々兵器の朽折たるを得ることありと云、

●泥島村 府城の西南に當り行程十七里、家數十五軒、東西三町南北四十五間、又西二町三十間に家數二軒あり東西三十間南北三十間、共に東西は田圃にて南は檜枝岐川に近く北は山に倚る東十三町十二間和泉田組小林村の界に至る、其村は辰に當り一里西十一間熊倉村の界に至る、其村まで十三町南四町長濱村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村は未に當り六町北一里一町四十八間小川村の山に界ふ、

○山川 ○檜枝岐川 村南三町にあり、小林村の境内より來り、西に流るゝこと十六町五十間熊倉村の界に入る、

○關梁 ○船渡場 村南三町にて檜枝岐川を渡す、隣村の通路なり、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、東西二十間南北二十二間何の頃にか齋藤久太郎某と云者住せしと云とも詳ならず、

●荒島村 府城の西南に當り行程十八里、家數十軒、東西三町南北一町、南は檜枝岐川に臨み北は山に倚り東西は田圃なり、東十二町三十間熊倉村の界に至る、其村まで十八町西十二町小川村の界に至る、其村まで二十二町南三間長濱村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで八町北十町小川村の山に界ふ、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、東西三十間南北十八間、永祿の頃目黒七十郎と云者住せしといへども詳ならず、

●荒島村 府城の西南に當り行程十八里、家數十軒、東西三町南北一町、南は檜枝岐川に臨み北は山に倚り東西は田圃なり、東十二町三十間熊倉村の界に至る、其村まで十八町西十二町小川村の界に至る、其村まで二十二町南三間長濱村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで八町北十町小川村の山に界ふ、

○山川 檜枝岐川 村南にあり、熊倉村の境内より來り西に流るゝこと二十三町小川村の界に入る、

○關梁 ○船渡場 村南にて檜枝岐川を渡す、府下の通路なり、

○神社 ○山神社 境内東西十七間南 村の丑寅の方一町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、黒谷村木津式部が司なり【相殿二座】△稻荷神二座 共に本村より移せり、

○舊家 ○源吉 此村の農民なり、先祖を星右近某と云

○褒善 ○善行者惣兵衛 此村の名主なり、明和七年褒賞して米を與へり ○善行者源左衛門 此村の名主なり、寛政元年同上 ○善行者兼松 源左衛門孫なり、同上、

●熊倉村小名 沖 熊倉新田 府城の西南に當り行程十七里二十五町、家數二十一軒、東西二町二十間南北十五間山麓にあり、南は檜枝岐川に近し、東九町泥島村の界に至る、其村まで十三町西四町三十間荒島村の界に至る、其村まで十八町南一町四十間、長濱村に界ひ檜枝岐川を限とす、北三十町小川村の山に界ふ、

○小名 ○沖 本村の西八町にあり、家數四軒、東西一町南北五間山麓にあり、南は檜枝岐川に近し ○熊倉新田 本村の東八町にあり、家數二軒、東西三十間南北五間山麓にあり、檜枝岐川に近し、寛文の頃までは格村なり何の頃にか趣詳ならず

○山川 ○檜枝岐川 村南一町十間にあり、泥島村の境内より來り西に流るゝこと七町荒島村の界に入る、

○倉廩 ○米倉 村北一町にあり、本組の米を納む、

○神社 稻荷神社 境内東西十六間南 村東二町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、黒谷村木津式部が司なり、【相殿一座】△熊野宮 本村より移せり ○山神社

代々山内氏に仕ふ、天正中伊達政宗が將大波玄蕃山内氏勝が横田の城を攻し時右近大垣雅樂石伏監物等と防戦ひ終に敵を敗る、右近より八代にして今の源吉に至りしと云、

●上荒井村 ●下荒井村端村 大舉 昔は荒井村とて一村なり、寛永二十年分て兩村とす、故に山川田圃相交りて界域分ち難し、上荒井村は府城の西南に當り行程十八里十三町、家數十七軒、東西二町三十間南北一町四十間山麓にあり、東北は檜枝岐川に近し、下荒井村は上荒井村の西十町にあり、家數廿三軒、東西五町四十三間南北二十六間、山麓に住し北は檜枝岐川に近し、東は上荒井村より三十間小川村に界ひ檜枝岐川を限とす、西は下荒井村より十一町十九間櫛戸村の界に至る、其村は戌亥に當り十八町、南は上荒井村より一町下荒井村より十一町共に黒谷村の界に至る、其村は東に當り上荒井村より八町下荒井村より十八町北は上荒井村より二町十間小川村の界に至る、下荒井村より十町小川村に界ひ檜枝岐川を限とす、其は上荒井村より北に當り六町下荒井村より丑寅に當り十二町、

○下荒井村端村 ○大舉 本村の西九町十間餘にあり、家數二軒、東西四十三間南北二十間、東北は檜枝岐川

に近く西南は山廻れり、

○山川 ○勝藏山 下荒井村の未申の方一町十間餘にあり、頂まで十三町雜木茂れり ○檜枝岐川 上荒井村の東三十間にあり、黒谷村の境内より來り戌亥の方に流るゝこと二十三町餘檜戸村の界に入る、

○水利 ○黒谷堰 黒谷村の方より來り數派となり、兩村の田地に灌ぐ、

○倉廩 ○米倉二屋 一屋は上荒井村にあり、一屋は下荒井村にあり、共に本村の米を納む、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西二十間南 上荒井村の未申の方二町二十間餘にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、黒谷村木津式部が司なり 【相殿一座】 △三島神

上荒井村より移せり ○御靈神社 境内東西一町六間南 下荒井村の西一町十間餘にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、木津式部が司なり ○山神社 境内東西二十間 端村大學の北二町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○興巖寺 境内東西二十一間 下荒井村の未申の方二町餘にあり、曹洞宗勝藏山と號す、開基の年代詳ならず、何の頃にか兵火に焼亡す、正保二年麟恕と云僧南青木組天寧村天寧寺十四世嶽應を請て中興とし即其

末山となる、本尊釋迦客殿に安す △文珠堂 境内にあり、草創の年代詳ならず、もと村より辰巳の方二町檜枝岐川の岸にあり、數度の洪水に其地闕て寛政三年此に移せり、村民の持なり、

○古蹟 ○館跡二 一は勝藏山にあり、二町四方計土居の形僅に存す、一は上荒井村の西三町餘にあり、東西二十五間南北三十間共に何人の住せしことを知らず、

●小川村端村 荒井原 駘折 府城の西南に當り行程十八里十八町東西二區に分る、其間三町四十間を隔つ、東の一區家數二十七軒、東西二町四十八間、南北二町廿間山麓にあり、南は檜枝岐川に近し、西の一區家數六軒、東西一町十間南北二十間山麓にあり、西南は檜枝岐川に近し、東十町荒島村の界に至る、其村まで二十二町西三町南二町、共に上下荒井兩村に界ひ、檜枝岐川を限とす、上荒井村は南に當り六町、下荒井村は未申に當り十二町南一里、黒澤村の山界に至る、其村は戌に當り三十二町三十間、又丑の方二里十八町大沼郡大鹽組田澤村の山界に至る、其村まで四里二十町寅の方二里十八町大沼郡大鹽組山入村の山界に至る、其村まで三里十八町辰巳の方十町三十間黒谷村に界ひ檜枝岐川を限とす、其村まで十八町十間、

○端村 ○荒井原 本村の亥の方十四町にあり、家數八軒、東西二十間南北一町三十間、東北は山に倚り西南は檜枝岐川に近し ○駘折 荒井原の亥の方六町四十間にあり、家數六軒、東西二十間南北二町三十間、東北は山に倚り西南は檜枝岐川に近し、

○山川 ○金石鳥屋山 村東二里十八町にあり、頂まで八町、形状さまざま峻しからざれども諸山に秀て孤立の勢あり、山入村及和泉田組小林村と峯を界ふ、雜木多し ○檜枝岐川 村南二町にあり、荒島村の境内より來り大金澤を得て戌亥の方に流るゝこと一里五町黒澤村の界に入る、小舟を以て隣村に往來す、寛永の頃までは船渡場ありしにや、其時の渡守平左衛門と云者に加藤氏の臣守岡主馬が與へし文書あり、其文如左、

伊北郷内小川村之舟渡仕に付而高拾八石六斗五升之分役許置者也、

以上

守岡主馬 一長印

寛永五年八月六日

渡守平左衛門へ

○小川澤 村より寅の方三町にあり、源は黒瀧と云處より出て戌亥の方に流るゝと三里檜枝岐川に入る、廣

六間「いはな」鰯を産す、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○羽黒神社 境内東西十三間南 端村荒井原の北四十間餘にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、黒谷村木津式部が司なり ○渡澤神社 境内東西八間南 村北一町十間餘にあり、祭神及鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、木津式部これを司る、

●檜戸村 府城の西南に當り行程十九里、家數三十軒、東西四十間南北五町十間、東北は檜枝岐川に近く西南は山廻れり、東五町小川村の界に至る、其村まで二十町西一里三十町石伏村の界に至る、其村まで一里十八町南四町十間上下荒井兩村の山界に至る、其村は共に辰巳に當り下荒井村まで十八町上荒井村まで二十八町北九町黒澤村の界に至る、其村まで十二町又戌亥の方二十四町只見村の界に至る其村まで一里、

○山川 ○朝日山 村南六里にあり ○檜枝岐川 村の方三十間にあり、上下荒井兩村の境内より來り戌亥の方に流るゝこと一里四町只見川に入る ○檜戸澤 村西四町二十間にあり、源は朝日山より出て北に流ること六里十八町檜枝岐川に入る、廣五間「いはな」鰯を産す ○清水 村より未申の方二十間にあり、周十

二間、すわの清水と云、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○稻荷神社 境内十五間 村西八町四十間餘にあ

り、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、黒谷村木津式部が

司なり 【相殿一座】 △幸神 本村より移せり ○日

光神社 境内東西十間南北 村西一町十間餘にあり、何の

頃にか二荒山の神を祭れり、鳥居拜殿あり、修驗龍藏

院司なり、

○寺院 ○觀音堂 境内四間四 村中にあり、草創の年代詳

ならず、村民の持なり、

○墳墓 ○石塔 村の辰巳の方三十間にあり、高七尺五

寸幅一尺四寸大善院孤室淨園居士天正十年□七月十六

日と彫附あり、外に文字あれども剝落して讀べからず

横山春信と云者の墓なりと云、後人の建しものと見ゆ、

○古蹟 ○館跡 村より丑の方にあり、東西三十九間南

北四十五間、横山春信住せりと云、

○舊家 ○善八 此村の名主にして山内氏勝が家臣横山

帶刀某と云者の後葉なりと云、天正十八年氏勝松坂峠

にて伊達の伏兵に逢ひ味方多く打死せし時、帶刀新國

右京瀧澤河内と共に氏勝を助け辛うじて横田の城に歸

りしと云、

●黒澤村 府城の西南に當り行程十九里十八町、家數十

五軒、東西一町二十間、南北一町三十間東北は山に倚り

西南は檜枝岐川に近し、東一里十八町小川村の山界に至

る、其村は辰に當り三十二町三十間西七町十間只見村の

界に至る、其村まで十二町南五町四十間、檜戸村の界に

至る、其村まで十二町北二十五町本郡大鹽組寄岩村の山

界に至る、其村まで二里十五町、

○山川 ○柴倉山 村北十三町にあり、頂まで八町只見

村と峯を界ふ ○檜枝岐川 村南四町四十間にあり、

小川村の境内より來り、戌亥の方に流るゝこと十七町

只見川に入る ○黒澤 村北四町四十間にあり、源は

境内の山中より出て西に流るゝこと一里十八町檜枝岐

川に入る、廣三間、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西八間南

北十三間免除地 村北三十間にあり、

鎮座の初詳ならず、鳥居あり、黒谷村木津式部が司な

り、

○寺院 ○重福寺 境内東西十五間南

北二十間免除地 村北二十間餘にあり

淨土眞宗月光山と號す、古町組宮床村安照寺の末寺な

り、文祿三年親京と云僧開基す、本尊彌陀畫像客殿に

安す、

○褒善 ○長薫 此村に住る盲人なり、家極て貧く二親

軒あり、東西一町南北十間、共に叶津川に傍ひ山間に

あり、

○山川 ○朝草山 又鬼面山 本郡の條下

に詳なり

○境澤峠 越とも云 村中より漸々に登り五里十二町頂

上に至る、此間に鍵金崩・山神坂・小三本坂・大三本坂・

大峯坂等の名あり、道極て峻しく牛馬を通せず、嶺は即

陸奥越後の界なり、此を踰て村松領蒲原郡芦平村及び

同郡下田村に至る、坂東道八十里あり因て八十里越の

名ありと云、されども里程を正すときは此名にかなは

ず、旅人通行するに春夏の間も拂曉に此村を出て日没

の頃やうやく芦平村に至る、負擔せる者は辛苦して頂

に至れば日暮るとぞ、斯く峻岨の山路に行かゝり天氣

悪ければ通行なり難し、故に此を過る者は必ず數日の

糧を裹てゆく、村民常に頂上に小屋を構へ炊具食器を

設置き往來の人をたすく、よりに旅人此に宿し天氣は

るゝを待ち賃錢を遺して往く、小屋主は五七日を隔て

此に來り殘缺の器あればこれを修補し遺しおく處の價

を取て歸る、かゝる處なれば固より旅人も多からず、

人性また質朴にて外人此錢を取ものなしとぞ、これ邊

鄙の一美風とも云べし、此道は昔より有しにや、高倉

老ひ衰て起居も協はぬに、歌三味線の藝もなければ村
里へ雇はれ摺臼などをひき繰の價を取り、夜は薪をこ
り爪木を捨て世を渡りけり、人の家に行くときは瓢を
腰にかけ、與へられし酒ををうつし、食物は半を分て
持飯り兩親に進めり、常に只見川を往來せしに橋あれ
ども淺瀬を尋ね嚴冬といへども歩渡りせしを人怪み問
へければ、橋の下は流深しと云若踏誤て溺れなば二親
は歎はいふもさらなり定て飢にや及ぶべき、縦ひ身に
冷るとも歩渡りこそ心よけれと答へけるとぞ、明曆二
年より月ごとに三人の扶持米を與て其孝養を遂しめ
き、

●叶津村 端村 入叶津 府城の西南に當り行程二十里十八

町、家數十軒、東西三町南北二十間、東北は川に近く西

南は山廻れり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あ

り、東一町四十間只見村に界ひ只見川を限とす、西五里

十二町、越後國魚沼郡堀内組大白州新田村に界ひ、境澤

峠の頂を限とす、南九町只見村の山界に至る、其村まで

十八町北八町本郡大鹽組蒲生村の山界に至る、其村は丑

に當り十八町、

○端村 ○入叶津 本村の西十四町にあり、家數三軒、

東西二十五間南北七間、此より西八町四十間に家數五

宮宇治の戦をのがれ此處に落ち給し時此村の長讚岐と云者がもとに宿らせ給て、これより越後國に通じ給ふ時讚岐が者許多擇て宮を助まらせしかば、此時を難なく越させ給て猿籠平領ササカベと云處にて暫く憩はせ給ふ因て其平を御所平と云、又此わたりの山に鞍懸烏帽子嶽など云名あるも此故なりと云傳ふ ○只見川 村東二町にあり、只見村の境内より北に流るゝこと一町四十間蒲生村の界に入る、廣七十間 ○叶津川 村北五十間にあり、源は境内の山中より出て高角澤・鳥越澤・餅井戸澤・藤澤等の諸溪を得て東に流るゝこと七里餘只見川に入る、廣三十間、鱒、いなほ、鰍を産す、此川源遠くしてしばしば洪水あり、故にかりに丸木橋を架して往來す、

○土産 ○鱒楚割 叶津川に産するをとりて製す、

○關梁 ○叶津口 村中にあり、木戸門を設け里人これを守り往來を察す、芦平村にゆく徑路なり ○橋三

一は村北五十間隣村の通路叶津川に架す、長十三間丸木橋なり、一は端村入叶津の東六町にあり、一は北にあり、共に長十一間丸木橋にて越後國に通る徑路入叶津川に架す、

○倉廩 ○米倉 村南にあり、本村の米を納む、

通路なり、寛永中蒲生加藤兩家より渡守宗左衛門と云者に與へし文書あり、其文如左、

以上

今度貴所役儀に付て目安取上候、則相手肝烈大藏百姓之爲惣代宗左衛門罷登候、目安之通御年寄衆被成御覽被仰候者、只見村に不限伊北之内四ヶ所之舟越に公儀々棟役壹間宛從前代被引置無役に被仰付候處に、只今宗左衛門に惣置候役儀申候儀不相届儀と被仰候、萬一宗左衛門に役掛候はゞ只見村へ壹間役増可有御掛候、其通相手に尋候様にと被仰付候に付て、大藏宗左衛門に右之様子懇々申聞候へば、如御意年々御役家壹間被成御免候へ共、惣百姓何角申に付て罷登候、此上之儀者何様にも御意次第に可仕と御返事被申候間、其通御年寄衆へ申上候へば、則如前々宗左衛門諸役御免に被仰付候條忝可存候、船道は往還之義に候間無嫌夜中渡し可申候、右之旨於末代不可有相違者也、仍如件、

寛永二乙丑年九月四 御代官 角源兵衛 花押

宗左衛門殿參

已上

下伊北之内唯見村舟渡仕候付て高貳拾石之分役許置

○神社 ○熊野宮境内東西四十六間南北四十八間免除地 村の辰巳の方五十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居拜殿あり、只見村赤塚伊勢が司なり、

●只見村 府城の西南に當り行程二十里、家數九十四軒東西五十間南北二十三町散居す、東南は只見川に近く西北は山廻れり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東五町黒澤村の界に至る、其村まで十二町西十八町田子倉村の山界に至る、其村は中に當り一里十八町南六町石伏村の界に至る、其村まで二十八町北十町北津村の山界に至る、其村まで十八町、又辰巳の方三町櫛戸村の界に至る、其村まで一里もと村の辰巳の方五町二十間餘に只見新田と云端村あり今は廢せり、

○山川 ○柴倉山 村の寅の方八町にあり、頂まで九町黒澤村と峯を界ふ、雜木多し ○只見川 村東一町にあり、石伏村の境内より來り辰巳の方にて檜枝岐川合し丑寅の方に流るゝこと一里餘、本郡大鹽組蒲生村の界に入る、此川水源より金山谷を経て牛澤組柳津村に至るまで數十里の間兩岸岨ち水勢甚だ急なり、只此處のみ少く開けて東西二十町南北三町計の河原あり、

○大沼 村北五町にあり、周二町四十間、

者也、

寛永五年八月五日 守岡主馬 一長印

渡守左衛門へ

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○瀧神社境内東西五十六間南北一町二十間免除地 村の戌亥の方二町二十間餘にあり、祭神は岡象女神なり、鎮座の年代詳ならず、石鳥居拜殿あり ○神職赤塚伊勢 其先詳ならず、元祿中伊豆某と云者あり、今の伊勢尹晴は五世の孫なり ○熊野宮境内周一町五十六間免除地 村中にあり、鎮座の初詳ならず、拜殿あり、赤塚伊勢が司なり【相殿一座】△羽黒神 地主神なり ○三石神社境内東西三間免除地 村の戌の方三町巖窟の中にあり、祭神及鎮座の初詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○長福寺境内東西二十五間南北十間年貢地 村中にあり、曹洞宗龍巖山と號す、開基詳ならず、天正十年壽察と云僧住してより天寧村天寧寺の末山となる、本尊釋迦客殿に安す、

○古蹟 ○館迹 村西六町にあり、東西一町四十間南北一町十間水久保城と云、天正中山内氏勝こゝに據て伊達勢を防ぎしと云、大沼郡大鹽組横田村の條下を併見るべし ○褒善 ○忠義者うし 農民利八譜代の下女なり、天明

七年褒賞して米を與へり、

●石伏村 端村 宮淵 府城の西南に當り行程二十里十八町、家數二十五軒、東西三町南北五十間山麓にあり、西は只見川に近し東三町櫛戸村の山界に至る、其村まで一里十八町西五町南五里共に田子倉村の山界に至る、其村は西に當り十八町北三町二十間只見村の山界に至る、其村まで二十八町、

○端村 ○宮淵 本村の西三町にあり、家數六軒、東西二町南北四十間、此より南一町に家數五軒あり、東西四十間南北一町二十間共に山麓にあり、東は只見川に近し寛文の頃までは濁淵と云しとぞ、濁の和訓二五に近くまた宮の字草書二五に似たれば訛轉せしにや、

○山川 ○朝日山 村南六里餘にあり ○大鳥嶽 オホトリガ 越後國 オホトリガ 村の未申の方七里餘あり、四時雪を戴く越後國魚沼郡小出島組三又新田村と峯を界ふ ○只見川 村の戌亥の方一町にあり、古町組檜枝岐村の境内より來り村の未申の方七里計にて大鳥澤來り注ぎ、丑寅の方に流れ田子倉村の地を経て北に流れ熊澤を經只見村の界に入る、此村の境内を經ること九里計、小舟を以て隣村に通ず ○小戸澤 村南十町餘にあり、源は朝日山より出て北に流るゝこと五里餘只見川に入る、廣

五間、

○倉廩 ○米倉 村西二十間にあり、本村の米を納む、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西十一間南 村北三町にあり

鎮座の初詳ならず、石鳥居拜殿あり、村民の持なり、

○見取神社 境内東西十一間南 端村宮淵の北二町にあり

祭神及び鎮座の初詳ならず、鳥居拜殿あり、村民の持なり、

○田子倉村 府城の西南に當り行程二十一里、家數十六軒、東西三町南北三町二十間山中にあり、南は只見川に

近し村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東十町

二間北五町餘共に石伏村の山界に至る、其村は未に當り

十八町西二里十八町越後國魚沼郡堀内組大白川新田村に

界ひ朝草峠の頂を限とす、其村まで六里南五里餘黒谷村

の山に界ふ、

○山川 ○朝草山 村西十五町計にあり ○朝草峠 六十

里越と 村端より峯をわたること二里十八町頂上に至

る、其間程久保・舟清水・割石など云難所ありて牛馬通

ぜず、此を越え大白川新田村を經て糸魚川領魚沼郡穴

澤村に至る、坂東路六十里ある故六十里越の名ありと

云、然れども里程正しく左あるにあらず、山中の徑路

曲折數回にて行人其嶮阻に苦む因て此名ありとぞ、

○朝日山 村南五里餘にあり ○横山 村の未申の方

三十町餘にあり、頂まで一里十八町、遷迤として蟠根

數里に亘り四方よりこれを望むに山脈横に延て向背な

し故に此稱ありとぞ、雜木多し ○孛卷嶽 村西三町

計にあり、頂まで三十一町形孛玉卷の如し、故に名け

り、石伏村と峯を界ふ ○左越鼻 村西三町山の出崎

を云、大巖數十丈只見川に臨む、頂に一線の道を通じ

て大白川新田村に至る ○鉛山 村西二十町餘白澤と

云所にあり、寛政十一年これを穿つ、今は産せず ○只

見川 村東一町十間計にあり、石伏村の境内より來り

瀧澤・地竹澤・白澤等を得て丑寅の方に流れ、東に折れ

田子倉澤を受、丑寅の方に流て又石伏村の界に入る境

内を經ること五里餘 ○白戸澤 村南一町四十間計に

あり、源は朝日山より出て戌の方に流るゝこと五里餘

只見川に入る、廣七間計鱒イハナ鰯を産す ○只見

黒澤 村西一里十四町計にあり、源は朝草山より出て

南に流るゝこと一里十八町餘只見川に入る、廣三間計、

○前澤 村より未申の方四里餘にあり、源は横山より

出て戌亥の方に流るゝこと一里餘只見川に入る、廣三

間計、

○關梁 ○田子倉口 村中にあり、木戸門を設け里人こ

れを守り往來を察す、大白川新田村にゆく徑路なり、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西十二間南 村より亥の方三

十間餘にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居拜殿あり ○神

職堀金大和 石伏村に住す、正徳二年莊大夫元春と云

者此社の神職となりき、今の大和義次は四世の孫な

り、

新編會津風土記卷之四十六終

新編會津風土記卷之四十七

陸奥國會津郡之十九

大鹽組四箇村

大鹽組は會津大沼二郡に跨る本郡に屬するもの此に出す、

鹽澤村 蒲生村 端村 八木澤 寄岩村 十島村

●鹽澤村 村中に鹽井あり、村名の起りし處と云、府城の西に當り行程十八里、家數五十三軒、東西三町南北二町散居す、北は山に倚り南は只見川に傍ふ、東西に少しく田圃あり、東二十二町大沼郡本組瀧澤村に界ひ壘子澤を限とす、其村は寅に當り一里二十四町西十六町蒲生村の界に至る、其村は未申に當り一里南一町十島村に界ひ只見川を限とす、其村は巳に當り八町北二里蒲生村の山に界ふ、

○山川 ○笠倉山 村北二十五町にあり、麓より頂まで三町餘 ○只見川 村南一町にあり、蒲生村の境内より來り辰の方に流るゝと一里餘瀧澤村の界に入る、廣一町餘 ○鹽澤川 源を笠倉山に發し山間を曲折して

東南に流るゝと三十町計村中を過ぎ只見川に注ぐ、廣七間計、鱒・鰍・鯉・岩魚を産す ○壘子澤 村東二十二町にあり、倉山と云處より流れ出て十三町計東南に流れ只見川に入る、此澤を會津大沼二郡の界とす ○鹽井 村中鹽澤川の東岸巖穴の間にあり、周六尺餘深一丈傍に鹽燒小屋六軒あり、村民常に農隙を以て井水を汲み煮て鹽となし他村まで鬻ぎ出す、鹽の味ひ軽く色白し、土人は空海の護摩を修せしに因て湧出すと云、其時のものなりとて鹽ほりつくしと稱て長一尺計の黒石五枚今に鹽竈神社に藏む、

○關梁 ○橋二 一は村中にあり、長八間幅七尺鹽澤川に架す、一は村東一町隣村の通路にあり、小鹽澤と云溪流に架す、長六間丸木橋なり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

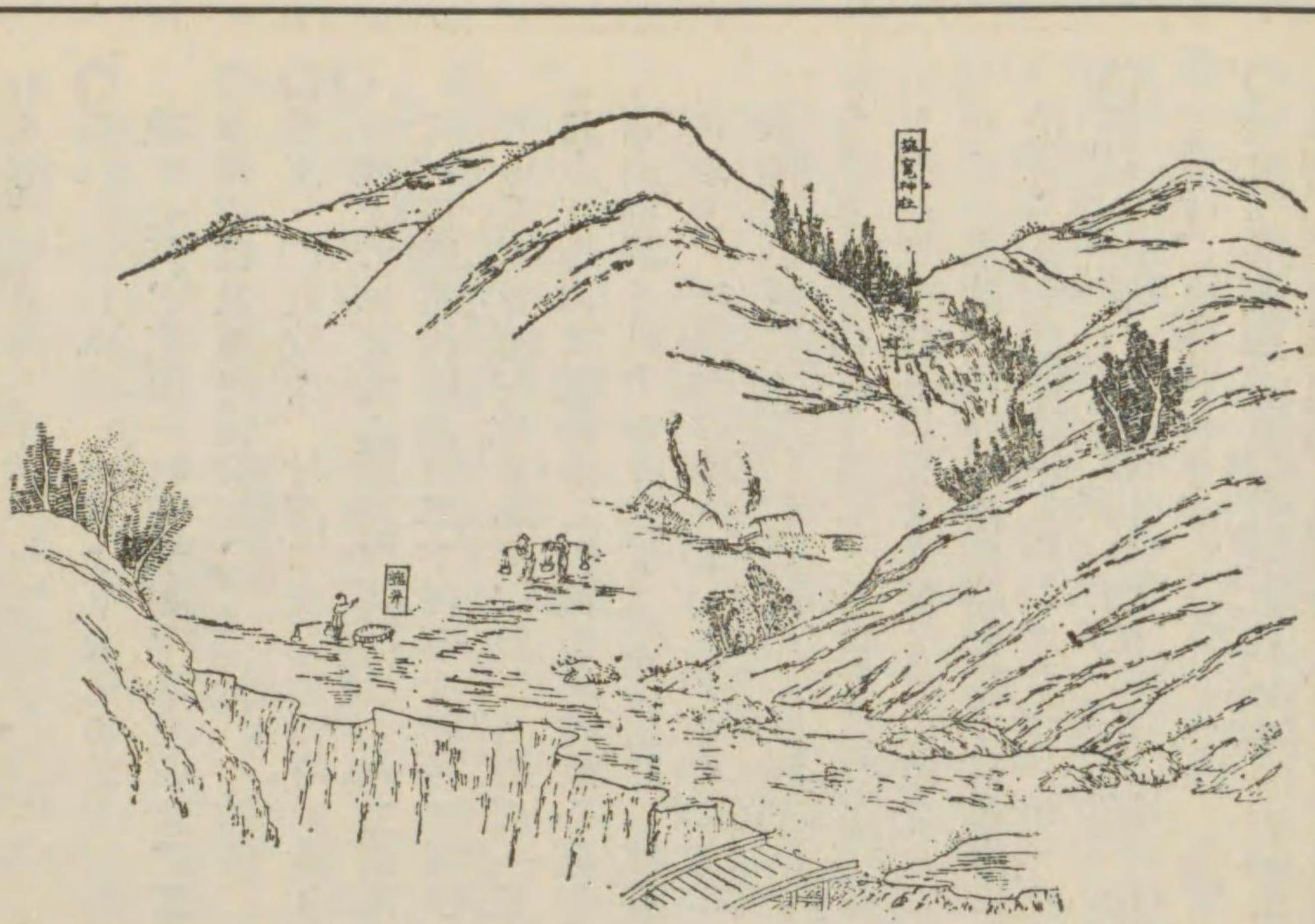
○神社 ○鹽竈神社 境内三十六間 四方免除地 村の東北にあり、鎮座の始を詳にせず、鳥居拜殿あり、【相殿一座】△權現本村より移せり ○神職五十嵐備前 何の頃にか土佐忠久と云者神職となり、三世にして今の備前忠廣に至ると云、

○寺院 ○醫王寺 境内東西一町十二間 南北四十三間年貢地 村北山足にあり、眞言宗なり、村中に鹽井あるに因て鹽光山と號すと、

開基の年代詳ならず、弘治二年大沼郡本組横田村本城寺より宥意と云沙門來て中興す、因て彼寺に隸せしが後改て紀州高野山遍照光院の末寺となる本尊藥師客殿に安す、

○舊家 ○孫之丞 矢澤河内藤綱が七代の孫なり、藤綱は山内氏の世臣にして常に一隊を統へ、入ては密謀に預かり出ては攻戰に加はり、天正十八年松坂峠の合戰に敵の伏兵俄に後を絶ち、横田日向同羽同兵庫同周防同安藝など云へる者立ところに戰死す、藤綱も其黨十五人と一番に進て命を殞し、氏勝をして死地を免れしめたりといふ、子孫農民となり本村に住す、

●蒲生村 端村 八木澤 府城の西に當り行程十九里三區に分る、東の端を上蒲生と云、家數六軒、南北一町四十間、此より三町三十町西を久保と云、家數十一軒、東西一町南北五十間、此より一町三十間南を蛭山と云、家數十軒、東西二町南北一町共に山麓にあり、南は只見川に傍ふ、東九町二十間寄岩村に界ひ只見川を限とす、其村は寅に當り十二町西四里黒谷組叶津村の山に界ふ、南二十七町黒谷組黒澤村の山界に至る、其村まで一里十八町北は越後國蒲原郡上條組室谷村に界ふ、里深して界城分明ならず、又丑寅の方十三町鹽澤村の界に至る、其



鹽井之圖

村まで一里未申の方十六町叶津村の界に至る、其村まで十八町、

○端村 ○八木澤 本村より未申の方十三町にあり、家數十七軒、東西一町三十間、北二十間、西北は山に倚り東南は只見川に傍ふ、

○山川 ○五枚山 村西六里二十四町にあり、此山の北に續きて赤柴山・餅葉山一に駒嶽の二山あり、二山共に村松領越後國蒲原郡下田郷大谷村に界ひ、峯を限とす ○蒲生嶽村北にあり、高十八町周一里十二町峻高にして他山に續かず ○銅山 村西一里十二町にあり寛文中銅を出す今は廢す ○只見川 村南一町二十間にあり、叶津村の境内より來り東北に流るると一里計鹽澤村の界に入る ○蒲生川 水源三あり、一は室谷村の界小倉山より發し、一は叶津村の界、赤岩山より發し、一は白瀧と云山より發す、三流合して東南に流ると一里計、久保蛭山の間を経て只見川に注ぐ、廣十五間、岩魚・鰍・鱒を産す、

○關梁 ○橋 久保蛭山の間にある、長十五間餘蒲生川に架す、丸木橋なり、

○神社 ○鹽竈神社境内東西三十間南上蒲生の東三十間にあり、草建の年代傳らず、鰯口一口あり、天文廿三

○神社 ○山神社境内東西七間南村東一町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居拜殿あり、村民の持なり、

○十島村 府城の西に當り行程十八里、家數二十四軒、東西二町南北一町山麓にあり、北は只見川に近し東十二町大沼郡本組田澤村の界に至る、其村まで一里十六町西五町寄岩村の界に至る、其村まで十町南十八町計、黒谷組荒島村の山に界ふ、北四町四十五間鹽澤村に界ひ只見川を限とす、其村は亥に當り八町、

○山川 ○鷲倉山 村南一町にあり寄岩村の條下に詳なり ○左越村東十二町田澤村に赴く路の山の尾崎を云、懸崖數十仞只見川の碧流に臨む、岬の中腹を鑿て僅に一線の路を通ず、險難いはかりなし、貞享の頃までは棧道を架して往還せしと云、此處を會津大沼二郡の界とす ○只見川 寄岩村の境内より來り東に流るると三十町餘、村北を過ぎ田澤村の界に入る、

○關梁 ○船渡場 村より戌の方にて只見川を渡し鹽澤村に通ず、

○倉廩 米倉 村の未申の方一町にあり、本村の米を納む、

○神社 ○鬼渡神社境内東西十三間南村西三十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居拜殿あり、黒谷組只見村赤塚伊勢これを司る、

新編會津風土記卷之四十七終

年甲子正月廿日大工守田又次郎と彫付あり、徑七寸五分鳥居拜殿あり、鹽澤村五十嵐備前これを司る【相殿一座】△幸神 本村より移せり、

○寺院 ○藥師寺境内東西十七間南上蒲生の麓西山にあり、眞言宗なり、山號を五寶山と云、開基詳ならず、慶長の初榮智と云僧住せり、其後殿堂頽破せしを正保二年黒谷組黒谷村龍泉寺より宥空と云僧來て再興す、因て今に彼寺の末寺たり、本尊藥師客殿に安す、

○寄岩村 府城の西に當り行程十八里二十町餘、家數十七軒、東西一町三十間南北一町三十間、東南は鷲倉山に倚り西北は只見川に傍ふ、東五町十島村の界に至る、其村まで十町西二町三十間蒲生村に界ひ只見川を限とす、其村は申に當り十二町、南二里十八町計、黒谷組小川村の山界に至る、其村まで三里十五町北二十一間鹽澤村に界ひ只見川を限とす、其村は子丑に當り十五町、

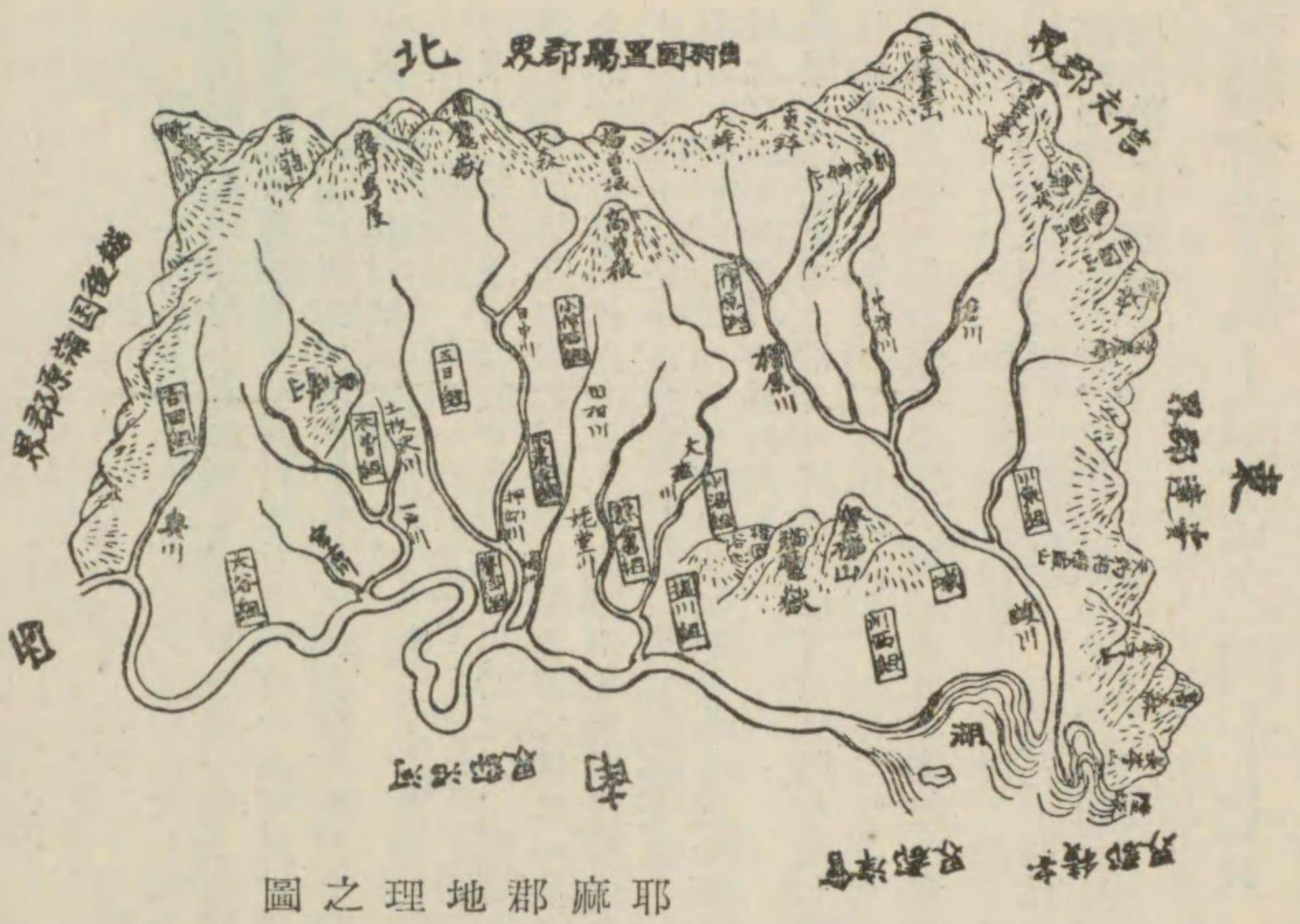
○山川 ○鷲倉山 村の東北にあり、高百五十四丈峯の形尖にして蒲生嶽と對し時つ、時ありて鷲來り巢ふと云、十島村及び大沼郡本組田澤村と峯を界ふ ○只見川 村北二十間餘にあり、蒲生村の境内より來り東北に流るると十五町十島村の界に入る、小舟を以て川向の諸村に通ず、

新編會津風土記卷之四十八

陸奥國耶麻郡之一

耶麻郡

【倭名鈔】 此郡の下に分會津郡と註あれば、もと會津郡と一郡なりしを、後日橋川の北を割て置れしと見ゆれども、何れの頃なると詳ならず、仁明天皇承和七年三月庚辰、陸奥國耶麻郡大領外正八位上勳八等文部人磨戸一煙賜姓上毛野陸奥公と【續日本後紀】に見ゆれば是より前の事なるべし、此郡は東西北三方皆山にて、其間に村落あれば郡名是に依りて起りしならん、されば【倭名鈔】にも山の字を以て註せしにや、慶徳組新宮村熊野宮曆應四年の神器にも山郡と彫附あり、耶麻・耶麻は音を假れるのみにて、其實は山の字の假字なるべし、應永の頃の文書には訛て那摩橋と稱するあり、【拾芥抄】【節用集】も此謬を承けしと見えて共に那麻に作れり、那麻郡と稱せしことは五目組熱瀨村示現寺永和二年の寄附狀を始とす 東は安達郡に接し東嶽石筵峠楊枝峠を界とす、西は越後國蒲原郡に隣り、榎木峠高森山を界とす、南は會津郡河沼郡に並び日橋川を界とす、北は出羽國置



賜郡に連り赤崩山、檜原峠を界とす、又戌亥の方は出羽置賜郡越後國蒲原郡に隣り飯豊山を界とす、丑寅の方は信夫郡出羽國置賜郡に隣り吾妻山の峯土湯峠を界とす、辰巳の方は安積郡に連り高森山陸坂を界とし、猪苗代湖の半を限り、東西十一里三十町餘、東は安達郡の界沼尻峠の界檜木南北六里十二町餘、南は河沼郡、北は出羽國置賜郡の界檜原峠に至る、東西北に高山連り南に大河流れ、中央に廣平の地多し其田は下の上其島は下の上なり、鹽川小沼熊倉小田付小荒井慶徳五目七組は平行にて田圃多く、氣候大抵會津郡平行の諸組に同じ、木曾大谷吉田三組は山中にて花候農務平行の地よりは稍遅し、川東川西二組は磐梯吾妻の諸山に倚り猪苗代湖に臨み、地勢高く風烈く九月の末に初雪ふり、月の半まで消残り梅花漸く綻ぶ、櫻花は四月の初に開く農業の時候は上の諸組より二十餘日の差あり習俗は全く會津郡に同じ、清明の日川西組見禰村磐梯神社に五穀豊熟の祭あり、郡奉行以下前日より潔齋し神殿に候し、村々の役人庭上に列座す、孝悌忠義力田貞節の者其末に列る、祭畢て郡奉行善行の男女を賞して物を與ること差あり、
此祭は天明八年より舉行ふ所にて、慶徳組、大沼郡高田組、高田村伊佐須美神社、河沼郡牛澤組、塔寺村八幡宮、野澤組野澤村諏訪神社、越後國蒲原郡下條組西村八幡宮にもあり

家集

源重之

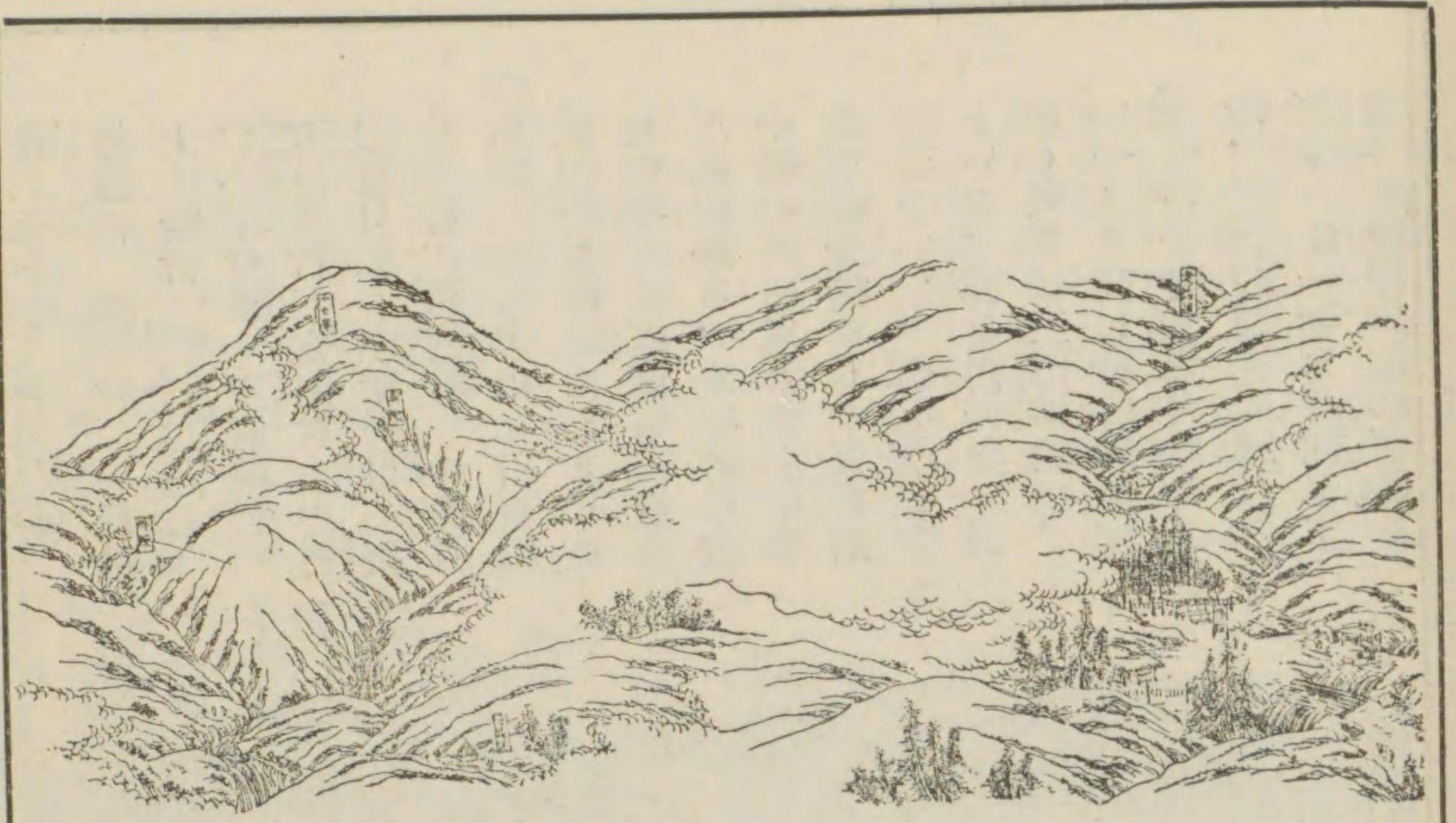
みちのくににやまのこほりといふ所ありそこにて冬月を雲晴て空にみかける月影をやまのこほりといひなおとしそ
 此やまの郡に秋ならねともかのこまたらに雪ふりければ
 秋くればなくや小鹿のまだら雪やまの郡はおともせぬかな
 ○郷名 【倭名鈔】に出る所 津部 量足 分會 津郡 分會津郡は郷名にあらず其説前に出ず、
 日量
 今稱する所四 百木 村三十六 小布瀬 村二十八 野尻 村十四 奥川 村二十
 ○莊名 莊五 ○更級 村五十三 川西組磨上原に更級神社あり、莊名是に因て起りしにや詳ならず ○月輪 村十九 昔何の頃にか猪苗代湖の水暴に洶湧し二莊の村落多く陥て湖となりしと云傳ふ ○岩崎 村九
 ○加納 村三十六 府下實相寺所藏、康安元年佐原十郎高明が寄附狀に、此莊の名始て見えたり ○新宮 村九十七 慶徳組新宮村熊野宮康曆二年の鰐口に奥州

會津新宮莊と附あり、

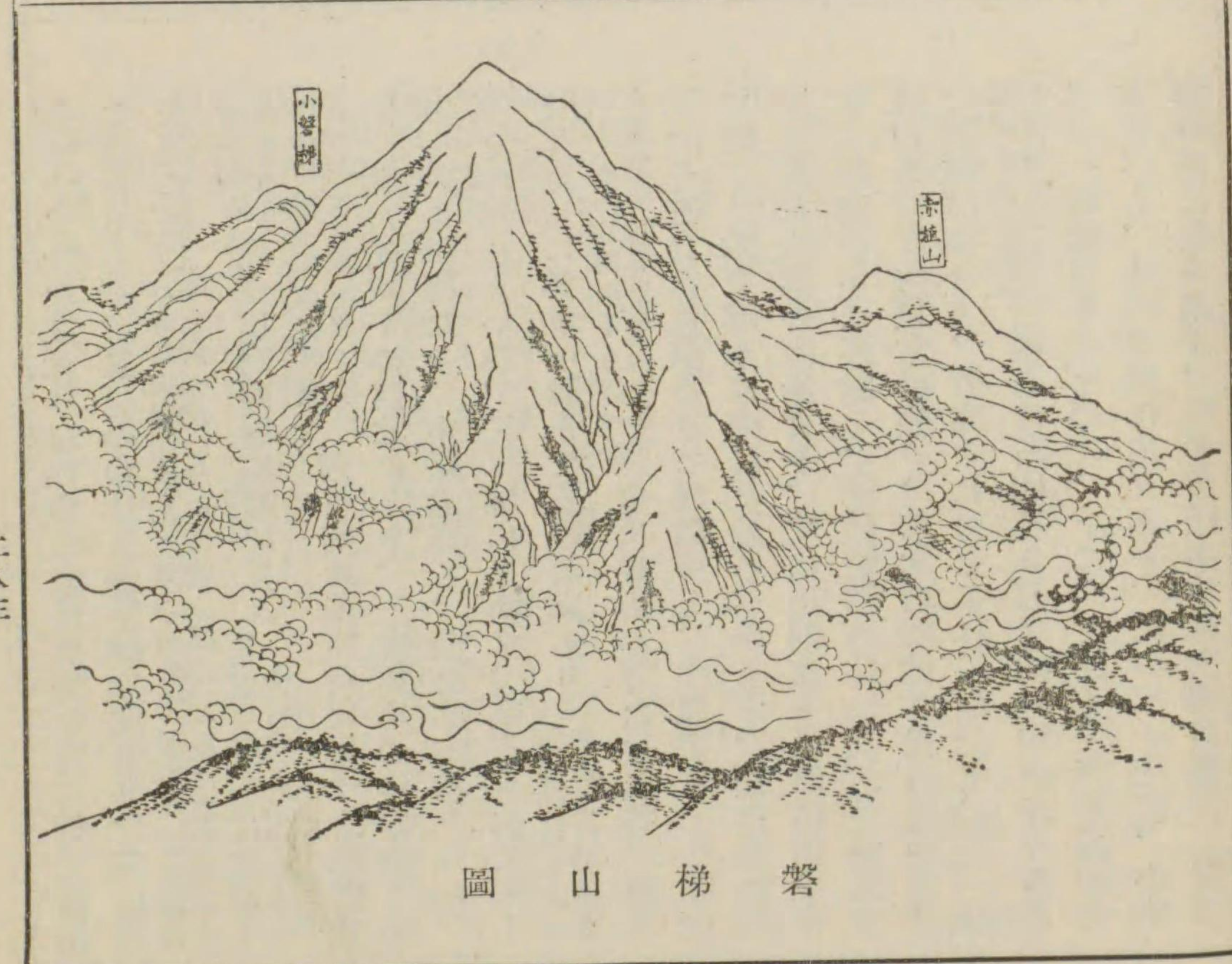
- 組名 組十二 川東組 村三十三 川西組 村三十八
- 鹽川組 村三十四 小沼組 村十八 熊倉組 村十七
- 小田付組 村十六 小荒井組 村十八 五目組 村二十六
- 慶徳組 村十八 木曾組 村二十三 大谷組 村十七
- 吉田組 村二十八
- 村名 村二百八十一 小田村 郷名を失ふ月輪 ○川東組 郷名を失ふ月輪
- 白木城村 荻窪村 堀切村 下館村 内野村 明戸村
- 白津村 東館村 曲淵村 新屋敷村 荒野村 都澤村
- 夷田新田村 金曲村 關脇村 壺下村 楊枝村 山瀧
- 新町 郷名を失ふ更級 町島田村 町堤崎村 北窪村
- 見禰村 灘谷村 長坂新田村 酸川野村 木地小屋村
- 松橋村 小平瀨村 中目村 土町 大原新田村 戸口
- 村 ○川西組 金澤澤新田村 蟹澤村 三本木新田村
- 布藤村 一澤村 本寺村 大寺 源橋村 磨上新田村
- 行津村 櫻川村 西窪村 三城瀨村 新在家村 南真
- 行村 東眞行村 西眞行村 大在家村 島田村 堤崎
- 村 釜井村 烏帽子小屋村 蜂屋敷村 百目貫村
- 地村 下堂觀村 北高野村 廻谷地村 相名目村
- 江村 牛沼新田村 西館村 東谷地村 今和泉村
- 町 土田新田村 湯達澤新田村 五十間新田村 諸組

に隸せず 入倉村 郷名を失 ○鹽川組 上西連村 下西連村 六合村 赤枝村 馬場新田村 金川村 三橋村 深澤村 田中村 竹屋村 松崎新田村 上原新田村 上窪村 下窪村 別符村 新井田村 下利根川村 下小出村 南屋敷村 中屋敷村 小沼村 ○小沼組 常世村 金森村 上利根川村 中目村 宮目村 金澤村 雄國新田村 辻村 吉澤村 館村 高柳村 關屋村 樟村 上川前村 下川前村 大鹽村 漆村 熊倉村 ○熊倉組 中里村 三城目村 布流村 堂畑村 上勝村 下勝村 西中明村 東中明村 京出村 平林村 下吉村 高木村 小田付村 ○小田付組 稻村 上田村 大澤村 入田付村 中田付村 關柴村 下柴村 新井田谷地村 下臺村 稻田村 檜原村 諸組に隸せず 鹽川村 郷名を失 新宮 ○鹽川組 上遠田村 下遠田村 源太屋敷村 ○熊倉組 太田村 上高額村 下高額村 一塚村 ○小田付組 第六天村 ○小荒井組 沖村 清治袋村 塚原村 太郎丸村 高吉村 井村 澁井村 柴城村 荒分村 長尾村 貝沼村 綾金村 ○慶徳組 宮在家村 松野村 慶徳村 堀出新田村 能力村 萬力村 鏡召村 赤星村 大澤村 大

木村 田原村 新宮村 山崎村 眞木村 木曾村 小布 澤村 赤岩村 中山村 大蘆村 利田村 荻野村 吹屋村 西海枝村 黄檗村 井谷村 野尻郷に屬す新重窪村 橋屋村 戸中村 漆窪村 高目村 橋立村 ○吉田組 柴崎村 瀧坂村 滑澤村 樟山村 原村 新村 平明村 大船澤村 奥川郷に屬す新 小綱木村 眞簡澤村 中町村 新町村 道目村 下町村 吉田新田村 向原村 井岡村 杉山村 鹽村 出戸村 中澤村 山浦村 小山村 梨平村 宮野村 小屋村 極入村 小荒井村 百木郷に屬す加 ○小荒井組 村松新田村 北原新田村 大荒井新田村 高島村 下三宮村 五目村 ○五目組 根岸村 下谷地村 上三宮村 鷺田村 赤崎村 赤崎新田村 吉志田村 日中村 黒川村 野邊澤村 金屋村 針生村 上野村 百木田中村 中河原村 山岩尾村 岩尾村 半在家村 五分一村 護屋村 見頃村 ○慶徳組 岩澤村 細屋村 賢谷村 ○木曾



吾妻山圖



磐梯山圖

組 藤澤村 背戸尻村
板澤村 沼平村 一戸村
上岩崎村 郷名を失ふ岩崎
○小田付組 下岩崎村
天井澤村 宮前村 中村
○五目組 宇津野村 栗
生澤村 熱鹽村 水澤村
○山川 ○吾妻山 川東組
酸川野村の北にあり、奥
羽の境にて耶麻信夫置賜
三郡に跨る、支峯連出數
十里の外に互り満山の景
象を知者稀なり、東を東
吾妻といひ、中を中吾妻
といひ、西を西吾妻と云
遠く望めば三山相並び、
いづれを高しとは知され
ども中吾妻尤廣大なりと
云、三山の前後に透れる
諸峯みな吾妻を總號とす
雙ひ少き深山なれば路も



(一 其) 圖 山 豐 飯

通せず、ただ茂林豊草の中に猿聲鹿鳴を聞く極て幽邃
の境なりとぞ、又谷の中に九輪草福壽草あり、東は信
夫郡に接し 耶麻信夫置賜三郡に界ふ山を家形山と云其南の
皆本郡と 北は出羽國置賜郡に界ふ、西の峯を米澤嶺にて
山を烏帽子形の吾妻嶽と 大日嶽と云、其東の
云、其に其峯を界とす 西吾妻は檜原村に屬す ○磐梯
山 猪苗代城下の西北にあり、三峯並峙つ積翠空に挿
み一郡の偉觀なり、中峯尤高し、西を小磐梯といひ、
東を赤埴山といひ、又見禰山と稱す、高三百六丈周十
五里絶頂に磐梯明神とて石の叢祠あり 磐梯神社も古は
りと云其社跡なるも知べか 此山上に鎮座あ
らず本寺村惠日寺司なり 常に登山の者なけれ共、毎年
六月十五日には祭ありて參詣多し、半腹より上は路極
て峻しく木を攀るに非れば登るべからず、頂に至れば
東は相馬岩城の海邊より、北は出羽國月山湯殿山まで
遠く煙靄の中に浮動し、眺望數郡の外に及ぶ、かゝる
高山なれば山嵐常に烈く、草木地に蟠り五六月の頃ま
で残雪消盡きず、竹樹これををされて根屈す、俗此を磐
雪深き山に産す 山上に石楠花多し、又一種の百合あり
ひとへのあかき花をつけ、上に向て開く、莖葉短縮愛
玩すべし、東の半腹に沼九あり、周各三十間計、小磐
梯の西に温泉湧出、味甘酸頭痛積聚眼疾諸蟲によしと

云、硫礬石を産す側に湯
泉神社あり、何れの頃に
か鹽川組落
合村鈴木金四郎と云者草創
すと云府下北小路町大久保
播磨假に 四郡第一の名山
是を司る 古より會津山と
なれば、古より會津山と
稱し、古人の詠あり

後撰集

藤原滋幹女

友則のむすめのみちの
國へまかりけるにつか
はしける

君をのみしのふの里へゆ
くものを會津の山のはる
けきやなそ

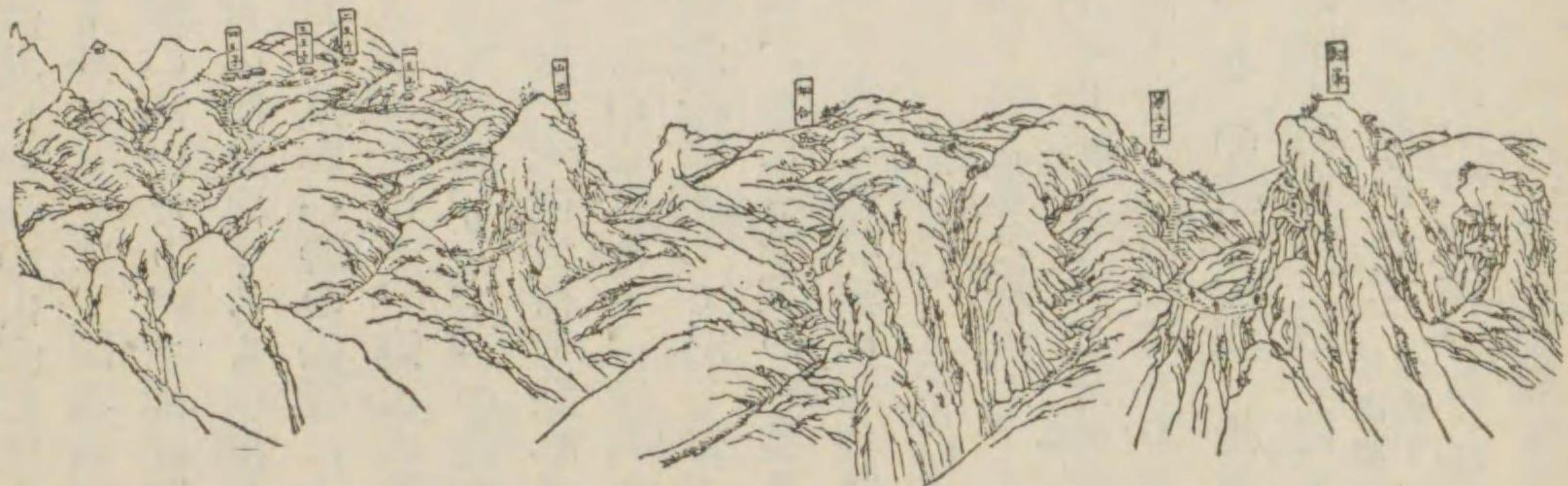
千五百番歌合

法橋顯照

ほくしかけ鹿に會津の山
なれはいるにかひあるさ
つら成けり

古今六帖

讀人不知



(二 其) 圖 山 豐 飯

杖折してゆかましものを會津山入よりまどふ道としり
せは

堀河百首

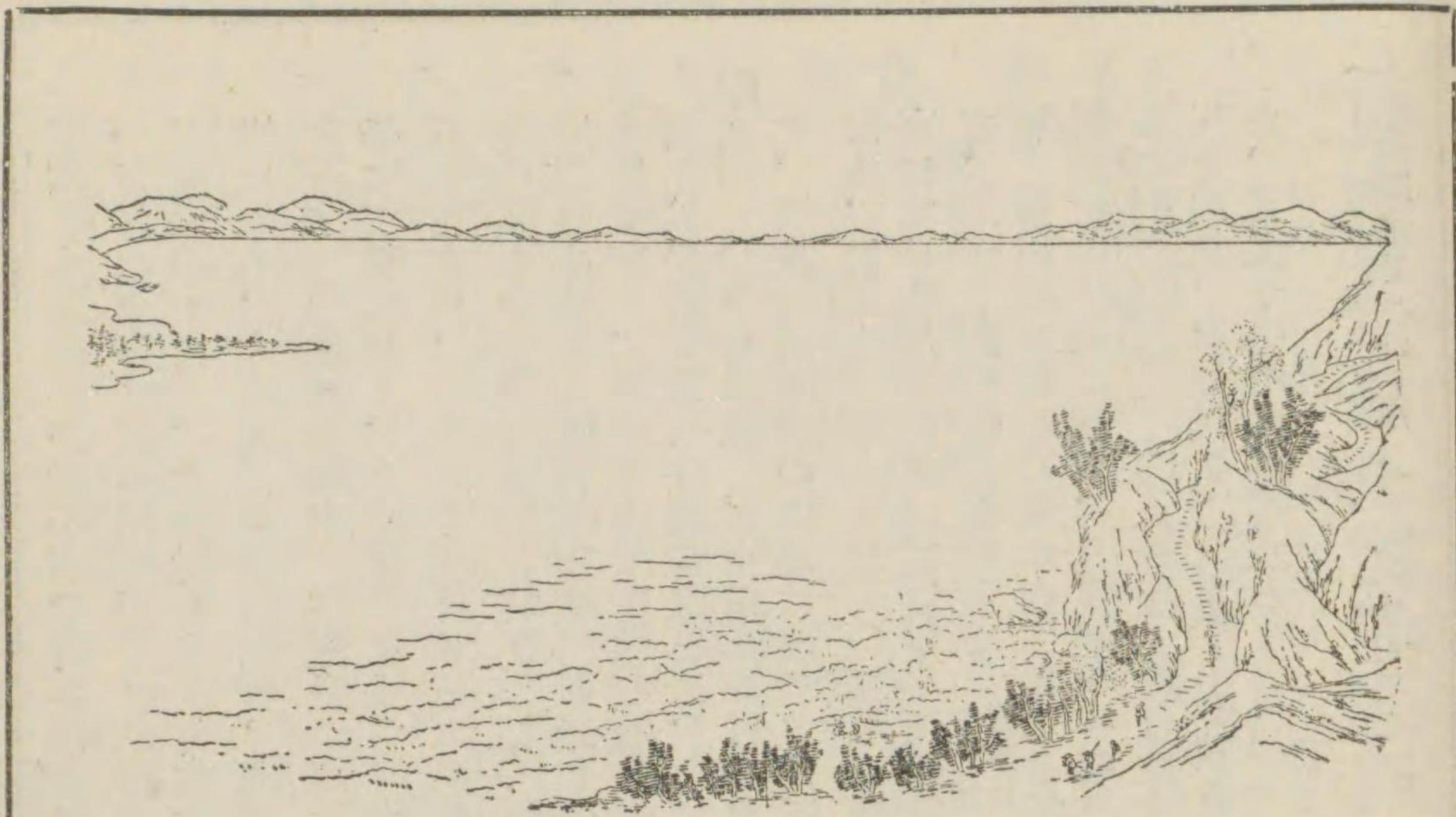
藤原仲實

會津山すそ野の原にともしすとほくしにひをそかけ明
しつる

○猫鷹嶽 磐梯山の西にあり、高九十丈周二里計昔猫
またありて人を食ひしとてこの名あり、北の方に猫石
とて其面壘の如くなる大石あり、其下草木を生ぜず塵
埃なく掃除せしが如し、猫またすめる故なりと云、四
方に山遶り村落をさること遠し ○高會禰山 小沼組
大鹽村の北にあり、高百二十丈計、東西は檜原村に屬
し西は小田付組入田付村に屬す、麓に數山遶れども其
上に秀出して山勢雄偉なり ○栗森山 森と云、木曾組一
戸村の東北にあり、高百丈餘栗樹多きゆえ名けしと云
此山の半腹を越て板澤村にゆく小徑あり、高二百丈計
二峯相峙つ、衆山に秀れたれば名く、此山は奥越の界
にて西は蒲原郡鹿瀬組實川村に屬し、東は極入村に屬
す、紫其を多く産す ○飯豊山 一戸村の西北にあり
高四百五十丈、衆山これに環拱し、陸奥・出羽・越後三
國に跨り、北は米澤嶺に隣り、西は蒲原郡に屬す、上
に五社權現の祠あり、年々八月に至れば多く參詣あり

一戸村の條下を照見るべし。西に越後佐渡北に出羽の山海を望み、天氣晴朗なれば駿河の富士も遙に見えて、眼界甚だ廣し封内山多けれども誠に無雙の高山なり、されば四時雪有て、寒氣甚しく、七八月の間登山するもの櫻花を見杜鵑を聞き黄葉を踏み四時の風物一時の佳觀に入る、里俗四季の山と稱するもさることや、満山大抵他木なく五葉松のみ奇石怪巖の下に蟠り萬古の色を改めず、西端の絶頂を大日嶽と云、大己貴命を祭れる石窟あり、巉巖にして躋攀するものまれなり、又六七月の間府城の西北に屹立し、積雪皚皚として怒るがごとく人の肌骨をして寒からしむ、中にも朝暮の眺望殊に勝れ、日暉映發し極て明媚なり、多くは朝雲に隠れ其眞面目を見る事まれなり、此山に「みやませうびん」と稱する鳥あり、頭背腹脇共に赤く嘴と足と最赤し、大さ鳩のごとく、其聲大豆を轉するに似たりとて里俗救轉とも名く、此鳥鳴ときは必雨ふるとて雨乞鳥とも云、又黄連を産す、熊鈴羊の類多し。○猪苗代湖 猪苗代の南にあり、周十七里計、耶麻安積會津三郡を浸す、半を限り本郡に屬す、中に島あり翁島と云、川西組戸口村の條下に出す相傳て大同元年暴に漲れりと云、澄波鏡の如く遠嶂空に聳ひ朝夕の變態一ならず、實に一方の勝槩なり、中

にも東北の湖濱は眺望殊に勝れ、安積郡布引山數里の外に綿延し景狀極て秀麗なり、白鳥雁鴨の類來り浴す鮒魚フナ「あめます」を産す、又「まるた」と云魚あり、春夏の際これを漁して多く鬻ぎ出す、鮒魚尤美なり、近江の湖水の産に譲らずとぞ、大網を引これをとる、又春水の時簾立とて竹を編み周五尺餘の輪とし、夜夜舟を泛べ松を燃し、鮒魚を捕ふこれを「うかり」鮒と云、○酸川 檜原村高森山より出て大川と云、村の東南にて長井川これに注ぎ、南に流れて吾妻川これに注ぎ、檜原川となり小野川中津川これに會し、川東組に入り澁谷村の東北にて酸川に合し、酸川と云、又長瀬川とも云金曲村小平瀨村の間を経て湖水に入る、沼尻熱湯の下流を受けて味酸く、硫黄の氣あり、故に此水の灌く所米穀の味あしし、又上流には鱒・岩魚・鰍・杜父魚マコソビ「まるた」の類多けれども酸川合してより魚類少し、大抵西北より東西に流る、廣三十間計。○日橋川 其源は猪苗代湖より出、廣四十間餘、川西組大寺村より鹽川組に入、鹽川村の西にて大鹽川これに合し、下遠田村より小荒井組に入、貝沼村の南にて鶴沼川に合す、廣百間計となり慶徳組に入り大木村の南にて榑川キヌカ來り注ぎ、山崎村の東にて濁川北より來り注ぎ、村西にて鶴沼川南より來



猪苗代湖圖

り注ぐ、新宮村より木曾組に入り、船岡村の西にて一戸川これに合し館原村の南にて只見川に合し、水流益さかんにして大谷組に入り、西海枝村の端村一竿の邊にては兩岸より岩石相つかね、廣僅二十間計、戸中村より吉田組に入り杉山村の東にて奥川來り注ぎ、西流して越後國蒲原郡鹿瀬組に入る、此川に五の小名あり戸口村の邊を戸口川と云、大寺村の邊に至り日橋川と云、赤枝村より下を堂島川と云、鶴沼川に合して大川となり、只見川に合してより揚川と云、凡てこれを日橋川と云、耶麻河沼二郡の間を流れ、曲折數廻なれども大抵東より西に流る、封内の諸流皆これに會す、封内第一の大河にて、所謂會津川なり、會津川をよめる歌古今六帖に

貫之

心にもあらでわたりし會津川憂名を水にうつしつるかな

○大鹽川 檜原村高會禰山より出づ、小鹽川と云、西南に流れて小沼組に入り、大鹽村を経て大鹽川となる、館村より熊倉組に入る、熊倉村より又小沼組に入る、上利根川村より鹽川組に入り、鹽川村の北にて姥堂川に會し、村中をすぎ日橋川に入る、大抵丑寅より未申に流れ、廣三十間計、鮒・鰍・杜父魚マコソビの類を生す。○一

戸川 木曾組一戸村の西北飯豊山劍峯より出、木曾組一戸村の西南にて早稲谷川これに注ぎ、藤澤村に至て五枚澤川に合し、木曾村の東にて宮古川をすぎ、日橋川に入る、大抵北より南に流る、廣二十間餘、岩魚・鰍を産す。○雄國谷地沼 猫魔嶽の西北にあり、山間廣平にて雑木なく、多く藁葎を生ず、中に沼あり、廣十町四方計、其水深く冬夏潤ることなし、猫魔・桂澤・井戸窪・丸山等の諸峯これをめぐり、幽陰の地なり、萬治二年小沼組大鹽村平左衛門と云もの金杭の如く山の中腹を穿ち、此水を引て田地の養水とし雄國新田村を開く、黄連を産す、谷地黄連と云、

○水利 ○今和泉堰 川東組澁谷村の北にて檜原川を引き、川東川西兩組の田地に灌ぎ、凡三百町餘の養水となる、又上山下堰とも云。○狐堰 鹽川組赤枝村の西南にて日橋川を引き、鹽川組小沼組數箇村の田地に灌ぎ、凡百十四町餘の養水となる、鹽川組金川村の堰 鹽川組赤枝村の未申の方にて日橋川を引き、鹽川組諸村の田地に灌ぎ、凡百四十一町三段餘の養水となる、鹽川組三橋村の條下に詳なり。○八方堰 五目組中村の北にて大鹽川を引き、五目組小田付組小荒井組諸村の田地に灌ぎ、凡九十一町餘の養水となる、

新編會津風土記卷之四十八終

峯の西より本町の東南まで市塵を開きしが、番城となれども諸士同心等の宅地及商家民屋猶多ければ、遠近の諸村より日日来集して東北鄙の一大邑なり、東西七町四十間餘は土町の末に至る、南北七町餘は本町の末より西北に弦峯ありて城郭これに據り、北は磐梯山の麓に連り、東南は田圃なり、本町を川西組とし新町中町土町を川東組とす、

猪苗代 猪苗代城 附城下

○猪苗代城 此城は若松の枝城にて弦峯の續きにあり、龜城と云、府城の東北に當り行程五里、本丸は山をかたとり、二の丸と三の丸とは平地にて土居を築き隍を廻らし、搦手は帶郭の後山の腰を掘切り空隍と水隍と二重に要害を構ふ、元和の末までは半坂の西北より新町本町の東南まで外郭ありて隍をめぐらし土居ありて五門を開きしが、加藤氏の時毀ちしや今はなし、城の東北は市店にて西南は田圃なり、この城は佐原大炊助經連が居所なりしにや、經連は遠江守盛連の長男にて光盛の異母兄なり其子孫代代此所に住し、耶麻郡半郡を領し猪苗代の主なりしと見ゆ、經連三子ありて共に從ひ來り此邊に住せしと云氏族も多かりしにや猪苗代の諸村に三浦某の古館と云傳多し、經連の事東鑑寛元元年同五年に見ゆ、永徳の頃三浦時盛と云者あり、其父某の菩提に隣松院と云寺開け

新編會津風土記卷之四十九

陸奥國耶麻郡之二

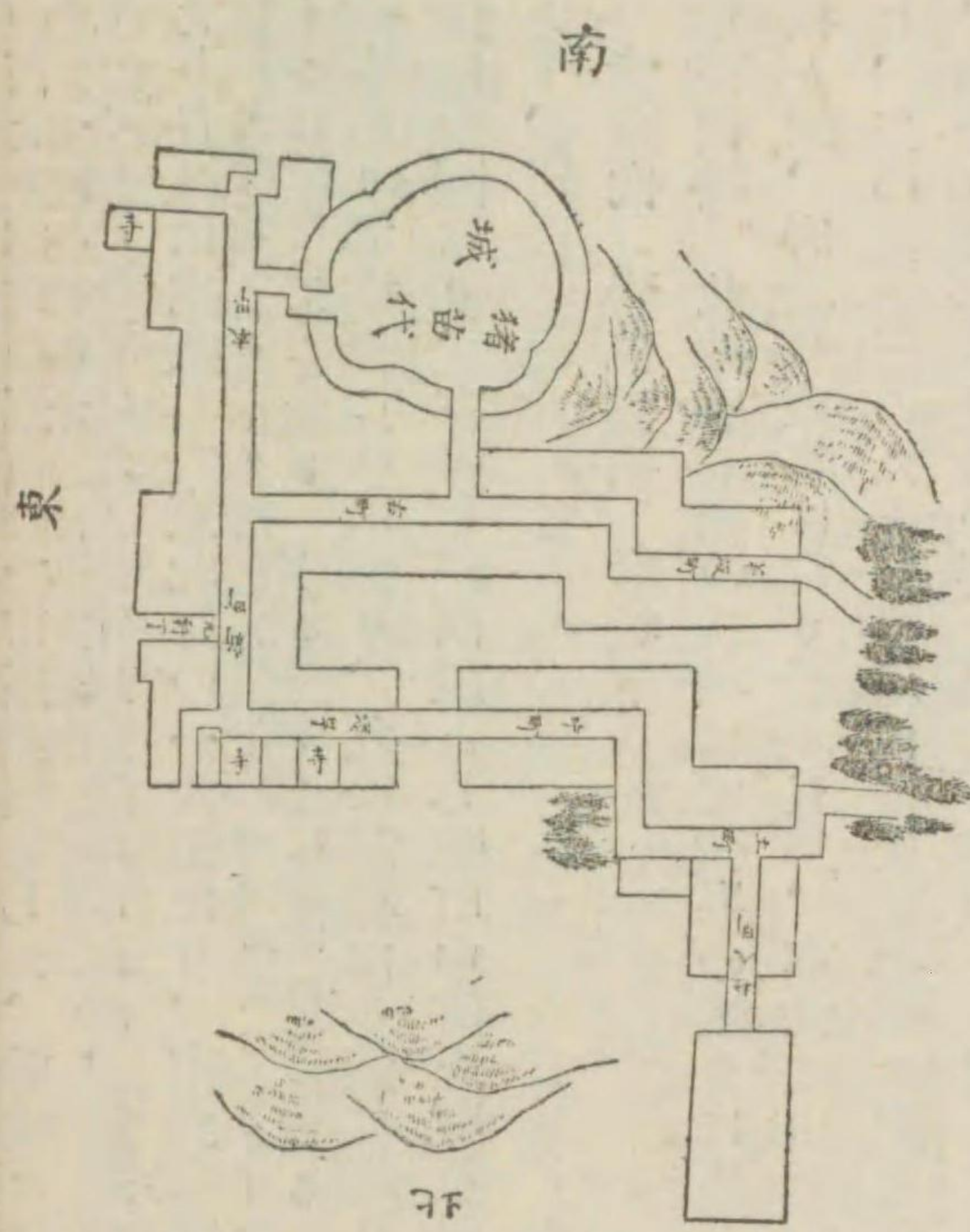
猪苗代

猪苗代 古文書或は稻苗代に作る寛文の頃まで今の川東川西兩組の地を河沼郡と稱せしが延喜式に磐梯神社を本郡に出せる故肥後守正之其訛を正し本郡に隸せりは本郡の東にある大邑の名なり、數十の村落城下の四方に並び湖山の間を開ける一區の境地にて寒早く暑遅く風氣稍剛勁にして土風自ら異なる、相傳ふ何の頃にか磐梯明神の靈驗に因り野猪來て此所を走り行て苗代田とす、因て穀實を播種せしゆえ此名ありと、河沼郡牛澤組塔寺村八幡宮所藏の長帳に始て寶徳三年に「いなはしろとの」とあれば、此所合戦の事を記せしと見ゆれば、其前既に佐原氏の子孫地名に因て斯く稱べしと見えたり、元和の末より寛文の初までは今の川東川西兩組の地を猪苗代内或は猪苗代領と稱へ、諸侯の領地の如くなりしは數百年この城下に隸せし故此稱ありしにや、今に猶兩組の諸村に猪苗代の名を冠らしめ、莊名の如く稱すれども、其實は城下の總稱なり、昔城主在任の頃は弦

りと云今下館村あり、又長帳に永正八年猪苗代より黒川を襲ふよしあれば其頃までは黒川の葺名と抗せしと見ゆ、何の頃より降て葺名の臣の如く成しにか詳ならず、【舊事雜考】記に、四月十二日伊達尙宗植宗父子合戦敗れて猪苗代に入るとあり、又文龜年中葺名氏の爲に猪苗代氏父子討れしと見ゆ、猪苗代氏父子と云もの其名を知らず、凡て猪苗代氏歴代の事詳ならず、長帳に「いなはしろとの」と記せる處多けれども誰人なるや考ふべき便なし、磐梯社の燈籠の銘に平盛 其裔彈正盛國に爲と彫附しは盛國が父祖なるも知べからず、其裔彈正盛國に至り、天正十三年五十歳にて嫡子盛胤に家督を譲り、本城の西弦峯に住居を構へ隠居せしが、幾程なくて又新地今に半坂町の北菜園に遷りき、盛胤後妻の讒を信じ、盛胤を惡み、再び元の身に復らんとたくみしに因り父子の中久く和せず、是よりさき伊達政宗檜原に逗留せしとき、會津を攻んと謀り盛國を語らひしかど、盛胤同心せずして事やみぬ、同十六年盛胤黒川に伺候せし隙を伺ひ盛國手の者どもを引具し本城へ理不盡に入れるに、有合たるもの周章騒ぐ處を手の下に薙捨て心安く再び住すかゝりければ、盛胤進退途に迷ひ、まづ安積郡横澤領に屬す、云所に住居せしが、既に合戦に及び父子の争を引出し騒亂大方ならず、斯て此事隠なく黒川に聞えければ義廣腹立して詮なき争を仕出し、上を蔑にしたる振舞なりとて暫く盛國を折檻して籠居させしが後勘當を免されても、

萬つ年來の會釋とは事替りければ遺恨をいなき隠謀益深く遂に伊達勢を引入て同十七年磨上の一戦に葦名累代の宗社を覆へし、其身伊達家に屬せり子孫今猶仙臺にありとぞさて盛胤は會津に止りて今の川東組内野村にて終れり、同十八年豊臣家黒川に入り蒲生氏郷を會津に封ぜられしとき氏郷其臣町野左近を城代とす、二萬八千石上杉氏の時今井源左衛門をおく石、八千石蒲生秀行の時關十兵衛を城代とす、八千石慶長十四年、十兵衛故ありて此を去りし後、岡越後石、一萬石岡

猪苗代城下之圖



左衛門佐八千石と云もの次て其職に居る、加藤氏の時堀部主膳一萬石城代たり、寛永二十年肥後守正之封に就てより今に至るまで、城代をおきて守らしむると舊の如し、
 ○本丸 城の中央にて一段高き所の腰を掘切て本丸とす、周百三十間餘、代代の城主の屋形この内にあり、又二之郭あり ○門二 共に平門作なり、一は南にあり、南向黒門と稱ふ、直に南の曲輪にす通、一は東にあり、東向坂道を下り帶曲輪のかたに通ず、
 ○二之郭 ○本丸の南にありて一段卑き所なり ○門三 一は東にあり多門にて坂道を下り東の方帶郭に通ず、番所北向一は西にあり、小門にて坂道を下り帶郭に通ず、一は東南の隅にあり井戸門といふその下に井あり、
 ○腰掛 多門の南にあり ○兵器庫 南の方にあり、
 ○帶郭 本丸の南の方より西北にめぐり、東の方二之郭に登る坂道まで押廻せり、周三百五十九間 ○番所四 一は南にあり一は西にあり、一は西北の隅にあり一は北にあり ○鹽硝穴藏 二之郭の下にあり、又東南の隅にも藏ありて鹽硝ををさむる所とす ○角場 北の方にあり ○門 坂道をくだりて南に出れば兩頬に石垣ありて周三十間の升形ありこの外に冠木門あり東向是を追手とす門の内に井あり ○洞丸 東の坂道の南

にあり梯形の郭なり周六十間餘、

○二之丸 ○本丸の東にあり周三百四十間餘水陸めぐれり土屋敷あり ○城代屋敷 西北の隅にありて門は南に向ふ ○學館 城代屋敷の内にあり、諸生受業の次第、大抵國學日新館一塾の作法にならひ塾師をおきて是を司らしむ、毎歲春秋に司業一人を遣し業を試み勤怠を監せしむ、習書寮も同所にてその作法右にならべり ○武學寮 また城代屋敷の中にあり、日新館の武學寮にならぶ事前に同じ ○稻荷神社境内四方城代屋敷の中西北の隅に在、城代屋敷の東に門を開てこの社に路を通ず、佐原經連この地に居りしとき鎮護神に祭りしといへり、鳥居拜殿あり、成就院是を司る ○門二 一は東にあり、東向三之丸に通ず、多門なり中門と云番所西北に向ふ、側に井あり一は北にあり門東にむかひ、道は北にさして三之丸に通ず、多門なり、番所東向側に井あり ○作事場 東南の隅にあり ○馬場 東の土居際あり ○腰掛 中門の南にあり、
 ○三之丸 東のかた二之丸の前より本丸の北に折廻せり周五百四十間餘水陸をめぐらせり、内に土屋敷あり
 ○的場 南の土居際にあり ○門二 一は東にあり、東に向て郭外に通ず、平門作なり、是を追手口とす、

番所東向一は北にあり、北に向て郭外に通ず、また平門作なり、これを裏門と云番所北向 ○鐘撞堂 裏門の外にあり、時守を置て晝夜の時報せしむ ○米倉 二屋 東北の隅にあり、川東川西兩組より米を納むる所なり、
 ○城下 本町 追手より南に折れ、東に出て南北に通ずる町なり、西は堀際より北は新町に續く、幅五間餘長二町五十間、家數四十六軒、中に渠あり、新町より南に流るこの町の東南は田圃にて、南の端は若松にゆく裏街道なり、町中に官より令せらる、掾條目の制札あり、二本松と福島との通りあり、驛役は本町と新町にて十五日代りにつとむ、大寺村驛より三里五十間ここに續く、此より二本に通るものは一里三十一町四十二間、關脇村驛に續き、一里二十町三十間都澤村驛に續き二里一町十間壺下村驛に續く、又福島に通るは一里二十六町五十二間、酸川野村驛に續く東六町三十二間今和泉村に界ふ、南二町三十四間谷地村の界に至る其村まで四町五十間毎月三八の日はこの城下の市日にて諸村集れり町の東に裏町とて家數四軒あり ○名小屋町 本町の南の方より、東に別れて東西に通ずる町なり、長一町五間幅四間二本松街道にて家數六軒本町に

屬す○新町 本町の北に續く、長三町十一間、幅六間餘、家數五十九軒中に渠あり、北より南に流れ本町に至る本町について開けし市店なれば新町といふとぞ、この町の東北は田圃なり、北端に見禰村に行く小路あり、東五町今和泉村の界に至る、其村まで六町二十間、北四町見禰村の界に至る、其村まで八町此町も二本松と福島街道なり、「幕役のこと本町」の條下に詳にす、町の東に小路あり、裏町と云家數四軒、この町の市日本町に同じ ○古町 新町の西類より半坂同心町に通る、東西の通なり、長一町三十五間幅二間餘、家數十軒新町に屬す ○九軒 町新町の東類より東に通ずる福島街道なり、家數十軒幅二間餘長一町十間餘、新町に屬すること前に同じ、○堤町 新町の北端より西に折たる通なり、家數八軒幅二間餘長二町二十間その末中町に續く、新町に屬すること前に同じ往昔堤のありし所と云 ○中町 堤町に續き半坂同心町にならび東より西に通じ、又北に折て土町に合す、家數十三軒幅四間長二町三十間、この町は見禰山の社を營せしとき見禰村の農民土町と新町の間に居る故名けり、されば今も見禰村の小名なり、城下の中にある故ここにしるす、町の東に一里塚あり、○土町 中町の北に續き西に通る町なり、長二町五十

九間幅五間、その末より南に折れ、又西に向て行は即若松に行道なり、中程より北に指て社人町に至る、家數二十四軒、この町は見禰山の社を營せし後開く所に、土津神社の境内なり、神樂歌曲鼓吹等の節を奏し或は駕輿丁等の神役に供するがために年貢賦役をゆるす、田圃も處處に散在す、中に渠あり ○社人町 この町も土津神社の境内にて社司以下神宮等の屋敷地なり、土町より北に折れ感時門の方に行く、南北二町四十間、家數十軒、幅五間 ○半坂同心町 北門を出て古町の末に續ける組町なり、東西三町三十七間、幅三間、家數三十二軒、皆城代に屬する足輕屋敷なり、この町の中程にてすこし北に折れ西の端は田圃に通じ、若松に行く道と合す、又北にわかれて中町に至る二條の小路あり、北は中町に並ぶ、

以上

今度七ヶ村と猪苗代と野山出入に付而七ヶ村の度々目安被上候猪苗代へ近答之目安申付双方目安并口上

申分數度入念遂糺明候、所詮山之儀は猪苗代山に相究たると聞届候、雖然先年野手山手は出七ヶ村之もの入來所は無紛候へ共、他郷右之野山へ入候七ヶ村のなたかまを取せき候事不謂と存候、則其趣申上候へば、猪苗代といづれの郷を入候共、七ヶ村さへ如前々入候に付ては、自余は取せき道具はおさへ候事堅不可有之旨最前取候道具とも可相返旨申付候、在々面々領々草薙場に如前々たるべし、ゆたつ澤本林へは七ヶ村之もの入間敷候野手山手を出候所は可爲入念候、如此被仰出判状を遣候上、自然判状を指返異儀を於申者可被加御成敗旨候間可爲任其意者也、慶長十六月廿七日 小倉右兵衛壹花押 河北讚岐益花押 沼田和泉花押 (四字虫喰) 花押 (二字虫喰) 檢斷 肝煎 百姓中

新編會津風土記卷之四十九 陸奥國耶麻郡之二

集り睡りし所とぞ、

○水利 ○堤 本町より戌亥の方四町にあり、周二百六十間、本町新町田地の養水とす、

○郡署 ○代官所 本町の裏町にあり、役人をおき川東川西兩組を支配せしむ、川西組戸口村郡役所に屬す、

○神社 ○磐梯神社 境内東西十八間南北三十六間免除地 堤町の北五町四十間、見禰村の境内にあり、此神は 磐梯或は石持 延喜式に出る所の耶麻郡磐梯神社是なり、鎮座の初を詳にせざれども、「文德實錄」齊衡三年正月己酉、陸奥國石持神加三從四位下とあれば古代の勸請なること分明なり、古は神殿門廡宏麗にして廻廊・鐘樓及數座の末社相連り、百貫文の神税あり、因て數員の神官社僧其祭を奉し祭儀尤嚴重なりしとぞ、其後何の頃よりか零落して社頭荒蕪せしを、葦名平四郎時盛修補を加へ、尊崇他に異なりしかば、世世の地頭領主相續てこれを崇ひ、寄附せし所の神寶數箇今に遺れり、天正己丑兵亂の後當社も漸く衰へ、蒲生秀行の時に至り残らず社領を沒收せられ神官等散せしが、萬治二年肥後守正之當社に參詣して歿後末社たらんことを告て神事を行ふ、因て當社の末社として土津大明神といふは正之の靈なり、筑前守正經社領十五石を寄附す、四月十四日より十五

日まで神輿渡御の式あり、八月二十五日より九月三日まで祭禮あり、又流騎馬の式あり、別に末社一座あり
 △鳥居 兩柱の間九尺餘 △大鹿櫻 本社に行く道の左にあり、高一丈六尺餘、枝葉二丈計を庇ひ極て老樹なり、開花の時濃香馥郁侘樹に異なり、花色鹿の毛彩に似たり故にこの名あり △制札 道の右にあり △御手洗川 即土田堰なり、この社の御手洗となるによりかく稱ふ △社橋 長二間半幅二間左右に勾欄あり、御手洗川に架す △本社 三間に二間南向、南に階あり瑞籬本社の東西北に繚れり、周二二間半、神體天羽車に安ず、祭神は大山祇神埴山姫神なり、又銅造の神像二軀を安ず、一は男體冠袍束帶長一尺六寸、應神天皇と銘し、一は女體垂髮衣袴長一尺五寸、神功皇后と銘し、各木床子あり、銘に永仁三年奉主藤原氏女とあり △幣殿 三間に二間半、入口に磐持大明神と云額あり、極て古物なり、誰人の書にかしれず △拜殿 七間半に二間、額は正一位磐持大明神と題せり、正三位卜部兼雄の書なり △神厨 本社東にあり三間半に二間、【末社】△稻荷神社 本社西にあり、鳥居あり、
 【寶物】 △木鉢 二本共に長八尺、昔四本あり、その二

は折てなし、社家相傳ふ、永仁の頃猪苗代領主 姓名をより寄附せりと、極て古物なり
 △御正躰圓鏡 一面銅造なり、徑九寸七分その銘如左 敬白
 奉懸岩持大明神本地御正體一面
 右志趣者爲心中所願成就圓滿乃至法界平等利益所奉表如件
 永仁三年閏二月十八日藤原氏女敬白
 △王鼻假面 二枚古物なり △翁假面 一枚 △神輿一基 △幣串 二本
 以上四品永仁より已來傳はる所と云
 △獅子頭 一面和銅の頃の物と云 △神劍 一振二尺七寸上古より傳はると云、もと二振あり昔神主その一を販て神の祟を得て其族滅ふといふ、今存するもの甚だ古物なり △狛犬 二軀 一軀に享徳三戊五月九日奉納と云銘あり △懸燈籠 二基 銅なり地鏝て銘文見え、載て【舊事雜考】にあれば左に出す、
 永正三年丙寅四月十五日
 檀那平朝臣盛爲 願主笠間但馬
 △御膳突重 一具 其銘如左
 永錄十丁卯年八月二十日

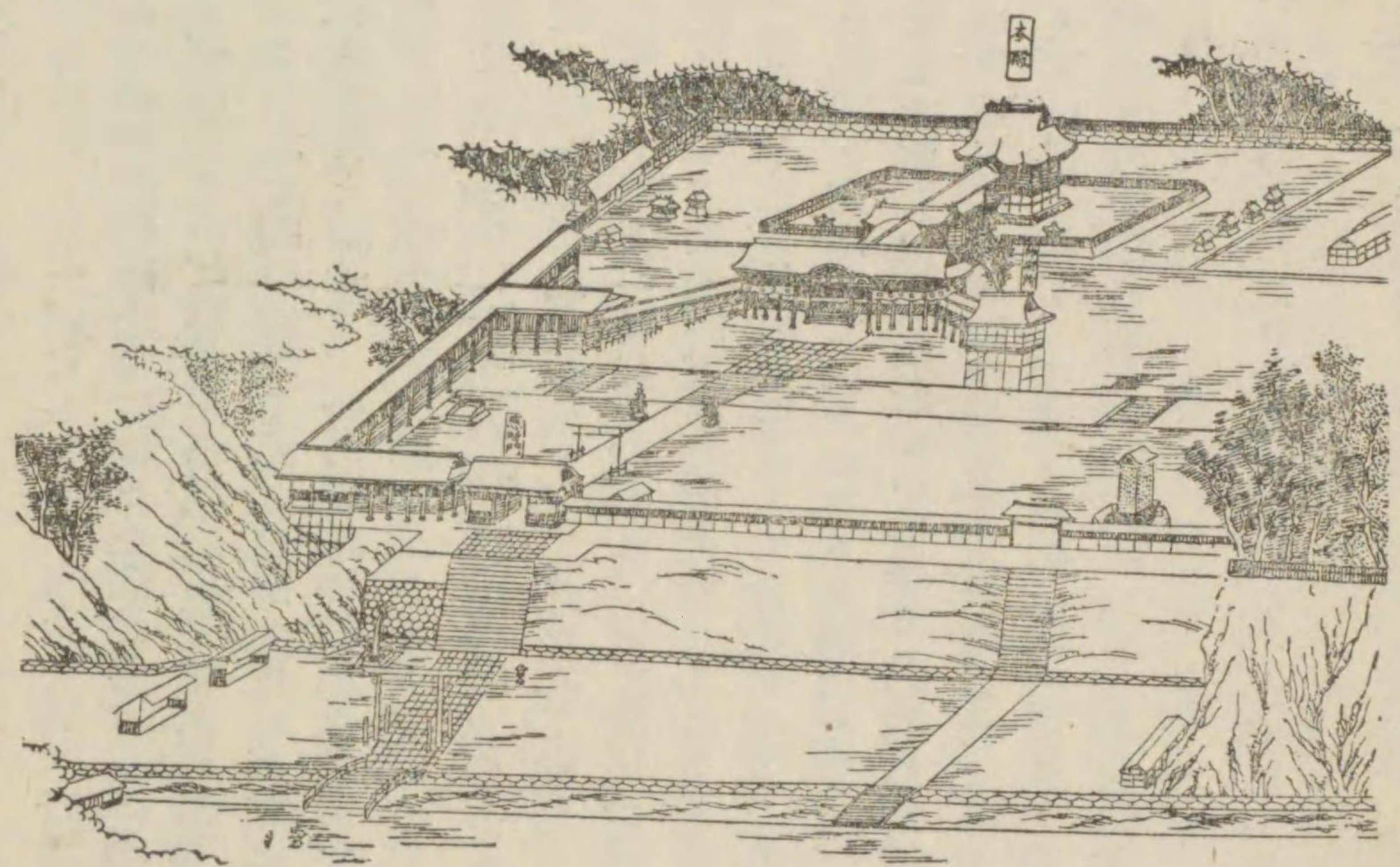
大檀那盛國 本願俊久

○神職長尾周防 其遠祖をしらず、寛永の頃永井彦右衛門景宗と云者若松四之町に住し正保元年當社の神職となる子なかりしかば越後上杉氏の臣長尾左馬允某が三男勘七と云者を養ひ神職を續しむ勘七後に本姓に復し長尾和泉景富と稱せり、今の周防平景忠は景富が四世の孫なり此外に神樂役三人神巫二人あり、
 ○土津神社 境内東西三百八十六間、南北五百三十間免除地 猪苗代城下の北にあり、此社は肥後守正之を祭れり、正之かねて神道を吉川惟足に學び卜部家の蘊奥を窮めり、因て致仕の後土津の靈號を受け、歿後神道の祭儀に従はんことを欲す寛文十二年壬子五月休暇を賜はりて會津に下り、八月二十二日壽藏を定んとて此地に來り見禰山に登り、湖山の勝景を眺望し、歿後此山中に葬り此山又磐持明神の社地なるにより神祠を營て其末社たらんことを命じ群臣と宴飲晷を移す、家老友松勘十郎氏興從て爰に至りしが湖水の節魚を獻し酒稍闌にして正之詠歌あり、
 萬代といはひ來にけり會津山高天の原にすみかもとめて
 此時吉川惟足も從來り、同く宴に連りければ

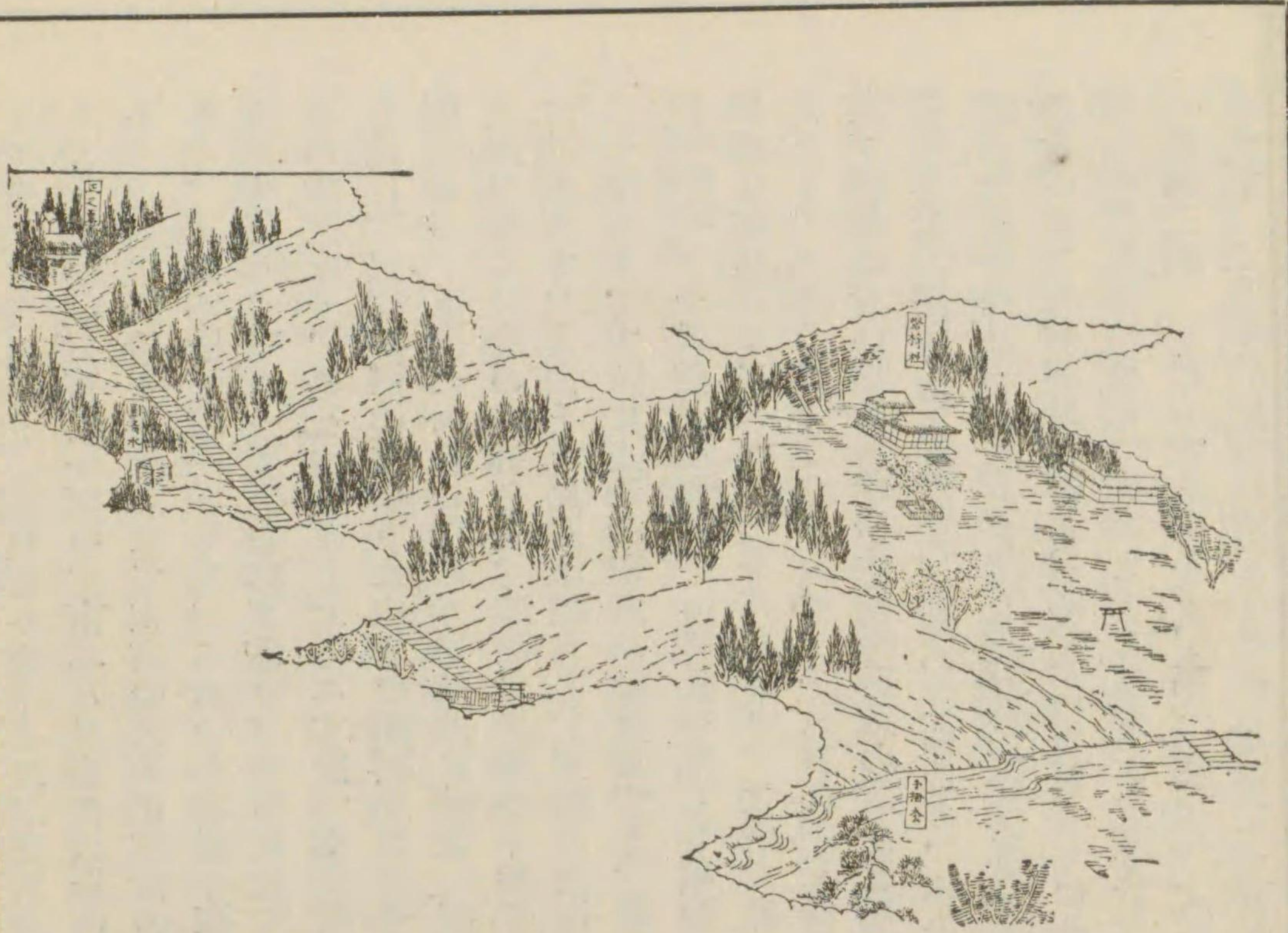
君爰にちとせの後の住所ふた葉の松や雲を凌ん

と詠し歡を盡せしとぞ、このあたり今に松樹多く凌霄の勢あれば詠する所よく協へりと云べし、其冬十月、正之江戸に上り十二月十八日に江戸箕田の邸に終れり、其年戸柩を會津に移し、翌年延寶改元三月二十七日此山に葬り、麓を闢て社を營めり、神官數員祭を奉し如在の敬懈らず其儀今に嚴重なり皆下に擧ぐ、封内諸村において新墾田千六百石餘の地を附し永く祭祀の料に充つ △腰掛 社人町の北の端西頰にあり、南北六丈三尺餘東西一丈二尺餘東向なり △番所 腰掛の北にあり、一間半に一間祭の時足輕を置いて往來を察す △郡橋二 共に土田堰に架す、長二丈五尺二寸廣一丈二尺六寸左右に勾欄あり、これを男橋と云一は女橋とて此橋より四間ばかり東に架す、長二丈五尺餘、廣六尺餘此堰の源は本郡檜原川より渠を鑿ち磐持神社の前を過ぎ此社の御手洗川となり、西流して土田新町の養水となる △鳥居 神橋を渡て本社に詣る石階の下にあり高一丈六尺八寸兩柱の間一丈三尺 △石燈籠一基 鳥居の東にあり、延享二年乙丑十月建願主土町者共と彫付あり △的場 鳥居より西にあり、廣八間東西二十

見 禰 山 圖



一間、西矢先にて東に六間に二間の射小屋あり △制札 鳥居の東にあり、見禰山の内にて殺生及竹木を伐り、枝を打下草を刈ることを府より禁する榜示なり、△神厩 制札の南にあり、祭の時神馬を繋ぐ厩なり、高一丈餘、五間に二間なり、神馬は常に土町の農家にて養ひ、祭の時此に供ふ △奔雷瀑 感時門の南石階の西にあり、社内より伏槽を以て水を通し、石垣の間より注ぎ下る、高一丈二尺、廣一丈九尺、其聲雷の如し、瀧坪は東西一丈、南北横一丈二尺五寸、池深二尺餘 △石階 感時門の外にあり、神橋を渡りて此石階に升り感時門に入る、高二丈四尺、廣一丈三尺三十二級なり、又此階の左右に石溝あり、又石階の東六間計に女橋より往來の坂あり、木を伏て階とし四十級あり △感時門 此社正南の門なり高二丈三尺二寸、東西二丈八尺三寸、南北一丈七尺六寸、厚茅葺にて南面には左右に白幣各一本を置、北面には左右に彫刻彩色の狛犬あり、中央に額ありて土津大明神と題す、從二位神祇大副卜部良延筆なり、西は廻廊にて東に透屏あり、間數下に見ゆ門の名は感時念親の語に取れり、此所に至れば遠山空に聳え、湖水西南を浸し小平瀉の白沙煙波の裏に浮動し、四時の景勝變態一ならず、怵惕悽愴の



念起り、追慕の感やむことなし △番所 感時門の東に設く二間に一間半晝夜番人をおく △鳥居 感時門の内にあり、高一丈五尺八寸、兩柱の間一丈二尺此を入れば石階あり △唐銅燈籠二基 鳥居の東西にあり東は「享保十四年己酉八月、建願主江戸住海保半兵衛」西は「享和元年辛酉八月、建願主京都住矢倉安盈、大坂住稻川經敬、同山中彰信、同矢倉安住、會津住林光治、同塚原孝徳」と云銘あり △石階 廣二丈高一丈五寸十五級あり、もと山麓を崩して社地とせしゆえ社人町より漸漸に高く石階二層を登りここに至る △觀鹽池二箇所にあり、上下をもて稱す、下は内の鳥居の西にあり、石槽高二尺八寸八分方四尺八寸八分四方に灌ぐ上は幣殿の西にあり、石槽高三尺四寸、堅五尺六寸餘横四尺六寸餘臺盤の遠なし、此池に一間半四方の井小屋あり、柿葺なり、人人此に詣り盥漱して神を敬ふの義に本き易の鹽而不薦有孚顒若と云に取れり △拜殿 高三丈四尺二寸、南北四間、東西七間半、四方に庇檐あり、欄干を設け前に三丈四尺餘に一丈一尺餘の向拜あり、桷に鈴を五箇所に懸く厚茅葺南向なり拜殿に昇る處階五級、正北に降る處二級の階あり、これより幣殿まで南北四間餘、東西一間半の廊下あり、上は

とち葺下は石疊なり、これを外廊下と云、又石之間とも云、△幣殿 東西一間半、南北八尺南に八級の石階あり、唐破風造り、柿葺にて左右の袖垣に種種の彫物あり、又此幣殿を瑞門とも云、ここより本殿の間に又南北四間餘、東西一間半の廊下あり、とち葺にて下は石の敷瓦なり、是を内廊下と云、△本殿 高六間餘とち葺にて三間四面の宮造りに四方の縁幅五尺三寸餘、欄干あり、正面に七級の階あり、此前に南北一間四尺東西二間一尺餘の向拜あり、四面に彫物多く枚擧するに追あらず、東西と北に玉垣縋れり、東西十二間南北二十間あり、内陣に天津大明神の神靈を安し、徳翁靈神肥後守正 土常靈神貞靈號の神靈を配して相殿とす祭禮は毎年八月二十七日二十八日なり、二十六日を前齋とし、二十七日より祭ありて二十八日の曉に神輿を渡す神樂は大沼郡高田村伊須須美神社の歌曲を用う、節句・其歌は錦綺帳白銅鏡大手伸の三曲なり、年始・歳暮・五冬至・祥忌の神事誠を盡し冬夏に神衣を獻す國の大事吉凶必告て水旱疾病必此に禱る、報應亦いちしるしければ、四民の崇信他に殊にて他邦よりも報賽する者多し、△石燈籠二基 本殿の左右にあり、高一丈八寸、△奉獻石燈籠 土津神社廣前延寶三年乙卯八月二十三日とい

ふ彫附あり、△昨之間 拜殿の西にあり、茅葺にて東西六間、南北二間南北と西の縁に欄干あり、又此縁より拜殿の間に幅一間長二間の橋を架す、左右に欄干を設け西に撞鐘を懸く、祭の後昨を受る所なり、△神供所 昨之間の北に繼て茅葺にて南北三間半、東西二間、坐二つあり、一は調進所とし、一は休息所とす、△神厨 茅葺にて東西三間半、南北六間半、本殿の西にあり、神厨の北に徑四尺程の井あり、一間半四面の井小屋を構へ神供の用とす、△廻廊 厚茅葺にて神厨の南より幅三間長二十一間半にて西南の隅に至り、これより東に縋り五間半にて感時門に接す、此廻廊の内西南の隅にかけ造の樓あり、東西三間半、南北二間、此樓より西南を望めば湖山風景鮮明にして雅致乏からず、游客此に登りて詠賞多し、△透屏 感時門の東につづく、長二十七間中に一間の透戸あり、△神樂堂 茅葺にて東西三間南北二間拜殿の東南にあり、福一間長三間半の橋を拜殿より架す、橋の左右に欄干あり、△寶藏 本殿の西北にあり、東西三間南北五間二尺七寸、△新寶藏二 一は幣殿の東にあり、東西四間、南北二間半、一は其南にあり、東西二間、南北六間、△雜藏二 一は新寶藏の北にあり、東西二間南北七間、一は本殿の

東北にあり、東西二間、南北三間、○碑石 感時門の内鳥居の東にあり、高一丈八尺、廣六尺、厚五尺、龜跗高三尺、長一丈六尺、廣一丈一尺三寸、北を首とす篆額に天祿辟邪を彫附、土津靈神碑の五字あり、四面ともに楷書にて碑文を刻めり、彫刻精巧今に新なるが如し、其文如左

土津者 東照大權現之孫源中將之靈號也、靈神諱正之、小字幸松、台德院秀忠公之子、大猷院家光公之弟、大將軍家綱公之叔父、母神尾氏、慶長十六年辛亥夏五月七日生於江府焉、七歳 台命、信州高遠城主從五位肥後守源姓保科氏正光爲義父、弱冠義父卒任肥後守、賜爲清刀入高遠、寛永九年壬申冬、直叙從四位下、甲戌之秋 家光公上洛、靈神扈從、七月十八日 公參 内是日靈神任侍從拜 皇帝 太上皇賜 天盃、丙子之秋大増封戸移于羽州最上城、賜行光刀、乃入最上巡封域加獎諸士更召多士各領職事、無大無小咸自爲之戊寅之夏最上近邑白岩民將叛、靈神治之驛告、辛巳之秋八月三日 世子家綱公誕靈神獻光忠刀左文字小刀、癸未之夏、韓使來貢、公引見南殿、靈神侍坐、秋復益封戸移于奥州會津城、正保二年乙酉夏、任左近衛少將、四月二十三日 世子元

服靈神理髮獻來國光刀于 公獻守家太刀行光刀于 世子 公賜長光刀 世子賜將監長光刀賜 御盃、秋叙從四位上、冬十一月 天子特贈宸翰、宮額於大權現 勅使、格于日光山、靈神登山攝御事、慶安四年辛卯夏四月二十日、公大漸召靈神於 寢殿、託世子而薨靈神常在府佐之秋家綱公内府、拜大將軍、勅使來、靈神登城、承應二年癸巳秋 任右府、勅使來靈神登城、公命謝上使、靈神與副使侍從今川範英上京師冬十月十日參内、拜帝公事畢、私覲賜天盃、仙洞 親院 女院如前儀次謁關白、太閤亦會之、反太閤白送之十三日 勅答賜 天盃而退則任中將賜太刀辭官拜賜而出 仙洞勅答賜 仙盃賜太刀 新院勅答如前式是日 女院設饗禮有舞樂賜 御盃賞賜若干靈神拜辱二十七日歸附復命 公仍言曰中將之任宜從敕命乃拜累叙從三位又辭遂叙正四位下、明曆改元乙未冬韓使來貢、公引見南殿、靈神侍坐事闕韓使以書信來于私第即報答之、寛文六年丙午、靈神五十六以疾致事、而不得謝自是營中乘輿國老就謀焉靈神性剛正而和淳、自幼讀書不惑、年始讀小學知大學之基焚向前所讀老佛之書專攻濂洛關閩之書用力於敬功夫日新也其言曰主一無適則存得未發之氣象動亦定靜亦定聖人

無情而性之者其庶幾乎又云程門靜坐之法楊氏羅氏李氏能授受之三子傳心錄於是乎編矣、嘗歎玉山講義之精爲之附錄則舉其要曰仁之生意親列之味即未發之愛一意一理而萬物之所以爲一體也、又曰智藏而無迹識此而後可以語道體可以論鬼神又曰仁智交際萬化機軸此合天人之道也、嗚呼可謂說約矣、如此要約者、朱門蔡季通仲默真希元之後未有斯人也、日本神代卷中臣稜者我道傳授之書也、靈神學之得吉田家之傳、邇五十鈴川之流、神武向日之畏、應神祕道之敬、奉持而著之心胸之間、實弓兵政所崇道盡敬天皇以後一人耳其事君也、大義常存於心、念念不忘、以安世爲悅而不以一毫、欺之恐已忠之不盡、而不欲人之悅已其所思對命悉燒之人、無得而知之周公之于身亦優爲之欲得夷齊無怨之仁厭聞湯武革命之義常言文王德至處、孔子以來韓愈程朱發之泰伯至德處、孔子以來惟朱子明之夫然後天下之爲君臣者定矣、因言事代主命本朝泰伯也、又常稱明道愧視民如傷、四字愛范希文先憂後樂之語、使侍史讀倭漢歷代之書、察治亂之幾、論興亡之迹、考諸地宜、質諸時義、編二程治教錄、以寓其意焉其治會津也、城隍郭郭時省督課儲軍糧備兵器作風土記、坐知四境正神社爲之志廢佛堂斥僧寺置葬

地禁火葬立社會行常平謹權量寬租稅糶糴漕運之法聽訟本人倫察事情遣監司循封內下情上達、凶年防之饑歲賑之、九十以上歲與口養孝子節婦賞之、不忠不弟罰之、窮人無歸則給之、旅客有疾則濟之、未嘗有一人餓寒者也、靈神娶奧州岩城城主從四位左馬助藤原姓內藤氏政長女、生一男幸松、夫人夙終男亦夭、二男正賴從四位侍從長門守先歿、三女嫁羽州米澤侍從從四位播磨守藤原姓上杉氏綱勝先歿、四男正經從四位侍從筑前守娶加州小松中納言從三位肥前守菅原姓前田氏利常女三子、皆母藤木氏、五女母牛田氏、嫁利常嫡孫正四位左中將加賀守綱利先歿、六女嫁相州小田原侍從從四位美濃守越智姓稻葉氏正則嫡子從五位丹後守義雅先歿、七男正純從五位東市正先歿、二子亦藤木氏生、八男重四郎每沖氏、戊申之歲著家訓、明年再乞致仕、台許、令正經襲封、六十一蒙土津靈社之號、壬子之夏行于會津、卜壽藏於磐梯南麓見彌山詠倭歌以賦其事、蓋仁以爲己任生無所息望曠則知所息者歟、夫我神國傳來唯一宗源之道在乎、土金而土即敬也、蓋土與敬倭訓相通、而天地之所以位陰陽之所以、行人道之所以、立其妙旨備于此訓靈神達乎、此靈號良有以矣、是冬歸府病臥於城南箕田邸、公使

國老數來十二月十八日終於正寢臨終、不異平生惟仁義之言而安然氣絕壽六十有二歲也、公哀痛賻之諸疾惜之、女院聞訃甚傷關白以下嗟嘆弔之矣、孝子正經治、喪不用浮屠、衣衾棺槨、必誠必信、晦日大舉至于會津焉、癸丑之春三月二十七日大葬於壽穴矣、夏建社請神祇管領長上卜部兼連安鎮之厥壘曰、土津靈神安鎮座矣延寶二年之秋、鑄石立碑屬嘉作其文夫靈神之忠之行、天下具瞻之、至其學識則嘉竊知之、故不敢辭之、乃爲之文繫以銘曰、

維左中將源家懿親、質剛而正、氣和而淳、讀書知道、持敬脩身、排黜他鬼、尊信我神、受託之重、致忠之眞、國老謀政、韓使結隣、初守高遠、乃利黎民、次護最上、乃陟士臣、終鶴城主兼龜壘鎮、風土有記、社會見仁、爰著家訓永胎後人體藏磐麓社、扁土津之德之合之實之賓、正直祈禱、靈驗斯新、山崎嘉謹撰
 △磐彥靈社 本殿の東にて南の端にあり、西向東西五尺餘南北七尺餘前に六級の階あり、又東西三尺餘、南北四尺餘の向拜あり、柿葺なり、長門守正賴を祭れり、正賴は肥後守正之世子にて先て逝せり、延寶三年に此に祭て別社と稱す、行狀は院内山正賴墳墓の條下に詳なり △石彥靈社 本殿の西にて南の端にあり、東向神殿向拜の間數凡て

上に同じ、東市正正純を祭れり、正純は正之第七男にて先て逝せり、延寶三年此に神祠し別社と稱ふ、行狀は院内山下に詳なり △信彥靈社 磐彥靈社の北に並べり、西向、東西五尺、南北七尺、前に六級の階ありて東西二尺餘、南北四尺の向拜あり、柿葺なり、大老田中三郎兵衛正立を祭れり、正立は正之に先て歿せり、正之かねて壽藏を此山に營むの志ありしにより、正立が忠貞勤勞を愛し命じて此社地に葬らしめ、友松勘十郎氏興をして其葬事を治めしむ、因て延寶三年此に神祠して末社とす、正立行狀は正立墓の條下に詳なり △久彥靈社 本殿の東信彥靈社の北に並べり、西向東西四尺七寸南北六尺四寸餘、前に六級の階ありて東西二尺餘、南北三尺七寸の向拜あり、柿葺なり家老井深茂右衛門重光を祭れり、重光は高祖彌右衛門重信より保科家に仕へ世世功勳あり、元祿二年に正之に後れて歿せり、其年此に神祠す、△幸彥靈社 本殿の東久彥靈社の北に並べり、西向此社の間數凡て前に同じ、家老梁瀬三左衛門正眞を祭れり、正眞は出羽國最上郡人佐佐善兵衛俊信と云者の子にて幼名を三彌と云、十七歳より正之に仕へ後家老となり、寶永七年正之に後れて歿せり、其翌年此に神祠す、△忠彥靈社 本殿の西石彥靈社の北に並べり、東向東西四尺三

寸、南北五尺七寸餘、前に六級の階ありて東西一尺八寸、南北五尺七寸餘の向拜あり、柿葺なり、家老友松勘十郎氏興を祭れり、氏興は尾張國愛知郡日比津村の産、友松藏人某が後に祖父治右衛門盛保太閤秀吉に仕へ父新右衛門氏盛秀頼に仕ふ、氏興土佐國土佐郡高智村に生れ幼名を内藏と云、十三歳にて正之に仕へ後家老となり、遺命を奉して此山を闢き、墳墓を營み神社を建て、神官を設け墓田を寄せ、祭儀を制す、皆氏興が司る所なり、貞享四年に歿す、寶永七年此に神祠せり △進功靈社 本殿の西石彦靈社の後にあり、南向板葺、東西四尺三寸餘、南北五尺七寸餘、向拜東西三尺四寸餘、南北二尺四寸餘、社司服部安休尙由が社なり、安休初春庵とて林道春が弟子にて才あり、後正之に仕へ侍臣となる、正之命じて吉川惟足に神道を學ばしむ、因て正之在世に約する所ありて此社の社司となり、天和元年に歿す、寶永四年に神祠せり、

【寶物】 △肥後守正之事實 五冊 △肥後守正容事實 五冊 △見禰山廟記 一軸其文如左

詩曰、悶宮有恤新廟突者魯侯之所作也、仄聞魯邦之爲形勢、泰山巖巖衆民所瞻龜蒙鳧繹群峯連屬其地之勝可想像焉、今覽東奥見禰山圖、則磬梯高而接天

而惠施令而教講武繕兵器以備不虞、正保二年乙酉四月今 大君幕下初冠公勤理髮事轉左近衛少將、慶安四年四月 贈大相國、不豫彌留大漸、近召有願託之旨公銘肝謹承之、爾來當輔導之任平章國家大政重務位在諸執政上如漢東平故事、承應二年八月 幕下任右大臣公奉 鈞命入洛、十月參 朝啓事行禮且拜太上法皇 新上皇 東福門院有恩賚有獻物畢、事歸府轉左中將而後有可叙從三位之 詔然固辭乃罷、明曆元年乙未之冬、朝鮮國信使來聘禮曹寄書公作回簡答之、其聲名之高、匪啻顯於闔國聞達於殊域可以知焉、平生奉 上存誠敬抱忠義、且其才之敏量之重、德行亦備人望而畏之、懷而服之世皆以爲併房杜謀斷兼郭李寬嚴也、及四十歲而好讀儒書排異端之說、專信聖賢之道講習悅釋工夫丁寧守宋儒之正說有所發明棄象山陽明之論有所決斷、嘗獻輔養編以彰翼成調護之志抄二程治教錄便於政要之助纂楊羅李傳心錄而記洛閩正派之所由演玉山講義而加附錄知朱學之精詳作會津風土記、神社志、不忽恩澤之所覃皆得備 御覽暇日詠倭歌以遺志其餘履歷行實非藤竹之可輒盡焉、訃告所至無貴賤無遐邇爲國惜喪良弼爲道患缺眞儒也、公有六男八女、其一男幸松、三男將監天亡、四

赤埴吾妻斜對數山深樹蒼蔚於其間似移徂來新甫之松柏於此魯邦豈遠乎哉、山在會津封城之中、故通議大夫虎賁中郎將兼行肥後權守源公久鎮會津會登此山察爲靈區定壽藏之兆、寬文十二年壬子十二月十八日公即世江府箕田第依其遺命棺槨之具倣用儒禮護送靈柩而到會津、葬於見禰山深奥之墟築墳立石標乃是公所豫定也、公素敬神道潛心於其書、究卜部家者流之秘蘊、良嗣拾遺、兼筑前權守正經孝思之餘不堪哀慕、而議諡號土津神、營構新社於墳前二百三十步之地、以敬崇之、而拜禮之座中外二門、瑞籬回燈長廊華表皆備矣、其社城北限山上澤斜至湯澤之東、西界大澤南極見禰麓、所謂有恤突者不在茲乎、良嗣猶有慮於心達執政而命家臣促役夫八萬人、北葺檜原河流、循山穿巖、西通數十里注磨上原新墾畝以爲封戶也可謂至孝之志爲後世思之深也、非李悝白圭爲利其國盡地力行水路之謂也、夫惟公者 台德大相國側室之子而 大猷贈大相國異母弟也、幼而養於信州高遠城主保科正光家襲其封邑三萬石 贈大相國以懿親之故恩眷深篤、寬永十一年從 台駕入洛、任拾遺、十三年丙子之秋移封出羽國最上城領二十萬石、二十年癸未之秋改賜奥州會津城復加三萬石、公就封以來撫民

男正純早世、第一女諱媛適米澤侍從綱勝、第四女諱松適加賀中將綱利、第五女諱石適稻葉丹後權守義雅與其姊妹皆掩韃二男正頼爲家督蒙蔭恩號長門權守任侍從先逝今唯良嗣與其季弟存矣、公罹憂頻頻然哀而不傷悟死生有命不肯忘 官事所謂素富貴行乎富貴素患難行乎患難者乎、助其哀者皆曰天道無知使公喪子何至此哉、良嗣察公之衷曲且以孔懷情深故於封城之中疏寒川之水於院內邑開竹林瀧原之新地以爲田以其所產充正頼正純及親戚墓料也、新廟既畢斧斤之功、良嗣求記其事於余懇請不措焉、余亦以其晚年願遇不淺、故不能固辭焉、古人不云乎、身既死神以靈由是推之則公非尋常之人、豈其不有靈哉、況此山元是所素望也、精氣遊魂捨此何適其建社崇之固當、嗚呼明則爲人幽則爲神者理之常也、如公則善養浩然之氣、其靈何可依形而立隨死而亡哉、至大至剛塞乎天地之間乎、然則山嵐所觸松杉之鳴、抑其神之肅然而來格乎、果是精爽之感動乎、夫神者无方、而陰陽不測視之而弗見聽之而弗聞何以知其所來格何以知其所以感動唯其孝子之祭也、蘋蘩之薦籩豆之設香煙升而鬱鬯灌禮節備而敬有餘則昭明君蒿悽愴神之著之謂而誠之不可捨也、易曰鼓之舞之以盡神其盛矣乎、神能感

之享之則保其子孫黎民以介景福也、延寶三年乙卯臘月中旬、弘文院學士林恕之道謹記

見禰山賦 一軸其文如左

夫鳳者絕浮雲負蒼天翱翔乎、窈冥之上、一枝之鳥、豈能與之斷天地之高哉、鯨者朝發崑崙之墟、暴發於碣石、暮宿於孟諸、尺澤之魚、豈能與之量江海之大哉、故曰巢棲者不辨其林、潛游者不識其水也、見禰山者在東、與會津管内、其為境背山向水、其高不可以斷焉、其大不可以量焉、誠是至險之勝狀也、從四品拾遺會津城主源君正經、襲封籍之後、建顯考虎賁中郎將源公之廟于茲、孝享惟寅、祀事孔明、嗚呼源君、以顯族之貴為祭主、長守宗廟、則競致福、啞啞有則神之明、驚遠懼邇、而垂裕後昆、乎猶期其德之大、如鳳翔似其澤之深、如鯨吸川百、聲譽益彰、門楣彌高也、源君使僕賦其勝景、僕未隅一之能、視偶展輿圖、髣髴如迷、何辨其高識其大哉、然難拒之、故僅數一二為之賦其辭曰、
見禰山之奇秀、保不齋不崩之壽、內含大虛、遼廓無闕、外致雲雨、物品生茂、寔神明之所依託、為萬象之首、助建靈廟、崇一邦之鎮、衆民斗仰、泰瞻可以敬、不可親、入彼門、則追遠之情不已、感時之志、無窮、報其功、修其先、至敬之心、弭于中、拜彼碑而墮、峴山之淚、見彼廊而禁、秦宮之

奢、廟殿峻聳、高啄檐牙、繡栴雲楣、內暗外明、鏤檻文椀、左墻右平、鳳鸞翥於葦標、迴風而欲翔、暈、革飛于梁上、凌雲而欲揚、華表在前、寶藏在傍、樂縣之設、五音清濁、雲拊金石、交奏笙簧、吉蠲為饗、或肆、或將、玄酒在室、梁醒在堂、鑠靈廟肅、顯相于左、于右、如在洋洋、湧而無盡者、圓清水、惟其德之彰也、懸瀑條、素如雷、奔霆震、惟其威之張也、群猫依石而睡、恩及鳥獸、而無量、觀盟之池、采蘋采芣、于禱、于禱、惟管惟篴、道胡不懷、化胡不柔、聲與風翔、澤從雲遊、幽境漸佳、德焉度哉、彼夫磬梯之山、岸、客嶺巖、亭、亭物表、卓卓天外、爰知襲險、為藩、屏邊、陲、為襟、帶白雪、吹晴、縮蓬、婆之遠、指終南之大、或黯然而霧、飄然而雨、跬步之內、無所覩、猪苗之湖、渾渾然不乾、涸、渺渺乎無涯、津疏淪、心目、渙雪、精神、赤埴、霜林、紅羅、繩錦、機鼎、新籠、萬層之霞、回二月之春、龜城之高、堞壁、雖舊、猶存、礎、碩、云誰、思古之人、大澤、流長、水烟、成隣、一道之繁、如帶、如紳、見禰山、松鬱、鬱葱、葱然、清風、之響、奏媧、皇之絃、翠陰、之深、約老、彭之年、惟神之所聽、惟神之所遊、甘棠、不伐、召伯、憩、休、古栢、可吟、追尋、武侯、六景之美、誠其尤也、加旂、弦峯、峨然、清風、度曲、櫛、岑、羅立、白雲、結髮、赤坂、穿徑、大岩、開窟、湯澤、新浴、琵琶、輕撥、西野、堤路、其平、其長、磬、倚神、社成、龍成、光望、愛當、于白雲、移宗、像于紫陽、左瞻、右視、前眺、後望、膏搖

大澤碧流

逝者如斯、晝夜移、一條碧玉、水東迤、認名欲說、祥雲氣、劉季會生、大澤陂

龜坂古堞

風雲依舊、護儲胥、百雉飛過、堵堞餘、形勢若論、前代法、環龜可舍、馬稷、直

猪苗諸湖

萬頃溶溶、一面風、猪苗湖、潤浸蒼穹、晴波遠入、洞庭去、千里流、通日本東

延寶三年乙卯臘月中旬、弘文院林學士題

六境

觀盟池

晴池淨如拭、觀盟賽靈神、知有精誠在、一心日日新

圓清水

乳泉通一脉、活水出源頭、若使子荆、漱、長尋山上流

感時門

傷心分草色、濺淚對花英、風月本無賴、唯空管送迎

複道廊

複道廊腰縵、高吟樓上風、舉頭雲影近、步步似行空

奔雷瀑

風急千車、輾、雲搖萬鼓、鳴、輕翻銀漢水、滿壑滴餘清

見禰山六景六境詩 一軸左に載す

六景

見禰風松

百尺參天、清節貞、滿山枝、動勢崢嶸、風濤影亂、五湖股、澗壑雲傳、十里聲

赤埴霜葉

曝錦千枝、萬朶間、紅粧映日、照天關、染霜葉、葉添秋色、纈纈林深、赤埴山

磬梯白雪

雪埋絕頂、漲深溪、天險由來、難得躋、藤六花、寒高萬仞、回磬凝結、鎖雲梯

睡猫石

午寂線眼織、依石得群集、莫使雲根移、恐驚苗介立

林整宇

- 會津風土記 一冊 會津神社志 一冊
- 會津神社總錄 五冊 伊洛三子傳心錄 一冊
- 二程治教錄 二冊 玉山講義附錄 三冊
- 藥書 八帙尋問抄三五要錄仁智要錄神樂譜蘆聲抄笙譜笛續教訓抄あり

倭姬世記

二軸 御鎮座本記 二軸

御鎮座傳記

二軸 寶基本記 一軸

三元加持經

一軸 五行祝詞 一軸

御鎮座次第紀

一軸

右七部箱入

德川記

十九冊

碁磐并基石

一具突師安井算知寄附正之碁を好み、算知に饒先の手合なりしと云、箱に書付あり如左

碁磐一面白黒石共三百有六十、并石筭兩箇、欽所奉納于猪苗代土津靈社之尊前也、神君治教休明、勤政之暇召吾儕、或覽其技、或蒙對局最可畏矣、其高手妙術亦可謂明睿之所照歟、加旃平生恩遇之

辱何以奉報之乎、方今如在之愚誠不可已、故擬蘋藻之奠而獻此二品、以充神庫之物冀享焉延寶二年甲寅秋八月日、碁所安井算知敬白

改曆表并食考

二通 本朝古今交食考 一冊

貞享改曆考

一冊

右三部、天文方安井算哲寄附相傳、一日算知來りて云やう、臣が子算哲碁を善すれども専ならず、よしなき曆算に心を盡して家業の精ならざるを憂ふと、正之聞てこれを悦び碁を善する者世に多ければ妙手に至らずとも事足りなん、本朝久く宣明曆を用ひられるとも推歩の術甚疎なり、これを善する者出ては世の益鮮からず、汝其志を挫かず業を遂げしむべしと云、これより算哲ますます其術を研窮し、元郭守敬が授時曆に據り曆書を造て官に獻す、すなはち號を貞享曆と賜ひ、舊曆を改めらる、後に算哲天文方となる、澁川主水其後なり、因て此寄附ありしと云

三十六歌仙

一軸 土佐光起畫、大炊御門前左大臣經

孝公筆

筑前守正經母聖光院寄附

金銅燈籠

二基 加賀中將綱紀寄附、其銘如左

金銅之燈籠壹對、奉供土津神社、神祠以掲無盡之神光云

元祿四年歲次辛未秋八月十八日

正四位下左近衛中將菅原朝臣綱紀謹誌、大哉神德惟厚群生至哉、坤元實配令名赫赫、懿親鎮茲奧區磐山基固猪湖澤濡輪奐靈祠網緼香火華籠蘭膏輝右映左精誠感格幽明貫通於昭有光永照無窮

- 神輿 三基 鑓杖 一本 烏甲 四箇
- 笛 四管 鑓 六本 馬具 三通
- 弓 十二張 矢 十二本 空穗 六通
- 太刀 六口 短刀 三口 刀 同上
- 脇差 同上 眞太刀 一口加賀中將綱紀寄附なり
- 甲冑 三領 采配 一柄 軍配團 同上
- 旗 一流 螺 一口 鉦 一口
- 鞭 一本 陣扇 一柄 指物 一流
- 籠 一負 纏 一流 鞆 一具
- 陣羽織 二領 陣太鼓 一面 馬具 三通
- 馬具 同上 大矛 三本 手鉾 六本
- 幡 二流吉川惟足寄附 幡 六流
- 小幡 六流 小幡 二流吉川惟足寄附
- 猿田彦假面四枚 猿女假面三枚 翁假面 一枚
- 三番假面一枚 猿假面一枚 喚鐘 一口
- 撞鐘 一口

△土津墳墓 柵 本殿の北東西五丈七尺の間に柵木を設け、社地の界とす中に木戸あり、これより内を墳墓の境内とし常に木戸を閉ち入ることを禁す、此所より一條の道あり、北の方八町計に土津の墳墓あり、左右松林にて松風斷へず、幽寂別境に至るが如し、

△中將正之墓 高二丈一尺、上徑三丈下徑十五丈周八角にて五十一丈上に鎮石あり、竿石高四尺七寸餘、八角にて徑七尺、笠石も八角にて高四尺七寸、徑九尺二寸、坐石高三尺、徑八尺三寸、總高一丈二尺四寸餘、前面に篆書にて土津神墳鎮石と題す、墳墓の回りに柵木あり、東西二十九間、南北三十一間半、これも八角にて周百間餘あり、又墳墓の正南に表石を建竿石一丈三尺坐石高三尺徑六尺、表に會津中將源君墓と題す、これは楷書なり △石燈籠二基 表石の左右にあり、高一丈八寸、坐石高一尺八寸、徑四尺五寸、表に奉獻石燈籠兩基土津靈神墓前、延寶二年甲寅四月吉辰と彫附あり △拜殿 表石の正南三間餘にあり、柿葺、北の端東西三間、南北二間の間を内拜殿と云、其次の間を松之間と云、東西一間半南北二間砌りに老松樹ありて檐を穿ち、重陰坐上に掩映するにより此名あり、其南を外拜殿とす、二間四方この東を神供所とす、東西

三間、南北二間、又外拜殿の西を茶部屋とす、東西四間南北二間、南に總縁あり、此所深山にて文煖華梁の飾なく、陰霧四壁に生じ、寂寞として物さびたり、心なき者も此に至れば其音容に接するが如く、神徳を仰ざることなし、毎年三月花祭又祥忌等の祭あり、△土番所 茶部屋の南七間餘にあり、東西二間、南北五間茅葺にて東に三尺の庇あり、北二間を手水所とし、次三間を土番所とす、△圓清水 墳墓の南一町五十八間墓道の西頬にあり、水面徑六尺、深七尺三寸、水底に青巖ありて水其際より湧出し、桶輪の四方に灌ぐ、轉清冽なり、其清水墓地を定し時始て得しと云、此水旱魃にも潤ることなし、適潤ることあれば凶事ありとてこれを畏る、又新産の婦乳に乏しき者此水にて粥を炊き用て驗あり、眼を患ふ者目を洗ふに癒ざることなしとぞ、舒葺にて一丈四面の井小屋あり、△碑 此墳墓の地は見禰山と云ひ、又赤埴山と稱す、此山を關き墳墓を營み神社を建立せし時此碑を山の半腹に建て境界を定む、高七尺三寸、廣二尺八寸餘、厚二尺其文如左

見禰山南北五百三十間、南至坂下、北至水滴澤、東西三百八十六間、東至麓、西至大澤、自巽至乾七百九十五間、巽隣磐崎大明神社地、乾至中丸山、自坤至良

三百四間、坤至大澤、良至湯澤、延寶元年癸丑三月朔日定之

△鏡宮 一名を五社と云、東西一間二尺、南北五尺、南向祭神五座ありて神名詳ならず、府城の稻荷社及蠶養國神社にも此末社あり、肥後守正之時代よりこれを祭れり、延寶七年八月二十七日より寶藏の内に此神を勸請せしが、後社司の宅地に遷せり、

△田中正玄墓 神橋の東百七十間餘、林の内にあり三郎兵衛と稱す、大老職に升り社稷に勤勞すること數年、寛文十二年五月二十八日に終れり、正之其死を悼み友松勘十郎氏興に命じて此地に葬らしむ、毎年の花祭は府より此を行ふ、此墓の回りに南北二丈四尺餘、東西一丈八尺餘の柵木を繞らし、中央に墓あり、南向なり、竝石高五尺七寸餘、廣二尺五寸餘、厚二尺一寸、坐石高二尺、南北方面六尺六寸餘、東西方面六尺二寸餘、表に田中正玄墓と題す、楷書なり、碑陰文如左

正玄姓源田中其氏稱三郎兵衛、父諱正重呼清右衛門、母野木氏、慶長十八年癸丑夏六月十七日生佐州賀茂郡、自成童仕左中將源君子信之高遠羽之最上奥之會津進爲家老長諸士懷之、寛文九年夏、君致事嗣子侍從君、受封拜禮正玄從之拜 台額、獻太刀馬代時服、

十二年壬子夏五月二十八日歿、會津城下、享年六十歲、六月六日葬于磐梯南麓、正玄無子雖有姪子不以爲繼中將君嘗命立其繼而固辭之、其意謂我既無功而食厚祿、又傳之則非吾志也、君諒之、及其歿念其忠情、爲之一日素饌頒賜其祿於姪玄、忠令同僚友松氏興治葬事、立墓表、氏興需予書其陰於是書

寛文十三歲次癸丑仲夏二十八日 山崎敬義

△手掛松 田中正玄墓の北にあり、正玄終れる年の八月二十二日正之壽藏を定むるために此山に登り、還る時に正玄が墓に過り此松に杖を寄せ、三郎兵衛此に在るが自もほどなく此に來り汝と、もに松風の浙瀝たるを聽んとて此松を攀ち悲みしが其冬正之も逝せり、因て國中其遺愛を戀ひ柵木を繞らし、手掛松と稱し、今に至て其事を哀めり、此松今は數圍の古木なり、△墓山 神橋の東二十六間にあり、東西二十五間、南北百十間、西は社人町の後を界とし、東南は見禰山の地に隣り、北は土田堰を限とす、神官等の墓地なり、神官にあらざれども神道を奉ずる者は此地に葬れり、因て神道山とも云、△十間藏 墓山の西にあり、十間に三間

○神職員數 社司一人 昇殿役三人 配膳役一人 神供役一人 物書一人 官奴六人 小間仕一人 神樂長

一人 神巫三人 樂工十一人

○日光神社 境内東西八間南 磐崎社と土津神との間の山下見禰村の境内にあり、鎮座の年代詳ならず、二荒山神を祭れる鳥居あり、【相殿十一座】、△熊野宮 見禰村より移せり、△山神 同上、△羽黒神 同上、△幸神 同上、△聖神 同上、△若宮八幡二座 一座は見禰村より移し、一座は町島田村より移しぬ、△稻荷神二座 共に新町より移せり、△雷神 同上、△天子神 同上

○神職關口伊勢 土田新田村に住す、父は因幡則次とて寛保中より此社の神職となる、

○麓山神社 境内二十間 新町の西十五町、磐梯の南麓にあり、永保年中關脇村より勸請せり、祭禮の日火劍神事とて生木を焚て薪とし、鹽を多くそゝぎ火をしめし、村民等咒文を唱へ幣帛をふり清め、はらひ、祈願あるもの參詣すれば火中をわたらしむ、又乘童と號けて祈願する者の吉凶を託宣することあり、昔は童子この事を行ひしよしなれど、今は老壯の人これをなす、今より見れば妖しきさまなれど、久しき習なれば、この社と關脇村の麓山神社の祭禮の日のみその事を禁ぜず、神體は石像なり祠後に石あり、色青赤名けて權現石と云、この社の境内もと三間四方なり、延享中肥後守容

貞社地を廣む石鳥居幣殿拜殿あり ○神職本多奥頭
先祖は義住とて何れの頃にかこの社の神職となりて權
大夫と稱す、義住が遠孫内記義易が世まで社領許多あ
り、蒲生氏の世慶長十九年猪苗代城代岡越後といふも
の耶蘇宗を信じ神佛をあなどり、社領を沒收せしによ
り、義易この地を去て安達郡高玉村に住し、本田氏と
稱す、元和二年猪苗代に歸り、内野村に住せり、今の
喬宜は義易が七世の孫なり、大在家村に住す、
○諏訪神社 境内東西六間南 新町の西五町山際にあり、
鎮座の初詳ならず、鳥居あり、本社に赤石にて造りし
東帯の小像一軀あり、寛文中島の中より掘出せりと云
○神職關口大和 姓は藤原氏、その先伊豫國松山の者
なり、甚大夫爲次とて加藤家に事ふ、寛永中故ありて
この社の神職となりぬ、今の大和好次は爲次が四世の
孫なり、堤町に住す、
○宗像神社 境内東西三間南 新町の北三十間計山上にあ
り、鎮座の年代詳ならず、鳥居拜殿あり、關口大和が
司なり ○愛宕神社 境内東西十二間 新町の北二町飯坂
山の上にあリ、草建の時代を知らず、鳥居拜殿あり、
成就院司なり、
○寺院 ○安穩寺 境内東西十九間南 名小屋町の北頰にあ
り、北二十五間南 貢地

り、快樂山と號す、この寺は蒲生氏の臣關十兵衛猪苗
代城代のとき草創し 緣起に慶長五年庚子とあり、されども
れば年代誤 慶長五年は上杉氏猶會津にありし時な
あるべし 淨土の徒圓愚と云者住せしとぞ、慶長十四
年十兵衛奔りて後圓愚もこの寺をさり住職なし、其後
曹洞の徒泉朔といふもの廢寺をおこしてより曹洞宗と
なり、出羽國米澤林泉寺に隸す、本尊彌陀客殿に安す
立像長一尺六寸、背に文永八年辛未八月十一日、佛至
正觀と彫付あり △地藏堂 客殿の前にあり、石地藏
を安置す長八尺五寸 △石佛 地藏堂の南にあり、三
尺計表に普賢の像を彫り、右に、奉造立逆脩、當所住
僧祐榮神宮寺隱居とあり、左に、于時天正(磨滅)年戊子
八月二日とあり ○西勝寺 境内東西二十間南 新町の末
にあり、開基の年月詳ならず、三浦氏十二天を城中に
安置し、住持の僧信榮と云に命じて祭らしめ、内野村
にて二千刈の地を寄附すと云、もと城西にありて鎮護
山神野寺の末寺なり 神野寺の什物今尙當寺に 天正中今の
地に遷せり、もと十連寺とて時宗 條下に詳にす 天正中今の
あり、昔鶴峯山と號せしが、後に本寺の山號をとりて
鎮護山と云、眞言宗山城國光臺院の末山なり、本尊不
動客殿に安す、長三尺運慶作と云 △觀音堂 門を入
て左にあり、千手觀音の木像を安す、長二尺、

【寶物】 △鏡 二面 ともに古物なり、一は圓鏡、一
は八葉形なり、神野寺より傳はると云 △紺紙金泥經
文一枚 光明皇后御筆 △扇子地紙和歌 一枚 源贈
左大臣義輝公筆 △不動二童子畫 三幅 妙澤筆 △不
動畫 二幅 一は春日筆一は空海筆と云 △彌陀畫
一幅 惠心筆 △土御門院百首 一卷 左大臣從一位
經孝公筆 △短冊一枚 堯憲法印筆 △古文書 一通
其文如左

今度當寺逗留之儀種々御馳走無是非候、向後異于他
爲當流之直末佛法相承之儀不可有異儀候、雖然於桑
島金剛定寺自他無停心可被申通候、仍狀如件、
光臺院
法印亮淳花押
天正十一年七月三日

稻苗代 神野寺

○西園寺 境内東西二十間南 堤町にあり、淨土眞宗府下
徒町淨光寺の末寺なり、何の頃にか淨光寺の徒宗入と
云ものもと河沼郡野澤村に一字を開きしが、寛永十七
年此に移り九軒町にあり、近頃火災の後又此に移す、
本尊彌陀客殿に安す ○成就院 本山派の修驗正年行
事なり、家系を按ずるに、吾妻山の麓寺澤といふ處に
もと吾妻山白鳳寺と云一字の精舎あり、田舎峯入の宿
とす、天仁年中義圓といへる沙門修法苦行の餘成就院

とあらため號せしとぞ、其後隆智と云もの院地を不動
瀧の 見瀧村 下に移せりと云、又古磐捨の神官散亡せし
ときは成就院司りしと云、法系を按ずるに英山と云よ
り已上の事は詳ならず、現住諦信は英山より二十七世
の孫なり、今も吾妻權現は成就院と本寺村惠日寺の司
なり、堤町に住す、

【寶物】 △不動三尊畫 五幅 一は空海筆一は知證筆
一は妙澤筆 △十六善神 一幅 空海筆 △有坐器圖
一幅 唐筆時代しれず △魚藍觀音畫 一幅 同上
△瑠璃一顆雷震の時小田村の邊より得しとぞ △香爐
一盒唐物なり △七寶香爐 附盆 一盒同上 △長刀
一振蒲生忠郷與へしと云 △古文書 五通 其文如左
但馬丹波凶徒誅伐事
所被差遣小候禪師來全也早相分人數不日屬彼手可致
軍忠之狀、如件
建武四年六月八日 (足利直義)
花押

蒲生一族中

以上

爲天下御祈禱、國々相觸、從當年別て入峯之儀被仰
出 聖護院御門跡被成御下知上者、諸同行申付入峯
尤可然候、此等之趣御給人え申理諸役等被成御用捨

候様才覺肝要候、殊田地不作衆は猶以役無之様申分
修行之心懸可然候、爲之加此候、恐々謹言

聖護院先達千勝房

五月四日

鎮永 花押

成就院 御同行

關東八州修驗中于今求縁當山入峯之輩有之由候間、
先規以來、東山之山伏之外無之上者曲事之旨、徳川
殿に被蒙御理堅致停止之通諸年行事中被仰出候處、
既新田教王寺當山入峯不相止故、舊冬榊原式部太輔
被承之被追拂候、奥州猶以同前候間、國主并郡司え
可被仰理候旨候條、被得其意隨分可被致才覺候旨所
仰出候也、仍執達如件

三月廿六日

雜務坊 源春 判

岩坊

澄孝 判

千勝房

尙々如前候諸同行へ被申付、向後中島へ入魂候
はゞ、國先達之儀別義有間敷候、
必々來年者御門跡様被成御入峯候間、無肝要候、
爲其如此候

其國當院持分之事間、向後一人成其他所へ被相付候
はゞ可爲曲事候、殊來年者御門跡様御入峯之事候間
年行事分候事は不及申に、諸山伏江被相觸皆々上洛
專一候、於由斷者、年行事職も何も相違可仕候、被
得其意、必々入峯之覺悟肝要候、於様子之貴所存知
之事候間、不能詳候、恐々謹言

若王子千勝院

八月十七日

鎮永 花押

成就院

尙々入峯望候面々者、幸 聖護院御門跡御入峯
之刻被相勤來年は必々上洛所仰候似合候、御用
等於我等別て馳走可申、於御由斷者不可然候、
少成共其先達職被持候山伏は來年於被相上は先
達職別人何も可被仰付候が爲、御案内如此候、
近年無沙汰哉曲事之旨被仰出候、猶口上に申合
候間、不能一二候、以上

態令申候、去年者罷越候處、種々御懇之段祝着申候
仍近年從其元入峯衆無之候、如何之儀哉、但當山へ
被越候哉、此頃當山へ被行山伏成共、向後他所へ被
相付輩は、則氏郷様御理之上、堅可被仰付旨候間、
被得其意、自今以後此方へ可被成候、殊來年は御門

以下廿四人

貳月廿四日

○古蹟 ○館跡 二 一は弦峯にあり、盛國が隠居せし
所なり、一はその下にあり、新地とて盛國がうつりし所
なりとぞ ○神野寺跡 土町の北の田圃の中にあり、
山號を鎮護山と云しとぞ、何れの代の草創にて、何の頃
廢せしか知難し、【舊事雜考】仁和三年の記に此寺の
僧宥賢三寶院より三義合の大事を受く、昔神野顯元と
云者の祈願所なり、顯元は猪苗代の領主なるべけれど
も、何頃の人なることを詳にせずとあれば、顯元がこと
町堤崎村の
條下に 古刹なりしこと勿論なり、子院末寺も數多あり
あり、神宮寺と云しも此寺に屬して磐持社の別當なりし
とぞ、又法泉寺・明王院・金藏寺 今見彌村境内に金藏寺川
今其地なり
と法藏院・萬藏院・水精寺・神宮寺と云六供あり 知らず末
寺も九箇寺ありしとぞ、西勝寺新町に 安養寺 下堂觀村
實性寺 金曲村 都澤村 山瀉村 福正院 九軒町に
實性寺 谷地村にあり 壽德寺にあり 眞行村にあり 眞行村に
し持相院 谷地村にあり 眞行村にあり 眞行村にあり 眞行村に
○信濃町跡 弦峯の西にあり、古商家ありて城下に續
きしとぞ、又新町の西に西勝寺町とて商家ありしと云
西勝寺ありしゆゑの名なりとぞ、又本町の東に半坂と

東山先達

八月廿七日

鎮永 花押

會津いなはしる

成就院

△古文書一通 先祖にて磐持の別當たりしとき、配下
の修驗に贈りし廻文の殘篇にや、連名に書しものあり
其文如左

次第不同

至泉院	大仙坊	大乗院
寶赤坊	良學坊	至林はう
金藏坊	右まつ大夫	しつゝの賀々
ほりきり	うつの	しろ川
かう付大夫	ふくせん坊	泉藏坊
都澤	同所	關脇
金宿坊	とうかく坊	滿藏房
山方	小平湯	同所
別當坊	界藏坊	同創圓坊
とうめき	同所	同所
林藏坊	大藏坊	りうさう坊
三城方	同所	西くぼ
若	松野坊	神意坊

て 足輕屋敷多くありしと云 ○龜石跡 土町の東にあり、土津神社の碑を建しとき、龜跡となすべき石をこゝより採りしとて、今に大なる穴ありて其ほとりに數株の大杉樹生茂れり、見禰山の境内なり、

○褒善 ○彦右衛門 新町の農民作兵衛が子にて、兄弟四人あり、喜兵衛・彦右衛門・六藏・孫四郎と云、共によく父母に事ふ、妻迎へよと勸むる者あれども、妻もし親に背かば不孝なるべしとてきかず、親死して後喜兵衛に妻もたせて弟は共に兄と嫂とを父母の如く仰ぎ尊び、總てその下知に任せしとぞ、常に公法を重じ人に先ち貢物を納め、民間には稀なる行なり、元祿十一年彦右衛門・孫四郎兩人に米を與て孝悌を賞せり、これよりさき喜兵衛・六藏はうせぬ ○次郎助 本町の農民なり、質直にて上を敬し、己を慎み、よく父母に事ふ繼母に一人の女ありしを、父の心に叶はで離別せしが繼母先夫の子の方にかゝりて僅に命を繋ぐよしを聞て竊に米などを贈り一生を養ひ、又異母弟の他國に往てわびしく暮すと聞て、妹が爲には同腹なれば見棄がたしとて、米金等を贈ると云、實の兄は人の家を嗣ぎ、妹も縁付しかども、皆生産に艱めるを見て財を分ち、乏しきを繼ぎ公納をかゝすることなし、常にいふ、聊

の貯ありて親戚の急を救ふは幸なりと、寶永五年米を與て賞せり ○孝行者權平 新町の農民なり、延享二年米を與て賞せり ○孝行者つち 新町の農民善之丞妻なり、同上 ○孝行者六右衛門 本町の農民なり、明和元年同上 ○孝行者次郎吉 本町の農民なり、同上 ○忠義者喜助 新町肝煎七郎兵衛召任なり、明和五年同上 ○力田者權平 新町の農民なり、同上 ○力田者佐右衛門 土町の農民なり、天明八年同上 ○力田者總大夫 土町の農民なり、同上 ○孝行者勇吉 中町の農民なり、寛政二年同上

新編會津風土記卷之四十九終

新編會津風土記卷之五十

陸奥國耶麻郡之三

川東組

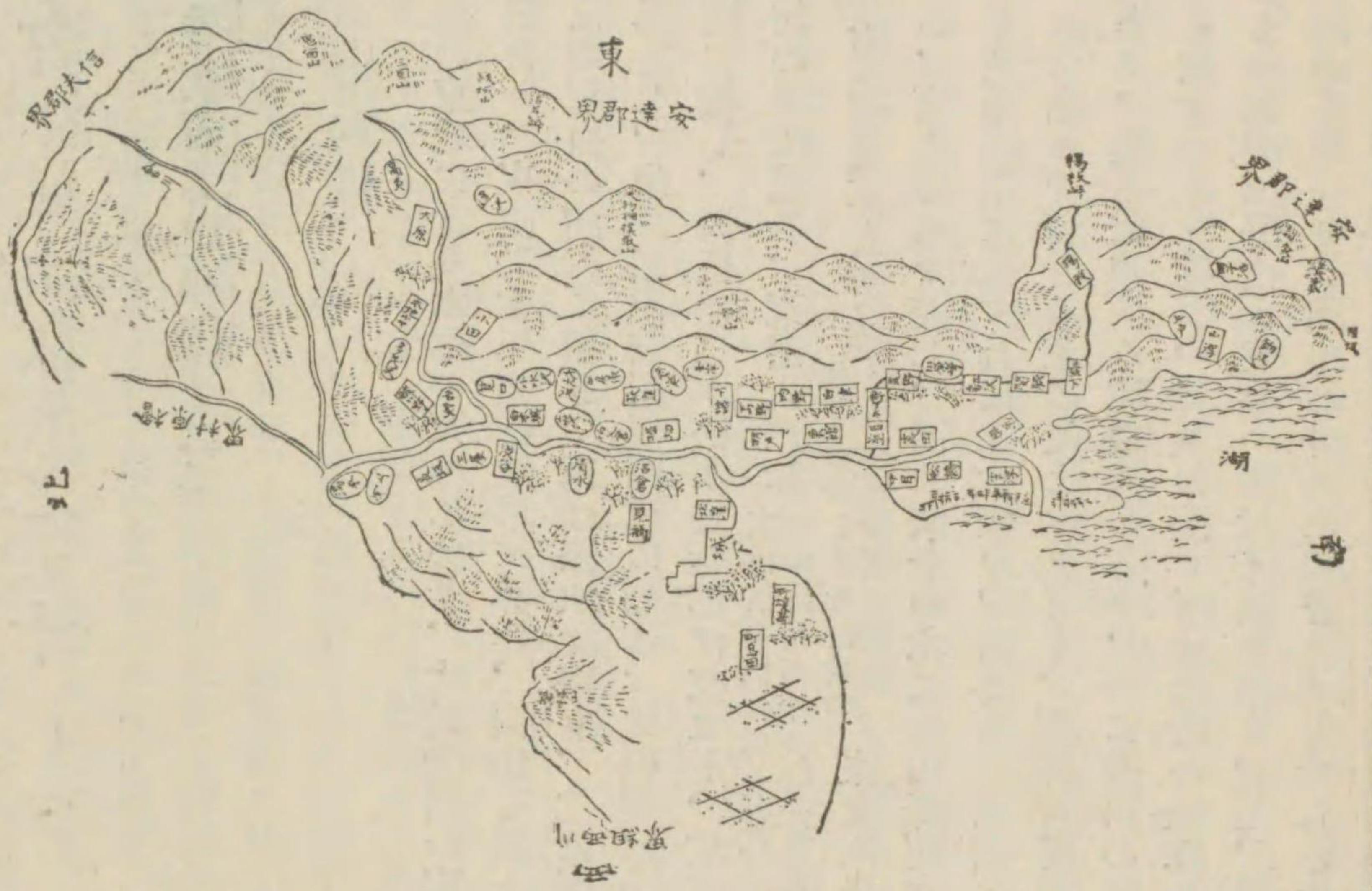
此地府城の東北に當り本郡の東端にあり、大抵酸川の東なる故名あり、東は二本松領安達郡に界ひ、高山を限とし、西は川西組の諸村に續き、南は湖水を限り、北は吾妻山を界とし、米澤領出羽國置賜郡に鄰る、又丑寅は公領信夫郡に接し、辰巳は二本松領安積郡に交はり、戌亥は檜原村の地に連る、東西六里餘 東は信夫郡の界土湯峠よりの山界 南北四里十八町餘 南は湖水より北は檜原村に至る 南北四里十八町餘 村の界七曲坂に至る 東北に層嶺を負ひ、南に湖水を擁し、西は廣平の地にて田野開け人煙繁く其地諸組に比すれば尤大なり、村落多くは山に傍ひ、水に臨み、薪材養水に便よけれども、磬梯吾妻等の高山あり、風常に烈しく種殖美ならず、中に酸川の流あれども硫黄の氣を帯ひ、其水の灌ぐ所は米穀の味薄しされども小田酸川野白木城等の諸村は其土桑に宜く、蠶養の利封内に甲たり、湖邊の村里は網罟の利も少しとせ

ず、又良馬を産す、此組及び川西組にて正月十四日、團子の湯を屋邊に灌ぎ、大沼郡高田組の條下に詳なり 十七日山神講として栗餅を製す、會津郡小田組の條 九日山神の木敷として山に入らず、大晦日神玉飯を歲徳神に供す、又高田組の條 此組の諸村皆郷名を失ふ、月輪莊と稱する村十九 白木城村萩窪村堀切村下館村内野村明戸村白津村東館村曲淵村新屋敷村荒野村都澤村關脇村壺下村楊枝村山湯村金曲村夷田新田村 更級莊と稱する村十四あり 新町土町町島田村町堤崎村北窪野村木地小屋村大原新田 村見禰村澁谷村長坂新田村酸川 川東組上十三箇村 凡て三十三箇村あり、

山湯村	端村	山崎新田	上戸	餉澤新田	壺下村
楊枝村	關脇村	端村	川原崎新田	都澤村	金曲
村	小平湯村	松橋村	中目村	夷田新田村	荒野
村	新屋敷村	曲淵村			

●山湯村 端村 上戸 餉澤新田 この地往古は民居ありしが、百年餘あれはてしを、永正中下野國の浪人加賀某と云者、安達郡玉井村より郎等引具し、此に來り、猪苗代の三浦氏に請て廢田をおこせしより、再び民居となりぬ其後往還となり、安達郡中山驛より山越にこの村に繼ぎ又仙道の諸村より米倉まで納めしとて、今猶彼地の者其

川東組地理之圖



事を語り傳ふ、古文書に山潟を山方に作るものあり、府城の東北に當り行程八里十二町、家數七十六軒、東西四町、東北に田圃をひらき、南は山に傍ふ、東一里餘二本松領安積郡安子村の山界に至る、西十町四十間、湖水を限とす、南は二本松領濱路村に隣り、陸坂を界とす、北十九町餘、壺下村の山界に至る、其村は亥に當り三十三町餘、村東にもと山崎新田と云端村あり、今は居を本村に移す、此村良馬を産す、常に山中に放牧せり、

○端村 本村の戌亥の方八町にあり、家數十七軒、東西二十町、南北五十間、北は山に續き三面は田圃なり ○餉澤新田 本村の未申の方二十六町餘にあり、家數二軒、東西二十二間、南北八間、山麓にあり、西は湖邊に臨む、

○山川 高森山 村より辰の方二十八町餘にあり、十五町餘其頂に至る、東は安子島村と峯を界ふ ○長峯山 村の巳の方二十五町餘にあり、頂まで十三町餘、東は安子島村と峯を界ふ ○小坂峠 端村上戸の村端より漸漸に登る、頂まで七町十間餘、此を越て壺下村にゆく ○田子沼 村東二十一町餘山中にあり、東西八町、南北五町、極て幽境なり、相傳ふ永正の頃この里に齋多と云一處女あり、田子・商殿と云二人の男こ

の女に心を通じ、さるべき者をこしらへて只管に彼父にいひよりしを、齋多この沼に身を投て死す、二人の男これを聞き悲歎に堪へず、又もろとも溺死せしとぞ、爾せしより後夜ことに沼の中に相争ふ聲聞ゆ、常に惡風を吹起し種殖を害しければ、關加賀三人を神に祝ひ祭り、歳時の祭禮怠らざりしより斯る怪き事もやみしと云、されど今も猶この里のみ風雨あることありこれを村民山潟の「ほまち雨」と云、鮒魚川さいを産すこれをとれば霖雨の變ありとておそれとらず ○加賀濱 端村餉澤新田の南の湖濱なり、關加賀が魚獵せし所と云 ○釜子湊 端村上戸より西の湖邊なり、昔舟着なりと云、濱續きの湖中に數十間大石を累ね築きし塚あり、村老これを経塚とて空海請雨の祈禱せし所と云へど、古の舟着なれば舟寄の爲に築きしと見ゆ、會津郡橋爪組上荒井村の肝煎梅宮吉兵衛が家に藏むる蒲生氏の時の文書に、戸口山方普請とあり、これを築きし時の事なるべし、これより西北の方沖に出れば、三把菅とて湖中第一の深き所あり、三把の菅を結び下せども水底をしらずとて、此名ありとぞ ○前川 源を高森長峯の二山より發し、巳の方より戌亥の方に流れ、村中を経て湖水に入る、廣九尺餘、境内を經るこ

と凡一里二町 ○北川 田子沼の下流なり、端村上戸の側を經て西に流ること二十一町餘、湖水に入る、廣二間計 ○天婦石 加賀濱の中であり、又離石とも云、二石わかれ立り、高一丈計上に松樹躑躅あり、

○原野 秣場三 一は村より巳午の方十町四十間にあり、東西十町南北三町、一は村より寅の方二十五町にあり、東西六町、南北二町三十間、一は村東十二町餘にあり、東西十六町、南北三町、

○水利 ○堤二 一は村東十三町餘にあり、東西八十九間、南北百間、一は村の巳の方三十間にあり、周九十九間餘、

○倉廩 ○米倉 村南にあり、此村の米を納む、

○神社 ○田子神社 境内東西十八間南 村東の山麓にあり古樹蟠蔚して神さひたり、永正の頃田子と云者を祭れるは此社なり、鳥居あり、關脇村土屋出羽が司なり、

【相殿二座】 △稻荷神 本村より移せり △齋多神 同上 ○熊野宮 境内東西二間南 端村上戸の戌亥の方一町山腰にあり、勸請の初詳ならず、鳥居あり、土屋出羽これを司る、

○寺院 ○壽徳寺 境内東西十二間南 村東一町山下にあり縁起を案するに、永正中關加賀此地にありしとき雲間

より熊野本宮の牛王飛來るを見て隨喜の餘に藥師の像を彫り、其牛王を軀中に封じ一字を創てこれを安し時宗の徒金藏を住持とすと云、寛永中眞言の徒秀海來り住せしより、田子山壽徳寺と號し、府下臺町延壽院の末山となる、寛文の頃まで村西にあり本尊藥師客殿に安す ○觀音堂境内五間四方免除地 村東十五町山中にあり、創建の年月詳ならず、修驗大方院是を司る、

○墳墓 ○古墓 村南山麓にあり、高三尺計の五輪なり村老云、この後の山に昔五輪二あり、後此に移せし時一は田中に倒れて埋りしと、今存する所を關加賀墓と云傳ふ、文字剥落したれどもさたかに禪定尼と見ゆれば、もしくは田中に倒れしは加賀が五輪にて、此五輪は其妻の墓にや、

○古蹟 ○館迹 村北一町にあり、東西四十間、南北十二間、永正中關加賀居りしと云、

○舊家 ○關莊之助 此村の肝煎なり、關加賀某が十三代の孫なりと云、履歴詳ならず、

○褒善 ○平七妻よし 端村上戸の農民なり、家極て貧く、夫平七十六年前より悪疾に罹りしを深く歎き、心を盡し療養を加へ、遙なる山路をこえ醫藥を求め進れども年を逐て其さま見苦敷なりゆけり、平七妻に暇を

與へしに大に驚き、重病の夫を棄て何くへ行べきとて泣はかりに聞えれば、其事とどまりぬ、常に晝夜の看病心を盡すのみならず、田畠のことまで骨折て貢物滞ることなければ、一村の者深くこれを憐み高役など云ものを免しけり、後平七遂にうせしが、貧しき中にも葬送の事よくとのへ、たぐひ稀なる行なれば、安永三年米を與て賞せり ○門太郎 端村上戸の者なり、五歳の時父に後る、十二三の頃より世になき父を深く慕ひ、其面影より病中の様まで委く問ひ尋ね、父は大工の道を學び世を營みしと聞き其業を繼んとて、十四の年より大工の業を習ひしが、成人の後、百姓のつとめは稼穡のことに如すと思ひ、大工をやめ農事のみを勤めけり、外に出れば菓子類を買求め、家に歸れば一は父の靈前に供へ、一は母にすすむ、母病に臥しけるに、百日餘付添て飲食療養の事まで人手にかけず、近里には醫師なければ猪苗代町より藥を求む、中にも三十日計は病殊に重ければ、毎夜醫師の許に行き其病體を委く語り聞せ、藥を求しと云、天明三年同六年共に甚しき饑饉なりしが、朔望の日は家に祭れる太神宮と先祖の靈前には米の入たる飯を供へ、其下りたるを母に進めしとぞ、同七年米を與て賞せり ○忠義者新

之丞 享保二十年米を與て賞せり ○孝行者はる 此

村の農民清藏妻なり、寛政五年同上 ○善行者はつ

此村の農民友之助妻なり、寛政九年同上、

●壺下村ツボオロシ 府城の東北に當り行程七里五町餘、家數三十五軒、東西二町五十間、南北四十間、山中に住し西は湖水に傍ふ、東二十七町計、二本松領安積郡安子島村に界ひ、倉手山の頂を限とす、西五町湖水を限とす、南十三町餘山漏村に界ひ、小坂峠を限とす、其村は已に當り三十三町餘、北は關脇村に隣り、境界分明ならず、其村まで二町五十間餘、この村は二本松街道驛所にて村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、楊枝村驛より二十六町五十間此に繼ぎ、此より二里一町十間猪苗代城下に繼ぐ、驛役の事により蒲生氏るとき都澤村と爭論せしとき、の文書二通、農民の家に藏む、其時は村名を坪下に作れり、其文如左

坪下都澤駄賃馬付下之儀に付て申分聞届候、所詮都澤御倉入之事に候間、一ヶ月を半月宛坪下と申談越後代之ことく付下可仕之者也、

十一月廿七日

岡半兵衛尉 町野左近助

都澤村 肝煎百姓中

今度竹村通に付、坪下村宮古澤村出入御座候間、惣方相談を以相定申候上、十五日にやうし柳へ參候、村送之儀やうし柳にて持候事、不成候はゞ、十六日に宮古澤村へとおさせ可申候、又晦日にやうし柳へ參候村送めちはたし候事、不成候はゞ、坪下にて一日に請取可申候、但あいのを鳥番之儀は夜あけ次第に相定申候、此上はたがい申事仕間敷候、爲其たがひに一筆を取あひ申候、爲後日仍如件、

慶長貳年五月四日

坪下村

七郎左衛門

勘三郎 百姓中

宮古澤村

與左門殿

助兵衛殿 百姓中

○山川 ○倉手山 村東二十七町にあり、登ること五町餘、東は地形卑ければ、郡山須加川の方より望むに空に挿める峻嶺なり、頂に石楠花五葉松多し、東は安子島村と峯を界ふ ○魔神嶽 村より寅の方二十町、楊枝村にゆく路の左にあり、倉手山より稍ひくし、頂より望めば安達郡の諸村眼下にあり ○楊枝峠 楊枝村の東より登ること五町四十間餘、頂に至る、此より山中驛に至り二本松に達す、二本松領安達郡中山村と峰

を界ふ ○小坂峠 村南十三町餘にあり、頂まで七町二十間餘、此を越て山湯村にゆく、東西に續ける峯を坪下山湯兩村の界とす ○鳶巖 村の戌亥の方三町、岩館山の續きにあり、高二丈八分目に自然に鳶の形あり ○小澤川 村南一町にあり、倉手山より源を發し、東より西に流ること二十八町、湖水に入る廣二間半、

○原野 ○板屋原 村より寅の方十五町計にあり、東西七町南北四町三十間此村の秣場なり ○牧場 村より寅の方八町にあり、東西三町、南北四町、

○關梁 ○壺下口 村の北端二本松街道にあり、此より楊枝峠をこえて安達郡に達す、木戸門あり、左右の山を切て道とし、西は湖水を要害とす、番戌を置き往來を察せしむ、

○神社 ○諏訪神社 境内東西六間南 村より辰巳の方六町にあり、鎮座の初をしらず、鳥居あり、關脇村土屋出羽が司なり 【相殿六座】 △伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は楊枝村より移せり △熊野宮 本村より移せり △山神 同上 △羽黒神 同上 △愛宕神 同上、

○寺院 ○地藏堂 境内東西三間南 村北にあり、草創の年北四間免除地

代詳ならず、村民の持なり、

○褒善 ○八兵衛 府下三之町紺屋與左衛門が許に事ること十一年、主人の家次第に貧く成行しかば、其後八年が程は給金もなく仕へけり、與左衛門家屋敷を賣拂ひ借財を償ひ五之町に小き家を假て移りしが、猶聊の殘金あれば纒なれどもいかやうにも身を立よとて與へければ、今まで事へしは十一年が程の恩を報せん爲なり、今更主人の難儀を見てかけ離れんこと本意ならずとて、其意に従はず、其後與左衛門病に罹り、其子いまだ幼弱なれば、彌困窮に及べるを八兵衛獨奔走して生産を助け、其暇には主人の病を勞はり晝夜を分たず介抱し、三年の後主人も失ぬ、其後も彌心を盡し後の主人を後見せしかば、享保六年米を與て賞せり ○忠義者六兵衛 延享二年米を與て賞せり、

○楊枝村 蒲生氏會津を領せし時、壺下中山兩村の間山中人家なく往來の者難儀せしに因り、慶長二年壺下村の東廿六町倉手山の麓に此村を開き、鐵炮二挺をあげ置き、五十石の年貢を免し、出陣上洛の毎度必百姓二人を足輕に仕立連行しとぞ、もと楊柳村と稱す、後柳の字を省き今の名とす、府城の東北に當り行程七里三十三町、家數十軒、東西一町五間、南北四十八間、兩山の間に住

す、村西に田圃を開けり、二本松街道驛所にて村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、關脇村驛より三十二町十八間此に繼ぎ、此より一里六町二本松領安達郡中山驛に續く、もと壺下村の境内に開きし村なれば四方の山は皆其村と入達なり、村東三町に一里塚あり、

○關脇村 端村 川原崎新田 府城の東北に當り行程七里三町餘、家數四十三軒、東西一町、南北二町三十間、山麓に住す、西に湖水を望み、遠崎波間に浮び、佳景の地なり、二本松街道驛所にて村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、猪苗代城下より一里三十一町四十二間此に繼ぎ、此より三十二町十八間、楊枝村驛に繼ぐ、東五町都澤村の山に界ふ、西五町四十六間金曲村の界に至る其村は西戌に當り十一町餘、南は壺下村に隣り界域分明ならず、其村まで二町五十間餘、北三町二十間、都澤村の界に至る、其村まで八町二十間餘、村中に一里塚あり、

○端村 ○川原崎新田 本村の北十六町三十間餘、二本松街道の東にあり、家數二軒、東西二十六間、南北三十間、東は山により三面に田圃あり、寛文二年都澤村の境内に開ける新田故四方多くは其村の田圃なり、一町四方計の地面この村に屬す、

○山川 ○岩館山 村南二町三十間にあり、南は壺下村

の山に續く山上に館迹あり、關參河某と云者住すと云本丸迹二十四間四方計、それより北に下ること五間計長三十間餘の曲輪あり、又北に下ること七間計、長二十五間計の曲輪あり、共に今は雜樹生茂れり ○越路山 村東にあり、東南は壺下村の山に連り、北は都澤村の山に續く ○大澤川 村より亥の方八町三十間にあり、都澤村の界より南に流ること十三町餘、湖水に入る ○手代濱 村より未申の方三町二十間餘にあり、長一町三十間會津郡原組篠山村より諸物を運漕せる舟着なり、

○神社 ○麓山神社 境内東西六間南 村の辰巳の方五町餘山上にあり、草創の時代詳ならねども昔は岩館山に鎮座ありしを、永祿元年今の地に還し、天正中に至て三浦盛國再建せしと云、毎年九月十五日さるべき民家を掃ひ清め、注連繩を引て大幣二本を安し、村民の祭に與かる者、宿齋して此に會集し、大なる爐に薪をたき月山麓山羽黒權現並稻荷大明神と一口に出る如く唱ふること數十反、神これに馮る者一人或は二三人、互に起て幣を取て狂躍し、爐中に入り火上に座す或は火を攫み或は火を踏み幣にて火を探れども幣帛もゆることなし、少間ありて神去ば其人醉の醒るが如し

九月十五日より二十七日まで毎夜かくの如し、二十九日の朝麓山神社に詣て神事にまじはる、是を火の祭と云、鳥居・幣殿・拜殿あり、

【寶物】 △神劍 一振 長二尺六寸三分、銘に永仁景光とあり、其間の數字減して見えず關參河奉納と云、

○神職土屋出羽 其先を權大夫某と云、其九世の孫權大夫貞義に至て當社を今の地に遷す、今の出羽利起は其遠孫なりと云、

○關神社境内三間四 村北山腰にあり、社家相傳ふ、大同の頃の鎮座にて月輪神社と稱せしを、其後此に關を居しよりかく稱せりと、祭神詳ならず、鳥居あり、土屋出羽是を司る 【相殿二座】 △熊野宮 本村より移せり △山神 同上、

●都澤村 村老の口碑に此村昔一澤と云、ここに産せる芹氣味殊に香美にて、根長く三尺に至れるあり、採て都にもちゆき朝廷に獻ぜしに村名を都澤と唱ふべしと詔ありしと云、慶長の頃或は宮古澤に作れる文書あり、府城の東北に當り行程六里二十四町、家數三十五軒、東西一町、南北二町四十間、二本松街道に在り、東は山により三面は田圃なり、東十三町餘二本松領安達郡中山村の山界に至る、西三町南五町共に關脇村の界に至る、其村は

云、開基の初を知らず、寛文二年より府下大町彌勒寺の末山となり、本尊不動客殿に安す、

【寶物】 △空海畫像 一幅自畫なりと云 △兩界曼荼羅 二幅空海筆

○地藏堂境内東西七間南 村中にあり二間二尺四面南向飛驒匠が作りしと云、古びたる堂なり、何の頃にか渡邊帶刀入道と云者建立せしと云、木像の長五尺ある地藏六軀を安す、中像は德溢の作と云傳ふれども近來裝飾を加て古色を失ひ新古分ち難し、正福寺これを司る、

○古蹟 ○館迹 村東二町計山中にあり、周四町計、渡邊帶刀入道居りしと云、何人なるや詳ならず、

○褒善 ○藤右衛門 父も藤右衛門とて、能生産の業を教へしかば子の藤右衛門も農事に精し、もとより當村の田畝は卑陥の地にて稻のみり宣しからず、藤右衛門様々に手入して秋穫舊に増りければ、一村の者に教へ皆其地の如くなせしとぞ、役人これを見て勵のため貢の高をも引さげしかば、益力を盡し一村の者これに倣ふのみならず、近里まで悉くこれを師とせり、又よく馬を飼て良馬を飼立しと云、かかることも聞えければ、元祿十二年米を與て賞せり、

●金曲村カネマヅ 府城の東北に當り行程五里十八町、家數七十

南に當り八町二十間餘、北五町十二間、荒野村の界に至る、其村まで八町五十間、此村二本松街道の驛所にて村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、楊枝村驛より一里十二町此に繼ぎ、此より一里二十二町猪苗代城下に繼ぐ、

○山川 ○松取峯 村東十一町餘にあり、北は荒野村の山に連り、南は壺下村の山に續く、松樹雜木多し又村北に金山と云所あり、寛政中此より鎗の穂の如きものを掘得たり、銘に永正九年十二月廿六日加州藤原行光と彫附あり、穂の中程よりけたに曲り長九寸餘、兩刀にて鍊鐵と見ゆ ○大澤川 村北二町三十間餘にあり大平と云所より源を發し、西に流れ又南に折れ、凡八町流れ關脇村の界に入る、

○原野 ○牧場 村より寅卯の方二町にあり、東西八町南北一町、

○神社 ○若宮八幡宮境内東西三間南 村東一町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、關脇村土屋出羽が司なり 【相殿二座】 △熊野宮 本村より移せり △愛宕神 同上、

○寺院 ○正福寺境内東西十一間半南 村中にあり、眞言宗越王山と號す、昔神野寺猪苗代城下の條下に出すの末山なりしと

五軒、東西五町三十間、南北一町二十間、二本松裏街道に住す、西は酸川に傍ひ三方田圃なり、東五町關脇村の界に至る、其村は卯辰に當り十一町餘、西は村際にて小平瀨村に界ひ酸川を限とす、其村まで五町十間餘南十五町餘、湖水を限とす、北七町餘、夷田新田村の界に至る其村は亥子に當り十町十間餘、

○山川 ○酸川 夷田新田村の界より來り南に流れ、村西を経て西に折れ、凡二十町餘流れ湖水に入る、廣三十間餘 ○遠島 村より未申の方十六町餘、湖濱にあり、平沙清潔にて長十八町程の洲崎なり、松樹あり左右に山水の美を望み、漁舟買帆の往來斷へず、清絶の佳境なり、

○關梁 ○船渡場 村西にて酸川を渡す小平瀨村の條下に詳なり

○水利 ○五箇村堰 夷田新田村の方より來り田地に灌ぎ下流湖水に入る、

○倉廩 ○米倉二屋 村中にあり、一屋は社會なり、一屋は本村の米を納む、

○神社 ○金鑄神社境内東西五間南 村北館迹の西南にあり、草創の初詳ならず、祭神は石凝姥命なり、鳥居幣殿拜殿あり、小平瀨村佐瀬主殿これを司る 【相殿四座】 △稻荷神 本村より移せり △鹿島神 同上

△山神 夷田新田村より移せり △羽黒神 同上、

○寺院 ○寶生寺 境内東西十五間南 村中にあり、金玉山

と號す、昔猪苗代城下神野寺に隸せしと云、今は大町

彌勒寺の末山となり、眞言宗となる、永享中岡部氏此

地を領せし時草創し、重想と云僧を住職とす、重想湖

中の翁島にて密教の奥をさぐりし故、老翁山延命寺と

號すと云、二世の後其寺廢せり、寛永中有盛と云僧再

修して金玉山寶生寺と號し、本尊大日客殿に安ず、

○石塔一基 客殿の北にあり、四面に文字あれども剝

落して見えす、應永の年號はさたかに見ゆ、村老云村

北に六角といふ字あり、佐佐木六角三郎左衛門時信が

子孫住せりと、今も六角氏を稱する者村中に残り、

其處より此石塔を遷せりと云、六角氏の塔にや、

○古蹟 ○館迹 村北にあり、東西三十六間、南北三十

七間、四方に隍の形存せり、永享の頃岡部山城又六郎

某と云者居りしと云、天正中三浦盛國が郎等大堀土佐

某・秋屋平右衛門某と云者を壺下口の押として入置け

り、盛胤父に追出され横澤に居りしが、兼て父子の中

和せざれば、父の所領を犯さんとして、天正十六年七月

十四日、小船四五艘に取乘て湖水をわたり、此處に不

意に押寄せ、散々に攻め、二人の者共休へ兼て落行し

かば、盛胤頓て入替る盛國十五日の早朝に矢内八郎左

衛門・廣瀬藤内・遠藤太郎兵衛 共に諱 と云者に足輕を

つけて差越せしを、盛胤を打手の向ふ由を傳聞き中途

に出向て一軍す、廣瀬遠藤等は首數二十一打取、既に

引返さんとする處へ後れ驅の勢驅付て又一軍し、若干

の郎等打取て猪苗代へ歸り盛胤も亦相引に引て再び楯

籠る、されば盛國は盛胤を打もらせるを安からずおも

ひ、遂に自押寄せ陣を取る、かくて猪苗代の騷亂大方

ならず、折節盃蘭盆會の齋日なれば僧侶とも集り、懇

に取持しかば、共に軍を引しと云、其後この館も廢せ

しにや、今は菜圃となりぬ、又村の巳午の方五町計、

田の中に土佐屋敷と云字あり、大堀土佐が居りし所に

や、

○褒善 ○孝行者四郎右衛門 延享二年米を與て賞せり

○善行者五右衛門 此村の肝煎なり、明和二年米を與

て賞せり ○孝行者傳内 明和四年米を與て賞せり、

○孝行者權藏 安永六年米を與て賞せり ○忠義者き

む 此村の農民四郎次妻なり、天明元年米を與て賞せ

り、

●小平瀉村 コビラカマ 昔小出瀉村と稱す、何の頃にか攝津國牧方

より天満宮の畫像を負來り、一祠を建て鎮座せしにより

なり、此村と金曲村の舟渡なり、農民の家に蒲生氏よ

り渡せし文書を藏む、其文如左

當村舟渡し被仰付候間、無氣遣舟渡可仕者也、

元和九年正月十七日 福西吉左衛門宗長判

外池信濃守良重判

本山豊前守安政判

稻田數馬助貞忠判

猪苗代内小平瀉村 肝煎百姓中

水利 ○上山下堰 松橋村の方より來り、田地の養水

とし下流湖水に入る、

○神社 ○天満宮 境内東西二十間南 村の未申の方五町二

十間松原の中にあり、蒼翠社頭に掩映して湖山の景頗

佳し、もとは村東にあり、今其遺址に幹梅とて古梅存

せり、昔何人にか攝津國牧方より菅神の畫像を持來り

此に祭れりと云、又衣冠の木像長六寸七分なるを造り

納めしとぞ、元和三年蒲生氏の臣茅原田長裕再建す、

寛永十二年加藤内藏助明友これを修補す、天和二年筑

前守正經今の地に遷せり、六月二十五日祭禮あり、

△制札 鳥居の外にあり △鳥居 兩柱の間八尺 △本

社 五尺四面西向 △幣殿 二間に一間 △拜殿 三

間に一間半 △神厨 本社の北にあり三間に二間、

○關梁 ○舟渡場 村東にて酸川を渡す、二本松裏街道

今の名に改めしと云、府城の東北に當り行程五里十三町

家數二十七軒、東西四十二間、南北一町三十間、東は湖

水に近く四方田圃なり、東四町四十九間、金曲村に隣り

其村際を界とし酸川を限とす、西二町二十間湖水を限と

す、南八町十二間金曲村に界ふ、北一町四十二間松橋村

の界に至る、其村まで七町五十間、

○山川 ○松原 村西二町五十間餘にあり、西は湖水に

臨み白砂極て清潔なり、數十町の沙汀他木なく、青松

のみ高く聳え清風常に斷へず、誠に湖上第一の佳境に

て、朝暉夕陰氣象一ならず、遠近の諸山蒼波に浮動し

眺望甚佳なり、南北二十二町計、東西二町計、中に赤

沼と云小沼あり、これを小平瀉松橋兩村の界とし、北

七町計は松橋村に屬す、林中に松露を生ず、味美なり、

○酸川 村東五町にあり、松橋村の界より來り南に流

れ、西に折れ凡十町餘流れて湖水に入る、廣三十間、

○原野 ○秣場三 一は村より丑の方四町二十間にあり

東西三十六間、南北二町四十五間、一は村より辰の方

五町二十間にあり、東西二町十間餘、南北三町三十間

餘、一は村より巳の方六町にあり、東西三町、南北一

町二十間餘、

【寶物】 △天満宮神號 一幅 △後奈良院宸翰 △天神畫像 一幅 近衛關白伊尹公筆 △菅相公眞蹟 一幅 △古歌三首 一幅 兼載筆 △八代集秀逸歌 一軸 同上奥書あり、其文如左

此一冊不願惡筆、爲島崎武庫周隆書之者也、 永正丁卯冬至日 耕閑兼載花押

○神職佐瀬主殿 河内平盛繼と云者の三子平次郎道即十世の孫なり、寛文の頃まで修験なりしとぞ、

○若宮八幡宮 境内東西十一間南北十四間免除地 村東二町餘にあり、鎮座の始を知らず、鳥居拜殿あり、佐瀬主殿が司なり、【相殿一座】△加和利御前神 本村より移しぬ、兼載が母を祭れりと云、

○古蹟 ○館跡 村南五町二十間松原の側にあり、石部丹後某と云もの居しと云、兼載が遺址は即此地なりとぞ ○幹梅 村東天満宮の社跡にあり、古樹にて枝幹蟠屈せり、幹より花を開く故此名あり、四方に柵を繪らし謾に攀折せざらしむ、

○人物 ○兼載 父は猪苗代式部少輔平盛實とて、三浦助義明二十三世の孫と云、兼載夙くより佛道に志致く、出家して京師に赴き應仁文明の頃より種玉庵宗祇に隨て連歌を學び、その奥旨を傳へ宗祇が風體を一變して

絶妙巧尖の句あり、北野會所の預となり、禁廷より屢聖藻を賜ひ又將軍家より尊て宗匠とせられきと云、一説に、往昔此村の地頭石部丹後と云者の家に一婢あり容貌極て醜く、年闌るまで嫁を得ず、村の天満宮に詣で百日の間通夜して身の行末を祈るに、或夜怪き人一枝の梅花を授與へ左の袂に入と夢みて孕めることあり、十三箇月を経て兼載を生り、天神の授賜ふ子なればとて幼名を梅と云、聽穎人に勝れ、性甚詠歌を好みしかば、母悦び僧となして後世に名あらしめんとて今の郭内諏訪神社の社僧自在院 今傳勢町にあり縁起には社僧たりしことをつたへず に到らしめ、髪を薙て僧となしぬ、其頃諏訪の社内に連歌の會あり、兼載其席に交はり秀句多く詠し出せしに、會衆其伶利を妬み兼載が来るを距んとて、一間の戸を閉過を兼載を戸間に措しことあり、其戸後には兼載措戸とて自在院に傳へしと云、後下野國足利の學校に入、文籍を涉獵し遂に京師に赴き宗祇に從て連歌の奥秘を傳へ、宗匠となり、花の本と稱す、初兼載宗祇に見ゆる時三十、宗祇が云、凡この道のこと能明らめんとならば二十年の功を積にあらざれば難し、今は吾老たり、十年の齡を過べからずと難じければ、兼載重て、夜を以日に繼がば十年にして至りなん、と強ちに

請しかば、宗祇其志を感じ子弟の契約を結び、十年にして皆傳を受ぬ、其後常に禁庭に召され源氏物語を侍講せしに、法橋を授けらるべしとて俗胤を問はる、兼載其所生の賤しきを耻て假に葦名氏たる由 勅答し、後猪苗代の主葦名某に請て其家苗を稱せしと云、又嘗て自在院にありし時、常にあたり近き住吉の社 今府下村木町 に詣で和歌の蘊奥を得んことを祈り、兼てぞ裁し住吉の松」と云古歌の詞をとり、自ら名を兼載と稱せりと云 總州野渡村萬福寺所藏の記録にも兼載に作り、裁或はり云載に作るとあり、然れども兼載自筆の文書及流布の

【猪苗代系圖】「本朝遷史」等みな載に作る、若くは當時兼載と稱し、後改しも知べからず 此説世の談する所と大に異同あれども、專土俗の傳る所なれば此に註せり、偕其頃古今集の奥義は、和歌所堯孝より堯惠に傳へ、堯惠より兼載に傳へぬ、宗祇「新筑波集」を撰び勅撰に准すべき由 詔ありし時も、兼載が句を數多撰入き、後本州白川の關の邊に住居を始めて耕閑齋又は相園坊と稱す、最後古河公方の招に應じ、彼地に移住すること數年、今彼地に兼載廟又は櫻町櫻門など稱て兼遂載在世の際櫻を栽て愛せし古蹟ありとぞ 遂に彼地に在て病に罹り、江春庵と云醫師の許にて身まかれり、時に永正七年六月六日、歳五十九、野渡村萬福寺と云禪刹に葬り、一株の櫻を植て墓表とす、其藁

今にありと云、著はすところ園塵集二卷あり、生平の連歌の稿なり、 ○褒善 ○清十郎 家貧くして、家士遠山伊右衛門が方に奉公を約せし時いひしは我老母あり、一日も見ざれば心更に安からず、願くば夜々母が許に行くことを許されよと、主人も志を感じ其望に任せければ、夜深るまで勤れども、六里餘隔る母が許に毎夜必來り省み、母も夜ごとに待受て、歸る時は名残を惜みけり、村より朝とく立歸れば、主人の門もいまだ開けず、獨夜明るまで門前を拂ひしとぞ、清十郎己が勤怠らざるのみならず、傍輩の勞に代り其交はり睦しければ、日暮れば必とく母が方へゆくべし、跡の勤に代らんと云しとなん、明曆二年米多く與て賞し、猶給人に拘んことを云しむれど、母に事る障にやなりなんとて固辭しぬ、されば一生母子に扶持をとらせ、孝養を盡さしめき、 ○忠義者總七 天明二年褒賞して米を與へき ○貞節者そむ 此村の農民富吉妻なり、寛政九年褒賞して米を與へき、

●松橋村 府城の東北に當り行程五里五町、家數二十八軒、東西五十五間、南北二町五十間、村中に二本松裏街道あり、東は酸川に傍ひ、西は湖水に近く、四方田圃な

り、東五十二間、夷田新田村に界ひ、酸川を限とす、其村は丑寅に當り三町西五町湖水を限とす、南六町小平瀉村の界に至る、其村まで七町五十間、北二町四十九間、中目村の界に至る、其村まで五町二十間餘、又辰巳の方五町五十間、金曲村に界ひ酸川を限とす、其村まで十町五十間餘、戌亥の方六町四十四間川西組牛沼新田村の界に至る、其村まで十二町四十間餘、

○山川 ○松原 村西三町四十間にあり、南は小平瀉村の松原に續き凡七町餘、又北に續き牛沼の濱まで四町餘の間松を列種す、これを新林と云 ○酸川 村東五十間餘にあり、中目村の境内より來り南に流る、と九町十間、小平瀉村の界に入る ○牛沼 村西五町四十間餘にあり、南北四町四十間幅十六間其半を限り川西組入江村に界ふ、

○水利 ○上山下堰 中目村の方より來り、田地の養水とし、小平瀉村の方へ注ぐ、

○神社 ○熊野宮 境内東西二十間南北十八間免除地 村より辰の方にあり鎮座の初詳ならず、鳥居あり、小平瀉村佐瀬主殿これを司る 【相殿五座】△八幡宮 本村より移せり △熊野宮二座 共に中目村より移せり △稻荷神 本村より移せり、△聖神 中目村より移せり

○古蹟 ○金上寺跡 村南二町餘にあり、眞言宗山號を惠花山と云しとぞ、何の頃廢せしやを知らず、

○褒善 ○忠孝者作兵衛 享保十九年米を與て賞せり、○忠義者安左衛門 寛保二年米を與て賞せり ○孝行者しな 此村の農民武四郎妻なり、寛政四年米を與て賞せり、

○中目村 ナカメ 府城の東北に當り行程五里、家數十六軒、東西一町十八間、南北三町二十八間二本松裏街道にあり、東は酸川に傍ひ三方田圃なり、東一町三十八間、曲淵村の界に至る、其村は寅に當り十一町、西三町相名目村に界ふ、南四十八間松橋村の界に至る、其村まで五町二十間餘、北六町二十間、川西組西館村の界に至る、其村は丑に當り十町、又辰巳の方五十六間、夷田新田村に界ひ酸川を限とす、其村まで八町、

○山川 ○酸川 村東五十間にあり、西館村の境内より來り南に流る、と十二町、松橋村の界に入る、

○水利 ○上山下堰 西館村の方より來り、田地の養水とし松橋村の方に注ぐ、

○古蹟 ○館跡 村より戌の方十一町餘、右近谷地と云處にあり、秋山右近某と云もの居りしと云、年代を傳へず、

●夷田新田村 エヒダシンデン 寛永七年夷谷地と云所に新田を開き民居を營む【舊事雜考】には元和七年のこととす

因て、夷田新田村と稱す、舊は此より辰巳の方二町にあり、觀音寺川の水災を患へ、寛文中彼の地に移しき、府城の東北に當り行程六里六町、家數十二軒、東西四十間、南北一町十六間、西は酸川に傍ひ三面田圃なり、東東五町五十二間荒野村の界に至る其村まで十四町四十間、西一町餘中目村に界ひ酸川を限とす、其村は戌に當り二町餘、南二町四十四間金曲村の界に至る、其村まで十一町餘、北二町三十二間曲淵村の界に至る、其村は丑寅に當り十一町餘、

○山川 ○酸川 村西五十間にあり、曲淵村の界より來り南に流る、と九町餘、金曲村の境内に入る ○觀音寺川 村東三町四十間餘にあり新屋敷村の界より來り未申の方に流る、と七町三十八間、酸川に注ぐ、廣三間、

○水利 ○五箇村堰 曲淵村の方より來り田地の養水とし、金曲村の方に注ぐ、

○褒善 ○關澤丹三郎 此村の肝煎なり、上を敬ひ謙遜にて人を侮らず、能父母に事へ其言に従はずと云ことなし、幼きより書を學び殊に算術に精し、常に讀書して古人のよき言行を抄書し、人にも讀聞かせ、其外家

内にも睦しく下部をも愛憐して一村のもの其徳に服せしよし聞えければ、天明三年米を與て賞せり ○忠義者文平 天明八年米を與て賞せり、

○荒野村 ウラタ 此村もとは丑の方十六町、川桁山の麓本寺と云所にあり、高野村と稱す、康曆の頃より寺の名により觀音寺村と稱へ、天正の初火災に罹り今の地に遷り、寛文中今の名に改めぬ、府城の東北に當り行程六里十町、家數三十七軒、東西五十間餘、南北四町十二間、二本松街道にあり、東は山により三面田圃なり、東五町餘、都澤村の山に界ふ、西四町三十五間、北四町四十九間、共に新屋敷村の界に至る、其村は戌亥に當り四町五十間餘南二町三十七間、都澤村の界に至る、其村は巳午に當り八町五十間、

○山川 ○川桁山 カハカ 村より丑寅の方二十五町餘にあり、山脉南北に綿延し、北は小田村の山に續き内野村の山に連る、數十村入逢の山なり ○觀音寺川 村より丑寅の方十五町三十間餘にあり、川桁山より源を發し西南に流る、と十四町餘、新屋敷村の界に入る、上流に處々瀑布あり ○三重瀧 觀音寺川の上流にて川桁山の半腹にあり、懸水三級となり、遙に山谷に瀉くと二十丈計、

○原野 ○中川原 村北一町餘にあり、東西四町十間餘、南北一町五十間餘 ○西原 村北六町餘にあり、東西六町餘、南北二町三十間餘 ○牧場 村の辰の方四十間餘にあり、東西五町五十間餘、南北二町三十間餘、

○神社 ○天王神社境内東西九間南 村の丑寅の方七町にあり、相傳ふ天長の頃の鎮座なりと、鳥居あり 【相殿七座】△稻荷神 本村より移せり △愛宕神 同上

△若宮八幡 同上 △熊野宮 同上 △山神 同上

△三島神 同上 △幸神 同上 ○別當自性院 本山

派の修驗なり、何の頃にか鈴木兵部重清と云者修驗となり、自性院幽慶と改めき、現住寛慶は三十七世の孫なりと云、

○寺院 ○觀音寺境内千二百六十歩年貢地 村より寅の方四町三十間にあり、曹洞宗山號を慈應山と云、昔は此より丑の方

十一町計山奥今本寺と云所なりにあり、文祿の頃今の地に遷しぬ、何れの僧の草創にか詳ならず、三浦大炊助經連始

て猪苗代に來りし時觀音の像を負せ來り、川桁山の麓に一字の蘭若を構ひ、觀音を安置し百貫文の地を寄附せしと云、入江村の條下を併見るべし 天正の頃良積と云僧住せり、

然るに盛國既に伊達家に屬して後この寺を廢せしを、文祿の初、越後國指合村光明寺存鏡が弟子蘭室と云者

廢寺を興し、光明寺の三世默山を請て開山とし、即其寺の末山となる、寛文の頃にや舊址より斷碑を得たり

惠鑑禪師元弘元の七字を存せり、今はなし、觀音を本尊とし客殿に安ず、春日作と云、三浦經連携來りしと

ぞ、此腹籠の觀音なりとて今川西組三城湯村長照寺にあり △鐘樓 境内にあり 鐘徑一尺九寸、萬治元戌

年、施主佐藤安藝、古川平右衛門、難波茂左衛門と彫付あり △石塔二基 一は舊址より遷せりと云、今は

庭前におく、應永十八年十月吉日、卅三年忌唯明とはさだかに見ゆれども、末の一字剝落して見えず、後に

川桁山主白とあり、一は客殿の北にあり、圭首の塔なり、前に孤庵淨雲禪定尼、慶長二酉年五月廿六日とあり、右に爲孝母造立之とあり、左に難波茂左衛門とあり、

【寶物】△拂子 一柄、唐物なりと云、極て古物なり △二十五條袈裟 一頂、蜀紗なりと云 △蛇骨 長二尺計、僅に頭より脊の六七節をのこせり、明和中、屋上修葺の時得ると云、頭の周九寸八分、

○古蹟 ○館迹 村東山上にあり、何れの頃にか村民姦賊の亂妨を恐て、この館を築き楯籠りしと云 ○經塚 觀音寺の舊址本寺にあり、周七十間餘、何れの頃にか

觀音寺の住僧稻閑築けりと云、

○新屋敷村 府城の東北に當り行程六里二町餘、家數二十七軒、東西二町二十八間、南北一町四十二間、本松街道にあり、西は曲淵村の民居に續き、三方田圃なり、東

二町四間、荒野村の界に至る、其村は辰巳に當り四町五十間餘、南七町四十二間餘、金曲村の界に至る、其村ま

で三十町、北二町十九間餘、曲淵村に界ふ、其村もとは六町南にあり、鍛冶屋敷と云、應永中此に移せし故かく

號けり、

○山川 ○觀音寺川 荒野村の境内より來り、南に流るること六町五十間餘、夷田新田村の界に入る、

○倉廩 ○米倉三屋 村中にあり、一屋は社倉なり、二屋は本組の米を納む、

○古蹟 ○館迹村南にあり、今は島となれり、何の頃にか石田讚岐某と云者居りしと云、

○褒善 ○六助同娘二人 六助は實義なる生れにて、親にも能事へ、家内睦く、貢納のことを勤め、上を敬し人を憐み、奇特の行多し、其後不幸打續き貧しく成行しが、きち・まつと云二人の娘を盡して六助に事へ、

田島のことも能つとめ、其行郷里にあらはれければ、天明三年六助と二人娘を賞して米を與へり、

○曲淵村 府城の東北に當り行程六里二町、家數十四軒、東西一町、南北四十六間、二本松街道にあり、四方田圃

なり、東は新屋敷村の民居に續く、西三町三十間、川西組西館村に界ひ、酸川を限とす、其村は戌亥に當り八町

餘南八町十二間、夷田新田村の界に至る、其村は申酉に當り十一町餘、北四町十間東館村の界に至る、其村は戌

に當り八町五十間餘、又丑の方四町五十六間、白津村の界に至る、其村まで五町四十間、この村は昔酸川の屈曲

せる處にあり、水難に逢ひ元和五年今の地に遷す、村名は舊に仍れり、

○水利 ○五箇村堰 白津村の方より來り、夷田新田村の方に注ぐ、

新編會津風土記卷之五十終

新編會津風土記 自卷之二十五至卷之五十五 要目

卷之二十五	陸奥國會津郡之一	會津郡	鄉名	莊名	組名	村名	山川	原野	水利	卷之二十六	陸奥國會津郡之二	瀧澤組	瀧澤村	端村	牛墓村	藤原村	郷原村	北柳原村	
三〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一九	二〇	二〇	二〇	二〇
下柳原村	上居合村	下居合村	松窪村	長原新田村	金堀村	卷之二十七	陸奥國會津郡之三	原組	原村	端村	西田面村	上馬渡村	下馬渡村	赤井村	原新田村	篠山村	中田村新田	崎川村	
三〇	三三	三三	三三	三四	三四	三五	三五	三五	三七	三七	三六	三九	三〇	三一	三三	三三	三三	三三	三三
東田面村	經澤村	卷之二十八	陸奥國會津郡之四	高久組	高久村	横沼村	神指村	高瀬村	如來堂村	小見村	鍛冶屋敷村	深川村	幕内村	深川村	幕内村	西柳原村	西城戸村	天満村	
三六	三七	三六	三六	三八	三八	四一	四一	四一	四五	四六	四六	四六	四六	四七	四七	四九	五〇	五〇	五〇

新編會津風土記要目

東城戸村……………五三

卷之二十九……………五三

陸奥國會津郡之四……………五三

高久組……………五三

平澤村……………五三

中地村……………五四

上吉田村……………五六

下吉田村……………五六

下高野村……………五七

鶴沼村……………五七

上高野村……………五八

沼木村……………五八

中明村……………五九

藤室村……………六〇

上荒久田村……………六〇

下荒久田村……………六一

中前田村……………六一

木流村……………六二

東森臺村……………六二

界澤村……………六三

卷之三十……………六三

陸奥國會津郡之五……………六三

中荒井組……………六三

中荒井村……………六六

二日町村……………六六

東麻生村……………六六

宮袋村……………六六

宮袋新田村……………六六

寺堀村……………六七

今和泉村……………六七

鷺林村……………六七

本多村……………六七

十二所新田村……………六七

宮下村……………六七

荒田村……………六七

下荒井村……………六七

蟹川村……………六七

磯宮村……………六七

眞渡村……………六七

中里村……………六七

石原村……………六七

田村山村……………六七

館村……………六八

出尻村……………六八

臺村……………六八

和泉村……………六八

卷之三十一……………八三

陸奥國會津郡之六……………八三

橋爪組……………八三

上米塚村……………八三

上荒井村……………八四

下野村……………八七

金屋村……………八七

北後庵村……………八八

新在家村……………八八

西麻生村……………八九

柏原村……………九〇

下米塚村……………九一

兩堂村……………九一

西後庵新田村……………九二

大島村……………九三

卷之三十二……………九五

陸奥國會津郡之七……………九五

南青木組……………九五

南青木村……………九五

北青木村……………九六

卷之三十三……………一一

陸奥國會津郡之七……………一一

青木組……………一一

院内村……………一一

湯本村……………一二

河溪村……………一三

大巢子村……………一六

一渡戸村……………一六

酸漿村……………一七

二幣地村……………一七

黒森村……………一七

關川村……………二六

卷之三十四……………二六

陸奥國會津郡之七……………二六

南青木組……………二六

大豆田村……………二六

香鹽村……………二七

南原村……………二七

上雨屋村……………二七

石村……………二七

面川村……………二七

面川澤村……………二七

堤澤村……………二九

御山村……………二九

中野村……………二九

井手村……………二九

中島村……………一四

花坂村……………一四

松原新田村……………一四

一堰村……………一四

徳久村……………一四

飯寺村……………一四

卷之三十五……………一四

陸奥國會津郡之八……………一四

小出組……………一四

小田村……………一四

小野村……………一五

大澤村……………一五

湯原村……………一五

沼尾村……………一五

桑原村……………一五

船子村……………一五

芦牧村……………一五

小鹽村……………一五

卷之三十六……………一五

陸奥國會津郡之九……………一五

彌五島組……………一五

彌五島村……………一五

白岩村……………一五

田代村……………一五九

芦原村……………一六〇

枝松村……………一六四

卷之三十七……………一六四

陸奥國會津郡之十……………一六四

松川組……………一六四

松川村……………一六五

原村……………一六六

木令村……………一六六

杉澤村……………一六七

南倉澤村……………一六七

野際新田村……………一六八

音金村……………一六九

落合村……………一六九

赤岩村……………一七〇

桃曾根村……………一七〇

鹽生村……………一七一

張平村……………一七二

赤岡村……………一七二

赤山村……………一七三

小松川村……………一七三

中妻村……………一七三

本九九布村……………一七三

寺村	一七四	石井村	一八四	中荒井村	一九七
大窪村	一七四	日影村	一八四	藤生村	一九六
澤入村	一七四	原村	一八五	關本村	一九九
水門村	一七五	戸石村	一八五	絲澤村	二〇〇
卷之三十八	一七六	赤土村	一八五	瀧原村	二〇三
陸奥國會津郡之十一	一七六	櫻山村	一八六	卷之四十一	二〇三
檜原組	一七六	中倉村	一八六	陸奥國會津郡之十四	二〇三
檜原村	一七六	大内村	一八六	高野組	二〇三
上添村	一七六	卷之三十九	一八七	高野村	二〇四
小山村	一七八	陸奥國會津郡之十二	一八七	下鹽澤村	二〇六
倉村	一七八	田島組	一八七	上鹽澤村	二〇六
岩本村	一七八	田島村	一八八	福米澤村	二〇七
刈合村	一七九	新町村	一九二	金井澤村	二〇七
萩原村	一七九	丹藤村	一九二	大豆渡村	二〇八
成岡村	一七九	長野村	一九三	黑澤新田村	二〇九
板倉村	一八〇	田邊村	一九三	針生村	二〇九
小池村	一八〇	栗生澤村	一九四	卷之四十二	二一一
倉谷村	一八〇	水無村	一九四	陸奥國會津郡之十五	二一一
水拔村	一八一	永田村	一九四	颯斗戶組	二一一
安張村	一八三	卷之四十	一九五	颯斗戶村	二一一
桑取火村	一八三	陸奥國會津郡之十三	一九五	伊與戶村	二一一
磯上村	一八三	河島組	一九五	森戶村	二一一
志源行村	一八四	河島村	一九五	八總村	二一一

井桁村	二二五	白津村	二三〇	陸奥國會津郡之十七	二四七
精舍村	二二五	木伏村	二三一	和泉田組	二四七
岩下村	二二六	水根津村	二三一	和泉田村	二四七
押戸村	二二七	大新田村	二三三	小野島村	二四七
湯岐村	二二七	山口村	二三三	界村	二五〇
湯入村	二二七	中小屋村	二三四	片貝村	二五一
水引村	二二八	入小屋村	二三五	富山村	二五二
貝原村	二二九	宮床村	二三五	下山村	二五三
吉高村	二二九	卷之四十四	二三五	梁取村	二五三
福渡村	二三〇	陸奥國會津郡之十六	二三六	小林村	二五三
前澤村	二三〇	古町組	二三六	布澤口村	二五六
鹽原村	二三〇	鶴巢村	二三七	瀧原村	二五七
田瀬村	二三一	大橋村	二三七	布澤村	二五七
介木生村	二三一	青柳村	二三七	大倉村	二五九
小高村	二三一	小鹽村	二三八	二間在家村	二五九
木賊村	二三三	濱野村	二四〇	鹽岐村	二六〇
河衣村	二三三	落合村	二四一	卷之四十六	二六二
穴原村	二三四	朴木村	二四二	陸奥國會津郡之十八	二六二
陸奥國會津郡之十六	二三五	耻風村	二四二	黑谷組	二六二
古町組	二三五	大原村	二四二	黑谷村	二六三
古町村	二三五	小立岩村	二四三	長濱村	二六五
多々石村	二三〇	大桃村	二四四	泥島村	二六五
卷之四十五	二四七	檜枝岐村	二四四		

卷之四十七

陸奥國會津郡之十九

熊倉村	二六六
荒島村	二六七
上荒井村	二六七
下荒井村	二六七
小川村	二六八
檜戸村	二六九
黒澤村	二七〇
叶津村	二七一
只見村	二七二
石伏村	二七三
田子倉村	二七四
十島村	二七五

卷之四十八

陸奥國耶麻郡之一

耶麻郡	二七八
郷名	二八二
莊名	二八一
組名	二八一
村名	二八一
山川	二八四
水川	二八八

卷之四十九

陸奥國耶麻郡之二

猪苗代	二八八
猪苗代城	二八九
城下	二九一
山川	二九三
磐崎神社	二九五
土津神社	二九五

卷之五十

陸奥國耶麻郡之三

川東組	三三五
山潟村	三三五
壺下村	三三九
楊枝村	三三〇
關脇村	三三一
都澤村	三三三
金曲村	三三二
小平瀨村	三三四
松橋村	三三七
中目村	三三八
夷田新田村	三三九
荒野村	三三九
新屋敷村	三三一
曲淵村	三三一

新編會津風土記

自卷之二十五至卷之五十五要目終

版 權 所 有

昭和七年六月十日印刷
昭和七年六月十五日發行

發 行 所

東京市麴町區飯田町六ノ二三

雄 山 閣

振替東京二四二二七番
電話九段二三一四番

大日本地誌大系 新編會津風土記二

非 賣 品

校訂者 花見朔巳

發行者 東京市麴町區飯田町六ノ二三
長坂金雄

印刷者 東京府戸塚町下戸塚一三
上田榮吉

3A 126

大日本地誌大系刊行書一覽

【卷數】	【書名】	【配本回數】
第一卷	御府內備考一	一
第二卷	御府內備考二	九
第三卷	御府內備考三	六
第四卷	御府內備考四	八
第五卷	新編武藏國風土記稿一	二
第六卷	新編武藏國風土記稿二	六
第七卷	新編武藏國風土記稿三	三
第八卷	新編武藏國風土記稿四	三
第九卷	新編武藏國風土記稿五	三
第十卷	新編武藏國風土記稿六	三
第十一卷	新編武藏國風土記稿七	二
第十二卷	新編武藏國風土記稿八	五
第十三卷	新編武藏國風土記稿九	三
第十四卷	新編武藏國風土記稿十	三
第十五卷	新編武藏國風土記稿十一	三
第十六卷	山州名跡志一	三

【次回第八回】

第十七卷	山州名跡志二	一七
第十八卷	五畿內志。泉州志	四
第十九卷	新編鎌倉志。新倉攬勝考	五
第二十卷	伊賀伊三國地志一	七
第二十一卷	伊賀伊三國地志二	七
第二十二卷	勢志磨伊三國地志	二
第二十三卷	近江國輿地志略上	八
第二十四卷	斐太後風土記上	一〇
第二十五卷	攝陽群談下	一四
第二十六卷	近江輿地志略下	二
第二十七卷	雲陽誌	三
第二十八卷	三州地理志稿	五
第二十九卷	御府內備考五	二
第三十卷	新編會津風土記一	二
第三十一卷	新編會津風土記二	二
第三十二卷	新編會津風土記三	二

(以下追而發表)

【第三十九回豫定】

